

青少年の動きと育成活動“7300日の歩み”

はじめに

青少年育成のことや青少年問題とかかわりを持っている人から、“青少年問題はむずかしい”というような意見を聞くことが多い。

その理由はいろいろあるようだが、一口に青少年といっても年齢は何才から何才までなのか、また、どの年齢層のことを問題にしようとしているのか、あるいは、乳幼児の問題なのか幼稚園、保育園の園児の問題なのか、学童期の子どもか、生徒・学生、有職青少年の問題なのか、等によって問題点の捉え方や対応の仕方が異なるからだろう。

また、同じ青少年問題でも青少年の不良行為や非行行動の問題、非社会的な行動の問題、青少年の福祉や体力、健康、意識の問題等と、領域ごとに問題が分かれているからでもあろう。

更に、青少年に直接かかわる問題ではないが、青少年に関係する施設や指導者の問題、学校教育や社会教育などの青少年施策の在り方の問題、家庭環境や地域環境、マス・コミを含む社会環境の問題等々、青少年を取り巻くさまざまな問題も青少年問題を複雑に関係しているために、青少年問題は間口が広くて捉えにくいという印象となり、青少年問題はむずかしい……ということになっているのではなかろうか。

しかしながら、このようにむずかしいと思われている青少年問題について、その実態の研究や対策のための研究及び具体的な取り組み等が、青少年関係行政機関や地方自治体、民間の団体等で多様な形ですすめられてきた。

青少年育成国民会議でも、この20年間、そのような動きの一翼を担ってきたわけだが、青少年問題への対応の仕方や青少年育成活動のすすめ方等を振り返ってみると、どちらかといえば対症療法的な手法が多く、今ひとつ前向きの活動が不足していたように感じられる。

そこで、この20年間の我が国の青少年問題の変化やそれに添ってすすめられてきたさまざまな対応策、提言等をまとめ、そして検証し、それらの中から21世紀に向けての青少年育成の活動や施策の在り方を求めてみようと思い、この文献研究を発意したのであるが、それがまた“青少年問題はむずかしい”という所見に対する答えにもなると考えたからである。本研究書が多くの青少年指導者、社会教育主事など社会教育関係者、研究者の方がたの参考になることを心から念願したい。

本研究にあたっては青少年対策関係の各省庁部局、都道府県及び青少年育成都道府県民会議、青少年団体及び関係団体等から貴重な研究資料等の提供など積極的な御協力、御支援をいただいた。心から感謝を申し上げたい。とりわけ（財）マツダ財団の方がたには助成金の交付など終始お世話になり、心からお礼を申し上げます。

また、文献の解題にあたっていた方がたには、大変御多忙にも拘わらず大量の文献を読みこなしたうえ、限られた量の文章で極めて適切な解題をしていただいた。各位の労をねぎらい深甚の感謝を捧げたい。

なお、この研究が極めて短期間の間に立派に完成したのは、共同研究者となっていた金谷、吉永両氏の経験と力量に負うところが多大であった。特に金谷氏には委員会の司会をはじめ会のまとめ、解題の監修を一手に引き受けていただくなど、研究委員会の実質的な責任者の役割を果たしていただいた。特記して心から御礼を申し上げる次第である。

昭和62年4月

青少年問題文献集研究委員会

研究代表者 上 村 文 三

（社団法人 青少年育成国民会議事務局長）

も く じ

はじめに	2
第一章 文献集作成のねらい・概要・経過	
文献集作成のねらいと特色	5
文献集研究委員会の設置	5
文献収集と解題の方針	6
文献目録の作成と解題の手続き	7
文献解題の方針	10
文献解題者	10
第二章 青少年問題文献この20年	
1. 関係省庁の文献	13
1) 答申・建議の部	
総務庁(総理府)の答申・建議	14
法務省の答申・建議	26
文部省の答申・建議	27
厚生省の答申・建議	35
労働省の答申・建議	44
2) 調査・研究の部	
総務庁(総理府)の調査・研究	52
警察庁の調査・研究	84
法務省の調査・研究	86
文部省の調査・研究	100
厚生省の調査・研究	123
労働省の調査・研究	125
2. 都道府県や青少年育成都道府県民会議の文献	129
1) 全国から寄せられた資料の概要	130
2) 青少年白書	133
3) 青少年施策・計画	135
4) 調査・研究	
・青少年を対象としたもの	141
・親・成人・社会を対象としたもの	149
・青少年団体に関するもの	155
・非行に関するもの	157
5) 育成運動の歴史	160
6) 普及啓発資料	162
3. 青少年育成国民会議の文献	167
1) 答申・建議	168
2) 調査・研究	171
3) その他の文献	183
4. 青少年団体の文献	208
5. 青少年関係団体の文献	216
6. その他	221
1) 少年団体活動振興協議会の文献	222
2) 日本青少年研究所の文献	225
文献索引	231

第一章

文献集作成のねらい・概要・経過

第1章 青少年問題文献解題作成のねらい・概要・経過

1. 文献集作成のねらいと特色

ねらい 昭和39年から40年にかけて、わが国の青少年非行は、戦後第二のピークを迎える程増大したが、これらの事態に対処するとともに、次代の担い手を育てるという前向きの青少年健全育成を図ろうと、青少年育成国民会議が昭和41年に発足した。

この青少年育成国民会議を軸とする青少年育成国民運動は、今日にいたるまで20年の歩みを経てきたわけであるが、この間、わが国社会はこれまでに経験しなかった早さで構造的変化をとげ、その社会変動につれて、青少年の意識や行動態様、生活環境などが大きく変化し、いわゆる青少年問題や青少年施策、そして青少年育成活動も変わってきた。

これらの青少年にかかわる変化を明らかにし、今後の青少年育成活動の展開の参考にするため、青少年育成国民会議はその20周年を機として、この間に刊行された関係省庁や青少年育成国民会議などの調査研究報告書等の主なものの解題を作成することとした。これらの解題を通して、それぞれの時期における青少年の実態や青少年育成の課題を把握し、今日の青少年育成に、より深い洞察を加えることができるようになることを期待してのものである。

特色 わが国においても青少年に関する文献の収集は、総務庁青少年対策本部、国立教育会館社会教育研修所などいくつかの機関で手がけられているが、その収集整理及び活用の方角づけは、必ずしも体系的に整備されているとはいえず、その充実はこれからの課題となっている。

本文献解題作成にあたっては、先行の文献収集の経験を参考にしながら、いくつかの特色をもたせようとした。

その第一は、関係省庁の審議会がこの約20年間に発表した青少年施策にかかわる答申、意見具申等ではできるだけ取りあげて施策の動向が把握できるようにしたことである。

第二に関係省庁の青少年に係わる調査研究はできるだけ多く取りあげ、この20年間の青少年に関する調査研究の動向や、各省庁における調査研究の特色がわかるようにしようとしたことがあげられよう。

第三は、青少年育成国民会議がこの間に刊行した報告書、出版物（定期刊行物やポスターなどは除く）はできるだけ多く取りあげ、青少年育成国民会議刊行物の文献解題の性格ももたそうとした。第四に青少年育成都道府県民会議や、青少年団体などの刊行物の展望もあわせて試みたことをあげておきたい。

最後に、この文献解題はより多く、地域や団体で直接青少年育成にあっている指導者に利用されることを願って作成されたものであることを記しておきたい。そのためあって、この文献解題に加えて、昭和40年代から今日にいたる20年間を中心に、青少年育成活動の歩みを編纂する作業も進行中である。

これらの意図は、文献目録の作成作業の手続きなどのこともあって、必ずしも十分に達成されたとは言いがたいが、すくなくとも当初の目論見としては、上述のような特色をもった文献解題にしたいと願って作業をすすめた。

2. 文献集研究委員会の設置

上記のねらいに添った文献の収集・解題編さんを行うため、昭和61年3月に文献集研究委員会を設置した。委員会の構成は次のとおりである。

- | | |
|-------|------------------------------|
| 金谷 敏郎 | 国立教育研究所アジア地域教育協力室長 |
| 木村 清一 | 国立オリンピック記念青少年総合センター調査連絡課課長補佐 |
| 吉永 宏 | 日本YMCA同盟広報室長 |
| 上村 文三 | (社)青少年育成国民会議事務局長 |

なお、委員会には、総務庁青少年対策本部から、オブザーバーとして、藤井陽光（昭和61年3月から同年9月まで）、阪内宏一（昭和61年10月から昭和62年3月まで）育成指導担当参事官補佐が参加した。

また、委員会事務局は、吉野貴美子（青少年育成国民会議主幹）及び柴 香里（早稲田大学大学院文学研究科）が担当した。

3. 文献収集と解題の方針

文献解題にあたっては、まず基本となる文献目録の作成から始めた。文献目録作成の方針は次の通りとした。

1) 文献解題の利用者

先に述べたように、この文献解題は主として、地域で青少年育成に携わる青少年育成者、青少年団体指導者、青少年育成国民運動推進指導員あるいは社会教育指導員、公民館主事、社会教育主事、児童厚生員、社会福祉主事、各種青少年施設専門職員など、青少年育成の実践活動に携わる人々が、その日常の活動の参考になるようにという意図をもって作成された。従って基礎となる文献目録も、解題の利用者を念頭において作成した。

2) 収集する文献の発行者

どういふところが発行した文献の目録を作成するのかということであるが、青少年に関する資料や調査研究を刊行している機関や団体は多岐多様に渡っていて、そのすべての20年間の文献目録を作成するのは、十分な時間と経費がない限り、きわめて困難である。そこで次のように、収集する文献についての方針を定めた。

まず、大学、マスコミ関係機関、各種研究助成機関と団体、企業および一般出版社等から刊行されている青少年に関わる資料、文献、書籍などは除外することにした。また教育行政や学校教育にかかわる団体や研究機関が刊行している文献も除外した。

そのうえで、収集すべき文献を刊行している機関団体として次のものをあげた。

- a) 青少年関係6省庁——総務庁（総理府）、警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省
- b) 都道府県青少年主管課、及び青少年育成都道府県民会議
- c) 青少年育成国民会議
- d) 青少年育成国民会議加盟団体
- e) その他として、少年団体活動振興協議会、全国少年自然の家協議会、日本青少年研究所、青少年問題研究会

なお、このほかに、子ども調査研究所も一旦この中に含めたが、同研究所は限定された範囲で調査を行っていて、調査結果は会員に供することを原則としているということなので、

対象から除外した。

3) 収集する文献の領域

青少年関連文献の領域はきわめて多様である。そこでいくつかの柱を立てて、収集すべき文献の領域を限定することにした。まず基本的な考えかたとして、幼稚園や大学を含む学校教育、青少年文化と芸術、青少年の体育スポーツ、障害をもつ青少年、青少年の職業生活や職業訓練などの領域のものは除外し、いわゆる青少年の健全育成と非行にかかわる領域の文献を中心とすることとした。

さらに、文献収集の対象となる機関、団体ごとに、次のように収集する文献を特定化することとした。

関係6省庁——青少年施策に関する所管審議会の答申・建議など、調査研究報告、発表された青少年施策など

都道府県青少年主管課・育成県民会議——青少年に関する調査研究報告、白書、長期計画、県民会議年史など

青少年育成国民会議——定期刊行物を除くすべての出版物

国民会議加盟団体など——青少年に関する調査研究、施策提言などのうち、その団体固有の課題に関するものは除き、一般的な青少年育成にかかわる刊行物

なお、収集する文献は原則として青少年育成国民会議が結成された昭和41年から昭和60年までの間に刊行されたものとした。

4. 文献目録の作成と解題の手続き

以上の方針に基づいた文献目録の作成と解題は、次のような手順をへて行われた。

1) 文献目録の作成

関係省庁については次のように担当者を委嘱し、目録作成にあたった。

〔総務庁（総理府）〕 青少年問題に関する文献集（昭和39年～60年）を参考とし藤井陽光氏が目録を作成した。

〔警察庁・法務省〕 尾田清貴氏（日本BBS連盟）の協力を得た。警察庁関係文献については、科学警察研究所報告を参考とした。

〔文部省〕 国立青少年センター発行の文献も含めて、木村清一委員が担当した。

〔厚生省〕 山田秀昭氏（全国社会福祉協議会）の協力を得た。

〔労働省〕 岡有一氏（ユースワーカー能力開発協会）の協力を得た。

都道府県の青少年主管課および県民会議については、一定の様式を定め、それに記入する形で、該当する文献の一覧表作成を求めた。しかし該当なしと回答したところや、無回答のところもあり、また折角作成された一覧表についても、結果としては、青少年主管課あるいは県民会議に、現に存在する文献という狭い形に解釈されたところが多く、20年をさかのぼっての文献目録の作成にいたらず、また同じ県内の他の青少年関係部局（福祉、社会教育、警察など）の文献調査がほとんどできず、さらに提出された文献一覧について県の間の精粗の差が大きく、不十分な目録作成に終った。都道府県段階においては、この20年間に多くの貴重な青少年資料が刊行されているので、その調査は方法を改めて実施する必要があると感じている。

青少年育成国民会議については、すでに述べたように、すべての刊行物について事務局で目録を作成した。

青少年団体を含む青少年育成国民会議加盟団体の文献については、都道府県の場合と同じく、一定の様式に基づいて、文献一覧表の提出を依頼した。ここでは回答を寄せない団体が多く、また回答を寄せたところについても、一覧表に取り上げる文献についての解釈がさまざまに分かれ、必ずしも期待通りの一覧表作成にいたらなかった。多くの貴重な文献が網から洩れたのではないと思われる。また、国民会議加盟以外の組織、団体については、それぞれが今日までに刊行した文献の一覧表作成を依頼した。

以上の手順を踏んで集められた文献数は別表の通りである。

2) 解題文献の選定

作成された目録を検討した結果、解題する文献は関係省庁及び国民会議が刊行したものと、一部の県及び団体の刊行物に限ることとした。都道府県あるいは加盟団体の大部分のものについては、解題文献を選定する基礎となる確実で包括的な文献目録が上記の事情によって作成されなかったからである。

解題文献の選定については、青少年施策への影響度、発表された時期における文献内容の有用性、歴史的意味合いなどを考慮し、さらに年代的なバランスもはかった。より具体的に述べると、20年間の青少年施策の展開をみるという意味で、関係省庁の審議会が発表した答申、建議、意見書は原則としてすべて取りあげることとした。また同じ主題についての調査研究などが数年に渡って、あるいは数年おきに、報告されている場合には、まとめて一点として取りあげるようにした。関係省庁ごとに具体的に選定の状況を述べると、以下の通りである。

総務庁（総理府）——答申・建議については、昭和40年以降の青少年問題審議会答申及び青少年育成国民運動発足の道となった昭和39年の閣議報告等を12点、また調査・研究については、32点を解題に付すこととした。

警察庁——科学警察研究所が実施した非行・問題行動及び性意識等に関する調査研究の中から、14点を選びだした。

法務省——答申は、少年法改正に関する答申1点を、調査研究は、少年の非行原因に関する研究3点を選んだ。

文部省——答申・建議については、社会教育審議会及び中央教育審議会の答申8点を、また研究・調査については、社会教育局、体育局、初中局及び国立オリンピック記念青少年総合センターを対象として作成した一覧の中から、24点を選びだした。

厚生省——答申・建議については、児童福祉審議会答申9点を、調査・研究は、児童の実態を中心としたもの、1点を選んだ。

労働省——答申・建議については、婦人少年問題審議会の答申・建議5点と、労働省告示のもの3点を取り上げた。調査・研究については、各種調査研究の中から、特に勤労青少年の余暇活動との関連で実施された調査研究を5点を取りあげた。

青少年育成国民会議の文献については、特別研究委員会や専門委員会の調査研究報告はすべて解題することとした。それは合計16点に達する。その他の事業報告書、活動の手引書等については、重複を避け、活動領域ごとに主なものを解題することとした。合計27点になる。なお、国民会議の英文刊行物は解題の対象としないこととした。

都道府県関係の文献については、最終的に41の都道府県及び青少年育成県民会議から一覧表が寄せられた。該当なしという回答を寄せたのは3県、無回答であったのは3県である。あげられた文献については、青少年白書等、計画・施策、調査研究、歩み・歴史、普及啓発

青少年育成国民会議については、すでに述べたように、すべての刊行物について事務局で大きく分類し、それをさらに細分類して、年代や地域のかたよりを避けながら、一覧表に示された情報によって、合計37点を選んだ。これらの文献は現物を入手したうえで、領域ごとの内容により個々の文献解題で行うものと、領域ごとの文献展望という形でまとめるものと様の扱いをした。

青少年育成国民会議加盟団体は全部で127団体に及ぶが、今回の文献一覧表作成の求めに応じて回答を寄せたのは、10の青少年団体と9の青少年関係団体にすぎなかった。従ってこれらの団体の文献については、個々の解題とはせず、団体ごとにその目的を紹介しながら、どんな文献を刊行しているかをまとめるにとどめることにした。

その他の団体・組織のうち、少年団体活動振興協議会についてはすべての調査報告書（3点）を取りあげ、日本青少年研究所のものについては国際比較をした6点の調査報告書を解題することとした。なお、青少年育成国民会議加盟団体ではないが、文獻目録提出にご協力いただいた青少年問題研究会及び全国少年自然の家連絡協議会については、提出された該当文献の性格上、国民会議加盟団体と同じに扱うこととした。

以上の解題文献の数は次の表の通りである。

解題・文献数一覧

機関・団体名	領 域	リスト・アップ 文 献 数	解 題 数	計
総 務 庁 (総 理 府)	答 申・建 議	12	12	44
	調 査・研 究	118	32	
警 察 庁	答 申・建 議	0	0	14
	調 査・研 究	41	14	
法 務 省	答 申・建 議	1	1	2
	調 査・研 究	3	1	
文 部 省	答 申・建 議	8	8	32
	調 査・研 究	76	24	
厚 生 省	答 申・建 議	11	9	10
	調 査・研 究	6	1	
労 働 省	答 申・建 議	8	8	13
	調 査・研 究	40	5	
都 道 府 県	調 査・研 究等	459	25	25
青少年育成国民 会議	答 申・建 議	3	3	43
	調 査・研 究	13	13	
	そ の 他	139	27	
少年団体活動 振興協議会	調 査・研 究	3	3	3
日本青少年研究 所	調 査・研 究	27	6	6

注)

①青少年団体及び青少年関係団体の刊行物については、解題に付さず、刊行物の概要としてまとめたので、本一覧から除外した。

②都道府県の文献のうち、青少年白書、青少年育成計画・施策、歩み・歴史及び普及啓発資料に

該当するものは、一括して概要の解説にとどめたので、この解題数の中には含まれていない。

3) 解題する文献の収集

上述のプロセスを経て解題もしくは解説すると選定した文献は、それぞれの機関や団体、組織に依頼して、該当文献を寄贈もしくは貸与してもらった。ほとんどの解題予定刊行物はこうして入手できたが、5点の文献は刊行元にも現物がないという状態で、解題を断念せざるを得なかった。これら解題を断念した文献の数は上記の表には含まれていないが、20年という年月の流れと青少年関係文献の整備の必要性を痛感させられたものである。

5. 文献解題の方針

以上のような経過で選定された文献の解題は、次のような方針で進めることとした。

1) 解題の仕方

原則として、1文献1解題とするが、同じテーマで定期的に行われている調査研究結果(例えば世界青年意識調査)、あるいは同種のテーマや内容の調査研究は、数点をまとめて一つとして解題とする。

2) 解題内容

それぞれの文献について、次の4点を明らかにすることとした。

- a. 答申や調査研究が行われるに至った背景やねらい等、文献の性格について
- b. 文献構成について
- c. 内容のあらましについて
- d. 文献の特色や評価について

3) 解題の分量

1点ごとの解題は、1,200字程度、また、2点以上を一括解題する場合は、2,400字程度とした。

また、都道府県及び青少年育成都道府県民会議から寄せられた文献については

1) 青少年白書、青少年育成計画・施策、調査研究、歩み・歴史、普及啓発の5領域に分類し、青少年育成計画と調査研究については、それぞれ数点を選定して、解題に付す。

2) しかし、青少年白書については、どの県のものもほぼ同様の内容であること、また、青少年育成運動・施策の歩み及び普及啓発資料については、個々の文献・資料の解題よりも全体的な傾向をまとめることのほうが意味があるとの判断から、領域ごとの文献展望という形でまとめることとした。

さらに、国民会議加盟の青少年団体及び青少年関係団体については、前項で触れた通り、団体の目的及び刊行文献の紹介にとどめることとした。

6. 文献解題者

文献の解題作業を進めるに当たっては、青少年問題研究者や青少年団体関係者の協力を仰いだほかに、委員会及び事務局でも分担して進めた。

解題作業に協力してもらったのは以下の方々である。

文献解題者一覧(アイウエオ順)

池谷 徹	国立オリンピック記念青少年総合センター調査連絡課専門職員
井上 透	国立オリンピック記念青少年総合センター調査連絡課専門職員
大野 道夫	東京大学教育学科
大脇 正昭	グループ“X”
梶田 美春	国立教育研究所室長
金谷 敏郎	国立教育研究所室長
木村 清一	国立青少年センター調査連絡課課長補佐（昭和62年3月まで）
小堺 明仁	国立教育研究所研究協力者（昭和62年3月まで）
柴 香里	早稲田大学大学院文学研究科
高塚 雄介	横浜YMCA学院講師
田中 治彦	岡山大学教育学部講師
田中 義信	日本YMCA同盟主任主事
西村美東士	国立教育会館社会教育研修所専門職員
平田隆太郎	（財）育青協会
蛭田 道春	国立教育会館社会教育研修所研修指導主事
山田 秀昭	全国社会福祉協議会民生部員
吉永 宏	日本YMCA同盟広報室長
吉野貴美子	青少年育成国民会議主幹

なお、都道府県や青少年育成都道府県民会議の文献の解題と概要、及び青少年団体と青少年関係団体について解説と文献概要についての執筆は、吉永 宏委員が、また青少年問題研究会の解説と文献概要の紹介は、中野スミ子氏（国際理解教育研究所理事）が担当した。

また、第一章の執筆は事務局の吉野貴美子が担当した。

第二章

青少年問題文献この20年

青少年関係省庁の文献

当面の青少年対策に関する意見（意見具申）

発表機関：中央青少年問題協議会

発表年月：昭和39年9月

背景 社会および経済の構造的変化の影響を強く受けて、健全な社会に適応できない青少年がおおく、非行青少年が激増しているとの認識のもとに、当面の対策についての意見具申を中央青少年問題協議会が昭和39年に行った。

内容 意見具申では、国の青少年施策の一貫性と体系化を実現し、青少年問題の基本的解決を図ることが必要であり、そのためには、青少年問題審議会の強化とともに、青少年行政に関する部局を総理府に設置することが肝要であると述べている。

他面、政府として青少年問題全般にわたる適格な実態の把握を行うため、各省庁の立場にとらわれない広範囲な面からの総合調査を行うため、総理府に総合的な調査研究機関を設置することが必要であると指摘している。

以上を前提とし、青少年対策に関する当面の事項として、次の10項目をあげている。

- (1) 家庭教育の振興と家庭の福祉の充実。地域において青少年の育成に関し、親たちが相互に助言し合う気運を高める。公共機関による家庭相談の充実。父母の手の及ばない子どものための福祉活動の強化など。
- (2) 生徒指導の充実強化。非行防止対策の一環として道德教育の充実振興、生徒指導の充実強化。生徒の校外における各種生活の指導にも配慮を加える。進路指導の充実。カウンセラー等の配置。
- (3) 義務教育終了後の青少年の教育訓練の充実。各種教育訓練施設等の充実と年少労働者が積極的に教育訓練施設を利用するよう事業主が協力・援助する適切な措置。
- (4) 年少労働者の生活態度の健全化。仕事に対する意欲と将来に対する希望をもたせ、自主性のあるよき社会人として育成するための方策の検討推進。
- (5) 青少年のグループ活動の促進と青少年指導者等の養成。青少年グループや団体の育成強化を図るとともに、青少年指導者養成の総合的計画を樹立する。
- (6) 青少年に対するスポーツ・レクリエーションの奨励
- (7) 青少年健全育成関係施策の充実。各種施設全般を通じた整備計画を樹立する。
- (8) 社会環境の浄化
- (9) 年少精神障害者の保護育成と精神衛生知識の普及
- (10) 非行青少年対策の充実早期発見、早期治療、再非行防止のために関係諸機関や民間有志者の連絡協調。そのための、職員、施設等の充実、制度の再検討。

(木村清一)

青少年非行対策に関する意見（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和40年9月

- 背景** 昭和39年には刑法犯少年が19万人を超え、戦後最高となった。この意見具申は、これまでの非行対策は当面の対策にかたより、その背景にある青少年を非行に導く社会的事情に関する根本的な究明と対策に欠けていたという反省に立って青少年問題審議会がまとめた意見具申である。
- 構成** 本意見具申は、青少年非行の実態および対策の現況、青少年非行の対策、の2本の柱によって構成されている。
- 内容** 青少年非行の特徴として、(1) 粗暴犯の増加、(2) 年少少年の犯罪の増加、(3) 在学中の少年の非行の増加、(4) 有職少年および無職少年の非行率の増加、(5) 共犯事件の増加、(6) 中流階層の家庭の少年の非行増加、(7) 両親のそろっている家庭の少年の非行増加、(8) 大都市の少年犯罪の増加、などをあげている。そして、社会的要因として、家庭、学校と職場、地域社会、政治・経済、社会風潮、マスコミと娯楽、などをあげ、それぞれについて考察している。
- 青少年非行の対策を行う場合の基本的態度として、(1) 非行の早期発見と早期治療、(2) 関係機関や団体の有機的かつ緊密な協力、(3) 長期的な視野に立っての対策の必要性、(4) 非行の理解にあたっては個体面からの考察、などをあげている。
- そして、(1) 精神衛生の立場からの対策として、早期診断および治療の機関の拡充整備や精神健康に関する啓蒙運動など、(2) 家庭における対策として、家庭として留意すべき事項と家庭外から家庭に対する働きかける対策など、(3) 学校における対策として、個別指導体制の整備、教育相談室の設置、児童・生徒の青少年団体活動への参加促進など、(4) 勤労青少年に関する対策として、職場における指導体制の確立、余暇利用の指導と余暇施設の整備充実など、(5) 地域社会における対策として、地域住民の連帯意識の高揚、地域組織活動への財政や技術的指導援助など、(6) 映画、放送、出版等に関する対策として、有害な内容の排除、青少年自らが良いものを選択する能力を養う機会を提供するなど、(7) 娯楽環境に関する対策として、レクリエーションの正しい在り方の指導、各種スポーツ・レクリエーション、野外活動施設の増設など、(8) 再非行防止に関する対策として、少年警察の強化、少年検察の強化、家庭裁判所調査官の強化、少年鑑別所の機能強化、現行少年法制についての検討、アフターケアの強化など、青少年非行の対策について、63項目をあげて具体的に述べている。
- (木村清一)

青少年の健全育成及び非行防止対策について（閣議報告）

発表機関：中央青少年問題協議会

発表年月：昭和40年11月

背景

中央青少年問題協議会は、昭和40年9月、内閣総理大臣に対して青少年非行対策に関する意見の具申を行った。この意見具申を受けた政府は、単に非行防止の問題のみに限ることなく、青少年の健全育成を積極的に推進するため、昭和40年11月、標記について閣議報告を行った。

内容

次代の国家の命運を託す青少年の健やかでたくましい成長を願う観点から、当面の重点施策として、次の3点をあげている。

- (1) 青少年は次代の日本にない手であり、その健全な成長の成否は、民族の消長を左右するものである。次代を託す健全な青少年を育成することは、当代の国民の重大な責務の一つである。そのため、社会の連帯意識をかん起し、社会のあらゆる分野において青少年の健全育成及び非行防止のための有効適切な方針が講じられることを期待し、これを推進するため国民運動を具体的に提唱している。
- (2) 青年の自覚と発憤を促し、青年の自主的研さんを促進し、国の一層の繁栄を招来するためには青年の力を信じ、その責任を重んずるとともに、家庭、学校、地域、職場等において、青年と接し、これを指導すべき立場にあるすべてのものの自覚と、掩むことのない奨励とが要求される。このような観点から、制定以来15周年を迎える児童憲章の趣旨をあらためて確認し、すべての青年とその指導層が指標にすべき青年のための憲章の制定について検討するとされている。
- (3) 青少年の健全な成長を図り、その非行を防止するためには、諸般の分野における施策を長期にわたって積み重ねるという努力によることが最も肝要であると指摘し、各省庁施策の方向として次の3点をあげている。
 - ① 青少年の人格形成には、家庭と学校がきわめて重要な場であり、家庭及び学校における教育の充実を図るため必要な措置を講ずる。
 - ② 職場における指導訓練等を充実し、家庭や学校の場以外の学習、団体、スポーツ活動を促進する。青少年をめぐる社会生活環境の浄化を図るため、法令上、予算上、行政上の措置、その他の面において最善の努力をする。
 - ③ 非行の早期発見、早期治療及び再非行防止のため諸般の措置を講ずるほか、非行青少年の処遇に関する現在の法制の整備について再検討を加える。関係各省庁が、常に創意と工夫をこらし、連携を密に一体となって、その所掌するところに従い有効適切な施策を意欲的かつ強力に推進することの必要性が述べられている。

(木村清一)

当面の青少年対策の重点について（答申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和41年7月

背景

政府は、昭和40年11月の閣議報告において青少年対策の重要性を再確認し、昭和41年4月総理府に青少年局を新設して行政機構の整備を図った。一方、同年5月に青少年育成国民会議が発足し、官民一体となった育成運動が全国的に展開されようとしていた。このような時期に、内閣総理大臣は、青少年問題審議会に「当面の青少年対策の重点について」諮問し、同審議会は昭和41年7月に、本答申を内閣総理大臣に提出した。

構成

家庭教育の振興と家庭対策の強化、留守家庭児童対策の強化等、11項目から構成されている。

内容

青少年対策は、総合的長期計画を策定し、その計画に基づいて推進することを前提に、当面の重点事項として11項目について述べられている。

(1) 家庭教育の振興と家庭対策の強化では、家庭教育学級の普及、テレビ番組の利用等による家庭教育の振興や家庭児童相談機関の整備充実等、(2) 留守家庭児童対策の強化では、保育所の整備、留守家庭児童会活動の推進等、(3) 学校における教育指導の充実では、生徒指導担当の教員および職業指導主事の養成と適正配置、生徒指導と社会教育の一環として行われる児童生徒の校外活動との連携等、(4) 勤労青少年の教育訓練福祉対策の充実では、職場におけるカウンセラーの確保、相談機関の設置、中小企業に働く青少年のための共同利用施設の設置等、(5) 団体活動の促進と指導者の養成では、健全な青少年団体やグループの育成強化を進めるため必要な助成、社会奉仕活動の奨励、青少年指導者の養成等、(6) 青少年健全育成施設の整備では、青少年の研修、集団活動、野外活動、スポーツ・レクリエーション等の拠点としての各種の健全育成施設の整備と指導者の養成・確保、児童遊園・公園の整備等、(7) 健全マスコミの普及では、青少年に好ましくない影響を与える出版物、映画、放送、広告等の排除、関係業界の自主規制の強化を促進、健全な出版物、映画、放送等を普及するため必要な措置等、(8) 青少年の非行対策の推進では、昭和40年の中央青少年問題審議会意見具申の内容の実現、(9) 青少年の国際交流および国際協力の促進では、海外派遣の拡充強化および東南アジアを中心とする海外青年の受入れの充実、青年の船の運航についての検討、青年の海外協力の事業の強化・充実等、(10) 国民運動の支援では、自主性を尊重しつつ、政府として可能なかぎりの支援、(11) 調査研究機構の整備では、総合的な調査研究機構の整備についての検討、等々があげられている。

(木村清一)

青少年健全育成施設の整備について（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和42年7月

背景

都市への企業や人口集中，家族制度の変容，社会連帯意識の希薄化，道徳観や価値観の混迷，技術革新に伴う労働の単純化から生ずる人間性の疎外等，青少年を取りまく環境の変化を背景に，青少年問題審議会は，青少年が利用する健全育成施設についての現状と問題点を検討し，青少年育成施設の整備について基本的な考え方を意見具申した。

構成

青少年健全育成施設の役割，問題点，整備計画，運営と指導者等により構成されている。

内容

青少年健全育成施設の役割では，青少年健全育成施設概念として，(1) 主として青少年を対象とする施設，(2) 目的ないし機能が青少年の健全育成をはかること，(3) 広く不特定多数の青少年に開放される施設である等の3点に整理している。そして，役割として，(1) 人間性の回復，(2) 集団活動の拠点，をあげている。

青少年健全育成施設の問題点として，(1) 質・量ともに不十分，(2) 体系的な整備という配慮に欠ける，(3) 指導者に適当な人材がない，(4) 民間団体が設置する施設の位置づけが明確でない，(5) 土地の確保が容易でない，等を指摘している。

青少年健全育成施設の整備計画を樹立するに当たっては，今後予想される社会の変化を考慮することが重要であることを指摘し，計画策定にあたっては，(1) 身近なところには多数の青少年が容易に利用し得る多目的施設，(2) 一定の行政区域単位には特定の目的に応じ得る専門的施設を整備する，という考え方を基本に，施設の体系化を図る必要があると述べている。また，自然公園，図書館，博物館など関連施設との関連を十分考慮する必要があると指摘している。

青少年健全育成施設の運営と指導者では，(1) 各施設に専任の指導者を配置し，利用する青少年の組織化をはかる，(2) 運営費の確保，(3) 団体利用を主体とするものであっても，できるだけ一般青少年に開放する，(4) 青少年の希望を的確に把握し，魅力ある主催事業を企画する，(5) 運営に創意工夫をこらす，等をあげている。

さらに指導者の養成・確保では，当面の措置として，(1) 国立社会教育研修所や大学等における指導者養成，(2) 公の検定制度を設ける，の2点をあげている。

なお，別紙には，青少年健全育成施設整備の当面の目標が示されている。

(木村清一)

青少年の国際交流について（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和42年7月

背景

国際連合は、1965年の総会において、「人民間の平和ならびに相互の尊重および理解の理念を青少年に促進するための宣言」を採択し、各国の政府および青少年運動関係指導者等に対し、青少年の国際交流をいっそう促進する措置を講ずるよう要請した。青少年問題審議会は、青少年の国際交流のより一層の発展をはかるべく、この意見具申をまとめた。

構成

国際交流の意義、問題点と改善の方向、世話機構の整備、などにより構成されている。

内容

国際交流の意義について、(1) 青少年自身の目で外国の現状を見、その国民に接することによって諸外国を正しく理解するとともに、その理解の上によって自国の姿を認識する、(2) 国際親善を増進し、世界平和の達成に寄与する、などをあげている。

そして、(1) 発展途上にある諸国に対する技術援助、奉仕活動に対する積極的なかわり、(2) 青少年団体における国際交流の振興、などを青少年に期待している。

国際交流事業の問題点と改善について以下のように述べている。

交流事業全体については、(1) 欧米先進国の他に、アジア・アフリカ諸国、中南米諸国との交流の促進、(2) 国際セミナーなどの研修活動の重視、(3) 受入れ体制の整備、(4) 受入れ世話機構、受入れ団体の育成、宿舎等の整備、(5) 二国間交流を実施するにあたっての配慮、(6) 学生に参加の途を開く、(7) 個人的旅行が効果的に行われるよう関係者との連絡、指導、助言体制の確立、などを指摘している。

国の事業については、(1) 派遣する団員の資質の向上、(2) 派遣国の範囲の拡大、(3) 青年の船に対する期待、(4) 発展途上国の指導者の受入れにあたって旅費等に対する特別な措置、(5) 事業実施にあたって適当な機関、団体に委託することも考慮する必要がある、などを指摘している。

補助事業については、(1) 教育的な意義をもち文化・技術等の交流に有益と認められるものとすべきである、(2) 補助基準を設ける必要がある、(3) 青少年の教育指導に当たる者の海外派遣について積極的な助成の措置を講ずべきである、などを指摘している。

さらにこの意見具申では、国際交流を促進するために、国際交流全般についての情報交換、連絡等に当たる世話機構の整備が必要であると指摘している。そして、その業務として、(1) 交流計画の助言、相談事業、(2) 相手国との連絡調整、(3) 受入れあっせん等に関する業務、(4) 国の委託事業の実施、(5) 資料の収集および広報活動、などをあげている。

(木村清一)

青少年の余暇活動に関する指導者の養成確保について（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和44年9月

背景

急激な経済成長により、国民の生活は物質的に豊かになったものの、精神面の豊かさはこれに伴っているとはいいがたく、このことが、青少年健全育成のうえに新たな問題を生じさせている。このような時期において、青少年が心身ともに調和のとれた成長を遂げるためには、家庭、学校、職場等における指導と、余暇活動の場における適切な指導が肝要である。

この観点に立つて、青少年問題審議会は昭和42年12月に指導者部会を設け、青少年の指導者の養成確保について審議を重ね、この意見具申がまとめられた。

構成

青少年指導者の養成確保の緊急性、青少年指導者の現状、現状改善の方向とその具体策などによって構成されている。

内容

青少年の余暇活動は、不安感、孤立感を克服するだけでなく、創造力を養い、社会連帯感を強め、体力をつちかい、社会生活、職業生活、家庭生活に関する知識・技術を身につける、など、人間形成にとって重要な活動である。しかし、現状は、余暇時間の消費において主体性を失いがちであり、建設的に使うことができない青少年が少なくない。

このようなことから、青少年の余暇活動に対して、適切に指導することのできる指導者を多数養成し確保することが急務であると述べている。

青少年指導者の現状では、有給指導者と有志指導者の現状について述べ、問題点として(1)有給指導者の職務の専門性の確立、(2)処遇の問題、(3)定数の問題、(4)有給指導者間の協力体制の問題、(5)有志指導者の充実の問題、などを指摘している。

現状改善の方向とその具体策として、有給指導者については、(1)専門性を確立するための共通の資格要件を設けること、(2)青少年指導者の処遇の改善、(3)青少年指導者間の人事交流を活発にする、などをあげている。

有給指導者の共通の資格要件として次の二点をあげている。(1)心身ともに健全で、青少年の余暇活動の指導に専心する自信と熱意をもつこと、(2)社会全般と青少年の特性を科学的に理解し、その指導に関する知識・技術について習得していること。そして、指導者の養成をはかるため、大学、関係機関、団体等で資格取得のための講習を実施する必要があると指摘している。

有志指導者については、(1)指導者の確保と職務内容の合理化、活動費の支給、処遇の改善、(2)段階的な研修制度の導入などをあげている。さらに、有給・有志指導者が習得すべき事項についての例が示されている。(木村清一)

都市化の進展と青少年対策について（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和45年5月

背景

人口や産業の都市集中、都市地域の拡大と再編成、産業構造の高度化、生活様式の変化など、急速な都市化の進展は、多くのひずみや不均衡をもたらし、青少年に望ましくない影響を及ぼしている。

青少年問題審議会は、今日の都市化の進展が青少年に及ぼす問題点を検討するとともに、長期的展望にたつて、青少年の健全な成長のために必要な施策が樹立されなければならない、との認識に基づき昭和42年以降、調査審議を重ね、この意見具申をまとめた。

構成

本意見具申は、都市化の進展の現状と課題、問題点の検討、対策への提言、などによって構成されている。

内容

都市化の進展は、青少年およびその環境にさまざまな影響を及ぼしていることを指摘し、青少年の生活の場としての家庭、学校、職場、その他社会環境における問題点を16点あげている。例えば、若い両親の実際的な育児知識や育児方針が不十分、遊び場や社会体育の場の不足、入学試験のみを目的とする教育の風潮、職場不適応や離転職の増加、自然環境の破壊、テレビ視聴時間の増加、地域住民の社会連帯意識の欠如、などである。

未来をになう青少年の育成をはかるためには、時代の進展に即して家庭、学校、職場、地域社会、その他青少年をめぐるすべての環境が青少年の育成に果たすべき機能と役割を明らかにし、それぞれの環境において、青少年の心身の発達段階に応じた適切な指導、援助を行うとともに、相互の連携協調をはかることが必要である、と述べ、施策の大綱について次のように提言している。

家庭に関する対策として、(1) 家庭の教育機能の充実強化、(2) 家庭を大切にする習慣の奨励、(3) 家庭の機能を補完する施策、(4) 健康・安全に関する施策の強化、など。

学校に関する対策として、(1) 学校教育の分担すべき機能の明確化、(2) 教師の資質の向上、(3) 進路指導の体制の充実強化、など。

職場に関する対策として、(1) 勤労青少年の職場生活の充実、(2) 勤労青少年の指導、(3) 相談の体制の整備、(4) 勤労青少年がよき市民として成長するための施策の強化、など。

青少年の自主活動の促進に関する対策として、(1) 青少年の団体活動の促進、(2) 青少年健全育成施設の整備拡充、(3) 青少年の自主的学習活動の促進、など。

社会環境の整備に関する対策として、(1) 住居および居住環境の整備、(2) 自然との交流の促進、(3) 青少年に好ましくない環境の浄化、(4) 社会連帯意識を高め、地域活動の促進、など。

(木村清一)

青少年の国際交流の振興方策について（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和46年12月

背景 青少年問題審議会は、昭和42年7月に「青少年の国際交流について」意見具申を行った。その後、経済、社会、文化、教育等あらゆる面において、わが国の国際的役割はますます増大したが、昭和42年の意見具申の趣旨は必ずしも十分に実現されていないので、その後の状況の変化も考慮にいたし、本意見具申が青少年問題審議会でもとめられた。

構成 青少年の国際交流の現状と問題点、おもな国際交流事業における改善の方向、新たに講ずべき施策に関する提言、などによって構成されている。

内容 青少年の国際交流事業は、事業主体および事業数が増加するとともに、交流の人員、交流の相手国も年々拡大している。一面、交流が十分な成果をあげるうえでの問題点も多くあることを指摘している。

おもな国際交流事業における改善の方向として、次の点を指摘している。

(1) 青年海外派遣事業（総理府）については、訪問目的の明確化や人員の大幅増など、(2) 青年の船事業（総理府）については、外国人青年の増加や帰国後の活動に対する助成措置など、(3) 日本青年海外協力隊事業（外務省）については、広報活動の強化や派遣前訓練の強化など、(4) 農業実習性の派遣事業（農林省）については、派遣者の増員や現地における世話体制の整備など、(5) 青年技能労働者の派遣事業（労働省）については、派遣者の大幅な増員、(6) 地方公共団体による交流事業については、地方公共団体相互間の連絡調整や受入れ事業の拡大、(7) 青少年団体等の国際交流事業（文部省）については、指導者の養成や世話機構の整備など、(8) 青少年および青少年指導者の受入事業（総理府、文部省、外務省）については、受入れ世話体制の整備や外国人青年の受入れ事業に対する補助の拡充など、(9) 留学生の受入事業（文部省、外務省）については、受入数の増加と受入方式の改善など。

新たに講ずべき施策に関する提言として、(1) 国際交流世話機構を設置することが急務であり、その事業内容としては、資料・情報の収集と提供、国際交流事業に関する助言、指導、援助、相談業務、国の委託を受けた事業の実施など、(2) 「青年の飛行機」の創設、(3) 青少年の国際交流事業のいっそうの充実振興を図るため、海外諸国（当面はアジア諸国）に交流・交歓等の拠点となる青少年センターの設置、(4) 青少年団体等による国際協力活動を拡充するための強力な助成の措置、などをあげている。

(木村清一)

青少年に関する行政施策の基本的な考え方について（答申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和47年6月

背景

内閣総理大臣は、昭和44年10月、青少年問題審議会に対して「青少年に関する行政施策の基本的な考え方について」諮問した。青少年問題審議会は、その主旨を青少年に関する行政が、現在および将来の変化する社会に生きる青少年の育成のための諸条件を総合的にかつ効率的に整備する役割を果たすにはいかにすべきかを明らかにすることにあると理解し、2年有余にわたって調査審議を重ねて本答申を取りまとめた。

構成

本答申は、現代社会と青少年、今後の社会の動向と青少年への期待、青少年行政の役割、青少年行政のあり方に対する提言、などによって構成されている。

内容

現代の青少年の意識や行動は変化しているが、その大多数の意識状況は、おとなの「常識」とそれほどかけ離れたものではない。大人の感覚と合致しないものがあることだけから、「青少年対策」や「青少年問題」の部分的処理をはかろうとすることをさげなければならない、と指摘している。そして、青少年をとりまく社会状況の変化を解明し、将来に向けて青少年の育成を進めることが重要な課題であると述べている。

今後の社会は、管理社会化、情報化、レジャー化、国際化などの傾向を深めることを予測し、青少年に期待されることとして、(1) 個の充実、(2) 創造力の伸長と発揚、(3) 社会への主体的参加の態度、(4) 連帯意識の醸成、などをあげている。

行政の役割は、課題達成のための、物・人・情報・制度などの条件の整備である。青少年行政の今後のあり方は、まず行政全体の中におけるみずからの位置を高め、他の行政との連携をはかるとともに、広く国民の理解と協力を得ることからはじめなければならないと指摘している。

複雑かつ多様な青少年行政を、効率的に推進するために、(1) 青少年の自由時間を創造的に活用できるような各種の条件（学習や鍛錬の機会、指導者、施設、団体活動、国際交流の場など）の整備・拡充をはかること、(2) 青少年が主体的・意識的に社会のあらゆる場や組織に参加することを推進すること、(3) 青少年が影響を受ける諸環境についての配慮や不幸にして非行化した青少年の補導体制の整備、(4) 青少年に関する行政が、長期的・総合的な計画を樹立し、それに必要な調査研究や情報収集、さらに行政効果を正しく測定し評価すること、などが緊急の課題であると述べている。

（木村清一）

青少年と社会参加（意見具申）

発表機関：青少年問題審議会

発表年月：昭和54年7月

背景

余暇増大の時代を迎え、また変化する社会の担い手としての青少年への期待から、青少年の社会参加はもっとも重要な観点であるが、非行の増加、三無主義など、青少年の社会逃避的傾向がみられる。一方、わが国の今後を考察する時、青少年の側にも、社会の側にも青少年の社会参加を真剣にとりあげる必要があるという認識に立ち、青少年問題審議会はこの意見具申をまとめた。

構成

この意見具申は、第1章 これからの社会と青少年、第2章 社会参加の意味するもの、第3章 青少年の社会参加の必要と領域、第4章 社会参加を育てるもの、第5章 青少年の社会参加と行政の役割、の5章構成である。

内容

第1章では、青少年を取り巻く社会状況がいかに青少年の社会参加を阻害してきたかを反省し、これからの社会の展望と青少年への期待について述べている。

第2章では、青少年の社会参加の意味を考えるために、参加の深まりの過程を5段階（集団や組織に所属する、集団への帰属意識を持つ、集団の一員として活動に参加する、広く社会にかかわっていく、人のためにする）に整理している。そして、参加行動が青少年の内面にもたらす意味や青少年の参加が社会にもたらす意味について述べている。

第3章では、青少年の参加領域を、(1) 家庭における参加、(2) 仲間集団への参加、(3) 学校における参加、(4) 職場における参加、(5) 青少年団体・各種グループへの参加、(6) コミュニティ形成への参加、(7) 公衆としての参加、(8) 国民としての参加、(9) 国際社会への参加、に整理し、それぞれの領域における参加の意味について述べている。

第4章では、家庭、学校、職場、地域社会における育成のあり方について述べている。

第5章では、青少年の社会参加を育成援助するために果たすべき行政の役割について述べるとともに、(1) 行政姿勢の見直し、(2) 青少年の参加促進と行政施策の進め方（青少年の参加による施策の推進、青少年活動に対する援助・啓発と情報・資料の提供、指導者の養成と配置）、(3) 社会的基盤の強化（評価の確立と条件の整備、国民運動の推進）、(4) 青少年行政の仕組みの改善（関係省庁間並びに国と地方公共団体との役割分担や協力、総理府青少年対策本部の役割と機能、青少年問題審議会の役割・機能・権限、青少年保護育成に関する基本法等の検討）、等について提言している。

（木村清一）

青少年の非行等問題行動への対応（答申）

発行機関：青少年問題審議会

発行年月：昭和57年6月

背景

青少年の非行は、昭和47年以降増加し、昭和56年には戦後最高となり、内閣総理大臣は、昭和56年1月、青少年問題審議会に「非行を始めとする問題行動の増加、深刻化等に見られる現在の青少年問題への基本的な対応方策」について諮問した。

この諮問を受けて青少年問題審議会では、特に緊要なものについて、昭和56年6月、「青少年問題に関する提言」を内閣総理大臣に提出し、その後、引き続き基本的方策について総合的に審議を重ね、昭和57年6月に、本答申を内閣総理大臣に提出した。

構成

本答申は、青少年の問題行動の動向と特徴、問題行動の背景、社会の各分野における対応、行政施策への提言、青少年への期待と役割など5章構成である。

内容

第1章 青少年の問題行動の動向と特徴では、非行を行った少年の心理的・性格の特徴として、(1)精神的な成熟の遅れや自立しようとしにくい傾向、(2)不満耐性が弱く、性格がひ弱、(3)自分の存在が確認できず、不満に陥っている、(4)自尊意識がもてない、(5)社会規範を守る意識の低下、(6)歪んだ自己顕示欲がみられる、などをあげている。

第2章 青少年の問題行動の背景では、第1章で述べられている青少年の非行を始めとする問題行動や青少年の特徴は、青少年を取り巻く社会や生活環境の変化と深い関係をもっていることを指摘している。家庭、学校、地域社会等の変化が、青少年の発達課題の達成に直接大きくかかわっていることが、例をもって示されている。

第3章は社会の各分野における対応についてである。家庭と親、学校と教師、地域社会と大人、マスコミなどの各分野における、青少年育成上の課題について具体的に述べられている。

第4章は行政施策への提言である。社会の各分野における対応を踏まえ、その実現を助けるために行政の各分野において実施すべき施策について、以下の項目について具体的に述べている。(1)家庭における青少年育成への支援、(2)学校教育の充実改善、(3)地域社会の健全育成機能の強化及び社会教育の充実、(4)体力づくり、体育、スポーツ、レクリエーションと青少年の健全育成、(5)青少年の非行防止のための地域活動の振興、(6)相談機能の充実強化と適切な指導、(7)少年事件等の処理体制及び非行少年等の処遇の充実強化、(8)青少年の国際交流等の促進、(9)調査研究の充実強化及び広報啓発活動等の強化。

第5章の青少年への期待と役割では、心身の鍛錬ほか7課題をあげ、その達成について青少年自身に反省と努力を求めている。(木村清一)

少年法改正答申

発表機関：法制審議会

発表年月：昭和52年6月

背景

法務省は昭和45年に18、19歳の年長少年を青年者として少年から区分する取扱いを求めることなどを中心に少年法の改正について法制審議会に諮問した。これは、裁判所や弁護士会の強い反対をうけ、審議に7年の歳月を費やし当初の諮問意図を基本的に変更して答申案をまとめ最終的には採決によって答申を決めた。この答申は法改正の基本方向についての答申であるので、簡潔な箇条書であり、24字あまりの短いものである。

内容

5つの点における少年法の改正を答申している。(1) 少年の権利保証の強化及び一定の限度内における検察官関与の両面から現行少年審判手続きの改善を図ること、(2) 18歳以上の年長少年の事件については、少年審判の手続き上、18歳未満の中間・年少少年の事件とはある程度異なる特別の取扱いをすること、(3) 一定の限度内で捜査機関における不送決を認めることにすること、(4) 保護処分が多様化と弾力化を図ること、(5) その他必要な改正を図ること。

(1) については審判手続きを少年に理解させ自分の権利を守れるようにあらかじめ教えること、弁護士の国選付添人をつけること、少年側に証拠調べ請求権、証人尋問権を与えたり、自白の証拠制限などを設け、少年の人権を守る措置を講ずること、家庭裁判所の要請や許可があった場合には検察官が審判に出席できるし、検察官の抗告も認めること、などが提示された。(2) については年長少年の懲役・禁錮1年以上にあたる罪にかかわる事件については検察官の出席を認め、年長少年事件については刑事処分担当を理由とする検察官の抗告も認めることなどが示された。(3) は捜査機関の不送決を認める際の手続きについてであり、(4) については、保護観察と少年院送致の期間の上限を2年程度以内とするほか、6か月程度以内の短期の保護観察または少年院送致及び3か月程度以内の短期開放施設送致を設けるなどを提示し、また保護処分執行中に重大な違反があった場合には家庭裁判所が新たに審判できる余地を設けることも提案している。(5) のその他については、少年として送致された場合には20歳に達しても一定期間は家庭裁判所で審判できること、家庭裁判所は調査を開始した事件について少年などに仮保護の措置をとらせることができるようにすること、少年の刑の執行猶予については原則として保護観察にするとともに、その執行猶予中の再犯でも再度の執行猶予ができるようにすること、などを求めた。

その他

この少年法改正審議については当初から日本弁護士連合会が反対し、答申提出後も直ちに反対意見を発表した。改正少年法案はまだ国会に上程されていない。

(金谷敏郎)

少年団体の育成指導方策について（建議）

発表機関：社会教育審議会

発表年月：昭和42年6月

背景 子ども会等少年団体が社会生活における少年の教育を担う役割の重要性にかんがみ、社会教育審議会が文部大臣に昭和42年6月に行った建議。

構成 導入部では少年団体の提議（ここで少年とは学齡児童生徒をさす）と建議の目的が述べられ、そのあとに建議の具体的内容が第一と第二に分けて示されている。

内容 導入部では、社会連帯意識の希薄化や少年非行が増加する現在の社会環境で少年団体の教育的意義は大きいとし、それを最大限に発揮するためには、少年の集団活動を明確な指導目標のもとに適正に組織し運営することが必要であり、そのためには指導者の資質の向上と団体活動を行う場の整備が必要としている。このような観点から、本建議の目的は少年団体活動を振興するために、(1) 少年団体活動の指導助言、及び(2) 少年団体に対する行政上の育成方策の2点について明らかにすることとしている。

第一 少年団体活動の指導助言の方向では、少年団体について、(1) 団体における協調性、自己の役割認識、規律・秩序・道徳等の体得など望ましい指導目的、(2) 団体目的、構成員の資格要件、団体と育成組織の関係などの組織の基本的条件、運営の原則、社会奉仕、野外活動、体育・スポーツ、学習などの活動内容、(3) 指導者の種類と役割、指導者の養成と研修、指導者と育成組織の関係など指導者等に関すること、及び(4) 学校教育、家庭教育との関係が述べられている。

第二 少年団体に対する行政上の育成方策では、指導体制を強化し施設設備を拡充するために国及び地方公共団体が講ずべき措置が提言されている。指導体制の充実強化については、(1) 少年団体の現状、性格及び指導者の役割等を考慮した団体指導者の養成及び研修並びに各種団体指導者相互の連携、(2) 社会教育委員等による指導助言の強化、(3) 教員の少年団体に対する育成指導、及び(4) 各種資料の提供が提言されている。施設設備の整備拡充については、(1) 児童文化センター、公民館児童室、プール等の積極的な設置、(2) 学校の施設設備の開放、(3) 少年団体が活動の場所をみずから確保するための援助、及び(4) 少年のための公園の整備、自然環境の開発等の計画的な促進が提言されている。

その他 この建議は、少年団体を教育上、学校と家庭と並ぶ独自の性格と機能をもちながらそれらと相互補完的关系をもつという観点から、少年団体に関して、教育的意義、性格、組織、運営、指導者及び活動の場並びに行政の在り方等全般にわたり提言している。

(梶田美春)

急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について（答申）

発表機関：社会教育審議会

発表年月：昭和46年4月

背景 本答申標題についての文部大臣の諮問(昭和43年7月)に対する社会教育審議会の答申。工業化、都市化の進行、平均寿命の延伸、核家族の増加など、急速な社会変化がもたらすさまざまな課題があり、他方、余暇時間の増加、コミュニケーション技術の発達、生涯教育への要求の高まりなど、社会教育振興の条件が熟しつつあるが、社会教育はそれらの課題の解決へ向けて正しく対応しているとはいえないという認識から、従来の社会教育の実績を吟味し、その問題点を明らかにして、今後における社会教育推進の基本的方策を検討したものである。

構成 まえがきに続いて、答申本文は3部に分かれている。第1部 社会的条件の変化と社会教育、第2部 社会教育振興の方向、及び第3部 社会教育行政の役割と重点である。最後の結語では、今後の社会教育が担う役割と課題の基本的な方向が概括されている。

内容 第1部においては、急激な社会構造の変化とこれに対する社会教育上の課題を生涯の各時期——乳幼児期、少年期、青年期及び成人期（成人一般、婦人、高齢者）——に焦点をあてて概観している。第2部においては、社会教育の現状と問題点について、内容、方法、団体、施設、指導者の観点から検討し、それぞれについて、今後の振興方向が述べられている。答申では、今後の社会教育の内容として、(1)教養の向上、情操の陶冶に資する教育、(2)体育・レクリエーションに関する教育、(3)家庭教育、(4)職業・技術教育、(5)社会連帯意識の醸成に資する教育、(6)国際性の啓培に資する教育をあげている。第3部においては、急激な社会構造の変化につれて変動していく社会教育活動に対して、教育行政当局が配慮すべき事がらが述べられている。まず、社会教育行政の役割は人びとの自発的学習を基礎として行われる社会教育を促進・援助することとされ、社会教育と社会教育行政が分化すべきことを指摘している。さらに社会教育行政において、国、都道府県及び市町村の役割分担を明確にすべきことが提言され、人びとの要請に直接こたえる役割を担うのは第一次的には市町村であり、これを補完するのは都道府県であるとしている。国は社会教育振興のうえで必要な基盤整備につとめることになる。当面の重点事項として人的条件的整備（社会教育主事、公民館等）が提言されている。

その他 この答申が出された昭和46年には、いわゆる第三の教育改革とよばれる「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を中央教育審議会が答申している。いずれも今後の教育の在り方を生涯教育の観点から考察し、急激に変化する社会に対処するために学校教育、社会教育について、それぞれの改革の方向を提言したものである。（梶田美春）

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）

発表機関：中央教育審議会

発表年月：昭和46年11月

背景

本答申標題についての文部大臣の諮問（昭和42年7月）に対する中央教育審議会の答申。この諮問は、戦後の学制改革以来20年の実績を反省し、技術革新の急速な進展と国内的国際的に急激な変動が予想される今後の時代における教育の在り方を展望し、長期の見通しに立った基本的な文教施策について答申を求めたものである。

構成

前文に続いて第1編学校教育の改革に関する基本構想は3章で構成され（第1章 今後の社会における学校教育の役割、第2章 初等・中等教育の改革に関する基本構想、第3章 高等教育の改革に関する基本構想）、第2編今後における基本的施策のあり方は2章で構成されている（第1章 総合的な拡充整備のための基本施策、第2章 長期教育計画の策定と推進の必要性）。そのあとに昭和44年中間報告の「わが国の教育発展の分析評価と今後の検討課題」が附属資料としてつけ加えられている。

内容

まず、明治以来のわが国の教育発展の実績について分析評価が行われ、それを附属資料にまとめている。これをふまえて今後における教育改革の中心課題とその解決の方向の提案を取りまとめたのが第1編第2章及び第3章である。この提案による改革を計画的に推進するため、政府がとるべき行政上・財政上の基本的施策について検討し、また、今後の社会における学校教育の役割を展望したのが第1編第1章及び第2編である。

第1編第1章では、今後の教育は生涯教育の観点から構想されなければならないとして、望ましい人間形成に即した学校教育の改革が提案されている。第2章では、まず初等・中等教育の根本目標を述べ、改革の基本構想として先導的試行、国民共通の基本的資質と創造的個性の伸長、私学助成、教員の養成と処遇等10項目が提案されている。第3章では、まず高等教育の中心課題を挙げ、これらの解決のための基本構想として高等教育機関の種別化、社会人への門戸の解放、教員の任期制、私学助成等13項目が示されている。

その他

この答申は、今日の学校教育が明治初期、第二次大戦後の過去2回の大改革につぐ第三の教育改革を目指して、幼児教育から高等教育までに関する制度、内容、方法、行財政の在り方など、学校教育の全般にわたる改革と拡充整備の基本的な方向を示したものである。とくに、従来この種の審議会答申には異例な「総合的な拡充整備のための資源の見積もり」という「参考資料」を付して、答申の計量的裏付けを試みている。

（梶田美春）

在学青少年に対する社会教育の在り方について（建議）

発表機関：社会教育審議会

発表年月：昭和49年4月

背景

文部大臣に対して社会教育審議会が昭和49年4月に行った建議。先行の社会教育審議会（昭和46年4月）及び中央教育審議会（昭和46年11月）の答申はいずれも、今後の教育を進めるにあたっては、生涯教育の観点から青少年の人間形成に対する家庭教育、学校教育、社会教育相互の補完的な役割を明らかにし、教育全体の体系的整備を図ることが必要であることを指摘しているが、この建議は、これを具体化するために、在学青少年（小・中学校及び高等学校の児童生徒）に対する社会教育の在り方、とくに家庭教育、学校教育、社会教育の連携の在り方を明らかにしたものである。

構成

まえがきに続く建議本文は、(1) 在学青少年の生活と志向、(2) 青少年教育への反省、(3) 連携の意義と社会教育の役割、(4) 家庭教育、学校教育と社会教育との連携の方向、及び(5) 社会教育の条件整備の方策の5部構成である。

内容

最初に、在学青少年が都市化等の社会状況の変化のために、自然との接触が少く、屋内中心の余暇活動となり、親しい友人ができにくく、青少年団体への参加が少なくなっているなどの現状が指摘され、次いで、社会教育における従来の青少年教育が学校教育を終えた者に対する教育と誤解され勝ちであった点が反省され、青少年教育は在学青少年を含めたすべての青少年を対象とすべきであるとしている。また、家庭、学校、社会の三者の連携の意義と相互の補完関係が述べられ、青少年の発達課題に対応した社会教育の役割が述べられている。そして、三者の連携の範囲及び方向並びに地域社会の役割が述べられ、在学青少年による社会教育施設の利用や学校の部活動など学校教育と社会教育の境界にある教育活動を適切に位置づけることが指摘されている。最後に、国及び地方公共団体による指導者、施設、団体活動の振興方策及び地域社会の理解と協力方策等の長期的総合的な条件整備が提言されている。民間の有志指導者の確保と教員の有志指導者としての参加、学校施設や民間施設の開放についての必要な措置、団体活動の傷害保険制度の拡充方策の必要、情報の提供とともにPTAの学習活動の拡充、などが示唆されている。

その他

在学青少年に対する社会教育の重要性を強調し、家庭教育、学校教育、社会教育が相互に補完的な役割を果たし得るような総合的視点から、相互の連携の方向に示唆を与えている。ここから学社連携がいだされた。（梶田美春）

教育・学術・文化における国際交流について（答申）

発表機関：中央教育審議会

発表年月：昭和49年5月

背景

教育・学術・文化における国際交流は国際理解と国際協力の促進にとって重要であるが、政治・経済等の他の分野の交流と比較して不十分であるとの認識のもとに、(1) 教育・学術・文化における国際交流の基本的な考え方、及び(2) 国際交流の促進に関する重点施策の2点に関する文部大臣の諮問（昭和47年6月）に対する答申である。

構成

前文のあとに答申本文が第1と第2の見出しで続き、そのあとを結びで締めくくる構成になっている。さらに、答申で述べられた重点施策の具体的細目として答申附属書「教育・学術・文化における国際交流振興のための具体的施策」が付されている。

内容

前文では、国際交流について我が国は従来、我が国に対する諸外国の理解を深める努力よりも主として欧米諸国の知識・技術を個別的に吸収する傾向が強く見られ、しかも政治・経済の交流が中心であったと指摘する。第1 教育・学術・文化における国際交流の目標及び基本的考え方では、国際社会において信頼と尊敬を受けるに値する日本人の育成、日本についての外国人の理解及び諸外国についての日本人の理解の増大、日本と諸外国との相互接触による教育・学術・文化の向上、及び国際的な協力事業への日本の積極的参加を国際交流活動の目標としている。このような目標を目指して展開されるべき具体的な施策に関して第2 教育・学術・文化における国際交流振興のための重点施策では、(1) 国際理解教育の推進、外国語教育の改善等による国際社会に生きる日本人の育成、(2) とくに受入れ事業の拡充と欧米に片寄らない各国との人物等の交流事業の拡大、(3) 関係省庁間で調整された交流のための組織体制の整備、(4) 量の不足と質の改善を目指した宿舍等の整備、(5) 自立発展の基礎を培うような発展途上国に対する協力、及び(6) 「日本語教育センター」（仮称）の設置も含めて外国人に対する日本語教育の振興が提言されている。結びでは、国は答申に盛り込まれた事項を実施するために必要十分な財政上の具体的な目標をたて、実施計画を作成すべきことと税制上の優遇措置を講ずるなどして、民間による国際交流事業への協力を容易にすべきことが述べられている。

その他

中央教育審議会の初めての総合的な国際交流に関する答申。答申附属書で重点施策実施のための具体的細目にまで触れている。本答申以後、留学生事業の拡大、外国人に対する日本語教育の推進、ユネスコ等を通じた教育・学術・文化事業への協力の拡充、発展途上国との学術交流事業の一層の充実等が図られている。
 （梶田美春）

市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について（答申）

発表機関：社会教育審議会

発表年月：昭和49年6月

背景

社会教育審議会は、昭和46年の「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」の答申の中で社会教育の指導者の養成・確保、特に社会教育主事の充実強化の必要を指摘した。社会教育主事は、市町村段階では、人材を得ることが困難な状況にあり、そのことが社会教育振興のあい路となっていた。このような状況の中で、市町村における社会教育指導者の適材を確保し、社会教育振興を図るための具体的施策の確立を急ぐことが求められるとの観点から、再び文部大臣は社会教育審議会に対し標記諮問を行った。

構成

まえがきが続く第1章 市町村社会教育主事の確保について、第2章 公民館職員の充実について、第3章 民間指導者の確保についての3章で構成。

内容

まえがきでは、審議の経過と着眼点及び残された検討課題について述べている。

第1章では、市町村社会教育主事の現状と課題を指摘し、課題に対する対応策及び施策実施上の配慮を述べている。特に、専門職としての資質を備えた人材の不足が、社会教育主事の設置を遅らせている現状に鑑み、対応策として研修事業の拡充や処遇改善等行財政上の措置を講ずると同時に、都道府県が市町村の求めに応じて、ふさわしい人材を派遣できるよう、派遣社会教育主事制度の措置を国が講ずるよう求めている。

第2章では、公民館職員の現状と課題及び課題に対する対応策を提言している。公民館の専任の館長及び主事の設置促進と資質の向上が重要課題であるとし、公民館長や主事の設置促進と専門性確立を図るための国や都道府県のとるべき対応策を具体的に指摘している。

第3章では、民間指導者、特に青少年団体、婦人団体及びPTA指導者の現状と課題について述べ、民間指導者の確保と質の向上を図るため、国や地方公共団体がとるべき具体的対応策を指摘している。その中で、学校教員の社会教育への参加の必要性と積極的な参加を奨励するための対応策にも言及している。

その他

官民の社会教育指導者の役割の重要性を確認し、各種社会教育指導者の質量共の充実を図るため、市町村、県、国の各段階の行政が何をすべきか具体的指針が明らかにされている。この答申が、派遣社会教育主事制度への道を開いた。

（吉野貴美子）

青少年の徳性と社会教育（答申）

発表機関：社会教育審議会

発表年月：昭和56年5月

背景 文部大臣の諮問「青少年の徳性のかん養について」に対する社会教育審議会の答申。社会教育における青少年の人間形成の在り方を述べている。

構成 第1から第4までの4部構成。まず現代社会における青少年の特徴を、とくにその意識・行動について概観し、ついで来たるべき社会の特質とそのような社会における青少年の人間形成の原理を、発達課題の適時達成に求める。さらに社会教育活動における青少年の人間形成の方途を、社会教育行政の課題として考察している。

内容 第1 現代社会と青少年では、経済の高度成長に伴う都市化、情報化、核家族・少子化、上級教育機関への進学率の上昇等の急激な社会変動は、青少年の人間形成にさまざまな影響を与えており、社会志向型よりも個人生活志向型の青少年を生み出した、と指摘する。

第2 青少年の人間形成では、乳児期から青年期に至る人間形成においては各時期の発達課題が成長の各時期の適時に達成されるよう親や指導者は配慮すべきであるとしている。職場や家庭における自動化等の普及により生まれる自由時間の増大は生きがいのある生活の創造を、高齢化社会の到来は高齢者と若い世代の交流を、学術・文化の国際交流の増加は青少年が国際感覚を身につけることを、それぞれ要請されることになる。

第3 青少年の社会教育と人間形成では、とくに社会教育活動における青少年の人間形成にあたっては、家庭と学校と連携しつつ(1)団体とのかかわり、(2)自然とのかかわり、及び(3)文化とのかかわりを促進すべきであり、とくに年齢や職業の異なる集団における活動を通じて体験を重視した多様な学習の場を設けることが必要であるとしている。

第4 社会教育行政の課題では、行政の視点として青少年の参加を促す意欲の啓発と、そのための物的条件的整備が指摘されている。具体的には青少年の早期の団体への加入、各種施設の積極的利用、奉仕活動等の実践的な活動の体験、野外活動、外国人青少年との交流が示唆されている。さらに当面の重点施策として、(1)青少年の社会教育活動の拡充（活動意欲の啓発等19項目）及び(2)家庭、学校、地域の協力態勢の確立（家庭教育の充実、学校教育との連携の強化等11項目）があげられている。

将来生ずべき課題に主体的に対処できる自立した青少年を育成していくためには、成長段階に応じた発達課題を適時に達成していく必要があるとし、このためには、青少年に早い時期から各種の生活体験を与える多様な社会教育施策の展開を強調している。

（堀田美春）

生涯教育について（答申）

発表機関：中央教育審議会

発表年月：昭和56年6月

背景 文部大臣の「当面する文教の課題に対応するための施策について」の諮問に対して、中央教育審議会は将来の教育の在り方を生涯教育の観点から総合的に考察する必要があるとして、総合的な課題として「生涯教育」を取り上げ、昭和56年6月に答申した。

構成 答申は前文と第1章から第5章までの5つの章から成っている。前文では諮問から答申にいたる経緯の概要と答申作成の基本方針が述べられている。基本方針は、(1) 乳幼児期から高齢期に至る生涯の発達段階に即して人びとの自己形成を可能にする方法を考察し、(2) 家庭教育、学校教育、社会教育、民間の教育・文化事業等の在り方を生涯教育の観点から総合的に調査研究することにおいた、としている。

内容 第1章 我が国における生涯教育の意義では、初めに生涯学習を人びとが自発的意思に基づいて自己に適した手段・方法で行う学習と定義し、この生涯学習のために社会のさまざまな教育機能を総合的に整備しようとする生涯教育の考え方が示されている。さらに、我が国における学歴偏重の社会的風潮を是正し、生涯教育を基本として各人の自己向上への努力を尊重する学習社会を指向すべきであるとしている。第2章 我が国の生涯教育に関する状況と今後の課題では、我が国にはさまざまな教育機会が存在しているが、生涯教育の観点から教育機能の領域別課題（家庭の教育機能の充実、成人学習者のために教育制度の弾力化等）及び学習条件整備の課題（学習情報提供体制、関係機関の連携等）が指摘される。第3章 成人するまでの教育では、乳幼児期から青年期までの家庭教育、学校教育及び社会教育の領域別目標が提示されている。第4章 成人期の教育では、成人の学習要求の多様化、高度化に対応して学習の場の整備のための方策が、現行の高等教育制度、高等学校・専修学校制度及び社会教育事業等とからめて提言されている。第5章 高齢期の教育では、高齢化社会を迎えて高齢者対策は福祉及び医療にとどまらず、その経験や能力が社会が評価し、諸社会教育施設等を通じてその社会参加への支援が必要であり、また学校教育も児童生徒に対して生と死の尊厳に対する認識を深めるよう配慮することが望まれるとしている。

その他 中央教育審議会による最初の生涯教育に関する答申であり、人間の生涯の各成長段階に即して自己形成を可能にする方途と各領域別教育の在り方とを、生涯教育の観点から総合的に考察し、今後における生涯教育の在り方を示している。
(梶田美春)

当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和43年12月

背景 中央児童福祉審議会は昭和42年12月に、当面解決を急ぐ児童福祉の諸問題についてとして「情緒障害児短期治療施設の運営の改善及び養護施設等における幼児処遇の改善」の推進策を具申したが、その後、引き続き審議した、年少幼児及び乳児対策、肢体不自由児対策並びに教護院の運営改善策についての意見をとりまとめて意見具申した。

構成 これは、当面推進すべき年少幼児及び乳児対策について、当面推進すべき肢体不自由児対策について、教護院における運営の強化策について、の3章から成る。

内容 第1章では、年少幼児及び乳児に対する早期の指導対策は、児童の福祉を図る点でも、施策の投資的効果の点でも非常に有効であるので、今後の重点施策にすべきであるという観点に立ち、児童相談所、保育所、養護施設等における以下の対策を述べている。すなわち、児童相談所では、年少幼児期における精神発達面の判定と指導体制の強化を図る必要がある。保育所では、近年の婦人の職場進出の増加に伴い、乳児保育の充実を図る必要がある。養護施設等では、これまで年少幼児と乳児に対して十分な養育保護が行われていないので、これを改善する必要がある。

第2章では、近年の医学や公衆衛生思想の進歩に伴い、肢体不自由起因疾患が変化してきたので、施設における処遇のあり方を根本的に再検討すべきことが述べられる。すなわち、肢体不自由児の年齢、障害の程度、家庭の状況、施設の地理的条件等に応じて、「収容」、「母子入園」、「通園」の3種の手段を有機的に活用して効果的な療育を行う体制の整備を図る必要がある。

第3章では、教護院において教科学習指導体制を整備充実する必要があることが提言されている。

その他 従来、あまり触れられてこなかった年少幼児と乳児に対する施策をきめ細かく打ち出した意見具申である。この背景には、高度成長期に、婦人が大量に社会に進出し、乳幼児に対する保育のニーズが急速に高まったことがある。

(田中治彦)

児童福祉に関する当面の推進策について——保母の養育確保対策について（意見具申）

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和45年1月

背景 児童福祉施設は年々拡充されてきたが、施設職員、とりわけその大半を占める保母の確保が大きな課題となってきた。さらに、保母の資質の向上にも注意が向けられ、この意見具申が提出された。

構成 保母の養成確保対策並びに保母の養成と保母養成所のあり方について、の2章で構成。

内容 第1章は保母の養成確保対策についてである。昭和24年以降の保母資格取得者は、16万7千人に達したが、現に児童福祉施設で働いている保母は、昭和43年末現在で約7万人で、うち1万人は無資格者である。昭和41年以降、保母資格取得者は増加しているが、このすべてが児童福祉施設に就職するとは限らない。その原因として、(1) 保母の処遇が比較的低い、(2) 疲労度が大きい、(3) 社会的評価が低い、があげられている。

一方、共働き家庭の増加に伴う児童福祉施設の増加により、保母の需要増大の傾向がさらに著しくなると展望して、以下の対策を提言している。(1) 保母の社会的評価を高めるための処遇の改善、(2) 保母の労働条件の改善、(3) 保母養成所の拡充強化。

第2章は、保母の養成と保母養成所の在り方についてである。大学または短大の保母養成コースとそれ以外の養成所との間に、教職員組織および施設整備などで格差があること、資格取得のための保母試験の内容に各都道府県で格差があること、についての是正措置を提言している。

保母養成所については、所長及び専任教員の資格に基準を設けること、学生の入学資格を高卒とすること、また保育所保母と収容施設保母とのコースによる必須・選択科目の再編成、施設設備基準の制定を求めたほか、養成所の指定基準の改訂に伴い関連する事項として、定時制年限を2年から3年以上にすること、保母資格試験の内容改善と全国的な均一水準確保への配慮を求め、新基準移行までに経過措置を配慮すること、施設設備の財源として融資を受けられる措置を講ずることを提言している。

さらに、保母の資格問題を免許制度の採択と関連して継続的に検討することも求めた。

(平田隆太郎)

保育所における幼児教育のあり方について（意見具申）

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和46年10月

背景

中央児童福祉審議会の保育対策特別部会では、昭和46年6月に「保育と教育はどうあるべきか」と題する中間報告を発表したが、それを受けて特に保育所における幼児教育のあり方について検討したものがこの意見具申である。保育所と幼稚園の関係をどうすればよいか、これらの内容をいかに充実していくべきか、について意見が述べられ、関連する施策の提言が行われている。

内容

第1節 保育所および幼稚園の目的と役割、においては、それぞれの目的である養護と教育とが必ずしも別のものではない、としながらも、幼稚園では幼児は短時間の教育を受けて、帰宅後もその母親の養護を受けることができるのに対して、保育所では、長時間にわたり母親に代って養護と教育を不可分一体のものとして行われており、その機能を異にする、と考え、いわゆる「幼保一元化論」については、否定的な考え方を示した。第2節では、保育所が幼稚園としての地位を併せ持つことについても、保育所は養教一体の長時間にわたる保育機能をもつべきであり、児童福祉という総合的な観点からして望ましくない、とした。

だが第3節では、保育所自体としては、幼児教育の場として幼稚園並みの教育機能を持つべきであり、そのための設備の充実と保母の養成を実施すべきである、と述べ、続いて、幼保の配置が地域的に不適切である現状に鑑み、第4節で保育所と幼稚園の適正配置について述べている。

最後に、第5節で今後における保育対策の課題として、「保育に欠ける状態」とは、子どもの心身の発達にとって不可欠のものを与えられていない状況であるとして、単に父母の欠損や労働だけでなく、住居の狭さ、遊び場の欠如、といったものまでが含まれると考え、保育政策は、乳幼児保育、学童保育、障害児保育に限ることなく、児童福祉全般に及ぶものであり、今後長期展望に立った児童福祉対策を樹立する必要があると提言している。

その他

中央児童福祉審議会の保育対策特別部会による中間報告が、世間の注目を浴び、「幼保一元化論」が高まったことから、これに答える形で出されたものである。
(田中治彦)

今後推進すべき児童福祉対策について（答申）

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和49年11月

背景

これは中央児童福祉審議会が、昭和47年10月に、厚生大臣から「今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策」について受けた諮問の答申である。答申の基本にあるのは、家庭機能の変化に対応した対策、地域福祉の観点に立った児童福祉対策の推進、児童福祉施設の新しい基準の策定、施設職員をはじめとする人材確保対策である。

構成

保育対策について、心身障害児対策について、母子保険対策について、家庭児童の健全育成対策について、児童手当制度についての5章構成である。

内容

第1章の保育対策について、では、まず家庭での保育と家庭外での保育の意義を明らかにし、保育所の役割を述べ、多様化する保育需要に対する対策をいくつか示している。保育時間延長の問題と事業所内保育についての基本的な考え方が明らかにされた。また、保育所の物的設備と保母らの人材の処遇に関する最低基準を改善するよう提言している。

第2章の心身障害児対策では、心身障害の発生予防策と心身障害児の福祉対策のそれぞれについて、基本的な考え方を述べ、その上で、従来の施設における障害児への対策から、在宅への対策という施策の重点を提言している。また、年長児、成人への対策、人材確保対策についても触れている。

第3章の母子保健対策では、定期健康審査、保健指導による健康監視システムの確立、保健・医療に関する格差の是正、社会環境、家庭環境に対応した母子保健教育の徹底、危険を伴う妊娠・分娩や乳児に対する母子緊急医療体制の整備、小児慢性疾患、重疾患児に対する医療保障の拡充、などについて施策が提言されている。

第4章の家庭児童の健全育成対策では、児童館を中心とした地域の育成機能の強化、家庭養育機能を強化するための相談事業などの充実、児童育成ボランティアの養成、遊び場の整備、などについて触れ、第5章では、児童手当制度を今後、充実すべきことが提言されている。

その他

高度成長が終わった時期の児童福祉の基本答申であり、現在の施策に通ずる重要な提言が行われている。特に、心身障害児の在宅福祉の強化という方向性は、本答申によって明確化されたものである。

（田中治彦）

今後における保育所のあり方（中間報告）

発表機関：中央児童福祉審議会保育対策特別部会

発表年月：昭和51年12月

- 背景** 母親の就労がより高い消費生活指向、積極的な社会参加など多様な動機に基づくものに変化してきたことから、保育所へのニーズもまた変化してきたことをうけて、新しい保育所のあり方を探ろうとしたもので、1年間の論議をまとめた中間報告として発表された。
- 構成** 保育所の現状分析、新しいニーズ、それへの望ましい対応などが、6項目にわたって述べられている。
- 内容** まず、母親の就労をめぐる状況の変化を分析した上で、幼児の教育について意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が、従来とは違った保育所への需要を形成していると指摘している。そして、これらの需要のうち、保育所において対応すべきものを的確に把握すること、あわせて行政の立場からのかかわり方や地域住民の自発的活動による対応などを検討し、これらを有機的に関連させる多様な選択が可能となる方策の確立の検討が必要、としている。
- そして、従来までの、家庭における保育に欠ける乳幼児の保育を行う施設、という位置づけから、保育所の幼児教育面での充実を重視する、という新しい視野を導入し、次代を担う世代を、保護者の事情だけでなく、乳幼児自身のために、その心身の健全な育成を積極的に図ることを目的とする施設として位置づけるように述べている。これに従って、保育内容や施設設備についても、適切な改善向上が必要、として財政支出の一層の充実を求めている。
- 一方では母親の就労の意思を尊重しつつ、家計維持のための就労と主体的選択としての就労の併存を踏まえた、家庭の費用負担のあり方も検討が必要としている。
- さらに、保育所の改善充実に必要な質の高い専門職員の確保のため、その養成研修体制の改善充実、資格制度の設定及び教育職員との均衡、調整を考慮して、長期的には資格要件の全部又は一部の相互切換えが可能となる方途の検討、加えて男性職員の参加については早急な改善措置の必要性を訴えている。
- 最後に、教育及び養護の両面の有機的な連携をはかる保育所の需要が増加することを予測し、長年にわたり地域に根づいてきた実績を踏まえた現実的漸新的改善が必要だとしている。
- その他** 母親の主体的選択としての就労の増加や地域教育機能の低下を背景に、保育所の教育的機能の充実を提言したものである。（平田隆太郎）

国際障害者年事業の在り方について（意見具申）

発表機関：中央心身障害者対策協議会

発表年月：昭和55年8月

背景

国連は1981年を国際障害者年として「完全参加と平等」という共通の目標を定めたが、日本では中央心身障害者対策協議会（心身障害者対策基本法に基づき設置、厚生省所管）が、国際障害者年国内委員会としての任にあたった。意見具申が提出された昭和55年は、身体障害者福祉法及び精神衛生法の施行30周年、精神薄弱者福祉法及び身体障害者雇用促進法の施行20周年、心身障害者対策基本法の10周年を迎えた年であったが、国際障害者年を迎えるにあたり、啓発、障害者対策、国際協力の三分野で事業を意欲的にすすめるようにと、この意見具申が提出された。

構成

国際障害者年の趣旨、障害者対策の現状と今後の具体的な在り方を整理したあと、国際障害者年の在り方について、(1) 啓発活動、(2) 障害者対策、(3) 国際協力に分けて提言している。

内容

国際障害者年の趣旨、では、趣旨を述べたあと、国内長期行動計画の策定をあげている。

障害者対策の現状と今後の基本的在り方、では、今後の障害者対策の基本的在り方として、(1) 相互の理解を深め、対等の人格的存在として認め合うこと、(2) 障害者が人間としての尊厳にふさわしい諸種の処遇を受ける権利を有すること、(3) 障害者も可能な限り社会的自立への努力をすること、また、国民は、社会連帯の理念に基づき、これを援助する責務を有すること、(4) 国及び地方公共団体は、障害者の福祉の増進と自立への努力を援助する責務を有すること、などについて全国民の合意と理解が必要である、と述べている。

国際障害者年の事業の在り方、については、まず啓発活動として、障害者の日の制定、記念切手の発行、全国身体障害者スポーツ大会の開催などを提言している。

障害者対策、が本意見具申の中心であるが、国の障害者対策として、(1) 各種福祉施策、(2) 診断、治療、研究機能等の充実、(3) リハビリテーション専門職員の養成訓練体制の充実、(4) 雇用対策、(5) 特殊教育、(6) 住宅、交通機関等の生活環境施設、について具体的な提言がなされ、地方公共団体や民間団体にも障害者事業へそれぞれの立場、分野で参加するよう呼びかけている。

国際協力については、国内委員会に設けられた国際障害者年特別委員会でお検討を要する問題である、としながら、国際的事業への積極的参加を提言している。

その他

国際障害者年事業は、ほぼこの意見具申に添って行われた。（平田隆太郎）

児童手当制度の基本的あり方について（意見具申）

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和55年9月

背景

児童手当制度は、わが国の社会保障制度の中でもっともおそく、昭和47年に整備されたものであるが、その意義あるいは制度の基本的在り方については必ずしも認識が固まったものではなく、オイルショック後の厳しい経済情勢などを背景に、中央児童福祉審議会では、昭和52年7月から検討を開始し、同年12月に中間報告を出した。その後、さらに3年間の検討を経て55年にこの意見具申を行った。

構成

児童手当制度のあり方について、多様な意見を紹介しつつ、制度改革についての基本的な骨子、について4項目にわたって提言している。

内容

児童手当制度については、いくつもの疑問がだされ、その意義についての理解が必ずしも定着していないことが冒頭でまず紹介され、これらをふまえて、来るべき高齢化社会の担い手となる年少世代への対策として、同制度の根本的な改革を4項目にわたって提言している。

（1）児童手当制度の意義、では、新しく「社会の子」としての児童観を打出している。それは老人扶養の社会化の円滑な維持のために、将来社会の担い手たる児童に社会的に配慮する、という、社会の高齢化に対応した視点である。

（2）児童手当制度の内容、としては、支給範囲を第一子からと変更し、義務教育終了前の児童に制限することを提案している。また、すべての児童を「社会の子」ととらえる以上、所得制限は原則として行うべきでないとしている。

（3）税の児童扶養控除制度との調整、では、各家庭の家族構成に応じ、基礎的生計費には所得税を課さないという控除制度と、児童手当制度は、政策体系上それぞれ独立したものであるとしながら、欧州の事例を参照しつつ、両制度の総合調整の検討をすすめている。

（4）制度改革への対応、では、制度改革を充分論議すること、改革までは、現制度を維持することが必要、としている。

その他

児童手当制度は、昭和59年の中央児童審の意見具申を受けて、60年からは法の一部改正で、支給期間を義務教育前に限定して、第二子にも支給されるようになっていた。また付則第4条には見直し規定が盛り込まれている。なお、この昭和59年の意見具申は厚生大臣の諮問を了承するというだけのものなので、この文献解題にはとりあげなかった。

（平田隆太郎）

今後のわが国児童家庭福祉の方向について（意見具申）

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和56年12月

- 背景** わが国の人口構造が、世界の中でも最も急速に高齢化しつつあることはよく知られるようになったが、長期にわたる人口推計が発表されたのを機会に、中央児童福祉審議会が児童家庭福祉の今後の方向を検討して意見具申したものである。
- 構成** 年少人口は今後どうなるか、社会的にどのような影響を及ぼすか、今後どのように対応すべきか、終わりに、の4項目からなる。
- 内容** (1) 年少人口の今後について、では56年11月の人口問題研究所の将来人口推計を引用、紹介している。低下が続いている出生数および出生率は、昭和60年頃に上向きに転ずるが、出生率が人口置換水準にまで回復するのは昭和百年頃である。この間年少人口（0歳～14歳）の数は減少を続け、全人口に占める構成割合も昭和55年の23.6%が、70年に17.1%となり84年には18.4%と回復するが、急増を続ける高齢者人口は18.7%となって、年少人口と高齢者人口の比率はついに逆転するであろうことが紹介されている。
- (2) そのことの社会的な影響については、高齢者の扶養負担の増加、企業や社会の賃金体系、労働力の需給状況の見直し、などが予想され、家族構成や地域社会における児童の生活に大きな影響を及ぼすと考えられ、活力ある福祉社会の建設が一大課題となる、と指摘している。
- (3) 今後の対処について、住宅対策など出生数減少の家庭外的要因を軽減すること、育児保育制度の本格的導入をはかること、成人に育つまで一貫した継続的健康管理システムで健康を確保すること、安心して子育てが行える保育機能の充実、「社会の子」を育てる児童手当制度の充実、地域における遊び場確保、心身障害児対策などを盛りこんだ提言がなされている。
- (4) 終わりに、として、家庭、地域社会、企業、行政の連携を重視しつつ、改めて児童手当制度の拡充を求めている。
- その他** 人口構造や就業構造の変化を展望しつつ、これからの厚生行政、とくに児童への対策のポイントを示したものである。（平田隆太郎）

家庭における児童の養育の在り方とこれを支える地域の役割について
(意見具申)

発表機関：中央児童福祉審議会

発表年月：昭和59年9月

背景 戦後三度目の青少年の非行の増加現象が国民的な問題として大きく取り上げられるようになり、青少年の健全育成への取り組みが関係省庁で行われたが、中央児童福祉審議会では、青少年をとりまく環境の変化や、豊かさの中での家庭や地域の教育機能の低下のなかでの対策を意見具申した。

構成 児童養育環境等の現状と問題点、児童の健全育成の基本的視点、家庭・地域における児童の健全育成に関する提言、の3章構成となっている。

内容 (1) 児童養育環境等の現状と問題、では、家庭、地域社会、児童の変化、と項目を立てて現状分析と問題点の指摘がなされている。家庭においては、核家族化・少子化等に伴う教育力の低下、親の役割意識の変化等による社会的保育への依存の増大が見られ、地域においては、都市化の進展等で仲間集団形成が困難になっており、近隣住民の連帯感の希薄化から、有害環境の自浄能力も低下してきたと指摘する。また、児童の変化としては、身体の成熟と社会性や情緒の発達がアンバランスになっていること、精神発達面でも問題が出てきていることが指摘されている。

(2) 児童の健全育成の基本的視点、では、家庭養育の重要性、高齢化社会と児童の健全育成、思春期児童の不応行動への対応、開かれた家庭・地域、の4項目をあげている。そして、家庭養育機能の強化の重要性をまず指摘した上で、来たるべき高齢化社会の支え手にもなる今日の青少年を「社会の子」としても捕え、これを社会的にも育てていこうとする視点が示されている。

(3) 家庭・地域における児童の健全育成に関する提言は、この意見具申の中心をなすものである。5項目の提案の第1は、家庭養育機能の強化で、家庭の自助努力の促進、家庭養育に関する知識・技術の習得、地域に密着した相談指導体制の充実、が示され、児童館、保健所、市町村が行う母親学級の機能強化や、公的相談指導体制の充実、社会福祉法人等の相談事業の促進、ボランティアの活用等が提言されている。児童の遊びの環境整備、として戸外遊びの環境整備、児童館を中心とした遊びの環境整備等が提言され、なにごとにつけ管理責任を問う風潮が自主的、冒険的遊びの発展を阻害していることを警告している。家庭と地域を結ぶ活動の促進、では、青年や高齢者の参加を呼びかけ、思春期児童の健全育成、では、相談指導機関の振興を提言し、最後に、情報化社会における児童の健全育成のための環境づくりの促進を訴えている。

(平田隆太郎)

年少労働者の保護福祉に関する建議書

発表機関：婦人少年問題審議会

発表年月：昭和30年12月

背景 昭和30年代は500万人にも及ぶといわれる年少労働者の保護福祉について多くの問題を抱えていた。とくに年少労働者が最も多く働いている中小企業における労働条件、労働環境等は必ずしも良好な状態にあるとはいえず、積極的な施策を打ち出すことが必要となっていた。このため、欧米諸国と現状を比較検討しつつ、日本における年少労働者問題の所在、対策について審議を重ね、当面、現制度下において最少限実施されるべき施策としてまとめられたのが本建議である。

構成 本建議書は、労働保護に関する問題、福祉厚生に関する問題、その他、の大きく三つの部分から成り立っている。

内容 第1 労働保護に関する問題では、一般的問題と特殊問題の二つに分けて、年少労働者の労働環境が紹介されている。その上で、年少労働者の保護のため、労働基準監督機関は、不当雇用慣行の防止、最低年齢未満児童（15才未満）の労働保護、学びながら働く年少者の保護、をはかることが緊要であると指摘している。とくに中小企業においては、事業主が労働基準法の内容を十分に認識していないために起こされる違反が少なくないため、関係機関はその周知をはかるとともに、適切な指導を強めるよう建議している。

第2 福祉厚生に関する問題では、年少労働者の一般教養の向上、レクリエーションの助長、健康の維持増進、勤労青少年ホームの設置、の4項目を取り上げ、事業主や関係機関が積極的に考慮を払うべき諸点について言及している。とくに勤労青少年ホームは、他府県からの就職者の多い東京、愛知、大阪の3か所に設置されることが要望されている。

第3 その他は、雇用に関する問題と社会保障に関する問題の二つに分かれ、前者では、両親またはそのいずれかを欠く年少者の就職助成、定時制高校卒業生の就職上の差別待遇の排除、年少労働者の離職状況および定時制高校生の中退状況に関する実態調査の必要性を説いている。

その他 本建議書は年少労働者の保護福祉について、労働政策として実現を期すべき諸点をまとめたものである。当時の時代的背景や産業構造の変化、中小企業育成のための経済政策と重ね合わせて読みとると、興味深い。（田中義信）

年少労働に関する施策について（報告）

発表機関：婦人少年問題審議会年少労働部会

発表年月：昭和41年2月

背景

婦人少年問題審議会年少労働部会は、年少労働問題を正しく把握し、長期的展望のもとに強力な施策を推進する必要性に鑑みて、昭和39年3月から数次にわたって部会を開催し、現状および問題点に関する研究討議を重ねてきた。その討議内容、結論をまとめ、同審議会会長に提出したのが本報告である。

構成

年少労働の現状と問題点、今後の年少労働対策、結語、の三つの柱から構成されている。

内容

まず最初に、年少労働の現状と問題点を雇用の側面および職場内外における環境変化の観点から列举している。雇用の側面では、需給のアンバランス、離転職の増加に伴う年少労働者の質の低下、大都市集中と都市環境への不適応を憂慮する一方、職場内外における環境変化、たとえば技術革新による機械化、合理化など、職場の作業態様の変化によって生ずる職場不適応、モラルの喪失が顕在化してきていること、また自由時間の増大、生活環境の変化にもかかわらず、年少労働者に対する生活指導、助言の不十分さが目立ち、マスコミの悪影響もあいまって、将来に対する希望を失う者も出てきていること、雇用主の無理解、適切な指導の欠如も、年少労働者の安易な離転職につながっている、と現状および問題点を指摘している。

このような現状認識のうえに、後半では今後の年少労働対策を、職場生活に関する施策と職場外生活に関する施策の、大きく二つにまとめている。前者では、職業指導の充実を先ず取り上げ、就職前に適切な指導が行われるよう、学校、家庭、その他関係機関の協力を要請している。また年少労働者の職業観、生活態度の健全化の推進、相談制度の普及および充実、さらには労務管理の改善など、事業主が中心となって配慮すべき諸施策に触れている。

後者の職場外生活に関する施策では、自由時間の善用指導の強化、仲間づくりの促進、自由時間善用のための諸施設の整備および拡充、を指摘するとともに、親元を離れて就職している年少労働者への休日等におけるボランティアによる家庭開放、帰省時の鉄道料金等の割引きなど、具体的な措置にも言及している。

最後の結語では、今後の年少労働対策は長期的な展望をもちつつ、しかも時代の変化に即応した綿密な計画のもとで推し進められなければならないと強調し、対策実現の基本的条件として十分なる予算措置の必要性を説いている。

(田中義信)

今後における勤労青少年対策に関する建議

発表機関：婦人少年問題審議会

発表年月：昭和43年8月

背景 我が国の社会・経済の急速な変動によって、次代を担う勤労青少年の生活に多くの影響が生じ、種々の新しい問題が発生し、これに対処する施策が求められるようになってきた。婦人少年問題審議会は、今後とられるべき勤労青少年対策のあり方について審議を重ね、得られた結論をまとめ、労働大臣に提出したのが本建議である。

構成 本建議は、最近における勤労青少年問題、勤労青少年対策の基本的考え方、勤労青少年対策として今後とるべき具体的施策、の3部構成である。

内容 第1部では、我が国経済の高度成長に伴い、若年労働力の需要が大幅に増大し、また技術革新や都市化の進展など、社会・経済の変動がめまぐるしい中で、勤労青少年問題はますます複雑な様相を示してきていると指摘し、次の三つの問題をあげている。(1) 職業人として成長する過程の諸問題、(2) 余暇時間の利用に関する問題、(3) 都市に流入する勤労青少年の問題。この中で、職場生活や社会生活に適応できず、その能力の開発や発揮が妨げられている勤労青少年が少なからず存在することが問題点として強調され、本人の健やかな成長はもとより、日本経済の発展維持のためにも、きわめて重大な課題だと指摘している。

第2部では、勤労青少年対策の基本的考え方が、対策の目標、目的、責任を担うもの、などの項目に従ってまとめられ、また勤労青少年がどのような状態になることを目指すべきか、その内容が列挙されている。

第3部は今後とるべき具体的施策に関してであり、審議会は以下の諸施策を提言し、国および地方公共団体を中心として、関係機関の協力のもとに、これらの施策が展開されることを建議している。それらは、職業人としての成長を促進するために必要な施策として、(1) 職業に対する基礎的教育と職業紹介体制の充実、(2) 就職後のアフターケアの充実、(3) 転職に際しての指導の強化、(4) 職業訓練の奨励、であり、また職場外生活を充実するために必要な施策として、(1) スポーツ、文化活動等の奨励、(2) グループ活動の奨励、(3) 施設の計画的設置、などである。さらに生活設計の援助に必要な施策として、(1) 相談制度の充実、(2) 生活設計資金共済制度の創設、を強調するとともに、勤労青少年対策を積極的に推進するために必要な施策として、(1) 指導者の養成と配置、(2) 「勤労青少年の日」の設定、(3) 勤労青少年育成活動の奨励、(4) 諸事業を実施・推進する団体の設立、をあげている。(田中義信)

勤労青少年福祉法案大綱についての答申

発表機関：婦人少年問題審議会

発表年月：昭和45年3月

背景

本答申は、昭和45年2月に労働大臣から婦人少年問題審議会に対して諮問のあった勤労青少年福祉法案大綱についての同審議会の審議結果をまとめ、労働大臣に答申したものである。同大綱は、勤労青少年が有為な職業人として育成することを推進するために、どのような措置等が求められているか、勤労青少年福祉法案の制定にむけて、その骨子を示したものである。

内容

勤労青少年福祉法案大綱には、現下の急務である勤労青少年の福祉の増進に関して積極的に施策を講じようとする意欲が示されており、おおむね妥当なものと認められると評価し、国会での法案成立の期待を述べている。

なお、立法化および施行にあたっては、次の点に格段の配慮が求められるとし、申し添えている。

- (1) 勤労青少年福祉対策は、若年労働力確保のためばかりではなく、勤労青少年自身の幸福の増進をはかるためのものであり、かつ、勤労青少年自身の自主的な努力をそこなうものであってはならない。その趣旨が歪められることのないよう十分に留意すること。
- (2) 勤労青少年の通学等のための時間の配慮。その実行を期するため、国および地方公共団体は、産業界における勤務時間帯の多様化や勤労青少年の生活実態に応じ、教育・訓練施設の弾力的な運営を図るよう十分な措置を講ずること。
- (3) 勤労青少年福祉推進者の選任と配置については、各企業において広くその趣旨が生かされるよう、企業の実態を十分に考慮して段階的に進めること。
- (4) 勤労青少年ホームの整備拡充をはじめとした勤労青少年の福祉増進のための施設について、必要な財政的措置を講ずるよういっそう努力するとともに、関係行政機関の協力を得て、施策の積極的な推進に努めること。

その他

勤労青少年福祉法案大綱には、同法案の制定にむけて、その盛り込むべき内容が合計13項目にわたって明記されていた。この法案は国会の審議をへて昭和45年5月に公布された。

(田中義信)

勤労青少年福祉対策基本方針案大綱についての答申

発表機関：婦人少年問題審議会

発表年月：昭和46年5月

- 背景** 本答申は、昭和45年5月施行の勤労青少年福祉法をうけて、昭和46年3月に労働大臣から婦人少年問題審議会に対して諮問のあった、勤労青少年福祉対策基本方針案大綱についての審議会の審議結果をまとめ、労働大臣に提出したものである。
- 構成** 大綱の構成は、方針作成の意義、勤労青少年の職業生活の動向に関する事項、勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策、の3部から構成されている。また、答申には6項目の申し添え事項が付け加えられている。
- 内容** 大綱の第1部 方針作成の意義では、方針のねらい、方針運営の基本的態度、方針運営の期間が定められている。また第2部では、勤労青少年の職業生活をめぐる近年の動向として、勤労青少年人口の減少、都市への流入、離転職の問題が取り上げられ、今後もその傾向は継続あるいは持続されると分析している。同時に、勤労青少年の職務態様が、技術革新の進展に伴って変化し、高度の知識、技能、総合的な判断力、適応力がいっそう求められるようになってきたこと、また、作業の標準化、単純化、分業化、高速化が進み、単純労働が増加してきていることなどが指摘されている。
- このような産業構造の変化、職務内容の変化による勤労青少年の生活意識の変化、余暇時間の増大にどのように対応していくか。第3部ではこれらの青少年の福祉の増進に関する基本的施策が取り上げられている。その中では、勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成、適職の選択および職業への適応に関する措置、職業訓練の奨励（とりわけ職業訓練受講機会の確保、技能尊重の気運の醸成）、職場環境の整備、余暇時間の有効な活用、が今後の重要な課題になると強調されている。
- とくに職場環境の整備については、従来の労働条件の向上、職場施設の改善措置に加えて、職業訓練または教育を受ける勤労青少年に対する、受講時間についての配慮、勤労青少年福祉推進者の選任、などが定められ、このために国および地方公共団体が努めるべき施策が列挙されている。
- 同時に答申は、この大綱に盛り込まれた内容が、かねてから審議会が勤労青少年福祉対策に関して行った建議ならびに答申の趣旨に沿ったものであると評価し、本大綱に基づく基本方針の策定に政府がすみやかに着手するよう要望している。

(田中義信)

勤労青少年福祉対策基本方針（第2次）

発表機関：労働省

発表年月：昭和51年6月

背景

勤労青少年福祉対策は、勤労青少年福祉法（昭和45年制定）と、同法に基づき昭和46年に策定された勤労青少年福祉対策基本方針（第1次）を軸に、国、地方公共団体、事業主などが一体となって推進してきた。

本方針は、原則的には第1次基本方針を踏襲しつつ、その後の経済・社会情勢の変化をふまえ、さらには新たに生ずる諸課題に対応し、より充実した勤労青少年福祉の実現のための施策を示すべく策定されたものである。本方針の運営期間は、昭和51年度から同55年度までの5か年間と定められている。

構成

勤労青少年の職業生活の動向に関する事項、及び勤労青少年の福祉増進に関する基本施策、の2部から成り立っている。

内容

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項は、職業生活に関する動向と職業生活をめぐる諸問題の、二つの内容で構成されている。前者では、勤労青少年人口の推移と都市集中傾向の若干の緩和が、また高学歴化の進展と技術革新に伴う職務内容の変化、勤労青少年の職業や労働に対する考え方の変化が取り上げられている。さらに余暇活動に関する動向として、余暇時間の増加にもかかわらず、積極的な余暇活用が十分に行われていない現状が指摘されている。

一方、職業生活をめぐる諸問題では、勤労青少年の選職態度や職業観の変化によって、個々の適正能力、希望等に適合した職業選択の行われることの必要性が従前にも増して高まっていることが明らかにされ、また高度に自動化、分業化された職務内容によっては疎外感、孤独感に陥るなどの職場不適応、大都市における生活環境の悪化や人間的交流の不足などによる都市生活への不適応も今後いっそう顕在化してくると予測している。

次に余暇活動に関する諸問題としては、公共施設や指導者などの不足が指摘された。

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策では、勤労青少年福祉に対する気運の高揚、とりわけ「勤労青少年の日」を中心として広く国民の関心と理解を深め、かつ勤労青少年の自主的努力を促すための事業を展開することを強調している。また職業訓練の奨励を訴える一方、企業内における福祉対策の推進を、勤労青少年福祉推進者制度の充実を通して図るべきだとしている。

さらに健全な余暇活動の推進を図るために、スポーツ活動の振興、施設の充実、指導者の養成、指導者の社会的地位の確立がとくに要請されていると明記している。

(田中義信)

勤労青少年福祉対策基本方針（第3次）

発表機関：労働省

発表年月：昭和56年3月

背景

第1次および第2次の勤労青少年福祉対策基本方針を受け継ぐ第3次基本方針である。過去10年間、大きな社会的、経済的变化の中で勤労青少年の福祉は着実に向上してきたが、国際経済情勢の推移、急速な高齢化の進展、成熟した高度産業社会の出現、その中での個人の新しいライフスタイルの摸索といった環境変化を考慮しつつ、各種施策の有機的な関連性を高め、社会参加や国際交流の新しい方向を加えて、今後実現すべき勤労青少年福祉対策の基本を定めている。運営期間は昭和56年から60年までの5年間。

構成

勤労青少年の職業生活の動向に関する事項及び勤労青少年の福祉増進に関する基本施策、の2部から構成されている。

内容

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項では、職業生活の動向とそれをめぐる諸問題を扱っている。前者では、勤労青少年人口の推移と雇用の動向として、15歳から24歳までの青少年労働力人口が、従来の減少傾向から増加傾向に転じること、また近年の顕著な動向として、地域開発等によって新規中学・高校卒業生の県内就職率が上昇し、青少年の地元定着が進んでいること、したがって労働力の流動性がこれまでと比較して減少すること、さらには第三次産業や中小企業への就業がいっそう進展すること、などをあげている。

一方、後者では職場生活をめぐる諸問題、その特徴として、新規中学・高校卒業就職者の離転職の増加（就職後3年間に中学卒で5割程度、高校卒で4割程度の者が離職している）傾向を取り上げ、安易な離転職を防止し、働きがいのある職場づくりを促進するために取り組むべき課題を6項目にわたって列挙している。

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本施策では、職場生活の充実を図る施策として、先ず新規学卒者に対する職業選択の適正化に努めること、職業・職場適応指導を充実させること、基礎的職業訓練の受講機会を確保すること、さらには労働条件面の整備、意欲を高める制度や慣行の充実、勤労青少年福祉推進者の業務の活発化、などをあげ、これらが勤労青少年の働きがい、意欲的な職場参加を促すうえで欠かすことのできない要素だと強調している。

また、活力に満ちた人間性豊かな社会の担い手として勤労青少年が健やかに成育する上で、余暇生活の充実は不可欠であり、従来の施策に加えて、自主的な社会参加の促進、国際化時代の急速な進展に対応した国際交流の促進を新しく打ち出している。

(田中義信)

第4次勤労青少年福祉対策基本方針

発表機関：労働省

発表年月：昭和61年3月

背景

勤労青少年福祉対策基本方針は、過去3次にわたって勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を示してきた。第4次の本方針は、従来の方針を踏まえつつ、今後の産業社会の推移を展望し、勤労青少年の職業生活に関する動向と課題を明らかにするとともに、昭和60年の「国際青年年」を契機として高揚した勤労青少年福祉増進の気運をいっそう醸成し、活力ある産業社会の担い手となるべき勤労青少年が自己を啓発し、国際化に対処し、積極的に社会に参加していける環境の整備を図るなど、勤労青少年の健全育成を基調に、今後、国、地方公共団体、事業主などが実施すべき施策の基本を定めたものである。この方針の運営期間は昭和61年から65年までの5カ年間である。

構成

本方針は、勤労青少年の職業生活の動向と課題、勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策、の2部を中心に、参考資料を加えた構成となっている。

内容

勤労青少年の職業生活の動向と課題を取り上げているのが前半部分である。青少年労働力人口の推移、上級学校への進学率、新規卒卒者に対する求人倍率の変化、離転職状況の推移などが、まず統計的に推定され、その上で勤労青少年を取り巻く産業社会の変化が、技術革新、サービスの経済化、高齢化、国際化などの急速な進展との関連の中で紹介されている。

また、勤労青少年の職場生活が、賃金、労働時間、余暇時間、労働災害、スポーツや文化教養のための施設、といった視点から概観され、最後に、勤労青少年の余暇生活の現状と今後の自由時間の活用、そのための課題が分析されている。後半部分は勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策についてである。その中で、心身とも成長過程にある勤労青少年が職業意識を確立し、生涯にわたって学習し、職業能力を開発向上していくために必要とされている基本的施策として、(1) 勤労青少年福祉に関する気運の高揚、(2) 職場生活の充実、そのための職業選択の適正化、職場適応指導の強化、職業能力開発の促進、自己啓発の促進、労働条件等の整備充実、福利厚生充実、など、(3) 余暇生活の充実、そのための福祉施設の整備と運営の充実、健全な余暇活動の振興、など、(4) 社会参加活動の促進、(5) 国際交流の促進、(6) 指導者の養成と活動の促進、の各項目を挙げている。

その他

第3次までの基本方針は、労働基準法にみられる「年少者の保護」という考え方をさらに広げた形の「福祉の増進」という視点に基礎づけられていたように思われる。ところが第4次基本方針では、青少年を職業人として健全育成を図るため、その向上、啓発、国際交流の促進等が強調されており、方針の転換が感じられる。

(田中義信)

年少労働者の生活と意識に関する調査

発表機関：内閣総理大臣官房広報室

発表年月：昭和39年8月

背景

この調査は、大都市の中小企業に働く年少労働者の生活の実態と意識を調査し、年少労働者の健全育成をはかるための諸施策の参考とすることを目的に行われたものである。調査対象は、東京都区部の従業員300人未満の中小企業に働いている年少労働者（中学卒業後3年未満の者）625人である。

構成

本書は調査の概要、調査結果の概要、調査結果、相関表、参考質問などによって構成されている。B5版170ページ。

内容

労働条件と住居。始業時間は午前8時～8時半ごろの者が約75%、終業時間は午後6時半ごろまでの者が約80%である。給料は諸手当を含めて、月額1万円～1万4千円の者が約6割である。住居は「住込み」が約44%、「会社の寮・寄宿舎等」が約30%、「自宅・その他」が約26%である。

就職経路。転職経験学校や職業安定所を通じて就職した者が約5割で、縁故関係によって就職した者は約4割である。転職経験のある者は約2割である。

仕事に対する興味、評価、転職希望。自分の仕事に強い興味を持っている者は約23%である。自分の仕事はやりがいがある仕事だと思っている者は約44%である。転職希望をもっている者は約35%で、その理由として「仕事がおもしろくない」「将来性がない」「給料が少ない」などをあげている。

楽しみ、生きがい、生活目標、希望。「一番の楽しみ」または「生きがいを感じる時」として仕事に関することをあげた者は約15%で、休息が約10%、給料日が約9%である。将来の生活目標、希望として「技術を身につけたい」「早く一人前になって独立したい」と考えている者が多い。

困っていること、不満。約7割の者が困っていることや不満をもっている。給料が少ない、自由時間がない、残業が多い、などに不満をもっている者が多い。

余暇利用、学習意欲、サークルへの加入。休日の過ごし方をみると、映画鑑賞が最も多く、以下、テレビ、休息、掃除、買物の順である。何らかの形で学習活動をしている者は約3割で、今後、学習する希望をもっている者は約5割である。サークル・グループ等に参加している者は約14%で、約35%の者が今後参加したい希望をもっている。

青少年施設の利用経験。利用したことのある者は14%である。「青年の家」や「青年ホーム」を利用したことのある者はほとんどいない。

上記の他、職場での人間関係、相談相手と友人の有無などについても調査が行われた。

(木村清一)

青少年のマスコミ（特にテレビ）との接触状況調査の概要（1）
青少年のマスコミとの接触状況調査——週刊誌を中心として（2）
青少年のマスコミ（特にテレビ）との接触状況調査（3）

発表機関：総理府青少年局，内閣総理大臣官房広報室，総理府青少年対策本部
発行年月：昭和41年10月（1），昭和43年3月（2），昭和44年10月（3）

背景

総理府が昭和39年度から毎年，青少年を健全に育成するための必要な資料をうる目的から，青少年のマスコミとの接触状況調査を行っているが，ここにとりあげた3点はその一環をなすものである。それぞれ，青少年のテレビとの接触状況，週刊誌を中心として，テレビを主眼に，あわせて生活意識も調査している。

構成

最初のものは，序説，余暇利用状況の概要，テレビとの接触状況，その他のマス・コミとの接触状況の4章に付表を加えている。B5版71ページ。

二番めのは，調査の概要，調査結果の2章構成で，B5版194ページ。謄写印刷，限定配布。

最後のものは，調査の概要，調査結果の概要に，集計表等の付録を加えて構成されている。B4版70ページ。

内容

まず，調査対象であるが，第一のものは全国の満12才以上18才未満の男女から4,000人，第二のものは，満12才以上20才未満の未婚の男女から2,000人，最後のものは，全国16才以上，25才以下の未婚者10,000人である。このように，3調査とも調査対象年齢層が異なる上，調査項目の重点の置き方，設問にも違いがあるため，単純には比較し得ない。しかし，いくつかの共通項（年齢層では16才～17才）については比較検討がなされており，経年推移がわかる。

まず，余暇利用の状況の概要では，いずれにおいても，「テレビ視聴・ラジオ聴取」が圧倒的に多いが，経年的にみると，81.7%から71.1%とやや減少気味であることがわかる。

テレビとの接触状況について，平日の視聴時間で見ると，ふたつの調査のいずれも「2時間位」が一番多く，しかも視聴時間が長くなっていく傾向にあることが示される。そして，平日に対して休日の視聴時間は大幅に増加している。テレビ番組については，「映画・演劇・ドラマ」が多く，次に「歌謡曲」となっているが，少なくなっている傾向が見られる。一方で，「ニュース・天気予報」等が増加している。「もっと力を入れてほしいテレビ番組」としては「映画・演劇・ドラマ」，「スポーツ」，「ニュース解説，討論会」，「教育，科学もの」などがあげられている。「テレビコマーシャル」については，「面白い」，「いろいろの知識を与えてくれる，商品を買うときの参考になる」が多いが，「もっと工夫してほしい」という批判的意見も4割程いる。深夜（夜11時半以降）映画をみる者は月に2～3回が18%ともっとも多く，次いで年に2～3回が15%である。見る曜日は土曜日が半数と多い。そして見る者は増加傾向にあ

る。「最近みた番組で特に印象に残ったもの」については、「特にない」が60%以上と圧倒的に多い。また、教育番組（テレビ講座、語学）は見えていない者が約70%と多い。しかし、見ているものについては「英語・英会話」が多い。さらに、「決まって見る番組をもっているか」との問いに対して、約8割がもっていると答え、その理由の半数は、「見ているうちに好きになった」である。以上のようことがテレビとの接触状況として示されている。

一方、その他のマス・コミについては、まず、ラジオでは、「殆んど聞かない」ものが4割程いるものの、聴取者については、聴取時間は30分以下がもっとも多く、番組は、「歌謡曲、クラシック、ジャズ、シャンソン」の順で、音楽番組が多い。また、新聞は、9割以上が取っている中で、「読む時間」は30分以下が8割近くを占め、内容では、「テレビ・ラジオ番組」・「社会記事」・「スポーツ」がそれぞれ半数程である。だが、「政治・経済、外交」については十数パーセントと少ない。

映画は、4人に1人は見ていないが、見るものについては、月1回以上が4人に1人程いる。内容は喜劇、活劇の順に多い。単行本では、最近1年間について、「読まなかった」が約2割、4～5冊、6～10冊、11～20冊が12%ないし15%である。分野としては、「文学、哲学」が約半数、「参考書、学習書」「趣味、娯楽」と次いでいる。雑誌（週刊誌を除く）では、「毎月読む」、「ときどき読む」、「ほとんど読まない」が各3分の1となっている。読む種類は1～2種類、内容は受験学習雑誌がいちばん多い。

週刊誌では、「この2～3か月の間に読んだもの」が70%（毎週16%、ときどき54%）、種類は一般週刊誌、少年少女週刊誌が各3割程である。読む理由には、雑誌と同じく「面白い」、「退屈しのぎ」などがあげられている。一方、読まない理由としては、「暇がない」、「面白くない」、「テレビをみる」等があげられている。青少年のマス・コミとの接触状況について以上のようなことが分る。

年次により重点内容は異なるものの、継続して行われた調査であり、青少年のマス・コミとの接触状況の傾向を知る上で、格好の資料である。（大脇正昭）

その他

青少年のグループ活動に関する世論調査

発表機関：内閣総理大臣官房広報室

発表年月：昭和41年10月

背景 総理府青少年対策本部が、青少年対策の参考とするため、広報室の協力を得て、青少年のグループ活動状況とグループ活動に対する意見を調査したその報告である。

構成 調査の概要、調査結果の概要、質問と回答、相関表の4章で構成。質問項目などは付録資料としてのせている。B5版59頁。

内容 調査概要では、全国の15才～25才の青少年1万人を調査対象に、調査員による訪問面接で調査を行ったこと、調査項目は、(1) 各種グループへの加入状況、(2) グループ活動について、(3) グループ非加入者について、の3項目であること、また、回答者(7,844)の地域別、性別、年令別、学歴別、職業別の構成等を述べている。回答者の46.5%が学生で、農林漁業従事者は2%である。

調査結果の概要では、三つの調査項目の結果がまとめられている。グループへの加入状況は、何らかのグループ、サークル、クラブ、研究会等を加入している者は37%になる。学生が最も高く52%で、そのほとんどが学校内のグループへの加入である。次いで農林漁業従事者が47%、これは地域のグループへの加入である。加入率が低いのは、販売サービス関係の従事者17%、家事手伝い12%である。加入グループの活動内容は、スポーツ・レクリエーション44%、趣味・娯楽30%と高く、一般教養11%、親睦10%が続いている。社会奉仕は、5%となっている。

グループ活動の状況は、学生は週5回以上、のべ時間10時間以上がかなり多いが、その他の者は、週1回ないしそれ以下で活動時間も週に2～4時間程度である。所属グループが、活動していると答えるのは50%、活動しているとはいえないと答える者が28%いる。また、今後もグループ活動を続けたいという者は加入者の73%、脱退したいという者は5%である。

グループ非加入者は、回答者の63%に達する。非加入の理由は、暇がない18%、適当なグループがない15%、仲間がいない5%等があげられている。グループ活動が嫌いとする者が11%いる。また、今後何かのグループに加入したいと答えた者は47%おり、活動内容としては、スポーツ・レク(21%)、趣味・娯楽(17%)を望む者が多い。

特色 ちょうど20年前の調査であるが、グループ活動の内容の傾向やグループに加入しない者の理由等は、今日とも大差がない。民間や行政の各種機関、団体におけるグループへの加入や活動充実のための取り組みや施策の見直しを感じさせる報告である。

(吉野貴美子)

青少年の職業選択に関する世論調査

背景 発表機関：内閣総理大臣官房広報室
発表年月：昭和41年6月

これは青少年の職業選択理由と職業継続の意志を調査した報告書である。調査対象者は全国の15歳から25歳までの者1万名（回収数7,844）である。

構成 調査の概要、調査結果の概要、質問と回答、相関表などによって構成されている。B5版75頁。

内容 調査項目は、(1) 職業の選択理由、(2) 職業継続の意思について、(3) 在学中に受けた職業指導、(4) 学生の希望する職業についてなど4項目である。以下、調査結果の概要である。まず現在の職業を選んだ理由を訪ねたところ、「自分の能力や興味に合う」22%、「将来性がある」11%、「社会に役立つ」1%など、職業の内容と自分の適正を職業選択の理由としてあげた者は35%である。それに対して、「家の人がすすめた」など、職業の内容以外の理由によって職業を選択した者が53%いる。職業別にみると、専門技術職、販売関係の事務職では、「自分の能力や興味に合う」という者が多く、農業、商工サービス関係の家族従業者では、「家業だから」「家の人がすすめたから」が大多数を占めている。大学卒の者および在学中に職業指導を受けた者は、職業の内容によって職業を選択した者が比較的多い。中学卒および職業指導を受けたことがない者は、職業の内容以外の条件によって決めた者が多くなっている。

職業継続の意志をみると、現在の職場を変わりたいと思っている者が13%である。職場を変わりたい理由として、「給料が安い、労働時間が長い」「自分の能力や興味に合わない」「将来性がない」「職場の設備や環境が悪い」「職場の人間関係がうまくいかない」などをあげた者が多い。職場を変わりたいと答えた者のうち、職業そのものを変えたいという者は約半数で、工員、販売サービス関係の労務職、農業従事者に多い。職業を変えたいという者の25%は、転職にそなえて勉強している。

在学中に職業指導を受けた者は55%で、その内容は、「一般的な心構え」が最も多く、以下、「職業適正検査や性格検査」「いろいろな職業について話を聞いた」「実際にやってみた」「職業の内容を説明した映画やスライドをみた」の順である。

就職希望の学生にどんな職業につきたいかを尋ねた結果、中学生では工員と商店の店員をあげた者が多い。高校生ではほとんどの者が一般事務員を望んでいる。大学生では、男子の場合は、技師、教師など技術的、専門的職業を希望する者が多い。女子の場合は一般事務員を望む者が多い。（木村清一）

非行少年の生活実態調査

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和44年3月

背景 本調査は、法務省、各矯正管区、少年鑑別所の協力を得て、昭和42年8月から10月までの3か月間に渡り、全国の少年鑑別所に入所した少年全員を対象として、生活意識と被害経験に関して実態を調査し、昭和41年秋に実施した「高校生の生活実態調査」と対比したものである。青少年の健全育成と非行防止対策樹立の参考とするために総理府青少年対策本部が実施した。

構成 第1編非行少年の受けた被害、第2編非行少年の生活意識で構成。巻末に集計表と調査用紙を付している。B5版 147頁。

内容 第1編は、調査の概要紹介及び被害非行少年の特性や被害者率等、被害発生の態様、被害者・加害者の関係、被害者の諸行動の4点の分析である。調査には、非行などの被害を受けやすい少年には、加害者と類似の性格・環境・行動上の何らかの欠陥が存在し、加害者に転化しやすい諸特性があるという仮説を解明する意図が含まれている。非行少年が非行を行う前の1年間に被害や迷惑を受けたことがある者は、61.5%（高校生42.4%）で、その内の60.1%が2回以上被害を受けている。また、被害を受けた少年は、自分の受けた被害と同種傾向の加害者となる傾向が見られることや自ら被害にかかりやすい時刻や場所で行動し、その結果、被害をこおむった者が多い、ことが指摘されている。

第2編では、非行少年の生活意識、民族的感情、悩みとその解決方法、両親に対する信頼感としつけの問題、公衆道徳と青少年の不良化原因、グループ活動への参加状況と自動車運転状況を分析している。

生活目標は、趣味に合った暮し、その日その日をのんびりに等小市民的目標をあげる者が54.7%、社会的正義感や社会貢献を意識している者は約24%である。両親に対する信頼感を見ると、父親の信頼度59.4%、不信度7%、母親の信頼度73.4%、不信度5.1%となっている。生活目標、両親への信頼感共にその傾向は高校生と同じである。一方、家庭や学校のしつけを「もっと厳しくした方が良い」とする者は、非行少年の方が、約10%の高率を示している。グループ活動への参加状況は、参加していると答えた非行少年は11.4%で高校生の場合の63.4%に比較して大変低くなっている。

特色 非行少年10人の内、6人強は、最近1年間に犯罪・非行等による被害経験者だったとの結果が出ているが、高校生調査の結果と対比しながら、「被害者から加害者に転じた少年は、被害を受けた時点における生活態度や行動が、非行少年のそれ等に近似している」等々、被害非行少年の特性を明らかにしている。

(吉野貴美子)

現代青少年の意識と行動の特質に関する研究

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和44年12月

背景

産業の高度化，都市化の進展等社会環境の急速な変動にともない，青少年の健全育成，非行防止の問題は大きな社会問題であり，ますます複雑な様相を呈し，深刻度を深めている。このような状況のもとにおける青年の人間像を体系的にあきらかにする意図をもってこの調査が企画され，昭和44年に調査が行われた。調査対象は，全国の18～24歳までの未婚の男女 4,500人である。

構成

本調査報告書は，第1編調査結果，第2編集計表，第3編調査関係資料によって構成されている。B5版 275頁。

内容

青年の人間像を体系的に明らかにするために「青年の生活領域を個人，家族，職業，社会，国家の五つの層にわけ，それぞれの層における人格の絶対と知情意の側面から認知レベル，感性レベル，意欲のレベルとして切り出し，その総合の上で組成された青年像を提示してみたいと考えた」と調査意図について述べられている。

主要調査項目は，(1)個人の自由，権利，義務，責任，(2)意志力，感情の抑制，他人への思いやり，(3)家庭と愛情，家族からの愛情，(4)仕事と勉強，(5)遵法意識，公衆道徳，(6)生の充実感，生き甲斐と人生のおもしろさ，(7)重点をおく生活領域，である。

そして，本調査報告書では，(1)個人の権利と義務感（個の自由・権利についての考え方，権利・自由の現実と理想，理想と現実のずれの原因，義務・責任の果たし方），(2)個人の諸特性（意志力，感情の抑制，他人への思いやり等），(3)家庭と愛情（問題の構成，質問ごとの結果の分析，質問間の相互関連等），(4)仕事と勉強（仕事観，仕事への意欲，勉強観，勉強への意欲，仕事と勉強からみたパーソナリティタイプの諸特性等），(5)法の遵守と公衆道徳（法規範への対応型，遵法の現実と理想，公衆道徳意識，現代青少年の遵法意識をめぐる問題点等），(6)生の充実感（生き甲斐の理想と現実，生き甲斐の構造分析等），(7)価値意識の形成因（価値意識に及ぼす影響，仕事や勉強についての考え方に対する影響，家庭のあり方についての考え方の影響，個人の権利や義務についての影響，法律や公衆道徳への影響等）等について調査結果をもとにした分析が詳しく述べられている。

(木村清一)

青少年の海外旅行に関する世論調査

発表機関：内閣総理大臣官房広報室

発表年月：昭和44年12月

背景 本書は、青少年の海外旅行に対する考え方、青年の船への参加志向などを調査し、青少年に関する施策の参考とする目的で行われた調査の報告書である。

調査対象は、全国の15歳以上24歳までの未婚者 5,000人（有効回収数 3,966人）

構成 調査の概要、調査結果の概要、集計表、調査票と回答票、標本抽出方法などによって構成されている。B5版47頁。

内容 この調査の項目は、(1) 青少年の海外志向、(2) 行きたい国、旅行目的、(3) 青年の船、日本青年海外協力隊への参加、の3項目である。以下、調査結果の概要である。

青少年の海外旅行に対する希望をみると、「若いうちにぜひ海外に出かけたい」という気持ちをもっている者は76%を占め、青少年の4人に3人は海外志向をもっている。

このうち「いろいろ努力してでも、ぜひ出かけたい」という強い希望をもっている者は13%であり、「チャンスがあれば、出かけたい」という者は63%である。

若いうちに海外に出かけたいと思っている者は、町村や小都市よりも大都市居住の青少年に多い。学校・職業別にみると、高校生や大学生に海外へ出かけたい意欲が強い。また、グループ活動をやっている者の方が、やっていない者より海外へ出かけたいとする意欲が強い。

「いろいろ努力してでもぜひ出かけたい」「チャンスがあれば出かけたい」と答えた者に、どこの国に行きたいかを尋ねた結果、ヨーロッパが最も多く56%、北アメリカ22%、ハワイ太平洋諸国13%が上位である。学校・職業別、性別にみても行きたい国の傾向は同じである。

「若いうちに海外にぜひ出かけたい」という青少年の目的をみると、「外国の見聞を広める」40%、「観光と遊びのため」38%である。

政府がやっている「青年の船」事業についての青少年の知名度は57%である。その事業の内容を知っている者は33%いる。

「青年の船」にもし機会があれば参加したいという青少年は41%で、この事業に対する青少年の期待や支持は高いといえる。また、何らかのグループに加入している者では「参加したい」と答えた者は48%、グループに加入していない者は35%である。

「青年海外協力隊」という事業への青少年の参加志向をみると、3割の青少年が参加したいと答えている。このような事業としてはかなり広い範囲にわたって、その意欲は強いといえる。

(木村清一)

社会環境の浄化に関する世論調査

発表機関：内閣総理大臣官房広報室

発表年月：昭和44年10月

背景

政府の世論調査のひとつである。青少年非行における戦後第二のピークといわれた昭和39年前後に、国民の青少年非行に対する関心が高まったが、それをうけて、内閣官房広報室が、昭和44年7月中旬に実施した世論調査の報告書である。調査は人口5万人以上の都市居住の25歳以上70歳未満の成人を対象とし、層化二段無作為抽出法による標本に面接で行われた。回収回答数は2,463人、うち男子43%である。

構成

報告書は調査結果の概要と集計表などからなっている。調査は青少年をとりまく社会環境についての認識、有害社会環境からの保護策等に関する大人の意見を調べて、青少年対策の参考とすることを目的に、(1)現在の社会環境に対する認識、(2)映画について、(3)映画の広告について、(4)週刊誌について、(5)俗悪映画・俗悪週刊誌について、という5部構成となっている。B5版150ページ。

内容

4分の3のものが10代の青少年は大人とくらべると心身の修養や鍛錬に心がけなければならないと考え、62%が今の社会は青少年にとって享乐的にすぎると思い、その多くが映画や週刊誌など露骨で刺激的なものが多いからそうなのだとしている。

そして67%が今の社会は精神的な充実に欠け、81%が利己的な風潮が強いと思い、66%が道徳感が低下していると判断している。また週刊誌などのワイセツ記事、ピンク映画、暴力映画、テレビ俗悪番組、俗悪広告などを青少年の心身を害するものだと指摘している。

まだテレビ万能の時代ではないので、30%の人が過去1年間に映画館に行ったことがあるとしているが、そのうちの4分の1（男だけでは半数）が、例示されたいわゆる俗悪映画を見ていると答えている。

週刊誌については、見ていないというものが24%もいるが、セックス、暴力記事などでネガティブな意見を週刊誌にもっているものが半数近くいる。そして女性週刊誌についてのほうが、肯定的な意見をもつものが多い。

青少年に対して俗悪映画、週刊誌から目かくししろという意見は半数をかすかにこえる程度で、青少年に俗悪映画などを見せないための社会の真剣な取り組みの必要については37%が否定し、またそのような週刊誌の存在を51%は肯定するなど、20年前の人びとの考えがうかがえると同時に、この種の問題の対応策の難しさが感じられる。読む人、好む人がいるから製作者、販売者がいるのだということを示している調査結果である。マスコミの氾濫が今ほどではなく、週刊誌も今の3分の2くらいの時期の調査。

(金谷敏郎)

子供のしつけなどに関する母親の意識

背景 発行機関：内閣総理大臣官房広報室
発行年月：昭和46年3月

本報告書は、昭和45年8月28日から9月3日までに、全国の市区町村に居住して小・中学生をもつ母親（3,000名）を対象に、子供のしつけ全般と児童相談・家庭教育についての母親の意識と態度を調査したものある。

構成 I 調査の概要、II 調査結果の概要、III 集計表、IV 調査票と回答票、
V 標本抽出方法。B5版 282ページ。

内容 調査結果の主な内容は、(1) 子供のしつけ全般に対する母親の意識・態度の実態と、(2) 児童相談、家庭教育などに関する母親の意識・態度の実態である。

子供のしつけ全般に対する母親の意識・態度については、子どもとの対話のある母親は、75%を占めている。子どものしつけについて、家庭への注文として約75%の者がないとしている。あるとすれば、夫に対してという者が約73%いる。しつけの重点は、身のまわりの始末、整理整頓、あとかたづけなどをあげている者が約27%あり、比較的高い。しつけの方法では、一般的に母親自身の方が厳格である傾向をもっている。中学生をもつ母親の34%は「学校の勉強」を、小学生をもつ母親の33%は「しつけと勉強」を、それぞれ重視している。しつけの中心的役割について、66%の者が「家庭」であるとしている。

次に、児童相談、家庭教育などに関する母親の認識・態度については、公立児童相談所の知名度、イメージについて知っている母親は、53%で約半数である。家庭相談室の知名度については、知っている母親は、30%で、「内容は知らない」と答えた者は43%で比較的多く存在する。家庭教育学級の知名度は、約44%で、半数に達していない。家庭教育学級へ「参加してみたい」という母親は、54%で半数をこえている。また、受講内容希望については、「子供の性格形成、習慣」(25%)、「家庭の人間関係」(24%)、「子供の進路指導」(21%)等である。教育テレビ番組「親の目・子の目」の知名度について、「知っている」母親は23%である。「知っている」母親のうち、62%の母親が見たことがあるとしている。

特色 本調査は、子供のしつけ全般に対する小・中学生をもつ母親の意識・態度の実態を明らかにし、また、子どものしつけに関する知識・技術を知る手段となる児童相談、家庭教育学級、教育テレビ番組などに関する母親の意識・態度の実態を明らかにしている。
(姪田道春)

青少年の連帯感などに関する調査（第1回、第2回、第3回、第4回）

発表機関：総理府・総務庁青少年対策本部

発表年月：昭和46年9月，昭和51年11月，昭和56年8月，昭和60年12月

背景 現代青少年の「個の立場と全体の立場との相互関係」に関する意識について，社会一般，家庭，学校，職場などの諸領域における実態を明らかにしようとするもの。昭和45年，50年，55年，60年と5年ごとに調査が行われ，時系列的な変化も併せてみようとしている。昭和45年は約16万のサンプル数であるが，その後は3千ずつとなっている。

構成 4つの報告書とも第1編調査結果の概要，第2編調査結果の各編，および集計表から成っており，第2，3，4回調査の報告書では，以前の調査との比較がなされている。昭和46年B5版 768ページ，昭和51年B5版 431ページ，昭和56年B5版 396ページ，昭和60年B5版 372ページ。

内容 現代の青少年の間には現状肯定の気分が強く，生活の各分野における悩みが次第に減少している。また青少年をとりまく環境に一応適応，融和しており，社会への満足度も高いが，家族関係が希薄になり，金銭志向が強く，社会参加の意欲が低い。この10数年間の青少年の意識の現状と変化についての報告の概要は，以上の如くである。60年調査を中心に，それ以前の調査も参考にした調査結果の概要は以下の通り。

【家族と家庭生活】現代の青少年は，家庭についての悩みや心配ごとがあまりないと答えたものがほとんど（約9割）で，約半数以上が父親と，8割強が母親とよく話している。また，子どもに対する父・母の態度については，厳格型や自由放任型は支持されず，子どもの気持ちを理解した上での厳父型，慈母型を望む傾向が強くなっている。さらに，どちらかといえば仕事より家庭を優先する父親像が，55年調査で従来とは逆転して支援され60年調査ではさらに増加し，約7割に達している。母親についてはほとんどが家庭優先型を支持している。老後の親の扶養については，55年に3割強いた積極扶養型が，60年には2.5割に減少し，逆に，生活力に応じてという者が若干増加し，6割弱となっている。

【学校生活】在学生の学校への満足度は満足が34%，まあ満足が46%と全体の4分の3以上を占め，55年より満足度が高まっている。不満の内容は，授業，先生，施設と続き友人は少い。望ましい先生像としては，クラブ活動などで接触する先生，相談のしてくれる先生が多く，大学生だけは，授業や学問を重視する先生が多い。

【職業生活】職場への満足度は，満足20%，まあ満足47%と全体の3分の2がおおむね満足しているが，55年に比べ満足と答える者が減り，不満と答える者が若干増えている。不満の内容は，賃金や待遇，労働時間・休暇など労働条件に関する不満が55年と同様に多く，その率も増加している。勤労観について

は、社会人としてのつとめ36％，才能を伸ばすため30％，お金32％となっており，この15年間で，「つとめ」が減り「お金」が序々に増加している。

【団体生活・友人関係】団体，グループ，サークル活動などに加入している青少年は38％（在学5割，社会人3割）と少ないが，活動内容は，スポーツ，趣味・教養など自己実現型がほとんどで，社会参加型は，極めて少い。また，92％の青少年が，心を打ちあけて話せる友人を持っている，と答えている。

【地域生活】今住んでいる地域が好き40％，まあ好き41％と約8割が地域に愛着をもっている（45年調査66％）。また，定住志向は37％となっており，これは45年調査28％よりも増えているが，55年調査42％よりやや減少している。

【社会と国家】社会のできごとについての考え方の形成に最も強い影響を与えたものとして，テレビ・ラジオ43％，友人・同僚15％，新聞・雑誌14％となっており，テレビ・ラジオが増加している。学校の先生は5％と低い。また，社会についての不満では，大いにある9％，少しある35％と過半数を割り，45年の67％と比較すると2割強減っている。逆に，満足度は毎回上昇しており，60年は55％と過半数を占めるに到った。その他日本が世界に誇れるもの，納税意識，国粋観などの項目がある。

【人生観と生活意識】人のくらし方については，個人生活重視型70％，金持ちになる，名をあげるといった立身出世型16％，自己献身型11％となっており，「金持ちになる」が毎回増加傾向にあり，「趣味に合ったくらし方をする」が減少し51％と4回調査の中で最も低い割合になっている。生活への満足度は約8割が満足と答え，45年と比較すると満足度が高まっている（67％→79％）。

特色

「大人が作った飽食の時代」における現状肯定的生き方の青少年の増大に不満足な大人の嘆きは少ないが，同時に，現代の青少年がこの種の調査にある種の「しらけ」を感じている面も読みとって分析せねばなるまい。青少年の考え方の形成に教師の影響力が少く，マスコミの影響力が大きいとの結果から考えると，今日の「教育改革」が学校改革中心だけで進められるのはどうかとのヒントとも読みとれるが，一方マスコミにおいても，大人の嘆きより，青少年の明るい面を浮き彫りにした紙面作りが欲しいものである。（平田隆太郎）

青少年施設に関する調査

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和47年3月

背景

青少年施設にかかわるさまざまな問題状況を解決するためには、国や地方公共団体が、今後、青少年施設の整備計画を企画し、実施する場合に準拠できるような指針ないしは基準を明らかにすることが必要である。そのための第一段階として、全国における青少年施設利用の全体的把握、その問題点の抽出、整理を目標に本調査が実施された。

構成

第Ⅰ編本論は、調査研究の基本方針と調査の概要、青少年施設の現状、まとめ、の3章から構成されている。また第Ⅱ編には資料が収録されている。B5版 237ページ。

内容

北海道旭川地区をはじめ全国12の都市圏を対象地に選定し、青少年施設の現状を、利用者からみた場合、職員組織・運営機構からみた場合に分けて、分析している。

まず前者では、利用者の地理的状況と利用形態をさぐって、職場と施設が系をなすもの（勤労青少年ホーム、働く婦人の家など）、住居と施設が系をなすもの（体育館、児童館、ホール、公民館など）、そして職場や住居と関係ないもの（ユースホステル、宿泊青少年施設など）の類型化を試みている。また利用頻度、交通機関、施設の所要時間を分析し、青少年施設の利用者は、徒歩、自転車、バスなどを利用し、所要時間は平均5分から15分をかけていることを明らかにしている。さらに利用目的について体育・スポーツ活動、実技的活動、文化的活動など6つの領域を設定し、各領域ごとにその充足の程度をみているが、自らの活動を展開するための場所の借用を求めているものが41%で最も多く、次にその施設の主催する行事や事業への参加が38%を占めている。また利用者が一番重視しているのは施設の立地条件で、便利などところにあるかどうかの関心が最も強いこと、そして、建物の中がよくできていること、運営がよいこと、と続いていることも明らかにされている。

後者の職員組織・運営機構からみた施設の現状分析では、組織と機能の両面から実態を把握しようとしている。組織面では設置者や所属部局ごとに大別するとともに、機能面では、運営費、利用制限、運営審議会の有無、利用申込方法、使用料、利用時間、禁止事項など、各項目にわたる実態を分析、紹介している。

最後の第3章では、これらの現状把握に基づいて、今後の望ましい青少年施設の計画、その目標設定の方向づけのために検討が必要であると思われる課題が7項目にわたって整理されている。

（田中義信）

青少年団体加入状況調査

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和47年3月

性格・背景 青少年についての国の基本的、総合的施策を一層効果的にすすめるため、青少年団体・グループにかかわる実態とその問題点を総合的に明らかにするとともに、これまで行なってきた施策の効果をも測定することを目的として行なわれた調査報告書である。

構成 本書は、調査の概要、調査結果の概括、調査結果、集計表の4章構成である。B5版 388ページ。

内容 この調査では、全国の15歳以上25歳未満の未婚者から7,000人が抽出され、6項目（余暇の利用、団体加入と非加入、団体加入者の状況、団体非加入者の状況、加入希望の団体についての意向、施策に対する反応や要望）について面接調査を行なっている。

調査結果の概括によれば、青少年の余暇時間実態は平日平均3、4時間で、過し方は、33%と圧倒的に「テレビ・ラジオ」への接触が多い。休日は「自由に遊ぶ」（31%）。概して、青少年たちの余暇対応は、テレビ・ラジオ・趣味・遊び・休養などきわめて現実的な傾向が強い。

このような青少年の団体加入状況は、現在加入率18%（ただし、団体概念を狭義に限定）で、かつての加入経験者を含めると33%である。加入目的は、「スポーツ・レクリエーション活動」「文化・芸能・趣味」が圧倒的に多い。また、団体規模は、60%強が30人以下の小集団で、在籍年数は1年未満が多い。活動への期待は「みんなと楽しく過したい」が最も大きく、現在8割強が満足している。次に非加入者の状況は、調査対象者の8割をしめ、その理由として「時間や暇がない」「適当な団体がない」等があるが、もし自分に合った団体があれば半数の者が加入を希望している。「団体の魅力づくり」「知らせる方策」の必要を示している。また、期待する団体の在り方をまとめると、「気の向いた時に週に一回ぐらいあればよくて、リーダーにリードされながら、近隣や職場などにとらわれずのんびりと活動ができ、男女は同数ぐらいで2、30人、会費は月に200円ぐらい」というきわめて「現実的」なものとなる。

最後に施策に対する反応・要望であるが、国や地方公共団体への要望では「施設」が43%と圧倒的に多い。団体活動をさらに振興するためには、精神的開発の重要性とともに、物的対象としての施設の整備充実が当面の重要課題であると結んでいる。

特色 青少年の団体活動への意識がよくとらえられている。15年前に出されたものであるが、最近の同様の調査結果と比較対照すると参考になる資料である。

(大脇正昭)

青少年のルール観——社会規範調査報告書

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和50年10月

性格

総理府青少年対策本部は、昭和48年に「世界青年意識調査」の結果を公表した。この調査では、わが国の青年は、諸外国の青年と比較して、公共について無関心でありながら、その不満意識は極めて高いことが指摘された。そこで青年のこのような意識や人格の形成は、いかなる要因によるものであるかを追及するため、総理府青少年対策本部は「青少年の人格形成に影響を及ぼす諸要因に関する研究調査」を企画した。

構成

本書は、調査の概要、調査結果のあらまし、調査の結果、単純集計結果によって構成されている。B6版 113ページ。

内容

調査対象は、日本、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国の18歳から24歳までの青年である。親の世代に対する調査も合わせて行われたが、その対象者は18歳から24歳の青年を子供としてもつ親である。サンプル数は、青年700、親300である。

調査結果を概観すると、親の世代と子供の世代との意識差よりも、国による意識差が多い。その代表的なものをあげると、日本の青年も親の世代も年取った親と同居するほうがよいと思う率が極めて高い。また、日本の青年も親と同じ給料袋をそっくり主婦に渡して管理してもらおうとする率が他の2国よりもかなり高い。各国における文化差はかなり根強いものがあるといえる。

日本青年の特徴として、家庭内では親子一体感の意識を強くもっている。しかし、こうした価値観に反する独立自主に価値観を置く傾向も見られる。概して、日本青年はアメリカ、西ドイツの青年と比較し、公共心に欠ける傾向が見られる。社会や国家に対する参加意欲がアメリカ、西ドイツの青年と比較して少ない。伝統的と見られる価値観に批判的である。この批判的な傾向は、大人の世代より若者の世代に強く見られる。日本の青年の特徴として、自己の家族など身近な者に対して、極めて強い関心を示すが、自己と遠い他人にはかなり無関心である。ルール一般については、日本の青年に格別特徴的な傾向を見ることはできない。日本青年にとって、ルールはややあいまいなものになっていることが伺える。アメリカ、西ドイツの青年と比較すると、法律及びルールをより身近かなものとは意識していない。日本青年の社会に対する無関心や無責任さをあげることができる。

(木村清一)

青少年の性行動——わが国の高校生・大学生に関する調査報告（第1回、第2回）

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和50年11月、昭和56年11月

- 性格・背景** 昭和46年の「性意識」調査、49年の「性情報」調査の上に立って、青少年の性の発達と行動の実態を全面的規模で調査し、生育および家庭環境、社会と文化的環境などとの関連を明らかにしようとした調査である。経時的変化を明らかにするため、昭和49年の第1回調査に続き昭和56年に第2回調査が実施されている。調査は無記名による集団記入調査法で実施され、2万余の母集団から、それぞれ約5千を無作為抽出している。
- 構成** 調査のねらいと目的、調査方法、対象者の概要を記した上で、青少年の性の発達と行動について、(1) 生理的な性の発達、(2) 心理的な性の発達、(3) 性的な行動の発達、の三つの領域について報告している。昭和50年B5版160ページ、昭和56年B5版83ページ。
- 内容** 生理的な性の発達については、男女とも両調査で差がなく、男子の射精経験は11歳から急増し、13歳前に50%を超え、15歳で90%に達する。女子の初潮経験は、11～12歳で急増し、12歳前で50%を超え、13歳で80%に達している。
- 心理的な性の発達（性への関心、欲求）は、2回とも同様明らかな男女差が認められ、男子は15歳で、女子は18歳でその約9割が関心をもち始める。
- 性的な行動（マスターベーション、デート、キス、ペッティング、性交）の発達については、男女とも全体として増加している。特に女子の増加が顕著で男女差は縮まりつつあり、デート、キスの体験などでは女子が男子を上回るようになった。デートでは男女とも16歳で、キスでは男女とも19歳で約半数が体験している。性交経験では男子は17歳で1割強でなだらかに増加しつつ22歳で5割を超えており、女子では17歳で1割弱、以下21歳の3割5分位までなだらかに増加し、22歳ではほとんど横ばい状態となっている。昭和53年の米国の調査では、男女とも17歳で5割前後が体験しており、日本とは比較にならない割合となっている。
- 特色** 49年調査は、全国的規模でのわが国初めての調査であり、7年後の第2回調査では、「世間の噂」通りに性行動が男女とも増加していることを裏付けている。
(平田隆太郎)

青少年の社会的適応状況に関する基礎調査

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和53年3月

性格・背景 本書は、昭和51年12月から昭和52年1月にわたって東京周辺の高校生 1,357人を対象に高等学校在学者の中にみられる顕在的・潜在的不適応について明らかにするために実施された調査結果を中心に、この問題に関する欧米先進諸国の文献調査も加えている。青少年問題の対策に必要な基礎資料を得ることをねらっていて、総理府青少年対策本部の委託研究の報告である。

構成 第Ⅰ部 高校生の適応状況を示す諸徴候についての分析、第Ⅱ部 各高校生における適応状況の諸徴候とその実情についての考察、第Ⅲ部 外国における青少年の社会的適応に関する文献調査。B5版 117ページ。

内容 第Ⅰ部高校生の適応状況を示す諸徴候についての分析ではまず、生徒の期待、満足感の視点から、高校入学時の期待と実際の高校生活の間にギャップが大きいことがあげられている。そのために「長所を見出し出して伸ばす」「クラブ・部活動での活躍」などを、指導によって満足感を与える工夫の必要性を指摘している。また、「高校生活の質」としては、半数の高校生が述べているように「学校生活に充実感がない」「信用して相談できる相手がいない」などの問題点を指摘している。学業成績別で、クラスの下位4分の1の者に顕在的不適応が多いこと、欠席・遅刻の多い者ほど顕在的不適応者が多いことなどをあげている。さらに、生徒の生活様式の実態から、「学校へ行かないで休む者」(12%)は、オートバイや服装、異性等に関心が高く、相談相手がいない等の点を指摘している。

第Ⅱ部の各高校生における適応状況の諸徴候とその実情についての考察では、第Ⅰ部の調査結果の具体例として、研究協力者に関わる2校からの報告である。

第Ⅲ部の外国における青少年の社会的適応に関する文献調査では、雑誌に掲載された記事を現状紹介というかたちであげている。たとえば、「フランスの高校生の生活実態の調査から」(雑誌「Education」1976年11月11日に掲載)、「最近の西ドイツの学校における規律の低下」(シュピーゲル Der Spiegel 1972年3月27日掲載の『ドイツの生徒、多すぎる自由』等から)等である。

特色 本研究は、高校生の社会的不適応の実態を高校のタイプから、教師・生徒のそれぞれの例から把握している。
(梶田美春)

青少年の人間形成に影響を及ぼす諸要因に関する研究報告——わが国の“若者人格”論

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和53年3月

背景

総理府青少年対策本部は、昭和48年度から5年計画で「青少年の人格形成に影響を及ぼす諸要因に関する研究調査」を行った。その内容は、「卒業生調査」（昭和49年度）、「社会規範調査」（昭和49年度）、「組織で働く青少年の意識調査」（昭和50年度）、「企業における一般的雇用慣行及び職場の問題について」（昭和48年度・日本、昭和50年度・アメリカ）、「家庭と青少年についての調査」（昭和51年度）、「情報と青少年調査」（昭和51年度）である。そして、昭和52年度にはこれまでの調査のまとめを行うことを目的に「青少年の人格形成要因研究調査班」が組織された。本調査報告書は、一連の調査の分析をまとめたものであり、研究調査班メンバーと班外の協力者による座談会の形式をとった。

構成

本報告書は、各調査の概要、分析、問題点の分析等によって構成されている。B5版、294ページ。

内容

日本の青少年の人格がどのような要因によって形成されるかを、(1)異文化比較の方法によって、日本の青年のもっている価値観を浮び上がらせる；(2)領域別の青少年の持っている価値観を心理の面からではなく、主として社会要因がどう彼等の人格に影響しているかという側面からみる；(3)世代間のギャップ等、三つの視点から考察することを前提に各調査の概要についての解説を調査担当者が行い、その後、出席者全員により「社会規範調査」「組織と青少年調査」「家庭と青少年調査」「情報と青少年調査」について分析と問題指摘が行われ、そして、各調査に共通する5点の問題に焦点を絞り議論が展開されている。

第1点は、我が国の青少年の公共心の希薄さと個人生活志向の問題。第2点は、我が国青少年の不満の構造とその源泉に関する問題。第3点は、いわゆる学歴社会—受験体制の問題。第4点は、我が国青少年が働くことに生きがいを感じなくなりつつある問題。第5点は青少年のひ弱さ、自立心のなさ、挫折感に対する弱さ、公共心の希薄さ、無力感等を踏まえた上での家庭教育やコミュニティの問題である。

第5点の討論の中では、①青少年の自立、②青少年の人間関係、③親のしつけ態度、④親と子の言語コミュニケーション、⑤家庭教育の問題等々について意見が述べられている。(木村清一)

非行原因に関する総合的調査研究

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和54年6月

- 背景** 戦後第三のピークを迎えた青少年非行の原因を総合的に分析する目的で、総理府が委託実施した調査で、昭和52年10月と11月に、非行・触法少年の調査対象群と、一般青少年の調査対象群及びそれぞれの群の母親合わせて約9,000名に対して、個別面接調査法、集合調査法、郵送調査法などによって実施された。
- 構成** 「調査の概要」、「調査結果の概要」、「調査結果」に付表と調査票が掲載されている。B5版 275ページ。
- 内容** 父母の欠損率は、非行群が20%と一般群の3倍で欠損理由は「離別」、欠損時、母親の場合は幼児期、父親の場合は中学生ころが非行化に結びつきやすい。母親の就労については、むしろ一般群の母親の就労率の方がやや高い。この報告書では「両親の共働きが特に非行化に作用するとは言えない」としている。家庭の経済的な差は、一般群と非行群の間ではごくわずかである。有害環境への接触についても、一般群と非行群の間に顕著な差は見ない。ここでは、高校生一般の風潮としてのこれらの行為を問題とする必要があると指摘されている。中学生においては、喫茶店・スナック、ゲームセンター、ディスコなどへの非行群の接触が多く、また、タバコ、酒、無断外泊などについても顕著である。
- 友人については、「全体として非行少年は親しい友人が少なく、また、年令も同年に限られる傾向がある」とし、「ひとりの非行者が一般群よりも、むしろ年長の者と付き合うことを通じて悪くなったことに比べ、逆の方向」にあると指摘されている。小遣いについては、非行群の方がやや多くもらっている。両親との心理的関係については、全体として、非行群は親との対話が少なく、親からの愛情の感得が少ない。
- 家庭の統制については、小学生だけを対象に調査されている。非行群においては、習字・そろばん等の習いごとが少なく、また、特に女子については健康・歯磨などの親の指示によるしつけが少ない。
- 性格の自己評定では、非行群の方が攻撃的性格が弱い。「健康な活力を示すところの良い意味での攻撃性の欠如」と、報告書はとらえている。また、保守的モラル、前近代的義理人情など精神面での偏りが非行群で目立つ。他者からの評価については、「自分に対する人々の評価は悪い」という意識が、非行群ではかなり高い。しかし、それだけに「良く思われたい」という願望も強い。人間や社会にかんする知的興味は、非行群の方が少なく、知的興味の広がりも小さい。
- 特色** 以上の調査結果から、家庭の貧困などの古典的犯罪要因に代わって、低年齢では外部からの刺激と文化的環境の不足、高年齢では各自の非行的個性が大きな要因になっていること、そして特に両親との人間関係のトラブルが、思春期以後での主な非行化要因に数えられることが指摘されている。（西村美東士）

青少年の自殺に関する研究調査

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和54年6月

背景 青少年の自殺が各界の関心を集めたので、総理府青少年対策本部が研究委託した報告書である。

構成 日本の少年の自殺に関する疫学的解析、東京23区における青少年の自殺の実態、静岡県教育委員会の電話相談の実態と意義、東京都立教育研究所の教育相談の立場から見た自殺未遂のケースの分析、精神医学の立場からの症例検討などによる分析、の5章から構成されている。B5版70ページ。

内容 少年（10～14歳）の死亡率全体から見ると自殺は高い死因ではない。少年の自殺の死亡率は、昭和40年頃から今日まで漸増傾向である。

国際的には、我が国の少年の自殺率が特に多いわけではない。性別で見れば、男子の方がやや多い。季節としては、冬休みの前後の時期、続いて夏休み直後がピークであり、休暇・受験・期末テストなどと関連がある。発生時刻は、他の世代とは異なり、午後4～5時がピークである。自殺動機も特徴的で、学業と家族に集中していることなどが示されている。青少年（10～19歳）全体の自殺率の方は、必ずしも増加傾向にはない。高校生以上の自殺はむしろ減少している。

電話相談については、それが青少年の死の予告であることはきわめて少ないが、その前駆症状ともいうべき登校拒否や家庭内暴力などの相談が多い。自殺をその前段階で防止するための重要な意義を持っている。

教育相談からみると、家庭に何も問題がないと思われるケースはきわめてわずかである。両親の不和、親のノイローゼ、嫁姑のこじれ、父親の賭事・女性問題、夜逃げ、親の拒否的・干渉的態度などが多い。予測徴候には、死にたい気持の訴え、感情や行動の不安定、他人からの逃避、他人への攻撃、無断欠席、学業の低下、食欲不振、不眠、家出、うつ状態、身辺整理や生活の精算などがある。

精神医学の立場から、これまでに培われてきた子供達自身の神経症の態度としての自殺傾向を重視して自殺が分析されている。この自殺傾向は、社会・環境的要因、生物学的要因、心理学的要因の3要素から形成されている。生物学的要因としては、うつ病などの精神病の関与が重視される。しかし、うつ病であっても、非自殺企図群と自殺企図群の2群があり、本人が救いを求められるような家族関係であるかどうかによって、かなり決定されると述べられている。

特色 この研究は、複数の視点から具体的に青少年の自殺の問題を明らかにしようとしたものである。青少年育成に携わる人が、自殺に走ろうとする子供たちからの気づかれにくい援助を求める訴えに気づき、手をさしのべるために、この報告書から学ぶべき点は大い。

(西村美東士)

青少年の社会参加に関する研究調査報告書

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和54年11月

- 背景** 青少年の社会参加の実態とそれに対する意識を調査することにより、青少年の社会参加実践活動、ひいては青少年の健全育成のための基礎資料とするために、昭和53年度に実施された青少年の社会参加に関する研究調査の調査結果報告書である。
- 構成** 本書は、調査結果の概要、調査結果の分析（調査対象者の生活意識と行動特性、グループ活動参加の実態、過去における参加経験と今後の参加希望、公衆場面における参加意識、国政への参加意識、社会奉仕活動に対する態度、6章構成）、集計表の3部構成である。B5版 355ページ。
- 内容** 調査結果の概要を見ると、グループ活動の加入状況として、5人以上のグループ、クラブ、団体などに任意に加入している者は36%である。加入していない者は56%である。現在は加入していないが、以前加入していた人は8%で、脱退理由は勉強や仕事が忙しくなったとする者が半数強いる。また、現在加入していない理由としては、先の理由に加え、適当な団体がどこにあるか知らない、適当な仲間がいない、がいずれも約17%いる。
- 次に活動内容をみると、「スポーツ」「趣味・教養」で大半をしめている。また、加入動機は活動内容により「スポーツ」では「よい仲間を得るために」、「社会奉仕活動」では「自分の人格向上や成長に有益である」が多い等様々であることがわかる。活動時間についてみるとおおむね2時間、1か月の平均参加回数は、スポーツをしている者で15回、趣味・教養に参加が8.8回、その他では約4回となっている。活動経費は、宗教活動が最も少なく月に約320円、スポーツ、趣味・教養では約1,000円である。活動状況は、約2割がリーダーや役員をしているが、そうではなくとも、かなり熱心に打ち込んでいる者も2割前後いることが分かる。
- ボランティア活動については、過去2年くらいの間に約5割の者が参加しており、主なものは募金、献血、バザー・廃品回収、地域美化などである。
- 今後の参加志向は、時間や暇があれば加入したいと思っている者が半数強いる。国政への参加については、衆議院議員選挙、地方選挙のときに投票するという者が約8割いることが示されている。そして、最後に社会奉仕活動に対する考え方が7項目の意識の反応としてとらえられている。
- 特色** 本調査では、対象者の生活意識を調査し、全体として無力感スケールとして得点化し、また、行動特性として生活態度タイプを、それぞれ5タイプに設定し、クロス分析を行ない、青少年の社会参加の実態を多面的に分析しているところに特色がある。 (大藤正昭)

青少年の社会参加における促進要因と阻害要因に関する調査研究

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和55年3月

性格

本調査は、東京都内及びその周辺の青少年教育施設やグループ・サークル、団体等の協力をもとに、昭和54年1月20日から2月10日まで、青年300名を対象に実施したものである。この調査研究の内容は、都市における青年の社会参加に焦点をあてながら、その促進要因と阻害要因について実証的に究明して、青少年育成の振興に資することをねらっている。総理府青少年対策本部の委託研究。

構成

Ⅰ 調査研究の概要、Ⅱ 調査結果の分析と考察、Ⅲ 青年の社会参加の促進要因と阻害要因。B5版101ページ。

内容

調査結果の分析と考察では、サークル活動参加の現状、サークル活動参加の積極的な層と消極的な層等についてふれている。まずグループ・サークル、団体への参加状況を見ると、1団体以上に参加している青年は71%、まったく参加していない青年は29%である。そして、「個人的な趣味を伸ばすグループ・サークル」(39%)や「スポーツのクラブサークル」(24%)に入っている場合が多い。その場合、積極的参加層(団体、サークルのリーダー的役割を果たしている者)と一般参加層、非参加層(全く団体、サークル活動に参加しない者)等のタイプにわけて、それぞれの特徴について考察している。

続いて、調査結果の分析を通して、青年の社会参加の促進要因と阻害要因についてふれている。まず、社会参加の促進要因をあげると、積極的参加層の特徴に基づき、青年期までに経験した事柄によるところが大きいと指摘している。たとえば、少年時代の子ども会活動、団体活動、学校での生徒会活動、クラブ活動での経験をもっていることなどである。次に、社会参加の阻害要因について、非参加層の特徴から少年時代の子供会活動、グループ・サークル活動の経験がないとか、グループ・サークル活動への参加要求をもちながら、参加のための適切な機会にめぐまれていない状況等の要因を指摘している。

最後にまとめとして、阻害要因を弱めるため、グループ・サークル活動を活発にし、多様な生きた人間関係をつくりあげる必要があること、促進要因としてのグループ・サークル活動等に参加し易い条件をつくる必要があること、等を提言している。

(梶田美春)

家庭内暴力に関する調査研究

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和55年7月

背景

本調査は、総理府青少年対策本部の委託研究であり、545名の婦人補導員を対象に、昭和53年1月から昭和54年8月までに警察庁少年課の協力を得て実施した家庭内暴力の実態に関する全国調査及び具体的事例の研究をまとめたものである。調査研究のねらいは、家庭内暴力の治癒と予防対策及び青少年行政の振興策の基礎資料を得るためにある。

構成

第1部 全国調査の結果、第2部 事例研究、第3部 総合研究。B5版 136ページ。

内容

第1部の全国調査の結果は、暴力の実態と特徴、家庭内暴力少年の性格特徴、家庭的背景と親の養育態度の内容である。まず、暴力の実態と特徴では、暴力の対象として、母親への暴力が圧倒的であること(85%)、暴力行為の初発時期は、男女共に高校1年生が多く、男15.5%、女15.9%であること。そして暴力の背景としては、親の期待過剰が第1位(21%)である。つぎに、家庭内暴力少年の性格特徴は、わがまま(71%)、耐性がない(60%)、反抗的(54%)となっている。さらに、家庭的背景と親の養育態度に関して、母親の溺愛(20%)、父親の拒否(17%)などが、それぞれトップになっている。

第2部の事例研究は、10事例をあげて、問題行動、家族関係、生育歴、治療経過、考察などの視点から紹介している。

事例はたとえば、祖母の強い介入と疎外された父親への同一化から暴力をふるうA子、子どもの能力も考えずにエリートへの夢を持ち続けた母親、父親への憎悪がひきおこした家庭内暴力、父親の無気力と祖父母の介入がひきおこした家庭内暴力、などである。

第3部の総合分析では、家庭内暴力の特徴と類型、暴力発生の原因とメカニズム、背景、治療法について討議している。つまり、事例を、家庭内暴力だけの純型、登校拒否や非行と家庭内暴力をあわせもつ準純型、非行先行型や精神障害との境界型を含む非純型に分け、共同研究員のそれぞれの立場から、それぞれの事例をめぐって誌上討議という形態で展開している。

特色

この研究は家庭内暴力に関するいくつかの具体例によるタイプをめぐっての実態把握、原因のメカニズム、治療法に至る一連の流れを追及している。

(梶田美春)

青少年行政の変遷（昭和20年から55年）

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和57年3月

- 背景** 総理府青少年対策本部は、昭和48年に研究者と関係省庁の協力を得て、「戦後の青少年行政の変遷」を作成した。本書は、その「戦後の青少年行政の変遷」を補完する形で、昭和45年以降の青少年行政の歩みを新たな区分によってとりまとめ、戦後から昭和55年に至るまでの行政の変遷がたどれるように編集されたものである。
- 構成** 本書は、年表と特に重要と思われる事項についての注釈によって構成されている。B5版 212ページ。
- 内容** 年表は、昭和20年から44年までは「総合調整に関するもの」「家庭に関するもの」「学校教育に関するもの」「職場に関するもの」「家庭、学校、職場以外の場に関するもの」「非行対策に関するもの」及び「青少年に関係のある出来事等」の7欄に区分されている。
- 昭和45年以降は、「家庭、学校、職場以外の場に関するもの」を削除し、新たに「青少年健全育成事業に関するもの」及び「国際交流に関するもの」が追加され8欄に区分されている。
- 本年表には、青少年行政にかかわる関係法令及び重要通達の制定、改廃、審議会等の答申・意見、行政組織の改廃、事業の開始等のうち重要と思われるもの、さらに青少年に関係ある主要な出来事、政治、経済、社会の動き等が掲載されている。
- 巻末には、「青少年健全育成事業に関するもの」「家庭に関するもの」「学校教育に関するもの」「職場に関するもの」「家庭、学校、職場以外の場に関するもの」「非行対策に関するもの」等について特に重要と思われるものについて注釈が加えられている。
- （木村清一）

国際比較「青少年と家庭」——青少年と家庭に関する国際比較調査報告書

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和57年5月

- 背景** 青少年健全育成上、家庭が重要な役割を果たすものであるとの認識から行われた調査である。6か国（日本、韓国、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス）の0歳から15歳までの子供をもつ父親または母親を対象とし、昭和56年2月から3月までの間に各国、それぞれ1,000サンプルの調査が実施された。
- 構成** 調査の概観、調査結果の各論、そして集計表の3編から構成されている。B5版 520ページ。
- 内容** 特に各国と比べて、日本の親が際立った特徴を見せた点は以下のとおりである。（カッコ内の数字は、日本。単位は％。一部を除き複数回答。）
- 親子でよくする行動のうち、レストランなどで食事（53）は、一位のアメリカに次いで高い。テレビ・音楽鑑賞（79）は、日本で第一位ではあるが、西ドイツを除いて他国でも同じく第一位になっている。
- ふだんから特に気をつけてと子供に言いかせていることのうち、老人や体の不自由な人をいたわる（34）などの弱者へのいたわりや公衆道徳に関するものは、韓国に次いで低率である。
- 子供のしつけについては、親ができるしつけには限界がある（53）という意見に賛成する者は、6か国の中でもっとも少ない。男らしく（女らしく）育てる（85）、父親は何よりも毅然とした厳しさが要（73）は韓国に次いで多い。
- 母親の就業中の子供の保育は、保育所・託児施設（49）が高率で、ベビーシッターは、0.6％と韓国に次いで少ない。母親の就業で困ることについては、家事が不十分、子供のしつけ・保育が不十分などから、ある（52）とする率が韓国に次いで高い。一方、専業主婦の悩みについても、社会的視野が狭くなる（40）などの理由から、ある（68）とする者が多い。
- 子供のしつけの方針については、妻主導型（32）の率は各国の中で最も高い。離婚を抑制する理由として、子供に及ぼす影響（91）をあげる者は、日本が一番多く、米独では7割弱である。
- 老後の子供との同居については、同居したい（64）とする者は、日本、韓国の順で多く、19％の西ドイツを除いて英米仏は5～8％台である。
- 親にとっての子供を育てる意味については、韓国では、家の存続が68％にのぼるが、日本では24％で五位である。その点は、欧米に近い。子供を育てるのは楽しい（20）と答える者は、欧米では日本の2～3倍以上いる。
- 家族のイメージ（一つだけ選択）としては、愛情（44）、血縁（34）の順で、血縁が多い韓国と、愛情が多い欧米の中間的位置を占めている。（西村美東士）

情報化社会と青少年

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和57年12月

背景

情報化社会は、現在の青少年をめぐる諸問題に大きな影響を及ぼしている。このため、青少年のマスコミ接触状況とマスコミに対する意識の実態等を、大人との比較をまじえ、多角的にとらえ、青少年に関する総合的施策に資することを目的として調査が実施された。その結果をまとめたのが本書である。

構成

本書は、青少年及び大人の調査（マスコミとの接触状況、マスコミ観、テレビ観・マンガ観、性的・暴力的マスコミ情報との接触状況・許容度、余暇活動・人生観等とマスコミ接触状況との関連）、3～9歳児の母親調査（子供のマスコミとの接触状況、子供とテレビ、母親とテレビ、母親とマンガ）の1編2部9章を中心に調査実施の概要、調査票及び単純集計結果の2編を加えた3編構成である。A5版 251ページ。

内容

調査結果の概要を追ってみると、第1部「青少年（10歳から24歳）及び大人（35歳から49歳）」では、まずマスコミとの接触状況についてまとめられている。接触時間についてみると、テレビは青少年層、大人層を通じて97～98%の者に見られており、1日の視聴時間は2時間半程度である。これは、ラジオ・新聞をはるかに上回っている。また、マンガは青少年層が大人の3～4倍接触しており、かつ、単行本（マンガを除く）でも、青少年層が月平均 6.4冊であるのに対し、大人 0.7冊と内容はともかく数字で見ると、本離れは大人において最も進んでいる。

次に、マスコミ観・テレビ観についてだが、マスコミの報道性・教養性・娯楽性の3点ともテレビが圧倒的に高い割合を示している。それとテレビによる情報収集力が評価されている。また、休日の過ごし方をみると、テレビ・ラジオが過半数を占めている。

一方、子供のマスコミとの接触状況については、ほとんどの子供がテレビを見ており、圧倒的影響力をもっている。それは、7割近い子供がテレビの模倣をしており、3人に2人の子供が、キャラクター商品を買っていることにも示される。番組の種類は「マンガ」が92%と多い。これに対し、母親は子供に与えるテレビの影響について6割もがあまり心配していない。マンガについては大部分心配していないという結果が示されている。

特色

マスコミとの接触状況について層別にしかもメディアごとに具体的に調査・分析が行われている。（大協正昭）

遊び型非行の特性に関する研究調査

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和58年3月

背景

総理府青少年対策本部の一連の非行研究に続くもので、東京ほか21の都道府県で、小・中・高校生や、有職、無職の青年約3,500名、中・高校生の父母、商店主を対象に昭和56年10月から翌年2月にかけて実施した調査のまとめである。B5版327ページ。

内容

手段が容易で動機が単純な万引き、自動車を除く乗物の窃盗と横領を遊び型非行ととらえると、昭和56年の少年非行の約7割はこのパターンである。

中学生以上については、非行群と一般群に分け、対比考察している。非行群は十分に遊んでいるとする者が多く、またゲームセンターに行くものが多い。日常生活の満足度は非行群のほうが多く、人格においては非行群は概して自己追及が弱く、怠惰・同調的で集団所属要求が強く、家庭や社会への甘えが残っている。

小学生も、一般群と触法群に分けられているが、触法群のほうが家庭生活の楽しみが少く、テレビ、マンガ、ゲームセンターやデパートで余暇を過ごすことが多く、また触法群のほうが学校生活に不満をもつものが多く、地域子ども会に参加するものは少ない。

双方とも、無計画なままに非行に走ったものが大半で、友人の影響を受けたものが多い。また学生・生徒は面白半分にやったものが多い、社会人には、解放感を求めて退屈しのぎの刺激を求めたものが多い。

一都五県の中学生の父母は、非行の増加については認識していても、遊び型非行ということばを知っているものは4割強でしかなく、中学生が遊ぶことを否定的にみるのが大部分で、かけごと、遊技場、さかり場での遊びが非行につながるとみているものが多い。

万引きは非行のはじまりだが、万引きの多くは遊びのつもりだし、万引きした子どもに世間は甘いと考えている親が多い。親たちは、スーパーで200～300円のを盗むよりも、シンナー、対教師暴力などのほうが悪いと思い、拾った千円札の着服、友人のものの無断使用は、万引きよりも悪くないと思っている。

店主たちの万引きについての認識は、一般成人とほぼ同じが、店主は万引きに対して世間が甘いとみている度合において一般成人と異なる。万引きの実態は、店主によっても把握されていないケースが多いが、2～3人の集団による学校下校時が多く、単純なでき心とみられないケースがふえていると店主はみている。万引きする子の親に問題があるのが目立ってきている。また店主は、学校の指導で万引きの被害が減るはずだという認識をもっているが、万引きした子どもに対しては学校よりも警察のほうがよく配慮しているとみている。

(金谷敏郎)

幼児をもつ母親の意識に関する調査

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和58年9月

背景 本調査は、総理府青少年対策本部の委託研究であり、昭和58年3月、東京都内23区の保健所の協力を得て1歳5か月から1歳10か月の子供をもつ1,769名の母親を対象に、変化しつつある日本の親子関係の実態を明らかにすることをねらいとして実施したものである。

構成 第1章 調査の目的と背景、第2章 調査方法、第3章 調査結果、第4章 要約。B5版 123ページ。

内容 調査結果では基本的な生活習慣の確立、母子の接触と遊び、育児をめぐる大人関係、母親の育児意識、母親の就労状況と子育て、などを中心として母親の意識・態度の実態を紹介している。

基本的な生活習慣については、トイレット・トレーニングは1歳半から2歳までに行われている場合が多い。また、生活時間（食事、就寝時間等）を定めている者は、92%と多い。母子接触と遊びとして、たとえば、子供をひざの上に乗せたり、抱いたりする者は63%と3分の2に達している。

育児をめぐる対人関係については、43%の母親は、この半年間に同居する家族以外の者に子供を預けた経験を持っていない。子育ては母親が中心であり、子供のそばに居るべきであるとの考えの者は、45%もいる。8割以上の夫が育児参加に従事している。そして96%が父親も母親とともに育児に参加すべきであることに賛成しているが、実際、子育ては母親中心という者が76%に達している。子育て中には母親も自分の時間を持つべきという者は約半数に達する。育児の相談相手では、親族と友人が4分の3近くに達し、専門機関は約半数と少ない。

母親の就労状況と子育てについては、家事・育児以外何もしていない「家事型」が6割を超え、家事・育児の他に趣味・けいこごとをしている「家事・活動型」が1割、フルタイム・パートタイムなどの職業を持つ「就業型」が2割である。

最後に上記の結果から、次の点を指摘している。(1) 職業を持つ母親や高学歴の母親には、近隣や夫とも育児について話し合う態度が生じている。(2) 職業を持たない母親自身が育児のネットワークを持たないで子育てを行っている状況がある。

特色 本調査は、母親の意識や態度について、子供との関係、夫や近隣との関係、母親自身の生活設計・職業生活などとの関係からとらえているところに特色があり、幼年期の親子関係のあり方を考える時の参考になる。（蛭田道春）

世界の青年との比較からみた日本青年——世界青年意識調査（第3回）報告書

発表機関：総理府青少年対策本部

発表年月：昭和59年1月

背景

総理府青少年対策本部は昭和47、52年に続いて、第3回「世界青年意識調査」を昭和58年に実施した。これはその調査結果である。

第3回調査は、日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、スイス、スウェーデン、ユーゴスラビア、フィリピン、韓国、ブラジル計11か国の18歳から24歳までの青年（各国1,000サンプル）を対象として実施された。

構成

本調査報告書は、調査実施の概要、調査結果の概要、日本の青年の意識の動向と構造、調査票及び単純集計結果等によって構成されている。A5版167頁。

内容

調査項目は、家庭、学校、職業、友人・余暇、地域社会、非行、国家・社会、人生観、国際関係等で、調査で明らかになった青年の特徴は以下の通りである。

家庭関係 日本は、ヨーロッパ型ともいえる傾向がみられるが、多くの点ではアジア諸国に多くみられる伝統的な考え方が強い。「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という男女の役割観を肯定する者がアジア諸国に多く、家庭生活よりも仕事を大切にする父、子どもに厳しい父や母を望ましいとする者が多い。また日本の青年は(1)自分の考えに従わせようとする父や母よりも、子どものしたいとおりにさせる父や母を望ましいとする者が多いこと、(2)未婚者の親との同居率が低い、などヨーロッパと同様の傾向がみられる。時系列にみれば「家庭生活よりも仕事を大切にする父」を望ましいとする者は減少し、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という男女の役割観に反対する者が増加している。

職業関係 仕事に生きがいを感じる者の割合や、働く目的として「仕事を通じて自分を生かすこと」をあげる者の割合は、これまで先進国の中では日本が最も高かったが、第3回調査ではやや減少している。職場生活の満足度が日本は最も低く、かつ低下している。

友人関係 青年の多くは親しい友人をもち、その関係にも満足している。時系列的にみても親しい友人については両性ともいる者が増えている。休日の過ごし方や悩みや心配ごとの相談相手として友人をあげる者が増加している。

国家・社会関係 社会に対する不満は各国とも高まる傾向がみられるが、日本は不満が減少し、満足度が高まっている。一方で社会に役立つことをしたいとする者は各国に比べて少ない。日本の青年は個人志向である。

意識構造 日本は人生観、満足度などについては伝統的規範同調・不満型であるが、国や社会に対しては非コミットメント型である。フランスと西ドイツはほぼ同様の意識構造であり、いずれもやや脱伝統的規範・満足型で非コミットメント型である。アメリカはやや脱伝統的規範・満足型であるが、国や社会に対しては社会コミットメント型である。（木村清一）

青少年をめぐる家庭基盤の充実に関する調査研究

発行機関：総理府青少年対策本部

発行年月：昭和59年3月

背景

本調査は、総理府青少年対策本部の委託研究として、昭和58年の11月と12月に、中学生をもつ母親（20県21校 2,376人）を対象として、母親が家庭生活の現状、家庭の果たす役割について、どのように認識し、どのような問題を抱えているかを明らかにするために実施したものである。

構成

第Ⅰ部 調査の概要、第Ⅱ部 調査結果、第Ⅲ部 調査票及び単純集計結果。
B5版 120ページ。

内容

第Ⅱ部の調査結果では、家庭基盤の現状、家庭の果たす役割・機能、社会環境の変化と家庭の変容、望ましい家庭基盤の在り方、に分けて考察している。家庭基盤の現状は、家庭生活の実態、母子関係の2領域からとらえている。たとえば、食事について、夕食で67%の者が、家族一緒にとっているとか、また、8割以上が勉強や成績のことで母親と子どもとの話し合いをしている、と述べている。

家庭の果たす役割・機能の現状については、母親の価値観・育児観、家庭と非行等問題行動、教師への期待・学校への期待とからとらえている。たとえば、72%の者が、家族みんなが愛しあう生活をあげている。また、子どもを産み育てることの意味として、家族の結びつきを強める（51%）、次の社会をになう世代をつくる（49%）をあげる者が多い。さらに、母親が何を非行の原因としているかをみると、本人の意志や道徳心のゆがみ（87%）や家庭生活のゆがみ（81%）をあげている。

社会環境の変化と家庭の変容に関しては、都市化と家族一地域別分析、母親の就労状況と家庭一就労別分析、等からとらえている。たとえば、大都市ほど、子どもを理解しているという母親が多く（83%）、また、大都市の母親ほど成功するか否かは個々人の努力によるという考え方をする者が多い、と指摘している。

最後に、上記の調査結果の分析をふまえて、望ましい家庭基盤の在り方を展開している。たとえば、家庭における「食事」の意味と機能をとらえなおすこと、母親が家庭を大切にしながらも、自立した個人として自分の人生を歩み、その生きざまを子どもに見せること、子どもの個性の好ましい面を伸ばすという良い意味での個人主義を拡げていくこと、など。

特色

本書は、中学生をもつ母親の意識・態度、母親の人生観・非行観・教師観・学校観等の実態の内容を整理したものである。今後の家庭基盤の充実に青少年の健全育成を図るうえで参考となる資料である。

(姪田道春)

青少年の活力に関する研究調査報告

発表機関：総務庁青少年対策本部

発表年月：昭和60年3月

背景 本調査は、総務庁青少年対策本部の委託研究であり、国際青年年を機に、現代青少年の意欲や活力の現状を、成人との比較も交えて実施された。

構成 調査実施の概要、調査結果の概要、集計結果をそれぞれ報告している。A5版 165ページ。

内容 この調査は昭和59年9月、全国の青少年約6千人、成人2千5百人を対象に個別面接調査によって行ったものである。「活力」という言葉のもつ意味は広く、個人に秘められた「能力」であったり、それを活用しようとする「意欲」であったりするが、本調査は、能力そのものの向上低下を云々するより、能力を発揮する意欲という主観的な態度に注目しての「活力」調査である。

第1章以下6章までの各章で、調査結果が報告されている。第1章は日常生活の充実感に関わるもので、7割の青少年が充実感を感じている。第2章の意欲や自信では、青少年が「正しいと思うことをやりとげる」「収入が見込めることをやる」などで、高い意欲を示す一方、「何もしたくない」とか「学校や職場に出るのがいや」など、無気力さも示すと述べている。また、第3章では家庭、学校、職場での満足度や意欲についての結果がまとめられているが、かなり高い割合で満足感や意欲があることが示されている。第4章の社会的関心については、社会参加したことがあるもの55%、その意欲があるもの62%との結果が出ているが、実態と意欲を比較すると、献血、老人福祉では高い意欲に対して実態が少いが、バザー、美化活動、地域の行事、基金などでは意欲に比べて実態の割合がかなり高くなっていることが示されている。第5章の価値観、人生観では、約9割の青少年が、平穏で幸せな家庭を築ける、と展望していること、また、青少年自身が自らのマイナスイメージとして、「自分勝手」「社会に無関心」「無責任」「忍耐力がない」と評価していることが示されている。第6章では青少年の活力発揮が(1) 前途が有望であるかどうか、(2) 学校体験のよしあし、(3) 家族関係、に大きく影響されると分析している。

特色 活力という主観的な側面を工夫して調査したところに特色がある。「やる気と無気力が同居」などと言われる青少年でも、条件さえ整えば活力は十分発揮されよう、との展望もできる。
(平田隆太郎)

現代青年の生活の価値観

発表機関：総理府・総務庁青少年対策本部

発表年月：昭和61年9月

背景

本書は、現代の若者に対し、情報行動、友人関係、余暇・職業生活などの領域における生活実態と意識を問い、彼らの生活の中でどのような価値観を持ち、何を志向しているのかを明らかにすることを目的に行われた調査の報告書で、調査対象は、全国の19歳から28歳までの男女 4,500人である。

構成

本書は、調査の概要、調査の結果、調査結果の分析、座談会、調査票及び単純集計結果等の5部構成である。B5版 148頁

内容

調査の結果から現代の若者について概観してみると、自己実現に対する欲求が強いが、一方、消費にかかわる欲求をもつ者も多い。情報メディアとの接触時間をみるとテレビが最も長く、活字メディアとの接触時間は極めて短い。頼りにする情報源として日常生活にかかわることがらでは、「友人・先輩」をあげる者が多い。ほとんどの若者が「親友」をもっている。友人関係の親密さは男性よりも女性のほうがやや高いが、女子は結婚によって希薄になる傾向がある。「愛情のなくなった夫婦の離婚」に共感する者は約7割である。離婚や同棲などを肯定する現代的な男女関係観をもつ者は、未婚男性、大学卒、生活程度の高い層に多い。「安定している企業に勤めるのがよい」とする者は約7割で、女性のほうが安定志向が強い。年齢別、学識別では差はないが、結婚すると安定志向が強まるようである。「お金をためてから大きなものを買う」という伝統的かつ堅実な消費態度をもつ者は約4割、人と違ったものを選ぶ個性表現重視型が約6割、ブランド志向は約4割である。ブランド志向、個性化志向は、自由になるお金が多い者ほど強い。新しい消費態度を持つ者は、地位・名誉志向も強く、愛情のなくなった夫婦の離婚を肯定するなど、現代的な男女関係観も強い。社会と自分が無関係だと思っている者は極めて少なく、社会に「かわりたくないが、かわらざるを得ない」と感じている者が約5割、「積極的に自分たちで作っていくもの」と感じている者が約4割である。現代の若者は人の和や、自分の信念や努力を大切にする考え方が強い。無力観におちいり、虚無的な態度で生きているわけではないことがうかがわれる。同時に、「将来のために努力するより、毎日の生活を楽しくやっていきたい」といった現在志向も強い。

調査結果の分析をテーマにした「座談会」の記録がその次に掲載されている。

(木村清一)

未成年者の飲酒喫煙行動規制に関する研究（Ⅲ）

非行に親和的な環境要因に関する研究——少年の飲酒喫煙行動（Ⅰ）

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和39年3月（Ⅲ）、（Ⅰ）共に）

- 背景** 増え続ける未成年者における飲酒喫煙行動と、その他の一般諸非行行動との関係を明らかにするための調査が、昭和37年から38年にかけて行われた。その調査結果をもとに、親子の養育意識および飲酒喫煙に対する親の許容性が、どの程度の影響を与えるかを検討し、またこの飲酒喫煙行動がその他の諸非行行動に移行する条件を見出し、まとめられたものがこれらの報告書である。
- 構成** 前者は、調査の目的、方法、結果と考察、参考文献、質問票の一部および英文要約で構成、A4版12ページ。後者は、調査の方法、結果、要約、参考文献および付表で構成、A4版26ページ。科学警察研究所報告防犯少年編第5巻1号。
- 内容** 今回の調査は、高校生男子 337名を対象に、質問紙法により、昭和37年12月から38年1月にかけて実施された。
- 未成年者の飲酒喫煙行動規制に関する研究（Ⅲ）では、現在の飲酒喫煙経験の有無から、その他の一般諸非行行動を予測する場合に、子の被養育意識および親子の養育被養育意識の一致不一致が、有効な手がかりとなるかどうかについて、飲酒喫煙行動以外の諸非行行動が見られる問題群と、全く見られない非問題群との二つの場合に分け分析した。その結果、飲酒、喫煙とも、その有無と被養育意識の程度の間には交互作用はなく、関係があるとは言えず、問題群にとってはむしろ飲酒自体が影響し、他の諸非行行動と結びついているとみられている。
- 次に、未成年者の飲酒喫煙行動を促進もしくは制約する条件の一つとして、親の許容性をとり上げ、この許容性が飲酒喫煙行動と、また子供の問題性の有無とどのような関係にあるかについて分析している。そして親が子供の飲酒喫煙を頻繁だと認知している場合は、その子供は問題群である傾向が強く、親の規制力が問題視されている。さらに許容性に関しては、飲酒の場合は親が非許容的な時は子供は非問題群であることが多いが、喫煙については、親の許容性と関係のないことが明らかになっている。
- 非行に親和的な環境要因に関する研究——少年の飲酒喫煙行動（Ⅰ）については、未成年者の飲酒喫煙行動をその他の諸非行行動との関係から明らかにし、諸非行行動への移行の条件などを見い出すべく、飲酒喫煙行動のパターンと、規範認知の要因について検討している。
- まず第一に行動特性とからんだ未成年者飲酒喫煙行動の各種パターンならびに各個人の規範認知の各種パターンとが、それぞれ諸非行行動といかに関係するかが分析されている。第二に、養育態度に関するもの、規範認知、集団所属動機、および飲酒喫煙行動のパターンのうちの任意の二つのパターンの交叉と非行行動との関係の分析がなされている。（小堺明仁）

青少年の性に対する態度とマスコミの性的表現（Ⅰ～Ⅲ）

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和46年12月

背景 青少年の性に対する関心や態度、行為などは社会的な問題になりつつあるが、青少年の性的非行を促す要因として、また直接的に影響を与えるものとして、マスコミによる効果が考えられている。

そこで青少年の性に関する問題への最も具体的な対策、すなわちマスコミによる効果に関する調査を行い、その結果にもとづき、(1) 性的な内容をもってマスコミの青少年に与える影響、(2) マスコミに対する接触と反応、(3) 青少年の性的意識態度の実態、の三つの観点から分析研究を行い、まとめられたものが本報告書である。

構成 本報告書は3編に分かれるが、いずれも序論に続き、調査の目的、結果、要約および参考文献から構成されている。科学警察研究所報告防犯少年編第12巻第2号。(Ⅰ) A4版15ページ、(Ⅱ) A4版11ページ、(Ⅲ) A4版14ページ。

内容 今回の調査は、高校生男子 341名、女子 359名、中学生男子 203名、女子 140名、非行少年男子 107名を対象に、質問紙法により、昭和46年5月から7月にかけて実施された。

(Ⅰ) 性的な内容をもつマスコミの青少年に与える影響

本編では、性的内容を含むマスコミに接している者は、接していない者に比べ、性に対する興味や関心、さらには性的行為に対する許容性や認知が異なっているかどうか、またこれらのマスコミへの接触量の多少によって性的行為に対する許容性や認知が変化するかどうか、すなわち性的内容を含むマスコミの青少年に与える影響についてみている。

その結果、性的マスコミ接触者は性に対する好奇心が強く、性的行為への許容性も高く、特に、同年齢者も同様にしているというような歪んだ認知をしていることが明らかになった。これは現在の一部のマスコミによる快楽中心の性表現が、大きな影響を与えているためであると指摘されている。

青少年に与える影響については、性的マスコミへの間接量が多くなるにつれて、性的行為に対する許容性と認知が歪んできており、間接的であるが強く影響を及ぼしていることが示されている。媒体別にみると、最も強い影響があるのは雑誌で、次にテレビとなっており、これらが青少年の性に対する態度と深い関係があることが明らかになっている。

(Ⅱ) マスコミに対する接触と反応

本編では、まずマスコミ全体および性的内容を含むマスコミへの青少年の接触実態を、次に性的内容を含むマスコミとの接触と反応を調べている。

接触実態のうち非行者については、テレビ映画、単行本、雑誌などに他の者より多く接しており、その内容でも違いがあり、映画では活劇、スリラーも

の、雑誌ではマンガの比率が多い。接触とその反応については、性的内容を含むマスコミの接触許容は中学生より高校生の方が多いが、非行者との間には差がみられない。性的な感じを受けた割合も高校生の方が多い傾向がみられる。またこのようなマスコミに接した時の快・不快反応は男子では快反応の方がまざっているが、女子では逆に不快反応を示す場合もみられる。そして性的感じを受けた者と受けない者の快・不快反応については、中学生男女と高校生女子は性的感じを受けた者の方が不快感をもってマスコミに接しているが、高校男子はこの逆で快を感じて接しているということが実態となって現われている。

(Ⅲ) 青少年の性的意識態度の実態

本編では、青少年の性意識の実態とマスコミとの関係について、性的意識を性に対する認知の方法、性的行為に対する許容性とその普遍性に関する認知の方法、の二つの点からとらえ、①年齢的な発達段階、②被調査者の性別、③非行と性に関する意識との関係、④マスコミの性に関する意識への影響、の四つの視点から分析している。

調査の結果は、まず年齢的な発達段階の違いによって、性に対する認知や行為の認知、許容性のいずれにも差がみられている。高校生になると性をより積極的に認知する傾向が強まり、周囲の者が同等であることから許容度も増している。

男女別では特に女子の場合が特徴的で、中学生では性や性知識に対する興味はあまり強くないのに対し、高校生では性の精神的結合の機能の面が特に重視され、興味も増大するという変化をとげることが示されている。

非行と性意識との関係については、性への興味の点で非行少年は一般の青少年よりも消極的であることがわかった。このことはむしろ、性的興味が平準化する反面、性意識の深度が増してきているためで、一般の青少年よりも性的行為に対して全般的に許容度が高くなっている。また性的行為への禁止理由として一般の青少年が、若さや不潔、不健康などをあげているのに対し、非行少年は法律による規制を主たる理由としている点も特徴的である。

さらにマスコミと青少年の性意識との関係では、性知識の情報源の面からみている。情報源は、友人、週刊誌、テレビの順になっており、友人の占める割合が多いが、このことはマスコミからの性知識が少ないことを意味するのではなく、そこから得られた知識が友人等を通じてさらに強化されていくということを指摘している。

(小堺明仁)

青少年の薬物乱用の実態と今後の動向について

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和49年6月

- 背景** わが国における青少年の薬物使用は、欧米先進国とは比較にならないほど少ないが、昭和30年代の「睡眠薬遊び」、40年代の「シンナー遊び」の流行に続く、今後の動向を探るために、薬物に対する知識、経験、態度等を調査し、青少年の薬物乱用の現状についてまとめられたのが本報告書である。
- 構成** 本報告書は、調査の目的、方法と対象、結果と考察、今後の動向と問題、要約から構成されている。科学警察研究所報告防犯少年編第15巻第1号、A4版9ページ。
- 内容** 今回の調査は質問紙により、昭和48年10月から49年4月にかけて行われ、非行少年 201名、高校生男子 385名、女子 149名、大学生男子 155名、女子 105名を対象とした。
- 報告書は薬物の知名度、薬物の知識とその情報源、薬物の使用経験、使用の意向と薬物知識、使用してみたい理由、使用したいと思わない理由の六つの面からまとめられている。
- 調査結果の主な内容は次のとおりである。
- シンナー、ボンド、マリファナは100%に近い知名度であり、非行少年にとってはヒロポン、ハイミナルなどがむしろ身近かなものとなっている。
- 薬物に対する知識は全般に不正確であり、また非行少年の情報源は、週刊誌など活字媒体型より、友人依存型の傾向が強い。
- どの薬物でも使用頻度は非行少年が高くなっており、特に覚せい剤は他の少年には経験者がいない。また薬物経験者のほとんどがシンナー、ボンドの経験があることから、その第一歩はこれらの薬物からと見られる。
- マリファナの使用傾向が非常に多いが、それに対する知識はほとんどの者がない。
- 今後、薬物を使用してみたいとする者は、男子で2～3割、女子で1割程度で、マリファナが中心であり、刺激追求型の動機が多い。
- 薬物を使用したいと思わない理由は、体がだめになる心配がもっとも多い。
- 薬物乱用について全体として、親や学校がほとんど無力であることが指摘され、今後、学校などで薬物の科学的な知識を普及させることによって、薬物乱用を防止することが必要としている。
- 今後の動向として、非行集団によるシンナー、ボンド等の乱用の潜在化とともに、マリファナ、LSD等の幻覚剤系の薬物に対して大学生などが中心になって、拡がる恐れがあるとみられている。
- (小堺明仁)

非行少年の親子関係としつけに関する研究（1～4）

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和53年9月，昭和54年9月，昭和55年9月，昭和55年12月

背景

非行少年と家庭とに関わる様々な問題が論じられる中で，特に親のしつけと非行の関連性について多く注目されている。非行少年が家庭内でどのようなしつけを受けているかを探ることが，非行化過程の理解および非行の治療方法の促進のために役立つと考えられる。

そこで非行少年の家庭でのしつけと，家庭内人間関係のあり方との関係について調査が行われ，さらに一般少年との比較により，非行少年の特徴をも分析し，まとめられたのが本報告書である。

構成

本報告書は4編から成り，いずれも序論にはじまり，目的，結果の整理と考察，結論，参考文献および英文要約から構成されている。科学警察研究所報告防犯少年編第19巻1号，第20巻1号，第21巻1，2号。いずれもA4版で，第1編15ページ，第2編10ページ，第3編9ページ，第4編15ページ。

内容

今回の調査は，一般中学生男子86名，女子74名，一般高校生男子56名，女子63名，両親279組，非行中学生男子81名，女子32名，非行高校生男子56名，女子44名，を対象に，質問紙法により，昭和51年12月より52年8月にかけて実施された。

(1) 家庭内人間関係に関する非行少年と一般少年の認知の差異について

本編では，非行少年の親子関係としつけに関して，非行少年が，しつけの場としての家庭における親子の接触の様子，家庭内人間関係のあり方，両親関係のあり方についてどのような認知を行っているかを調べ，一般少年の認知と比較することにより，その特徴が明らかにされている。

その結果，全般的に非行少年において，家庭内の人間関係に否定的傾向を認知するものが多く，親子間の相互理解についても問題性があることが示されている。この相互理解の点では，非行少年には特に子供の側に比べて親側の理解の不十分さが認知されており，さらに，しつけに関する父母間の意見の相違を認知される傾向もでている。また非行少女女子においては，現在の親子接触状態に対して不満をもっていることも問題とされている。

(2) 非行少年と一般少年のみたしつけ担当者の役割としつけの方法についての比較

本編では，しつけ担当者としての父と母，父と母のしつけへの関与度および父母のしつけの方法（叱り方）に関する非行少年と一般少年の認知を比較することにより，両者の特徴を明らかにしている。

その結果，しつけの担当者に関しては，非行，一般少年ともに母への認知が最も多く，特に非行高校生ではその傾向が顕著であり，父親の役割機能の問題性が示唆されている。父母のしつけへの関与度については，非行，一般両者と

も積極的に認知しており、その傾向は非行少年において特に顕著であり、この点では父母の間に共通の結果がみられている。

またしつけの方法としては、親本位、家・家族本位、学校・教師本位、世間のしきたり本位、本人本位、警察・権威本位の六つの叱り方全てにおいて、一般少年に比べて非行少年は高く認知しており、非行少年には、父と母から、家・家族からの圧力、外的権威からの圧力、また本人の内省という様々な形態で、好ましくない行動の変容が働きかけられていることが明らかにされている。

(3) 両親のしつけとその結果についての非行少年と一般少年の認知の比較

本編では、少年の認知する父母からのしつけと、しつけ効果としての少年の自己評価とについて、非行少年と一般少年の調査結果を比較し、非行少年の特徴が明らかにされている。

ここでは父母のしつけとして、基本的行動習慣、家庭生活、対人関係、問題行為、の4領域から20種の行動をとりあげ、これらの効果について調査が行われている。

調査結果として父母のしつけの量は、非行少年のほうにより大きく認知されているが、質については差がみられていない。そしてしつけ方に対しては非行少年は、批判的態度を示しており、しつけ効果としての自己評価も低いことが示されている。

(4) 子どもからみた父母の期待する人間像

本編は、少年が認知している父母が期待する人間像とは、どのようなものかについて分析されたものである。

その結果、父母の期待する人間像についての認知では、全体として非行少年、一般少年の間で、類似の傾向がみられている。また父のもっとも期待する人間像として、両者は共通に意志、自覚性、行動性を意味するタイプが認知されており、これらは行動のコントロールと関連しているとも考えられている。さらに、母のもっとも期待する人間像としては、非行、一般少年とも共通に、明るさ、快活、誠実さというようなパーソナリティの基本的な要因を認知していることも明らかにされている。

(小堺明仁)

小学生の非行要因の検討

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和54年 9 月

背景

小学生の触法少年の割合は、触法少年及び刑法犯少年全体の10.2%とかなり高いと思われる数値である。昭和52年度、総理府は委託研究により「非行原因に関する総合的調査研究」を実施した。本報告書は、その調査結果からふつうの小学生と非行小学生について比べながら、小学生非行者の非行原因を検討し、まとめられたものである。

構成

本報告書は、まず序論にはじまり、調査結果、まとめ、参考文献および英文要約から構成されている。科学警察研究所報告防犯少年編第21巻1号、A4版11ページ。

内容

今回の調査は、対象者を一般小学生男子 627名、女子 547名、触法少年となった小学生男子となった小学生 130名、女子42名とし、一般小学生は質問紙法、触法少年は個人面接法によって、昭和52年10月から11月にかけて実施された。

まず、最近10年間の小学生非行者の動向として、犯罪を犯した小学生数の全未成年非行者中に占める割合は、10%以下になることはなく、また11歳頃になると発生率上昇の一つの段階があることを指摘している。

調査結果については、家庭状況、親子関係、しつけ、学校適応、有害環境などの点から非行原因をまとめている。

はじめに家庭状況については、欠損家庭の割合が一般小学生より2～3倍も多く、経済状態も貧困家庭が多くなっている。

親子関係では、家にいても楽しくないなど、家庭の温かさを求める声为非行者に多い。

しつけの面では、親から注意を受ける割合是非行者の方が高いが、注意の内容も単に文句をいうだけというように、問題はある。

遊びに関して有害環境との接触量においては、非行者、中でも4年生以下の年少の者が多くなっている。一般小学生でも社会生活上、問題をもっている者に同様の傾向がみられる。

また、こづかいの額については非行者の方が多額をもらっているが、ほとんどは食べ物に費す者が多くなっている。

さらに、非行者の親には習い事をさせる配慮のない親、経済的余裕のない親が多いことも示されている。

以上のような結果から、全体的には、欠損、経済的貧困、家庭の温かさの欠如といった伝統的に非行原因といわれてきたことがらが主な原因になっており、また、新しい問題として年少者の場合、有害環境との接触率が非行化に大きく影響していることも示されている。

(小堺明仁)

生徒の非行化の度合いに対する教師の評定——中高別、地位別、年齢別による分析(1)

中学、高校教師の非行観および生活指導に対する意見——学校種類別の差異(2)

非行少年に対する教師の取扱い方の意識と実態——非行生徒の措置の決定要因と実際のケースの処理過程(3)

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和54年9月（1と2）、同12月(3)

背景

一口に非行少年といっても、人々のもつイメージは様々である。仮に非行少年を悪者としてみる者は、その接し方も自然と否定的になる傾向がある。ここでは特に、教育現場で少年と多く接し、与える影響も大きいとみられる学校教師を対象に、非行および非行生徒に対しての見方やとらえ方を調査し、その結果から、非行化に対する教師の評定、非行観および生活指導に対する意見、生徒の取り扱い方の意識と実態、について分析しまとめられたものが、これらの報告書である。

構成

報告書は3編ともに、序論にはじまり、調査の目的、方法、結果、要約、まとめ、参考文献および英文要約から構成されている。科学警察研究所報告犯少年編第20巻1号（1と2）、第20巻2号。いずれもA4版8ページ、9ページ、12ページである。

内容

今回の調査は、中学教師 296名、高校教師 390名を対象に、質問紙法により、昭和53年10月から12月にかけて実施された。

(1) 生徒の非行化の度合いに対する教師の評定——中高別、地位別、年齢別による分析。

本編では、学校教師のもつ生徒の非行に対するイメージ、すなわちどのような行為、徴候を非行化とみなしているか、また非行を行なった少年は他にどのような不良・非行行為を行っていると思うかなどについて、中学高校の教師別、地位別、年齢別に比較分析している。

その結果、まず非行化の度合いについての評定として、非行化と結びつける割合は服装や化粧、学校の規則違反や教師に対する反抗、および学内喫煙について、中学教師の方が高く、また管理職になる程、その傾向が強くなっていくことを示している。

不良・非行行為の類推判断としては、高校教師の方が、非行を行った生徒は当該犯罪行為以外に、不良・非行行為を多く行っているとみる者が多く、ここにおいても管理職の方が一般職員よりも同様の判断をすることが多いとされている。

(2) 中学、高校教師の非行観および生活指導に対する意見——学校種類別の差異

本編では、非行少年の低年齢化をはじめとする非行現象の変化や社会変動に直面し、分析が強く要望されつつある少年問題に取り組む、中学・高校教師の見方や態度に関して、現代の非行観、生活指導の考え方、非行の二次的原因についての認識の三つの側面から、学校種類別に分析しまとめられている。

その結果、現代の非行観については、教師の間では非行の制度論的、政策論的見解は比較的支持が少く、家庭生活、大人の指導力、文化環境など生徒をめぐる身近かな環境という視点から非行をみているとしている。また私立高校教師は、公立高に比べ環境説よりも個人説が強く、制度論の見方が弱いということも明らかにされている。

次に生活指導の考え方については、生徒の指導を教師自身が学校内において行いたいという意識が強く、この傾向は特に公立高に多いことが示されている。

さらに、非行の二次的原因として教師の認識するものは、友人の誘惑、性格の弱点や知能の低さ、家庭の対処のまずさ、親兄弟の冷い目、性格の病的異常などであり、逆にありえないものに、警察の対処の技術的まずさ、警察からのマーク、受験教育体制となっている。ここで公的機関の社会対応の諸要因が指摘されていないのが特徴的である。

(3) 非行生徒に対する教師の取り扱い方の意識と実態——非行生徒の措置の決定要因と実際のケースの処理過程

本編では、非行少年中に占める中学生、高校生の割合が増加しつつある中で、教師や学校が非行に対してどのように対応しているのかを、非行に対する対応法の選択要因、警察、家裁からの連絡ケースの分析の2点について、その実態およびそれに密接した意識がまとめられている。

調査の結果、担任による対応と全校的対応を選択する上でもっとも重視されている要因は、行為の重さや他生徒への影響度など、いわば行為に関する要因であり、行為の意志、教師への態度などの生徒自身の要因はあまり考慮されていない。また警察へ連絡することに関係している要因としては、行為および行為者の要因の両方であることが示されている。

警察、家裁からの連絡ケースについては、まず公的措置では、中学においては保護観察施設収容の保護処分が多く、高校では警察どまりが多い。また学校における措置では、高校の方がより全校的レベルで行っていることが明らかにされている。そして措置の内容については、中学は指導中心であるが、高校では、公的措置は中学の場合より軽いが、一旦学校へ連絡があると学校内での措置は厳しく処罰的であることも指摘されている。

(小堺明仁)

中学校における対教師暴力の背景となっている生徒の意識態度の研究

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和56年12月

背景

中学校における対教師暴力の原因や背景には、生徒のどのような意識や態度が関係しているのであろうか。それを探るために暴力欲求の強い者と実際に暴力行為を行った者とが近似の傾向を示すだろうという仮定のもとに、暴力欲求と関連性の強い学校領域、暴力領域、生活領域、自己領域について分析した結果がまとめられたものが本報告書である。

構成

本報告書は調査の目的、方法、結果と考察およびまとめ、という構成である。科学警察研究所報告防犯少年編第22巻2号、A4版10ページ。

内容

今回の調査は、中学生男子 910名、女子 823名を対象に、質問紙法を用いて、昭和55年10月から12月にかけて実施された。

ここでは、学校領域、暴力領域、生活領域、自己領域の4つの領域について、対教師暴力の原因や背景となるものを、教師に暴力を振るいたくすることがよくある暴力欲求群と、全くない非暴力欲求群の二つに分けて、比較検討を行っている。

その結果、学校領域に関しては、男子は教師に対する暴力欲求群に学校、学習に対する強い忌避の態度、進学への不安、悪い生徒という教師からの認知、悪に対する許容などの強い態度が示され、特に1年生において深刻化している。女子では暴力欲求群は勉強の意味の拡散、進学への不安、落ちこぼれ意識、学校や教師に対する不満が強くなっており、女子による対教師暴力の可能性も指摘されている。

暴力欲求、暴力行為、暴力についての意識などから成る暴力領域においては、特に、男女共に教師に対して強い暴力欲求をもっている者は、友達や親に対しても同様な欲求をもっていることが明らかにされている。

生活領域では、日常生活における意識、行動についてみているが、暴力欲求群は男女共に何か熱中できるものが欲しいなどの、自己実現への欲求が強いことが示されている。男子では特に1年生ほど、自信の喪失や即効的欲求充足、非行に親和的行動などによる安易な生活が、また女子では2、3年生で、待つことへの耐性の欠如が指摘されている。

さらに自己認知の面では、個人が自己をどのように認知しているかという意識的自覚のあり方という点から探っているが、男女共に将来、たいした人間になれそうもない、今の自分に不満を感じるなどの否定的自己認知の傾向が多くみられ、特に2年生においてより一層多くなっていることが示されている。

(小堺明仁)

女子非行少年の社会的背景と性役割認知等に関する調査

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和56年12月

- 背景** 近年、女子非行の増加傾向が顕著になり、特に14、15歳の低年齢層による粗暴犯の割合が激増してきた。本報告書は、昭和54年度に総理府青少年対策本部が、非行原因調査研究会に委託し調査研究した「女子非行の特性について」の一部を再編集し、女子非行の背景や社会的態度などについて考察し、まとめたものである。
- 構成** 本報告書は序論にはじまり、調査対象者、方法、内容、分析の方法、結果、考察およびまとめから構成されている。科学警察研究所報告犯少年編第22巻2号、A4版13ページ。
- 内容** 今回の調査は一般中学生女子 1,124名、高校生女子 1,089名、非行体験女子中学生 224名、女子高校生 108名、社会人 182名を対象とし、一般群に対しては質問紙法、非行群は面接聞き取り法により、昭和54年10月から55年1月にかけて実施された。
- ここでは女子非行の特性に関して、家庭的背景、学校適応、性役割観、社会行動に対する男女差別観、未来展望、遊び・小遣い・友人関係、性的成熟の諸側面から、一般群と非行群に分けて比較検討を行っている。
- その結果、まず家庭的背景においては、両親あるいは片親がいないことが非行の発生し易い状況を生み出したり、特に非行群では親との不和など、心理的問題をあげる者が多いことなどが指摘されている。
- 次に学校への適応に関しては、非行群において勉強嫌いや何となく学校に行きたくないという学業や自主的判断の不振が、学校に対する不適応観の要因としてあげられている。
- 性的役割観・社会行動に対する男女差別観では、非行群では不良行為を男女とも構わないと答える者が一般群より多く、また非行を行った場合に家庭では女子の方により厳しいが、学校の処分については逆で、女子非行者にとって甘えが許される場であると判断されている。
- 未来の展望については両群ともに就職より結婚の方が具体化しているようである。
- そして非行群の中でも非行が2回以上の者や性的非行を含む者には、盛り場で友人と知りあったり、小遣いも高額や不定の者が多いことが指摘され、さらに性的成熟に関しては、初潮年齢、初潮時の気持ち、月経時の情緒不安定性、性意識などの面から、性的問題と女子の非行が密接な関係にあることが明らかにされている。
- (小堺明仁)

高校生における非行化の条件（1，2）

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和57年12月

背景 非行の低年齢化現象が続く中で、高校生の非行化も少なくなったわけではなく、中学生の場合とともに推移している。近年の青少年の非行は心の中に特別な動機があつておこるわけではなく、社会的、人間的な絆が過度に緩まって、自由と拘束の間を漂っている状態であると考えられている。この非行の統制または制御の理論に沿って、高校生の非行化の条件について、内的制御の低下、高校生と家庭、学校との結びつきの低下の二つの観点から調査が行われ、結果がまとめられたのが本報告書である。

構成 本報告書は2編に分かれるが、いずれも調査の目的にはじまり、方法、結果、まとめ、参考文献および英文要約から構成されている。科学警察研究所報告防犯少年編第23巻2号，A4版(1) 24ページ，(2) 19ページ。

内容 今回の調査は、その対象を私立高校生男子 690名，女子 739名，公立高校生男子 351名，女子 293名とし、質問紙法を用いて、昭和56年1月から6月にかけて実施された。

(1) 内的制御の低下について

本編では、高校生における非行化の条件に関して、人格に内面化された制御，すなわち内的制御の低下は青少年の非行化を助長するという仮説を立て、高校生の非行化の程度を測定し、非行化と関連する諸条件を導き出している。条件として、自由時間に対する関与、逸脱に対する潜在的願望、中和化の規制、自己に対する意識態度および社会的態度、進学の要求水準を取りあげた。

調査の結果、内的制御の低下と非行化の進行は一方的関係ではなく、相互に強めあっているとしており、また内的制御の低下をもたらし社会的家庭的歪みの構造を問題視している。

(2) 高校生と家庭、学校との結びつきの低下について

本編では、家庭や学校における人間関係の疎密や、学業への係わり方、校則に対する態度などの面から、非行化の条件として、家庭、学校に対する結びつきの低下について、不良の行為、法律違反行為の体験度をもとに検討している。

その結果、男女差や不良の行為と法律違反行為の違いには関係なく、非行傾向の強い生徒は、家庭や学校への結びつきの弱さがみられ、非行化の原因や促進要因として重要な役割を果たしていることを示している。(小堺明仁)

中学生の生徒間暴力についての分析（1～4）

中学生による暴力的非行の研究——パターン分類による特徴の検討（Ⅱ）

発表機関：科学警察研究所

発表年月：昭和57年12月（1），昭和58年7月（2，3），昭和59年7月（4），
昭和59年12月（2）

背景

対教師暴力において、暴力を振るった少年だけではなく教師の側にも特徴的傾向がみられるように、暴力事犯においては加害者、被害者双方に、特有の傾向があるといわれている。

そこで中学生生徒間の暴力に焦点をあて、社会心理学的観点からみた被害者特性、加害者特性、および被害態様などを明らかにすることと、さらに、中学生全体の暴力的非行を分類し、その特徴を明らかにすることの二つの調査が実施された。その調査結果を分析し、まとめられたものがこれらの報告書である。

構成

両報告書とも、序論にはじまり、調査の目的、方法、結果、まとめ、参考文献および英文要約から構成されている。

中学生の生徒間暴力についての分析（Ⅰ）は科学警察研究所報告防犯少年編第23巻2号，第24巻1号，第24巻1号，第25巻1号。いずれもA4版で第1編は15ページ，第2編：15ページ，第3編：14ページ，第4編：10ページ。

中学生による暴力的非行の研究（Ⅱ）は 科学警察研究所報告防犯少年編第25巻2号，A4版12ページ。

内容

Ⅰ 中学生の生徒間暴力についての分析

中学生の生徒間暴力についての分析では、調査は、中学生男子 752名，女子 670名を対象に、質問紙法により、昭和56年10月から12月にかけて実施された。調査結果は、（1）被害者の社会心理学的特性、（2）被害態様と被害者の反応、（3）加害者の社会心理学的特性、（4）加害と被害の頻度によって分類された生徒の社会心理学的特性の4編に分けて、生徒間暴力における被害者、加害者の特性などについて分析されている。

（1）被害者の社会心理学的特性

本編では、中学生の生徒間暴力において被害の多い生徒は、どのような特性をもっているのか、社会心理学的見地からみている。

その結果、このような生徒は、家庭や学校での対人関係がまずく、自分自身も心理的、身体的に追いつめられた状態にある。加害生徒の暴力の禁止だけをいうのではなく、家庭や学校における人間関係を改善することから、積極的な子供が生まれてくると指摘している。

（2）被害態様と被害者の反応

本編では、生徒間暴力被害の実態をもとに被害時の状況、被害者の被害に対する対応や心理的影響などについてまとめられている。

被害事例をもとにみられる被害の全体的傾向としては、男子の50%、女子の36%が中学校で暴力被害を受けており、その特徴として場所は教室が多く、時間帯は休み時間が多い、周囲のものは知らぬ顔をしていることが多い、女子では被害を受けたことを友人に話す場合が多い、被害を受けたことで相手とのつき合いを変えようとするのではなく、それまでのつき合いの親疎さの中で加害一被害が生じている、などがあがっている。また過去の被害体験度別にみると、被害経験数が多く、暴力の標的として特定化されていることもうかがえる。

(3) 加害者の社会心理学的特性

本編では、生徒間暴力の加害者の社会心理学的見地からの特性、および被害者との共通点、相違点についてみている。

その結果、加害者は友人の広がりが高く、このことが被害者と大きく違う点であるとみている。そして両者に性格、気質の違いはあるが、行動形態が陽に出た時加害者に、陰になった時被害者になるというイメージがあり、両者とも基本的生活形態（家庭、学校）では共通の面をもっているということが示されている。

(4) 加害と被害の頻度によって分類された生徒の社会心理学的特性

本編では、加害と被害の両方、あるいはどちらかを多く体験している者の3群について、その特徴的な傾向をみており、結果として、加害・被害の両方を多く体験している者は一方的加害者と多くの共通点をもっているが、友人数が少く、友人関係があまりよくない点やのろまで気が弱い面が認められている。このような一方的被害者に特徴的な友人関係などの傾向をもつことで、被害も受け易くなっていることが明らかにされている。

Ⅱ 中学生による暴力的非行の研究——パターン分類による特徴の検討

この調査は昭和58年1月から2月にかけて粗暴犯で指導された中学生男子 263名、年長少年 124名を対象に実施された。

ここでは少年の暴力的非行を内容、背景および少年の意識などにもとづいてパターン分類し、その中で中学生の暴力的非行がどのような位置を占めているのか明らかにしている。

そして全体として中学生の場合は、反抗的性格が強く、功利性が小さく、集団指向性が高い。「反逆者型且つグループ抗争型」の非行であると位置づけられることがわかった。また、学職別に特徴をみると、年長の学生に「出来心型且つチンピラ型」が多く、無職少年に「カツアゲ型且つチンピラ型」が顕著であることも示されている。

(小堺明仁)

年少少年の非行原因に関する研究

発表機関：法務総合研究所

発表年月：昭和59年，昭和60年，昭和61年

背景

法務総合研究所は年に1回研究部記要を刊行しているが、その第27号から第29号まで、表題の研究報告が、第1報告 年少少年の自己認知を中心に、第2報告自己認知についての年長少年との比較及び類型化による検討、第3報告女子の特質及び対人成熟レベルを中心とした考察という副題をつけた3部構成で、逐年発表されていった。昭和58年7月の時点で一般中学生（小都市及び山間部の公立中）約700名、少年鑑別所視護措置在在所者全員（約1,400名）、少年院在院者中非行時に16歳未満だったもの約600名を対象としている。

構成

第1報告の構成は、研究目的、調査対象者、調査の方法、対象者の概況、結果の分析を考察、要約と展望の6部で、第2報告は、まえがき、年長少年との比較、年少少年の自己意識の類型化、類型化に基づく分析、要約と今後の問題で、第3報告は、まえがき、女子の特質、対人成熟レベルを中心とした考察、総括で構成されている。

いずれもB5版で、第1が25ページ、第2が31ページ、第3が23ページ。

内容

第1報告では一般少年、鑑別所少年、少年院少年の成育状況、自己意識、親との関係を比較分析している。成育状況についての自己認知では、非行群は就学前から父母やきょうだいと疎遠であり、小中学生時を通じて家庭で安定感をもっていない。また親との関係の認知においても一般群は進学問題を除くと、親との問題はめったにおこらなかったと思っているものが多いのに対して、非行群は服装、髪型、友人づきあいなどで親との関係が悪かったとの認識がある。また進学や将来の生活設計では、親との問題はめったになかったとしているものが多いものの、学業不振や親子間に断絶がある場合にはマイナス要因としての「問題がなかった」ということになる。現在の自己認知についてみると、一般群、非行群ともに、今の自分をそのまま育てたいと思うものが男女ともに少ないという特徴がある。鑑別所群には今の自分を変えたいとするものが多いのも当然だろう。

第2報告でこれを年長少年群との比較によって分析している。年長少年とは18、19歳ごろになって始めて鑑別所に収容されたものをさす。年少群のほうが家庭環境（父母の欠損率、言語度など）において不利、不良であり、学業成績においても年少群は小学校から中学校にかけて悪くなっている。また親や教師との関係においても、幼少時から中学生時代にかけて家庭や学校から離反した生活をおくり、打ちこめることもなくすごしていたことがわかる。次いで年少少年の自己意識が類型化され分析されている。一般群の多くは充実型と葛藤型に、非行少年群の多くは開き直り型と投げやり型に属する。さらに類型別に問題発生頻度、問題解決様式、問題行動、成育特性などの分析が試みられる。非行群の開き直り型は父母仲が悪く、家の中を暗いと感じ、主観的にも客観的に

も厳しくされたという結果になっており、家はとてもいやだったという。非行群の投げやり型は実父母が揃っている率が高いにもかかわらず、中学生になる頃には極端に家庭をきらい、親との心の結びつきが弱くなっている。

第3報告は女子の特質についてである。年少非行少女は家庭環境において非行早発型の男子よりも、遅発型の女子よりも不利、不良である。小学生時代から家庭の不安定感、不満感をもっており、学業も不振である。教師のえこひいきへのひがみ、中学時代のずる休みの多さが目立っている。またここでは鑑別所収容者の対人成熟レベルと諸属性や自己認知等との関連性なども分析報告されている。

第3報告の最後には、本研究全体の総括として、いくつかの知見がだされている。

- (1) 母親の子育ての役割よりも父親のそれが重要ではないかということを示唆する結果がえられた。男子も女子も同じである。
- (2) 情緒面の発達安定については母親のあり方が重要であり、対人関心や社会規範などの社会性の発達には父親のあり方がより強く関与するという示唆がえられた。
- (3) 客観的にはさほど厳しくなくても、子どもにとっては厳しすぎると受けとめられているケースが非行早発群などに多い。
- (4) 生活一般に充実した自己像をもっているものが非行群の中にも一般群と同じくらいいた。これらの非行少年は内省が乏しく独りよがりで問題意識も少く、主体性が乏しい。年少鑑別所収容者の中には、さほど深刻な状態になく、耐性や自律力が乏しいために状況次第で非行に走るものがかなりいる。
- (5) 年少鑑別所収容者では、少なくとも一時的に、自己懷疑、内省という心の動きが強まっている。
- (6) 人格上の問題があって生ずる非行については、年少少年の場合、①知能その他の資質面で劣るものが同様に問題のある親から不十分、不適切な養育をうけた場合、②養育方法上のゆがみや不適切さが主な原因で人格上の問題が生じた場合、③しつけや訓練がなされないまま安易に育てられた場合の三つのパターンが観察される。
- (7) 男子よりも女子の発現が遅いことを示唆する結果がみられた。一般に女子の場合依存性が強く、過敏な面があり、自他ともに遵法的・保守的な生活行動を期待する傾向が強い反面、一旦崩れが始まると急激であるという特異性がみられる。

特色

以上がA5版2段組81ページにわたる3部報告の概要であるが、一般少年と非行少年の対比分析という珍しい試みであるとともに、計量学的手法を用いて、実証的に分析されている。
(金谷敏郎)

我が国の教育水準

発表機関：文部省大臣官房調査統計課

発表年月：昭和34年，昭和39年，昭和45年，昭和50年，昭和55年

- 性格** 本書は「国民の教育需要は、拡大しつつも多様化の様相を見せてきている」という事態に対応するため、学校教育や会社における種々の教育機能の整備、改善をめざし、国民の理解と協力の一助とするため、ほぼ5年ごとに発表されている。わが国の教育水準の基礎的な統計が掲載されている。
- 構成** 本書の構成は年度により若干異なっているが、ほぼ各年度とも就学前教育、義務教育、後期中等教育、高等教育、特殊教育、各種学校等についての教育人口、教育課程、教科書・教材、入学者選抜の方法等の教育内容・方法、教職員の配置、教員の構成、教員の待遇、教員の養成と研修等の教職員、学校数と学校規模等の学校教育施設、教育費の規模、支出構造、負担区分等の教育費、そして学歴と就職構造などが記述されている。
- 内容** 国際比較も交えながらわが国の教育水準を明らかにするため、全国、都道府県別の教育人口、教育課程の編成・改善、教育機器の活用等の教育内容・方法、教職員数、教員の年齢・学歴・性別構成、給与体系と給与水準、教員養成制度等の教職員、学校建物面積、構造物面積等の学校教育施設、公財政支出教育費、分野別・段階別・用途別の支出構造等の教育費、そして学歴水準、就職状況等が記述されている。
- また年度ごとに特徴もあり、たとえば昭和50年版では次のような特徴がみられる。
- (1) 1960年代以降の社会・経済の急速な発展が転換期を迎えていることを考慮し、第6章教育と社会で、学校教育の量的拡大を総合的に考察している。そして、①初等・中等教育における教育内容の改善、②高等教育の整備・充実、③学校教育とその他の教育の相互の連携と協力、を課題としてあげている。
 - (2) 学校教育の量的拡大を全国的な観点のみでなく、都道府県別状況についての比較もおこなっている。
 - (3) 就業構造や学歴に対する社会的評価の変化をみるとともに、学校教育以外の教育活動の重要な役割を提示している。
- また昭和55年版には次のような特徴があげられよう。
- (1) 学校教育の量的規模や制度・内容について、新学校制度発足後のほぼ30年間にわたる変遷を考察し、今後の学校教育の課題を考える上での材料を提供している。
 - (2) 戦後30年間の教育の推移だけでなく、第2章昭和50年代前期の教育施策

の動向で、初等中等教育・高等教育における教育施策、私学助成、専修学校等の当時の教育施策を紹介している。そして今後の学校教育の課題を考える上で、の材料を提供している。

(3) 国民の教育需要の多様化を考慮し、第2章で学校教育の分野だけでなく、社会教育・スポーツ・文化、教育・文化の国際交流をとりあげ、その推移と現状を提示している。

(4) 付属資料として、主要国の学校制度と教育施策の動向を要約して紹介している。

特色

表題にあるように「我が国の教育水準」についての基礎統計が、国際比較もまじえながら網羅されており、貴重な資料がふくまれている。また紹介したように年度ごとに特徴があり、昭和55年版の付属資料(1)、Ⅰ主要国の学校系統図、Ⅱ近年における主要国の教育施策の動向、などは貴重な資料といえる。

(大野道夫)

生徒指導の手引き（改訂版）——生徒指導資料第1集（1）
高等学校における生徒指導上の諸問題——生徒指導研究資料第1集（2）
思春期における生徒指導上の諸問題—中学校編——生徒指導資料第10集（3）
思春期における生徒指導上の諸問題—高等学校編——生徒指導研究資料第5集（4）

発表機関：文部省初等中等教育局

発表年月：昭和40年3月（1），昭和44年3月（2），昭和49年3月（3），昭和49年3月（4）

文部省では、学校における生徒指導の充実と強化を図ることを狙いとした各種の資料集を、昭和38年度以来発行し、指導上の参考とするよう普及に努めている。小学校向けには昭和60年度までに第4集が、また中学校向けには同じく第18集が刊行されており、この他に高等学校向けに、生徒指導研究資料集として、12集が刊行されている（一部は中学校向け生徒指導集との共同編集）。ここにとりあげた4冊は、比較的初期の頃に刊行されたもので、（1）（2）は主として教育課程との関連において生徒指導上の留意点や、指導方法に言及している。また、（3）（4）は発達段階における思春期の心理的状況というものに焦点をあて、それに附随するさまざまな問題と、その対応指導に言及したものである。

なお、比較的最近の生徒指導研究資料については、特に問題行動をもつ児童・生徒の指導方を考察したものについて、別項でとりあげた。

（1）は初版以来数次に渡る改訂が行われ、全部で10章からなり、第1章 生徒指導の意義と課題、第2章 生徒指導の原理、第3章 青年期の心理と生徒指導、第4章 生徒理解、第5章 生徒指導と教育課程、第6章 学校における生徒指導体制、第7章 教育相談、第8章 生徒指導と学級担任・ホームルーム担任の教師、第9章 学校における非行対策、第10章 生徒指導と社会環境と生徒指導の視点、方法等と幅広く言及している。（2）は昭和43年度に『特別教育活動および学校行事等との関連における生徒指導上の題』という主題のもとに開催された、高等学校生徒指導連絡協議会における研究協議における成果をまとめたもので、1.学校または教師全体に関する問題、2.主としてホームルームに関する問題、3.主として生徒会活動に関する問題、4.主としてクラブ活動に関する問題、5.主として学校行事等に関する問題、6.教育相談に関する問題の6章から成っている。（3）と（4）は中学校と高等学校と、対象の違いはあるがどちらも、1.思春期現象と生徒指導、2.思春期に伴う諸問題とその指導の2章から成っている。体裁はいずれもA5版。（1）は214ページ、（2）は104ページ、（3）（4）はそれぞれ96ページ。

構成を見ると、これらの本の内容や、提起しようとしている課題がある程度

想定できる。(1)は生徒指導の在り方や、考え方を包括的、理念的にとらえ、校長や教頭といった学校の管理職にあるものはもとより、学校教師一人一人の心がまえともいうべきものを説く内容となっている。特に生徒指導の課題を①人間関係の改善と望ましい人間関係の促進、②学校生活への適応や、自己実現に関する問題、③望ましい習慣形成、④道德教育の基盤を培う、⑤青少年の健全育成や保護育成活動への協力といったことがらにおいて指導の具体化を求めている点が注目される。(2)は学校活動の中に設定された特別教育活動(当時)のねらいに即して、ホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、学校行事等の諸活動領域の中でそれをどう具体化していくかを考察している。また、教育相談の在り方についても言及している。(3)(4)は発達段階における思春期にみられる心理状態や、行動の特性について概括し、とりわけ男女関係や交際についてどのように指導していくかを具体例も交えながら考察している。

(高塚雄介)

わが国の社会教育——現状と課題

発表機関：文部省社会教育局

発表年月：昭和40年11月

背景

本書は「社会教育を推進し、その整備拡充を図ること」、および「広く国民一般の社会教育に対する理解と認識を深めること」という見地から、昭和40年におけるわが国の社会教育の現状と課題を明らかにすることを目的に書かれた。

構成

本書の構成は、まず序説で社会教育の対象、内容および形態の説明があり、続いて戦後社会教育の歩みについての簡単な紹介がある。そして第1章社会教育活動（その1）と第2章社会教育活動（その2）で社会教育の各領域について、第3章社会教育施設で各施設について、第4章社会教育指導者および社会教育関係団体で指導者と団体について、第5章社会教育費で社会教育費について、それぞれ説明がある。そして最後の第6章社会の進展と社会教育の課題で、都市化、マス・コミュニケーションの発達、経済・社会の開発等と、社会教育の関係について論じられている。A5版 270ページ。

内容

まず第1章、第2章では社会教育活動として、青少年教育、成人教育、婦人教育、家庭教育、同和教育、社会通信教育等について、および教育映画、スライド、録音教材、教育放送、芸術文化、社会体育、マス・コミュニケーション等の各領域について、記述されている。特にマス・コミュニケーションについては、当時のマスコミの現状や問題意識が描かれている。

また第3章～第6章では、公民館、図書館、博物館、視聴覚ライブラリー等の施設や、社会教育委員、社会教育主事、社会教育関係団体等の指導者と団体、そして国と地方の社会教育費の問題についてふれられている。特に施設については、昭和41年から業務開始予定のオリンピック記念青少年総合センターについてふれられている。

最後に第6章では、社会教育の対象の拡大、質的向上と多様化等の当時の社会教育の動向が描かれている。

特色

副題にあるように昭和40年当時の社会教育の現状と課題が記述されており、また統計資料もシンプルではあるが当時把握できる限りのものが掲載されている。

(大野道夫)

体力・運動能力調査報告書

発表機関：文部省体育局

発表年月：昭和44年3月，昭和50年3月，昭和56年9月，昭和59年9月

背景

文部省では、昭和39年以来児童、生徒、学生および勤労青少年を対象にスポーツテストを、また30歳から59歳までの壮年層を対象に壮年体力テストを実施し、国民の体力と運動能力の把握につとめている。その結果をもとに体育の指導および行政施策の基礎資料を作成しているわけだが、各年度ごとの調査結果を文部省体育局の手で報告書にまとめ、公表したものが一連の本書である。ここでは、昭和44年刊行分から6年ごとのものと最新のものとをとりあげた。

構成

各年度により、細部の構成に若干の違いはあるが、全体としては調査の概要、調査結果の概要、統計数値表、参考資料の4部構成になっている。

調査は公立の小学校、中学校、高等学校、および国公立の高等専門学校、短期大学、大学の児童、生徒、学生を対象とし、二層無作為抽出の標本、18歳から29歳の勤労青少年を対象とし、地区または職場単位に無作為に抽出した標本、30歳から59歳までの成人を地区または職場単位に無作為に抽出した標本を対象とし、各都道府県教育委員会を経て、文部省体育局においてとりまとめた。いずれもB5版でページ数は、113ページから324ページまでと幅がある。

内容

この調査は、身長・体重・胸囲・座高といった体格、50M走・走り幅飛び・ソフトボール（ハンドボール）投げ・懸垂・持久走などの運動能力、反復横とび（敏捷性）・垂直とび（瞬発力）・背筋力・握力（筋力）・伏、上体そらし（柔軟性）・踏台昇降運動（持久力）などの体力、これらについてそれぞれの記録を得点化している。さらに、これらの得点化した結果と、生活諸条件との相関関係についての考察を試みている。たとえば、昭和58年度（昭和59年9月発行）の場合には、学校所在地の地域特性、居住地の地域特性、本人の職業、運動・スポーツの実施状況、一日の運動・スポーツの実施時間、朝食の有無、一日の睡眠時間、学生時代の運動部（クラブ）活動の有無、といった事柄との相関関係が分析されている。

特色

各年度における報告書の大半のページは、統計数値表をそのまま掲出することに費やされており、年齢別、性別に体力や運動能力を把握できるようになっている。年度を追って報告書を見ていくと、初期の頃はテストの具体的なやり方や注意点などが細かく記載されている。最近のものはテストの結果を、いくつかの生活条件との関連において分析し、一般的な傾向を明らかにするようつとめている。また、体力・運動能力ともに年をおうごとに、逐次向上していることや、体力の面では都市と農村との間に特に有為差は見られないものの、運動能力においては、若干の有為差が見られるなど注目すべきデータが数多く示されている。

(高塚雄介)

青少年教育の現状

発表機関：文部省社会教育局

発表年月：昭和44年，昭和49年，昭和51年，昭和52年，昭和53年，昭和54年，昭和55年

性格 本書は，青少年教育関係者に広く活用されることを期待し，それぞれの年度ごとに都道府県，指定都市，市町村の青少年教育の実態を調査したものである。

構成 本書の構成は，年度により若干異なっているが，ほぼ青少年の実態としてそれぞれの年度の青少年に関する基礎的統計がのっており，次ぎに都道府県，指定都市，市町村別の青少年教育事業，青少年団体，そして国立青年の家，公立青少年教育施設等の青少年教育施設の基礎的統計がのっている。

内容 基礎的統計を中心とし，青少年人口，在学・勤労青少年数，進学率等の青少年一般の統計，青年国内研修，青年団体指導者研修，少年団体指導者研修，青少年地域活動，青年学級，青年教室，校庭開放等の青少年教育事業の統計，地域青年団，目的青年団体，地域子ども会，目的少年団体，グループ・サークル等の青少年団体の統計，利用者，予算，職員数等の青少年教育施設の統計が掲載されている。いずれもB5版でページ数は，33ページから132ページまでと幅がある。

また特に昭和44年のものは量的にも多く，青少年一般の統計として青少年人口，産業構造の変化，高学歴化，教育要求，余暇，住宅，体格・運動能力，青少年の意識，そして青少年教育事業と青少年団体の統計として学習活動と団体活動の推移，青年教育，少年教育，団体活動の現状，また青少年教育施設の統計として都道府県別整備状況一覧，設置目的等一覧，都道府県別青年関係施設一覧，そしてその他の統計として，社会教育主事設置人数別・社会教育費別青少年教育の状況，「青少年教育が活発に行なわれていない市町村」の状況などをふくむ昭和43年度市町村青少年教育関係調査，などが掲載されている。

それぞれ単年度の資料であるが，これを総合的にみると，たとえば次のようなことが明らかになる。

- (1) 青少年人口を年次別にみると，昭和30年で総人口に対する割合は39%となっていたが，その後は減少している。また実人口をみても昭和30年～昭和50年で総人口は2,197万6千人増加しているが，青少年人口は308万3千人減少している。
- (2) 大学進学率は昭和50年の34%を頂点に，横ばいの状態にある。
- (3) 産業別の就職状況をみると，昭和30年には第一次産業，第二次産業，第三次産業の従事者がほぼ3等分されていたが，その後第三次産業従事者が増加している。

また本書は都道府県，指定都市，市町村ごとのデータが集積されており，昭和55年度を例にすると，以下のようなことがわかる。

- (1) 青少年地域活動は39県3市が実施し、全部の事業を都道府県自らがおこなったところは10府県、全部の事業を市町村に委託したところは12県である。
- (2) 青年学級は全市町村の16%が開設しており、その内訳をみると市の35%、町の15%、村の9%が開設している。
- (3) 青年教室は全市町村の46%が開設しており、その内訳は市の67%、町の42%、村の34%が開設している。
- (4) 特に市町村の青少年地域活動を見ると、都道府県と比較して伝統の継承に関する事業が少なく、仲間づくり、生活環境の醸成に関する事業が多くなっている。また小・中学生、勤労青年の参加が多く、成人の参加が少なくなっている。
- (5) 公立青少年教育施設の宿泊型施設についてみると、青年の家において市町村立より県立のほうが規模の大きい施設が多くなっている。また職員数についても、市町村立より県立のほうが多くなっている。(大野道夫)

国民の文化・体育・社会教育活動に関する調査報告

発表機関：文部省大臣官房統計課

発表年月：昭和45年12月

- 背景** 国民の間で、自主的に行われている文化、体育・スポーツ及び社会教育活動の実態とこれらの活動に対する国民の意義・期待等を明らかにすることをねらいに、昭和42年度に実施した調査結果の最終まとめである。無作為に抽出された全国1万世帯の15才以上の世帯員の文化、体育・スポーツ、社会教育についての認識と実際の活動状況を調べたものである。
- 構成** 調査概要、調査結果及び統計表の3部で構成されている。B5版 216ページ。
- 内容** 第1部概要は、調査の目的、事項、方法の説明と用語の定義である。1万世帯の調査対象者総数は、27,356人で、30才以上の人が全体の7割を占めている。第2部結果では、文化・体育・社会教育についてどの程度興味・関心・知識を持っているか、どのような機会・場所を利用し参加しているか、参加阻害理由は何か、どういう不満、希望・期待をもっているか等について19項目調査の結果が記されている。
- 興味・関心を持っている文化活動は、男女共「落語・漫才・講談・浪曲・民謡・歌謡曲」(男68%, 女81%)が高く、次いで「映画」「音楽」の順である。
- 体育・スポーツでは、「自分でするのが好きな体育・スポーツ」は、散歩・庭仕事は男女6割を越え、「見たり、聞いたりするのが好きなもの」は、男の半分がプロ野球、女の約4割が体操競技と答えている。
- 社会教育活動(学級、講座等)の中で、比較的良好に知られているのは、「婦人学級」で男70%, 女81%。「青年学級」は6割程度である。PTA、スポーツ・レクリエーション団体・婦人団体等の社会教育に関する団体加入率は、男41%, 女29%。
- 各活動とも、「仕事が忙しくて時間がない」が、不参加の理由としてもっとも多い。また、体育・スポーツ関係の充実を希望する者が、全体の47%に及んでいる。
- 調査では、意識と活動の状況との相関についても分析し、意義と行動の間には、かなりの開きがあることが示している。
- 特色** 本調査は、直接国民を対象とし、国民の側からみた自主的な活動の実態を把握しようとしたところに大きな特色がある。報告書に収録された統計は、従来資料がほとんど整備されていない領域に関するものである。調査対象者の7割が30才以上であるが、第3部の年代別統計から青少年に関するデータを読みとることは可能である。
- (吉野貴美子)

集団宿泊指導の在り方——

少年自然の家における集団宿泊指導についての研究報告(1)

青年の家における集団宿泊指導についての研究報告(2)

発表期間：文部省社会教育局

発表年月：昭和50年9月

背景

両報告は、これからの教育を進めるに当っては、青少年の人間形成に対する家庭教育、学校教育、社会教育の役割を明らかにし、その有機的な連携を図ることが大切であるとの観点から、特に、学校に在学する児童・生徒に対する学校教育と社会教育との相互補完的な教育作用を究明することを目的に実施した研究のまとめである。

(1) は、小・中学校の児童・生徒を対象とした少年自然の家での集団宿泊指導の在り方について、昭和48、49年の2年に渡って福島県（小学校児童対象）及び埼玉県（中学校生徒対象）の県教育委員会に研究委嘱した成果のまとめである。

(2) は、高校生を対象とした青年の家での集団宿泊指導の在り方について、昭和48年、49年の2年に渡って静岡県及び山口県の県教育委員会に研究委嘱した成果のまとめである。

構成

(1) は、どんな教育効果が期待できるか、どの程度の宿泊期間が必要か、グループはどのように編成したらよいか、プログラムにはどのような活動を取り入れたらよいか、学校と少年自然の家との役割分担はどのようにしたらよいか、集団宿泊指導案の6章で構成。B5版40ページ。

(2) は、ねらいの立て方、プログラムの編成と事前準備の進め方、プログラムの展開・運営と事後指導の進め方の3章で構成。B5版24ページ。

内容

(1) の第1章では、集団宿泊指導で期待できる教育効果を、集団宿泊体験前と後の生徒の態度や意識の変化等から分析している。小・中学生共に、自然との触れ合いを通じて情操や人間性を養う、寝食を共にし友情や連帯意識を育くむ、集団生活によって、規律、自主性、強調性等の生活態度を養う、が共通の教育効果としてあげられ、小学生の場合は、野外活動を通じての心身の鍛練もあげられている。青年の家の高校生の場合は、規律・協同の生活態度を養う、生徒間の人間関係を深めると共に生徒の内省や自己理解を深める、のに効果があるとしている。第2章では、必要な宿泊期間として、2泊3日より3泊4日の方が効果的としている。高校生の場合も同様である。第3章グループ編成のし方では、1グループの適正人数と班のつくり方について述べている。第4章ではプログラム編成について、教育効果と生徒の評価の両面から触れている。家庭や学校では体験できない、少年自然の家の環境や特色を生かしたプログラ

ム編成が、教育効果の上からも、生徒の志向にも合致しているとしている。
(例：キャンプファイヤー、オリエンテーリング)

第5章学校と少年自然の家との役割分担の在り方では、学校が主体性をもって教育目標を確認しながら、少年自然の家の特性を生かした指導を展開することの必要を指摘し、両者の協力関係や役割分担の在り方を示している。

第6章では、小・中学校における集団宿泊指導案（2泊3日型と3泊4日型）が展開上の留意点等に触れながら紹介されている。

(2)の第1章ねらいの立て方では、どんな教育効果が期待できるか、指導の「ねらい」をどこにおいたらよいか、どの程度の宿泊期間が必要か、を分析している。分析効果は、(1)の項に触れたとうりである。第2章プログラムの編成と事前準備の進め方では、基本的に何を考えるか、利用する施設等によってどんな変化をもたせるか、事前準備に当たってどんな配慮が必要か、についての分析結果を述べている。基本的に何を考えるかの項では、生徒の満足度と研修効果の両面を配慮したプログラム編成の必要性を二つのモデルプログラムを比較しながら述べている。また、事前準備に当たっての配慮事項としては、生徒の計画及び運営への参加、集団宿泊に対する生徒の事前の期待感を適度に高めておくこと、事前の指導、オリエンテーションを充分に行っておくこと、の3点が重要であるとしている。

第3章のプログラムの展開・運営と事後指導の進め方では、活動の組織をどう編成するか、学校と青年の家との役割分担をどうするか、事後指導の進め方、の分析である。活動の組織をどう編成するかでは、研究担当校が実際に編成した組織を紹介しながら、組織運営上の留意事項を述べている。特に生徒のグループ編成に当たっては、知らない者どうして編成した方が生徒に受容され、研修効果を高める上で有効であることが確認された、と述べている。また、学校と青年の家の役割分担については、事前打ち合わせによる役割や責任の分担調整が肝要であることを強調している。

特色

両報告は、少年自然の家及び青年の家で実際に集団宿泊指導を行った経過や結果を踏えながら、望ましい在り方を提言しているが、日程やプログラム等具体的な事例も盛り込まれており、同種の取り組みを進めようとしている教育関係者のマニュアルとして参考になる。

(吉野貴美子)

青少年の健康と体力

発表機関：文部省体育局

発表年月：昭和52年3月

背景 発行の前年、文部省は、我が国の体育・スポーツ施設の実態調査の結果を発表し、次いで、学校体育施設の開放に関する方針を示した。他方、同年末には教育課程審議会が小・中・高校の教育課程の基準の改善について答申し、ゆとりのある充実した学校生活が目指された。このような動向のもとに、生涯体育・スポーツの実現に資するため、それまでの関連する数多くの調査を活用して、青少年の健康と体力に関する現状を明らかにしたのが本書である。

構成 青少年の体格と体力の現状、青少年の健康と体力向上のための指導者、学校の体育、社会における体育・スポーツ、児童生徒の健康と安全の5章のほか、巻末に基礎データが掲載されている。A 5版 196ページ。

内容 第1章では、主に児童・生徒の体格と体力について述べられている。体格は、年々向上してきている。体力についても総体的には向上の傾向にあるが、12歳男子の「懸垂」などでは明らかな低下傾向が認められる。11歳児童の地域の違いによる体力の差を見ると、市街地域より農村的地域の児童の方が優れていることがわかる。

次の2章から4章までは、学校教育、社会教育における健康・体育・スポーツのための、職員、施設、事業、団体などの現状が述べられている。

最後の5章では、児童・生徒の慢性的疾患の増大、学校における事故や交通事故の実態などについて特徴的なデータが紹介されている。

特色 本書でもいうように、青少年の体力は男子は17歳、女子は15歳ぐらいまで順調な伸びを示す。青少年の育成に携わる者にとって、本書のような資料により基礎的理解をした上で、青少年のスポーツ活動の効果的な援助に当たることが大切である。また、子どもたちの健康や安全についての具体的な実態からも、学ぶ点が多い。(西村美東士)

問題行動をもつ生徒の指導—中学校編—生徒指導資料第13集(1)
 問題行動をもつ生徒の指導—高等学校編—生徒指導研究資料第8集
 (2)
 児童の反社会的行動をめぐる指導上の諸問題——窃盗(万引き)に
 関する指導を中心として—小学校生徒指導資料第4集(3)

発表機関：文部省初等中等教育局

発表年月：昭和52年10月(1)，昭和52年10月(2)，昭和60年3月(3)

背景

文部省が昭和38年度以来発行している、生徒指導資料集の内、特に問題行動をもつ児童・生徒に焦点をあて、どのように指導していったらよいかについて考察をしたものである。昭和50年代に入ってから、いわゆる非行の増加現象や低年齢化に対処すべく、高等学校、中学校を対象としたものがまず作られ、昭和60年代に入って小学校を対象としたもの(万引きに限定)が作成されている。

構成

(1)(2)とも指導にあたっての基本的な考え方、具体的な指導の在り方、の2章からなっており、非行の具体例に即した内容となっている。(3)は第1部 窃盗(万引き)問題をめぐる課題と指導の基本、第2部 指導事例とその考察、との2部構成で、さらに第1部は第1章 反社会的行動としての窃盗(万引き)の概要と背景、第2章 窃盗(万引き)問題への具体的な対策、の2章からなっている。

体裁はいずれもA5版。(1)(2)はともに88ページ。(3)は113ページ。

内容

(1)と(2)は基本的には同じ観点から考察をしており、事例をのぞいてはほとんど同じ内容となっている。まず問題行動を生みやすい現代の生活の実態として、生活条件の向上による早熟化と、就学期間の延長などに見られる青年期の長期化がもたらす不安定さ、の二つをあげ、家庭、学校、そしてこれ以外の第三の生活の場のそれぞれに生じやすい問題をあげている。また、近年の特徴として、問題行動に走りやすい生徒の特徴付けが難しくなっていること、すなわち成育史、生活程度、性格傾向、学業成績などのいかんを問わずいろんなタイプの生徒に問題が派生しやすくなっていることを述べている。さらに問題行動の傾向として、遊び型化していること、社会逃避的であること、多様化していること、罪悪意識が低下しつつあること、などを指摘している。そしてすべての生徒が問題行動の要因を内蔵していることと、個と環境の悪循環に留意するよう喚起している。ついで指導上の基本的な態度の確立や、校内における指導体制の改善、家庭・地域・関係機関との連携の大切さなどを指摘している。具体例としては、粗暴な行為の目立つ生徒、他校生と集団で対立する生徒、教師に対して反抗的な態度をとる生徒、学業に興味がなく怠学する生徒、家出を繰返す生徒、飲酒や喫煙、万引き、非行集団に引込まれる生徒、行過ぎた異性交友のおそれのある生徒、性的な関心が強く異常行動のある生徒、

性的な被害を受けた生徒への対処のしかたをのべている。

(3) は児童の反社会的行動の中で、増加している触法行為としての、万引きの実態について警察庁の資料などをもとに明らかにし、児童による万引きの特徴を述べている。そして万引きに走る児童の心理や動機、傾向などについてふれ、社会的背景として、金銭万能の価値観があること、万引きを軽視する風潮があること、しつけなど基本的な生活習慣の不徹底が影響していること、などをあげている。具体的な対応策としては、学校における日常の指導を充実させることのほか、早期発見をすること、問題をおこした児童に適切な指導を行なうこと、また家庭や地域社会との連携をふかめることなどを指摘している。そして八つの具体例をあげ指導の実態を明らかにしている。(高塚雄介)

民間における社会教育・文化事業の概況

発表機関：文部省社会教育局

発表年月：昭和53年3月

- 背景** 本調査は、昭和51年4月1日から昭和52年3月31日までの1年間に、都道府県の県庁所在地（東京は23区）に事務所を持つ新聞社、放送局、デパートが、一般の人々を対象に行った社会教育・文化事業について、都道府県教育委員会社会教育主管課が聞きとり調査をした結果のまとめ概要である。
- 構成** 調査対象事業体数、内容別事業数、受講者数等の概要及び都道府県別事業実施状況の一覧の2部構成で、巻末に調査要綱と調査対象一覧が掲載してある。B5版 379ページ。
- 内容** 調査対象となった事業体は、新聞社83、放送局107、デパート131で、その中で、新聞社が72（87%）、放送局87（81%）、デパート103（79%）が何らかの事業を実施している。
- 事業内容別に見ると、学級・講座が年間で5,172件（うち新聞社で3,109）、展覧会が1,762件（デパートで983）、公演・発表会が1,244件（新聞社で828件）、講演会が363件（新聞社で282）、その他1,132件となっており、新聞社による実施数が、全体の半数強を占めている。
- 指定都市・特別区を有する都道府県における事業数とそれ以外の県における事業数の対比を見てみると、学級・講座の68%、展覧会の56%、公演・発表会の45%、講演会の37%は、大都市を持つ都道府県で実施されている。
- 第2部の都道府県別の実施状況一覧では、学級・講座とその他の事業に分けて、個々の事業の事業実施主体・事業名・事業内容・実施期間・受講者数及び実施場所を明らかにしている。カルチャーセンター等が設置されている大都市を持つ都道府県で多数の事業が実施されていること、また、講座や学級のように継続的で、自主的ともいえる学習活動・事業が活発な地域、逆に講演会・発表会等の受身の文化・学習事業の多い地域、いづれの機会にもあまり恵まれない地域等、実態は多様である。講座・学級の内容を見てみると、編物、各種クラフト、茶道・華道・書道等の女性を対象としたプログラムが大多数を占めており、スポーツ類は少く、ダンス、ヨガ、美容体操、ゴルフが散見される。
- 特色** 本書を見ると、学習や文化的催しへの参加の機会は、地域によって大きく異なることが明らかである。行政及び民間における社会教育・文化事業の促進を考える上で参考となる。
(吉野貴美子)

青少年施設における主催事業の実態調査報告書

発表機関：国立オリンピック記念青少年総合センター

発表年月：昭和56年4月

背景 国立オリンピック記念青少年総合センターは青少年施設・団体指導者や学識経験者からなる調査研究協力者会議を設け、青少年教育に関する専門的な調査研究を行うこととなった。本書は同会議の「青少年施設における研修プログラムの開発」の基礎資料として実施した「青少年施設における主催事業の実態調査」をまとめたものである。

構成 本書の構成は、Ⅰ 調査の概要で、調査の主題、目的、対象、内容、方法等が記述されている。次にⅡ 調査の結果で、施設の概要、主催事業の実態、主催事業の実施、事業の評価が報告されている。そして最後に、Ⅲ 調査の結果からみた問題点と課題、付属資料として単純集計、調査票、調査対象施設一覧が掲載されている。B5版67ページ。

内容 本調査は全国の国公私立の青少年施設 104を対象とし（回収率85.6%）、郵送法、面接法を併用し、昭和55年10月から昭和56年2月にかけて実施された。

主な結果としては、施設の概要として、施設平均の職員数は、青年施設で11.5人、少年施設で 10.11人、事業を展開する上で連携している関係施設は学校がもっとも多く（64.0%）、主催事業費は講師謝金・旅費（44.7%）、教材・資料作成費（43.5%）が多い、などがみられた。また主催事業の実態として、宿泊で行われた事業が多く（67.3%）、1事業平均の経費は 171,000円、講師・助言者の人選は「施設職員の経験を参考にして」おこなわれている。立案から実施までは約3か月が最も多い（57.4%）。そして主催事業の実施として、実技・実習が多く（66.3%）、講師・助言者は施設職員が多い、ことなどがみられた。また事業の評価として、96%の施設が何らかの事業の評価をおこなっている。最後に問題点と課題として、施設職員の専門性を高める必要性、施設や団体との連携の必要性、国際理解・交流事業の促進、などがあげられている。

特色 青少年施設の実態を把握する一次資料として、重要なデータがあげられている。特に主催事業についての詳細なデータは、施設の側にとっても、その利用者にとっても、興味深いものといえる。
(大野道夫)

学校行事をめぐる諸問題——中学校特別活動指導資料第3集

発表機関：文部省初等中等教育局

発表年月：昭和56年6月

背景 昭和52年7月に告示された新しい中学校学習指導要領は、昭和56年度から全面実施になったが、本書は、中学校特別活動の中の学校行事をめぐる諸問題について、「中学校指導書、特別活動編」（昭和53年5月刊行）をうけ、できるだけ実際に即しながら具体的に解明しようとしている。各学校が学校行事の実施に当たって当面していると思われる11の問題を設定し、これにこたえるという形で作成されている。

構成 学校行事に関する基本的な問題、学校行事の指導計画に関する問題、学校行事の実践上の問題の3章で構成。巻末に、中学校学習指導要領第4章の特別活動が掲載されている。A5版98ページ。

内容 第1章では、学校行事の教育的な意義、学校行事と特別活動の他の内容との相互の関連及び学校行事の指導に当たる教師の基本的姿勢として大切なことの3点をとりあげている。その中の学校行事の意義については、豊かな充実した学校生活にするための教育活動、多彩な内容を含む総合的、創造的な教育活動、多様な人間関係が経験できる教育活動であることをあげている。

第2章では、学校行事の全体にわたる指導計画の作成にはどのような配慮が必要か、学校行事の6種類のそれぞれの指導計画作成にはどのような配慮が必要か、学校行事に充てる授業時数は年間どの程度を目安に設定するのか、また、充実した行事になるように精選するためにはどのような配慮が必要か、について述べている。

第3章は、学校行事の充実のため、どのような組織で、どのように教師間の協力関係を深めたらよいか、各行事に対する生徒の活動意欲を高め、充実した活動とするために必要な配慮、学校の教育活動以外の行事に生徒が参加する場合に学校が配慮すべきこと、学校行事実践上の今後の課題、について指針を示している。特に、学校教育外への生徒の参加の項では、社会教育審議会や青少年問題審議会等答申を引用しながら、社会教育活動との連携や参加の必要を強調している。さらに、今後の課題の項では、地域とのつながりを図ることを重要課題の一つとしてとり上げ、具体策を示している。

特色 学校現場で、学校行事をどのように捉え、どのような方向で進められていくのか、また社会教育で重要な課題としている学校教育と社会教育の連携をどう位置づけているのかを知る上で参考となる。(吉野貴美子)

青少年相談実施機関調査

発表機関：文部省社会教育局／国立オリンピック記念青少年総合センター
発表年月：昭和58年8月

背景 都道府県と指定都市の段階において、昭和58年4月1日現在相談の窓口を設け、組織的に相談事業を実施している機関・団体の昭和57年度における相談実績まとめである。文部省と国立青少年総合センターが、青少年に関する相談事業を実施している機関等の状況を把握し、相互の連携と事業の充実に資するために、都道府県・指定都市の教育委員会を通じて調査し、回収した1,769枚の内の有効調査票1,719枚の集計結果である。

構成 第1章が数表で構成する調査結果、第2章は青少年相談実施機関一覧で構成。巻末に調査表が添付してある。B5版134ページ。

内容 第1章では、調査結果を7項目にまとめている。

相談内容のまとめでは、相談内容を教育、健康、家庭教育、非行等、悩み、活動及びその他の7領域に分類しているが、1,719機関の相談795,103件のうち、学習や登校拒否等の教育相談と身体的発達や性、生理学の健康相談が、全体の2割ずつを占めてもっとも多い。

相談に来た人は、年間で763,774人になるが、親(20.2%)、中学生(19.1%)、小学生(16.5%)、高校生(10.1%)、青年・社会人(8.0%)、教師(2.6%)の順になっており、その他(21.1%)、不明(0.31%)である。小・中学生から相談を受けた機関・団体数は全体の60～70%になるが、親などから相談を受けたのは半数の機関・団体となっている。

相談方法には、電話、面接、文書及びその他があげられるが、総相談数825,677の内、51%が面接相談で、文書相談は、僅か2%である。

相談日時は、平日が68%、特定の日時が22%、常時(24時間)が5%の機関・団体となっている。24時間相談体制をとっている8割強は、都道府県の警察関係の相談所である。

9割近い機関が、他機関との連絡調整を行っている。

相談担当者は、11,978人にのぼる。常勤(専任・兼任)配置は、1,150機関、非常勤配置が908機関、ボランティア配置が65機関となっている。

都道府県別の機関数を開設者別に見ると、市教育委員会関係560、知事部局関係344、市長部局関係329、警察関係290、都道府県教育委員会関係124、全国規模以上の民間団体19、その他53である。相談機関がもっとも多いのが東京88、もっとも少ないのが徳島6である。50以上設置が東京を含め10県となっている。

第2章は都道府県と指定都市の相談機関一覧である。(吉野貴美子)

生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—中学・高等学校編

発表機関：文部省初等中等教育局

発表年月：昭和58年12月

背景

昭和50年代の後半に、校内暴力などの反社会的な問題行動と、登校拒否などの非社会的な問題行動が深刻な様相をみせるようになった。人格の形成に、極めて重要な役割と意義をもっている学校にかかわろうとしない、登校拒否という現象の重大さをふまえ、学校関係者が事態を正しく把握し、適切な指導を講ずるべく作成されたのが本書である。

構成

本書は登校拒否の概要と指導の基本でまず、登校拒否についての理解、登校拒否の態様と最近の実態、登校拒否の原因や背景、学校における指導の基本姿勢、の4項目からなる解説をおこなっている。ついで登校拒否の問題への具体的な対応として、学校における具体的な指導の在り方、登校拒否の態様に即した指導の在り方、登校拒否の進み具合に即した指導の在り方、学校と家庭とが協力を進める上での配慮、学校と関係機関との協力における配慮、といったことに言及している。最後に登校拒否に関する指導事例とその考察と題して、教師間の協力で立直りを図った事例、学校と家庭との協力の事例、学校と関係機関との協力の事例、家庭内暴力の指導事例、前兆を発見し、未然防止に当たった事例、休学中の生徒の指導事例、などをあげている。A 5版、154ページ。

内容

本書がもっとも協調しようとしているのは、登校拒否という事態に直面した際、現場の教師がとまどうことなく、冷静に対処することが出来るよう、基本的な心がまえとでもいうべき内容をあげている第2章登校拒否の問題への具体的な対応である。ここではまず登校拒否を防止するための指導として、いくつかの方策をあげている。つぎに登校拒否の早期発見の方法、ポイントをあげ、深刻化させないことをうながしている。そしてさらに登校拒否に陥ってしまった生徒に対する取り組みの原則を述べているが、第1章で解説している登校拒否の要因や、態様、進行程度に応じた対応指導が大切であることを指摘している。基本的には専門機関や専門家との密接な連携、また家庭や親との協力体制の確立が不可欠であることを強く訴えている。その前提として第1章では、最近における登校拒否の傾向や特徴を、神経症的な症状を示すものが中心になっていることや、家庭内暴力、非行等の他の問題行動と関連して生じているものが多いことをあげている。

(高塚雄介)

青少年教育施設の現況

発表機関：文部省社会教育局／国立オリンピック記念青少年総合センター
発表年月：昭和59年3月

背景

青年の家、少年自然の家等の青少年教育施設の運営状況等について、全国的な傾向と問題点を明らかにし、青少年教育施設の改善に資するために、全国の国公立青少年教育施設を対象に実施した調査結果報告である。回答のあった800施設について集計している。

構成
内容

公立と国立の青少年教育施設調査結果の2部構成である。B5版 100ページ。

第1部公立青少年教育施設は、施設、運営、利用の面から調査結果概要と調査結果の2章とに分け報告している。施設の項では、施設数、敷地・建物、施設内容、宿泊定員、職員数が明らかにされている。それによると回答のあった779施設のうち宿泊型は451（青年の家180、少年自然の家154、その他117）、非宿泊型は328（都市青年の家87、児童文化センター30、その他211）である。宿泊型施設の宿泊定員総数は、59,342人（青年の家17,981、少年自然の家31,371、その他9,990）である。運営の項では、予算、収入総額、料金、開館状況、主催事業、管理・指導等の状況が示されている。施設・設備の使用料徴収状況を見ると宿泊型の場合、青少年の団体から徴収59%、一般団体から65%、非宿泊型は、青少年の団体から徴収10%、一般団体から37%となっている。また、非宿泊型施設で、グループ・サークルの育成をしているのは、全体で61%、特に都市青年の家では88%に及んでいる。

利用の項では、宿泊型施設、非宿泊型施設に分け、年間の利用団体数、人数を出している。昭和57年度の施設利用の団体数、人数は宿泊型で、53,561団体、5,248,933人。非宿泊型は、154,925団体、5,843,920人となっている。

第2部は、国立青少年教育施設の状況である。施設（施設一覧、宿泊室、研修施設、職員）、運営（運営予算、事業費、料金、主催事業、管理・指導等）、利用（団体数、利用者数等）の状況が数表で明らかにされている。昭和57年現在で、青年の家が13、少年自然の家7及び国立オリンピック記念青少年総合センターの21施設となっている。年間の利用は、10,567（12,878）団体、1,850,599（535,770）人となっている。（カッコ内は日帰り）

特色

数表だけの実態報告のため、数表から何を読みとるかは、読者に一任されている。
（吉野貴美子）

現代の家庭教育——乳幼児期編

発表機関：文部省社会教育局

発表年月：昭和59年11月

背景

家庭教育は子どもが最初に受ける教育であるが、我が国の社会経済の変化により、家庭も大きく変化し、青少年非行などの社会問題の一因として、家庭の教育機能の低下が言われるまでになった。そこで文部省は家庭教育懇談会を設け、家庭教育事業に携わる社会教育関係者、そして一般家庭を対象として、家庭教育資料をまとめることになり、まず、乳幼児期の資料として作成したのが本書である。

構成

本書は、総論・まえがき、第1章 乳幼児の成長発達を理解、第2章 親の留意点・配慮事項、第3章 地域社会と子供の発達という構成になっている。A4版 179ページ。

内容

総論・まえがきでは、少子化、核家族化は、経済的なゆとりを生じ、母親が家事以外の仕事に時間を割けるような状況を生み、家族生活の姿を大きく変えたが、子どもは親を選べないことは変わらないので、親は、子育てに喜びを感じ、共に成長し、生きることが大切であるとしている。

第1章乳幼児期の成長発達を理解では、最新の研究成果から、胎児の頃から母子の相互作用による発達が始まり、幼児期になると社会関係も加わってくることから、家庭の教育者である親の対応のし方が述べられている。

第2章親の留意点・配慮事項では、乳児の世話を体験せずに親になる若者の現状に対し、親としての生き方が子供の成長発達に大きく影響するので、よい親になるために学習することが不可欠であると自覚することが重要であるとしており、共働き、単親、血縁のない子の親という新しい状況下での対処も述べられている。

第3章地域社会と子どもの成長発達では、家族ぐるみの交流をし、だれでも他の子に声をかけられる環境を親がつくり、異年齢集団を形成し、その中でルールや、リーダーシップを身につけ、自主性、自律性を習得をさせること、これらの発達をさせるのは地域社会であり、地域社会の教育力を考えるために親が行動することが大切としている。また、幼稚園・保育所に入るにも集団活動の経験は必要であり、手段としては、隣近所の教育施設を利用することを勧めている。子育ての不安や悩みについて相談のしてくれる機関の紹介もある。

特色

社会の変化によって、もっとも私的な教育である家庭教育も、みんなで考える必要が出てきた。最新のデータを使って乳幼児期の発達過程を明らかにし、特に「地域社会」を発達を促進するものとして位置づけた点に特色がある。

(柴 香里)

青少年教育活動における安全確保・事故防止対策の現況——保険制度及び見舞金制度編

発表機関：文部省社会教育局

発表年月：昭和60年3月

背景

本書は、昭和59年5月1日に、都道府県教育委員会、青少年団体等を対象に青少年を対象とした社会教育活動における安全確保・事故防止対策（資料の作成状況、研修会・講習会の開催状況、保険制度及び見舞金制度の整備状況）の実情を調査したもののうち、保険制度及び見舞金制度の整備状況についてとりまとめたものである。

構成

行政機関、社会教育関係団体等、ボランティア保険等の3部構成。参考に、調査実施要項（抄）と調査表記入要項が添付されている。B4版 165ページ。

内容

行政機関の部では、傷害保険、賠償責任保険、見舞金（補償金、共済給付金を含む）、傷害・賠償等の複合型保険に分け、それぞれについて各県で設けている保険制度の名称、開始年度、対象及び内容、加入者数、支払限度額、保険料又は会費、保険料の負担者、取扱団体名及び連絡先について一覧にして紹介している。また、参考資料として、東久留米市社会教育活動主催者賠償責任保険の取扱要領及び鳳来町社会教育及びボランティア活動等主催者賠償責任保険の取扱要綱が掲載されている。それぞれの保険の全国計は、傷害保険 101、賠償責任保険60、見舞金 103、複合型保険74となっており、保険制度を持たない県が8県ある。

社会教育関係団体等の部は、全国規模の団体が主催するものと都道府県・市町村の団体分に分け紹介している。前者は、13団体21保険が収録されている。都道府県・市町村の団体分は、さらに(1) 都道府県及び指定都市の子ども会連合会の主催するもの、(2) 市町村子ども会の主催するもの、(3) ボーイスカウト都道府県連盟の主催するもの、(4) その他の保険（YMCA、スポーツ少年団を含む）等に分類し、それぞれについて、都道府県、団体名、保険名称、開始年度、加入者数、保険料、支払限度額を一覧で紹介している。

ボランティア保険等の部では、ボランティア保険等の概要で、全国社会福祉協議会等6団体の保険制度の概要を紹介し、その後にボランティア保険（全国社会福祉協議会）、スポーツ賠償責任保険等（スポーツ安全協会）、全国市長会市民災害賠償保険、全国町村会総合賠償補償保険、公民館総合補償制度のそれぞれ実施状況を一覧にしてある、ボランティア保険以外は行政関係分の状況である。

特色

対象、内容、地域そして取扱団体別に非常に多数の保険制度設置の実態が明らかにされ、青少年教育活動を進める者にとって参考になる。（吉野貴美子）

青少年教育関係事業の概況

発表機関：文部省社会教育局／国立オリンピック記念青少年総合センター

発表年月：昭和60年8月

背景 都道府県・指定都市の教育委員会及び青少年対策総合調整部・課・室等が、昭和58年度に青少年の健全育成を目的に実施した青少年教育関係事業の調査結果のまとめである。

構成 事業区分別全事業数・予算，事業区分別都道府県・指定都市別事業数・予算，都道府県・指定都市別事業一覧の3部構成。A4版 344ページ。

内容 本書では，事業区分を(1)指導系職員等の確保，(2)指導者の養成・研修，(3)情報・教材等の提供，(4)社会参加の促進，(5)地域活動の奨励，(6)学級・講座等学習活動の助長，(7)青少年相談の充実，(8)調査研究・企画開発，(9)芸術文化（文化財関係を除く）の振興，(10)体育・スポーツの振興，(11)その他の事業，(12)青少年教育施設の充実（経常経費）の12に分けている。

第1部では，12区分した事業の全国的な数，実施形態別事業数，予算を明らかにしている。事業数の多いのは，(2)の，685件（16億1,400万円），次いで(10)の533件（13億3,100万円），(5)の435件（11億4,600万円）の順になっている。逆に少い順に見ると，(8)の36件（3,400万円），(7)の99件（3億7,288万円），(3)の136件（4億2,000万円）となっている。

第2部は，12の事業区分別の，都道府県及び指定都市の事業数，実施形態別事業数及び予算のまとめである。全国で事業数の多かった指導者の養成・研修に関する事業を見てみると，都道府県では，栃木，千葉が事業数27件と一番多い。その他20件以上実施しているのは，山形，埼玉となっている。予算をみると，東京が2億500万円（11件）とトップで，次に山形の1億7,100万円（21件），富山の1億3,000万円（14件）である。事業の数がもっとも少いのは3件，もっとも少い予算で175万円となっている。指定都市では，広島市の事業数68件が目立って多い。

第3部は，各都道府県・指定都市が，12の事業区分のそれぞれについてどんな事業を行っているかを一覧表にしている。一覧表では，事業名，事業概要，対象，参加者数，予算，所管部局・課，実施形態（直接実施，教育機関事業，市町村補助事業，団体補助事業）が明らかにされている。

特色 都道府県・指定都市において，青少年教育のためどのような取り組みをしているのか，その概要を知る上で有用な資料である。事業件数と予算から，県や市の重点とする領域も読み取れ，地域の特性や青少年事情をうかがい知ることができる。（吉野貴美子）

（吉野貴美子） 児童教育研究 昭和60年8月号 文部省社会教育局発行

全国家庭児童調査

発表機関：厚生省児童局，厚生省児童家庭局

発表年月：昭和39年2月，昭和45年5月

背景

全国家庭児童調査の実施された昭和38年，44年（その後49年にも実施）は，昭和35年の「所得倍増計画」に端を発し，昭和48年のオイルショックで終わった高度経済成長の最中にあたる。この間，高度成長を背景にしたわが国の経済は大きく発展し，全国いたるところで都市化・工業化がすすみ，大量消費時代を迎えた。高度経済成長は多くの豊かさをもたらした反面，さまざまな歪みも露呈し，環境や公害などの問題を生み出し，また，地域連帯感の喪失，社会規範の変化さらには核家族化の進行などを生み出す結果となった。

子どもたちに直接かかわることとしては，40年代当初には，いわゆる「鍵っ子」が大きな問題として現われ，遊び場や交通事故なども深刻な問題となった。さらに社会の急激な変化によって非行問題も増大し，とりわけシンナー遊びとそれにとまらぬ死亡事故など大きな社会問題となった。一方，40年代後半には子捨て・子殺しなどの事件が増加し，親のあり方が大きく問われる時期でもあった。このように，この高度経済成長の時期は，社会や経済状況が大きく変わると同時に，家庭や親のあり方，また子どもたちの生き方が大きく問われ始めた時でもある。そして，こうした中であって，全国の児童のいる家庭ならびに父母及び児童の状況把握し，今後の児童福祉行政推進の資料として活用することを目的に実施されたのが，本家庭児童調査である。昭和39年，45年刊行分をとりあげた。

構成

38年度調査は，調査の概要に続いて，世帯と家庭，児童の保護者，働く母，家庭の児童の各章から構成されている。また44年度調査では，調査の概要，調査結果の概要（概要，児童のいる世帯の状況，児童のいる共稼ぎ世帯の状況，欠損世帯の状況，出稼ぎ等世帯の状況，核家族世帯における「鍵っ子」）から成っている。いずれもA 4版68ページとB 4版33ページ。

内容

各調査の内容にふれる前に，児童の数の推移をみると，昭和38年の一世帯当たり2.3人から，昭和44年には1.8人となり，0.5人もの減少を示している。この少子化傾向とともに，いわゆる核家族化傾向も大きくすすむなど，社会・経済状況を背景に子どもたちの状況に大きな変化が表われた。

昭和38年の調査では，児童のいる家庭は全国で1,563万家庭と推計され，その中で一番多いのは児童2人の家庭で全体の38%を占めている。

また，児童の遊び場については34%が「児童の遊び場がない」と訴えている。

家庭の児童の実態をみると，家庭にいたる児童は3,225万6千人と推計されているが，そのうち父母ともにいる児童は94%，父母ともいない児童は0.4%となっている。また，全児童の15%は学校以外で何らかの教育を受け，さらに，小学校以上の児童の12%はボーイ，ガールスカウトや少年団などの健全育成の

各種団体に加入している実態などが明らかにされている。

失禁、夜尿、異食などの異常習癖の児童が60人に1人、非行など反社会的行為を行う児童が540人に1人、また、社会不適応による非社会的行為を行う児童が36人に1人いることなどが示されている。

昭和44年調査では、児童のいる世帯は1,607万世帯、その中で児童2人の世帯が全体の45%を占めているのがわかる。

また、子どもの遊び場については29%の人たちが「遊び場がない」と訴えているが、前回に比べると減少しているのがわかる。

児童の日常生活の状況をみると、小学校在学中の児童の17%が健全育成団体に入会しており、また26%が情操教育・補習教育等をうけているなどの実態が明らかにされている。

また、児童の1%約30万人が不適応行動をとっており、そのうち反社会的行動が0.3%、非社会的行動が0.6%、その他の問題行動が0.1%となっている。加えて、情緒障害児は全国で18万6千人と推計されている。

さらに、未就学児の11%、小学生の15%、中学生の8%が、いわゆる「鍵っ子」であることなども明らかにされている。

特色

子どもたちに現われるさまざまな問題は家庭の問題であり、親の問題である。その意味で、子どもの意識・行動ではなく、その背景にある家庭の状況を把握しようとした本調査は有意義なものとなっている。この前後には要保護児童調査や母子世帯調査などは実施されているが、全国家庭児童調査は昭和38年が初めてであり、ちなみに翌年には厚生省の児童局も児童家庭局に改称されている。

(山田秀昭)

青少年労働の現状——1969年(1)

昭和60年版勤労青少年の状況(2)

発表機関：労働省婦人少年局、労働省労働基準局

発表年月：昭和45年3月、昭和61年1月

性格・背景 政府関係機関が発表した最新の統計資料から、勤労青少年に関するものを取りまとめ編集した資料集である。これにより、勤労青少年問題の状況についてより正確な情報を提供することを目的としている。青少年育成国民会議発足後もっとも近い時期に出された資料と最新のものとをあわせて取りあげることとする。

構成 青少年労働の現状——1969年は以下の8章より成る。概要、就労状況、雇用の状況、技能労働者の状況、労働条件、青少年労働者の非行、青少年労働者の意識、青少年労働者の保護と福祉。B5版 103ページ。

昭和60年版勤労青年の現状は、勤労青少年の概況、勤労青少年の職業生活の動向、勤労青少年対策の現状、の3章より構成されている。参考資料として勤労青少年ホーム一覧、勤労青少年福祉法などが付いている。B5版 171ページ。

内容 青少年労働の現状——1969年。第1章概要は、全体のまとめである。第2章就労状況では、15歳以上20歳未満の青少年労働力人口は近年減少しており、昭和43年における青少年就業者数は388万人と、前年より53万人減少したこと等が述べられる。第3章雇用者の状況では、新規学卒労働力がひきつづき供給不足であること、供給において高卒者と中卒者の割合が7:3であること、第二次、第三次産業に集中していること、等が明らかにされる。第4章技能労働者の状況では、近年の技術革新により技能労働者の不足が著しいことと、公共職業訓練、事業内職業訓練の実情が述べられる。第5章労働条件では、賃金の著しい上昇が指摘される。18歳以上20歳未満の平均賃金は2万4,700円で、前年より20%上昇している。青少年労働者の非行は、昭和39年をピークに漸減していることが第6章で述べられる。第7章青少年労働者の意識では、社会、職業、生活に関する意識調査の結果が報告される。第8章では、青少年労働者の保護と福祉に関する労働省の諸施策が明らかにされている。

昭和60年版勤労青少年の現状。第1章では、本書のまとめとして勤労青少年の概況が書かれている。第2章では、勤労青少年の職業生活が様々な資料とともに解説されている。青少年労働力人口の取りかたは前書と違い、15歳～24歳であるが、昭和59年で734万人である。就業者数を昭和45年と比べると、実数で389万人、率で36%減少している。職業別にみると、専門的・技術的職業従事者だけが増加、その他の職業ではいずれも減少しているが、技能工、生産工程作業者及び労務作業者の減少がもっとも大きい。学歴別に卒業者中に占める就職者の割合をみると、中学校卒業者は4%（昭和45年16%）、高校卒業者は40%（同58%）、短大卒業者は81%（同70%）、大学卒業者は77%（同78%）であ

る。

賃金は、昭和59年の18～19歳では男子 120,000円、女子 110,500円、20～24歳では男子 143,900円、女子 126,600円である。何らかの形態で週休2日制を採用している企業は51%で、その労働者数は全体の77%である。第2章には、最後に勤労青少年の職業、余暇、生活設計に関する調査（昭和59年実施）の結果が載せてある。

第3章では、勤労青少年対策の現状が述べられる。第一に、勤労青少年の健全育成施策として、勤労青少年ホームの拡充、「勤労青少年の日」事業、余暇活動の促進、国際交流の促進、等の施策があげられている。第二に、勤労青少年指導者に関する施策として、勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催、勤労青少年福祉推進者講習会の開催、勤労青少年指導者大学講座の実施、等があげられる。第3章に、年少労働者の保護に関する施策が述べられる。

特色

これらの資料は毎年発行されているもので、勤労青少年の現状、及び勤労青少年施策の現状を知るうえで基本的な文献である。16年離れたこの2書を比較すると、勤労青少年をめぐる状況の急激な変化を知ることができる。

（田中治彦）

青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査 (1)
勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査 (2)
勤労青少年の職業、余暇、生活設計に関する調査報告 (3)

発表機関：労働省婦人少年局(1) (2)，労働省労働基準局(3)

発表年月：昭和45年 3 月，昭和54年11月，昭和60年10月

背景 いずれも、勤労青少年の職業生活・余暇生活の実情と意識とを把握するとともに、将来の生活設計を把握し、今後の勤労青少年福祉対策の参考にすることを目的とした調査である。青少年育成国民運動20年の間に刊行された3点の調査報告でもある。

構成 いずれも調査報告書であり、調査の概要、調査結果の概要、調査結果、統計表、の4部で構成されている。B5版，103ページ(1)，149ページ(2)，107ページ(3)。

内容 青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査。調査は青少年を雇用する事業所調査と個人調査(20歳未満の青少年労働者)から成る。事業所調査からみた青少年は「仕事の理解力」「勤勉」については「よい」という意見が多いが、「一般教養・基礎学力」「礼儀作法・しつけ」「忍耐力・根性」「忠誠心」は「よくない」が目立つ。青少年の勤労意欲を高めるためにとっている事業所の施策は、小規模事業所では「給与の引上げ」、大規模事業所では「福利厚生施設の整備」をあげるものが多い。

今の仕事に興味をもっている青少年は約4割、興味がないものは約2割である。職場のことで悩みがある青少年が約6割あり、その内容は「上司、仲間との人間関係」「労働時間・給料」である。これからの職業生活については、「会社で働き、自分にあった仕事をしていたい」が約半数、「技術者、技能者になりたい」「独立して自営業主になりたい」が続く。仕事と余暇の関係については「労働時間中は仕事に打込み、余暇は余暇で楽しむ」が圧倒的に多い。

余暇をどのように過ごしたいか、という質問に対しては、「旅行・キャンプ・ハイキング」が51%、「気のあった友人と過ごしたい」が42%、「おけいこごと」が38%、「スポーツ」が34%、「休養したい」が26%、である。余暇活動のために手軽に利用できる場所があるという青少年は約半数で、その内容は体育関係が多い。青少年の平日の平均自由時間は3時間29分である。団体、クラブ・サークル活動に加入しているのは約3割である。教養・娯楽費は、親と同居している青年で1か月当たり平均4,200円(手取給与額約18,500円)である。

勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査と勤労青少年の職業、余暇、生活設計に関する調査報告とは、両者とも同じ対象(15歳以上25歳未満の勤労青少年)で、ほぼ同じ項目で調査を実施しているので比較が可能である。ただし、調査結果はほとんど同様の傾向を示しているので、原則として後者の調査結果によりながら記述する。

平日の余暇の過ごし方は、「ラジオ・テレビ」(89%)、「新聞・雑誌・週刊誌等」(63%)、「休養」(52%)が多い。休日では、「外出・訪問」(75%)、「休養」(44%)、「ラジオ・テレビ」(42%)、「旅行・ハイキング・ドライブ・つり」(41%)、「映画・演劇・音楽鑑賞」(36%)、「スポーツ」(28%)と続く。クラブ活動を行っている勤労青少年は29%であり、習いごとをしている者は25%、ボランティア活動は3%である。

現在の仕事に対して「満足している」者は52%で、「満足していない」者は23%である。不満の理由としては、多い順に「興味がもてない」「将来性がない」「能力が生かせない」「仕事が単調である」「忙しすぎる」である。労働条件についての不満や悩みでは、「賃金が低い」が最も多く、「休日が少ない」「同年代の者が少ない」がこれに続く。余暇を楽しむための障害としては、「お金が足りない」「時間が足りない」「施設・場所が近くにない」が多いが、施設・場所については前者に比べて不満が13%も減少している。

生活上の悩みがある者は54%。その内容は、生き方についての悩みと人間関係の悩みが多い。現在の勤務先の継続意志については、「将来もずっと続けたい」が男子40%、女子10%、「いずれはやめたい」が男子24%、女子72%。将来の生活設計のために現在何かをしている者は52%で、この内勉強している者が41%、貯金が89%である。

(2)の調査では、成人に対しても同じ項目で調査を行っており、勤労青少年との比較分析を行っている。(3)の調査では、上記の他国際交流に関する調査項目(外国訪問の有無、訪問希望国)がある。

特色

(1)と(2)(3)とでは、対象年齢層も若干違い、質問項目も違うので単純な比較はできない。しかし、概してこの間の勤労青少年の余暇行動と意識については大きな変動は見られない。たとえば、余暇の過ごし方も大枠では変わっていないし、仕事と余暇を両立させようとする態度も変化していない。また、団体やクラブ・サークルへの加入率も約3割で安定している。しかし、調査結果を詳細に検討すれば、たとえば、余暇のなかでギャンブルはやや減少しているし、また、将来「できるだけ高い地位につきたい」者が減り、「地位よりも専門家になりたい」が上昇している、などという変化をみることができる。

(田中治彦)

都道府県や青少年育成都道府県民会議の文献

都道府県と指定都市（青少年育成都道府県民会議、市民会議等も含む）がこの20年間に刊行した青少年育成に関する文献については、別項に記したとおり、それぞれの主管課長などに依頼し、合計459点のリストアップがあった。そのうち、実際の刊行物が入手されるとされたものを、青少年白書、青少年に関する施策・計画、調査研究、育成運動の歴史、普及啓発資料に5分類し、調査研究はさらに青少年、親・成人・社会、青少年団体、非行に再分類して、次ページ以下に記すとおり合計25点を取りあげ、解題することとした。

リストアップされた459点がこの20年間の文献のすべてであるとはとても思えない。県によるリストのあげかたの片寄りがかなり大きいし、青少年主管課に依頼したせいもあって、教育委員会などで刊行されているものが含まれていないところが目立った。したがって、ここに解題したものが、地方公共団体の青少年関係文献の代表的なものすべてであるとはいいいにくいことをご了承いただきたい。

リストアップされた資料の概要

今回、提出を受けた刊行物のリストは、合計 459点であったが、委員会では、その内容によって、次の5つに大きく分けた。

1) 青少年の現状・白書

総務庁が、毎年、閣議に報告し、一般に公表している「青少年白書」の内容に近似し、県レベルの青少年の現状を述べたもの。

2) 青少年育成施策——方針・計画

都道府県における青少年育成施策を中心としたもので、方法・計画などを含む。

3) 青少年に係わる調査・研究

青少年育成にとって必要とされる、青少年および関連諸要素についての調査・研究報告。

4) 青少年育成の歩み

都道府県の青少年育成施策の歩みおよび各県民会議などの青少年育成運動の歩み。

5) 青少年育成についての普及・啓発、その他

青少年育成運動をすすめる上で必要とされる普及・啓発のためのもの。なお、事業報告など、上記の1)から4)までの分類に入らないものはこの項に含めた。

1. 青少年の現状

その県内の青少年が、どのような現状にあるのかを記述したもので、その内容の多くは総務庁発行の「青少年白書」に準じている。書名は「〇〇の青少年」のように、県名を冠したものか、あるいは、青少年育成のスローガンを主題とし、青少年の現況などという副題を記しているものもある。それぞれの配布対象によって、内容、記述、方法、統計の扱いかなどが異なっているが、全般的には、年を経過するに従って平易な表現が用いられ、図表、写真が多く扱われるようになっていく。

また、刊行時点における青少年の現状・全国的傾向などに基づいて、その県内における青少年の実態および対応して実施された青少年育成施策を報告していることも、うかがわれる。さらには、1985年の国際青年年のような全国的・国際的事業のあった年度のもの、それらの事業を詳述している。(ただし、それらの特別事業についての報告書が別途刊行されている場合は別である)

その他、青少年の非行等、問題行動について特別に取りあげ、1冊の図書として刊行している場合もある。

なお、発行者は、都道府県青少年主管課である。

2. 青少年育成施策——方針・計画

青少年を育成するにあたっての行政施策、方法、計画について明らかにしているのが、本項目に分類した図書の内容である。全体の傾向を見ると次のような特徴がうかがわれる。

1) 中・長期にわたる施策

県民会議が設立された直後から中期的な施策を指向した県の中は、すでに、第五次青少年育成計画に至っているものもある。特に、過去10年位前からは、多くの県が単年度としての青少年育成施策ではなく、中・長期(3年程度が多く、5年、7年、10年にわたって設定している県もある)の見通しのもとに施策を計画施行している。

2) 総合的施策を指向

当初は、非行対策が中心であったが、今では青少年育成を家庭・学校・職場・社会といっ

た広がりの中で捉え、施策を策定している。なお、県の総合開発計画の一環としても位置づけられているところが多い。

3) 県民に対する周知を重視

中長期計画について、県民にアピールし得るように、施策・計画名に愛称を冠するなどの工夫をし、周知することを重視している。

4) 施策策定の過程が確立

各県の青少年問題協議会（または、それに準ずるもの）によって、審議された上で、策定されるなど、策定過程がほぼ確立しているように見受けられる。また、次項でとりあげる、青少年に係わる各種の調査結果を策定の重要な要素として導入している県が近年多い。

3. 青少年に係わる調査・研究

今回の提出を受けた資料リストの中では、本項目についてのものももっとも多く、その内容、対象、方法は極めて多岐にわたっている。内容で見れば、青少年そのもの（非行青少年も含む）について、親をはじめとする育成者について、青少年団体・グループについて、その他に分けることができよう。以下、上記の小項目ごとに、概述する。

1) 青少年についての調査・研究

最も多いのは、青少年の生活、行動、意識について全般的に把握するための調査である。3～5年ごとに、同種の調査を実施し比較している県、あるいは、全国レベルの調査（総務庁など）との対比なども見られる。

次に、重視されているのは、地域性、限定した調査対象などの設定によって、調査内容を特定のものにしばって実施した調査である。たとえば、「大都市における高校生の心理的特徴」といったテーマである。なお、殆ど全てが調査を伴う研究として進められている。また、青少年の非行等、問題行動の調査研究についての調査は、その発生件数などについては、警察関係によって把握されており、県レベルの調査研究としては、発生の地域社会要因や対応についてのものが多い。なお、研究についての多くが、調査結果をふまえて実施されているのは、実証性、客観妥当性の面から見て当然であろう。

2) 親をはじめとする育成者についての調査・研究

県内に住む一般の大人が、今日の青少年の行動と意識についてどのように考えているか、また、それらの人びとの青少年育成施策についての認知度や期待度はどの程度かを調査したものが大部分である。これらの調査結果は、青少年育成施策の策定に当たって、重要な資料として用いられている。調査は、県レベルの世論調査の一環として実施されるものと、特別の意図と方法とによって実施されるものとに大別できる。その時々全国的傾向を受け、特に、非行問題に係わるものが多いが、近年は、家族・親のあり方など、家庭教育に関する内容が増加する傾向を見せている。

3) 青少年団体・グループについての調査・研究

5年ごとに青少年団体・グループの実態調査を実施している県もあるが、提出を受けたリストを見る限り、必ずしも、十分に、青少年団体の把握がなされているとはいえない。青少年団体活動が停滞していること、県レベルにおける青少年団体の連合組織が弱体化していること、グループ・サークルの変動が激しいこと、などがその理由として指摘できよう。

4) その他

その他、上記の分類に入らないが興味あるものとしては、調査のあり方に関する研究、青少年育成施策の施行組織（青少年育成行政の総合的実施）について試行とその報告などがあ

げられる。

4. 青少年育成の歩み

今回提出をされた文献のなかでこの項目に該当するものは僅か一点であった。もちろん、刊行されたものは、提出されたリスト以外にもあると思われるが、他の分野に比して、少いといえるかも知れない。青少年育成国民運動が始まって、すでに20年を経た現在、過去の事実の記録保存とともにその意義を問うことが必要であると思われる。

提出されたリストを見る限りでは、県民会議の歩みと、県の青少年育成施策に関する行政史とに大別できる。

5. 青少年育成についての普及・啓発、その他

青少年育成運動の推進にとって、普及、啓発というのは、極めて重要であるという認識は一般化していると思われ、啓発・普及資料として刊行されているものは多い。その多くは、親や育成者、一般の大人に対して、青少年の現状を知らせ、どのように青少年に係わり、育成していくかを訴えたものである。

最近の傾向は、両親に向けた家庭教育、しつけや性教育などに関するものが多くなっている。その他、上記5項目に該当しないものとしては、各種の大会・研修会、国連年事業（1985年国際青年年など）の報告・記録などがある。なお、図書としての体裁を整えた刊行物のほかに、いわゆる小冊子、パンフレット、ポスターなどによる普及・啓発資料多くが刊行されていることはいうまでもない。

（吉永 宏）

青少年白書・青少年の現状と施策等関連文献の総覧

概要 青少年白書という刊行物名でなく「〇〇の青少年」という呼称が多いが、内容的には差異はない。ほとんどの県でこの種の白書を発行していると見てよい。サイズはA5版もしくはB5版、量的には、50頁程度から400頁にもおよぶものもあり、まちまちである。記述に関しては、一般向けで平易なものから、行政用語を多く用い、一般には、やや難解もしくは関心を寄せがたいものもある。統計、資料の用い方についても、詳細にわたるもの、焦点を合わせ、しばって用いているものが見られる。写真、イラスト等は、殆んど用いられていない。内容から判断して、読者対象の設定については、青少年育成、教育関係者、担当者が、少数の例外を除き殆どである。

内容 総務庁・青少年対策本部が毎年、「青少年白書」を発表しているが、都道府県発行の類似刊行物の多くは、内容的に近似している。たとえば「'85愛知の青少年」（愛知県総務部青少年婦人室・愛知県青少年問題協議会編集発行 昭和61年3月31日刊）は、序章 青少年対策の推進——昭和60年度青少年対策推進計画、第1章 家庭教育の振興、第2章 児童福祉の向上、第3章 生徒指導の充実、第4章 体育・スポーツ等の推進、第5章 就学援助の拡充、第6章 青少年団体活動の促進、第7章 社会教育・文化事業の推進、第8章 健全育成施設の整備充実、第9章 勤労青少年福祉の増進、第10章 有害環境の浄化、第11章 非行防止活動の推進、第12章 健全育成活動の推進、第13章 交通事故防止活動の推進、第14章 国際交流の促進と15章46節 284頁にわたり詳述している。他に170の図表が収められている。

基本的な事項は共通して収められているが、内容には、それぞれ、何らかの特色が見出される。「山梨の青少年 昭和59年度版青少年白書——青少年の現状と施策の概要」（山梨県青少年総合対策本部編集発行 昭和60年1月刊）は、青少年対策の国および県の業務分担、県の青少年関係部局の事務分担、青少年の定義などが参考資料に含められている。

「にいがたの青少年版 昭和60年版」（新潟県青少年総合対策本部発行 昭和61年5月刊）は、各項目の記述が極めて簡潔で、要領を得ており、あわせて青少年団体、相談機関一覧なども含められている。

読者対象に青少年関係業界をも含め、青少年市町村民会議や青少年育成団体等青少年の健全育成のための自主的活動および書店、興行、広告物業界等、青少年関係業界の自主的努力の促進を説いているのは「1983 京都の青少年 青少年健全育成の現状と施策」（京都府福祉部青少年婦人課発行 昭和59年3月刊）である。

広く県民に訴える意図が強く読みとれるのは「かながわの青少年 神奈川県青少年白書 1985（昭和60年版）」（神奈川県県民部青少年室編集発行 昭和60年10月発行）である。「です。ます」調と語感もやわらかであり、新鮮な表現、児童の描いた絵を表紙に用い、レイアウトも工夫が試みられている。

全ての県ではないが、多くの県では、青少年の現況の中から「少年非行」に焦点をおいた白書を発行している。その多くは、県民会議など、非行防止、環境浄化、青少年の健全育成を目的として活動している地域組織との共同発行が多い。また、編集、資料提供は、県警察本部少年課によっている。

その1例として、「少年非行の概況 昭和60年」(長野県警察本部少年課編, 長野県青少年対策本部, 長野県青少年育成県民会議発行 昭和61年3月刊)をとりあげると, 第1部 少年非行の推移, 第2部 昭和60年中における少年非行の状況, 第3部 少年相談の状況, 第4部 少年の福祉を害する犯罪の状況, を内容としている。図表の解説の中で, 全国的少年非行の動態と県のそれとの対比もあり, 地域の関心を高め, 問題解決の糸口になればという願いが, うかがえる。

特色 青少年の実態を的確に把握するためには, 統計を基礎資料とすることは当然であり, その準拠統計として, 「青少年白書」(総務庁青少年対策本部編)が用いられている。なお, 都道府県レベルで発行される白書に求められるのは, 次の2点であろう。それぞれのところで努力はなされているが, 必ずしも, 現段階では十分とは言えない。

第1は, 青少年の現況とそれへの対応, 施策についてであり, その県の特徴についての分析と記述が求められる。第2は, 青少年育成関係者のみならず, 広く県民に, 青少年の実態と健全育成への努力とを訴えることについてである。 (吉永 宏)

青少年対策 MATRIX——730日の歩み

発表機関：岡山県青少年対策室

発表年月：昭和58年3月

背景 岡山県は、昭和56年4月から青少年対策の総合調整のための新しい手法として「マトリックス組織」を発足させた。その発足の経緯から2年間の歩みを取りまとめ、反省と今後の指針とするという目的で、作成された報告書である。

2部、8章、17節で構成。第1部は、青少年対策マトリックスの概要、第2部は主な事業実績、巻末に、青少年対策マトリックス関係者名簿が付されている。B5版43頁。

内容 青少年対策マトリックスの概要では、その発端、構成、運営、地方組織について述べている。青少年行政が多岐にわたっており、岡山県では知事部局の13課に、教育庁、警察本部を加えて18課が青少年行政を所管している状況の中で、いかに、総合調整をするかという要請を受けてマトリックス組織が導入された。

その導入にともなって、青少年対策室が設置され、知事部局 地域振興部の青少年対策室長、青少年課長、課長代理、課長補佐（企画待長）主任、主事（3名）、育成指導係長、同主任、同主事と、教育庁の主任指導主事、指導主事、総括社会教育主事、主任社会教育主事、社会教育主事と警察本部の少年補導官（代理）で構成された。

本来のマトリックス組織は、事業に関連するいくつかのタテ割組織を並列に集め、それぞれの組織をタテに流れる命令に加えて、並列する組織をヨコに貫く命令を与えて、強力な総合調整を図り、恒常的に、多角的な事務事業を総合的・一体的に推進するための、複合的・二元的命令組織をいうものである。しかし、行政には、そのままの形では取り入れがたい面もある。そこで、いわゆる「雑居ビル方式」——上記の構成員が青少年対策室に集まって、それぞれの所掌事務に従事するという形をとった。

マトリックス組織スタートの時点に、各課所掌の事務事業のすべてを書きだし、調整を要するものとその必要のないものとに仕分けした。新規事業については、構想の段階で協議した。

第2部の主な事業実績では、総合調整の目標に照らしての取り組みが以下のようにまとめられている。各部局の企画や情報を持ちより、類似競合するものを整理統合し、広報活動の質的充実、量的拡大を図った総合啓発。単一部局の施策では実施困難な総合的な事業、たとえば、非行原因の総合調査や青少年相談員制度の実施。各部局の事業の性格、関連性等を検討して体系的な実施をすすめ、相互補完と内容の充実を図った、青少年指導者の養成や家庭教育の充実、社会参加の促進。地域マトリックスを同時に発足させ、地域に根ざした総合的企画・推進体制を旨として、地域対策事業を創設など。

特色 とかくタテ割行政への批判が強いが、現行の国・自治体の仕組みを前提として、どのように総合調整、有効化を図るかについての本県の実績と意欲は高く評価されてよい。

(吉永 宏)

青少年健全育成のための東京都行動計画——すこやかに育て、東京21世紀の担い手

発表機関：東京都生活文化局婦人青少年部企画課

発表年月：昭和59年7月

性格 東京都の青少年関係施策の基本目標と今後7か年を見通した総合計画を明らかにしている。東京都青少年問題協議会の答申「東京都における青少年健全育成のための行動計画策定にあたっての基本的考え方と施策の方向について」を踏まえて策定された。

構成 計画策定の考え方、計画の課題設定、施策の体系と課題別行動計画、計画の推進、国に対する要望事項の4章構成。付属資料も加えB5版 160頁。

内容 第1章 計画策定の考え方では、計画の目的・期間・内容・考え方について明らかにしている。特に、基本目標としてあげた以下の6項目、すなわち、家庭・学校・職場・地域・コミュニケーション環境の改善、心身の健康と体力の充実と計画策定の視点、非行の防止、役割参加の推進、情報化社会への取り組み、国際化社会への対応は、本書の基幹となっている。

第2章 計画の課題設定では、第1章の計画策定の考え方をふまえ、自立した青少年の育成をはかるため、今後取り組むべき施策の方向として、以下の6つの課題を設定している。第1の生活の場——家庭の充実、第2の生活の場——学校の充実、職場の充実、第3の生活の場——地域社会の充実、コミュニケーション環境の改善、心身の健康と体力の充実。これらの課題に対する基本的な考えかたを示している。

第3章では、施策の体系と課題別行動計画をあげているが、冒頭の総合体系図で、継続・新規事業の明示、'83東京都総合実施計画事業との重なるの明示が、279事業についてなされ、さらに、個々の事業の内容、項目、事業名、事業内容、現況（昭和58年末）、計画（前期59・60年、後期61～65年）、所管局庁が詳述されている。

第4章 計画の推進は、推進体制の整備、区市町村及び近隣自治体との連携強化、国への要望と連携強化を内容としている。第5章では、課題領域別に、所管省庁に対し国の制度の改正、現行施策の整備、強化が望まれるものについて、国へ要望している。

計画期間を昭和59年度から昭和65年度までの7か年とし、この期間を2段階に分け、昭和59年・60年度を前期、昭和61年度から65年度までを後期としている。巨大人口を抱える東京における行政施策の実施と目標達成のためには、7か年にわたる見通しが必要なのであろう。

近隣自治体との連携強化は、青少年問題のなかには、都の区域をこえて対応していかなければならない課題が数多く存在することを受けたもので、広域都市圏における青少年育成にとって必須のものであろう。

特色 特色のもう一つは、国に対する要望事項を1章として大きく打ちだしている点である。計画の策定に先だち、東京都青少年問題協議会が基本的考え方と施策の方向づけを行っているが、都民の声を最初に受けとめたという観点から、望ましいことである。（吉永宏）

山梨県青少年育成行動計画——青少年の自主・自立と社会参加による21世紀をめざして

発表機関：山梨県青少年対策総合本部

発表年月：昭和60年3月

性格 山梨県総合福祉計画の柱である「たくましく心豊かな人づくり」に、青少年健全育成対策を位置づけている。社会環境と情勢の変化に対応するため、長期的な計画の策定が必要となって来たが、折りしも、昭和60年は、国際連合が設定した「国際青年年」(IYY)に当たるので、昭和60年度を起点とする10年計画とした。

構成 大きく4部に分かれ、Ⅰ 総論では、青少年を取り巻く状況と課題、計画の基本的な考え方・課題・性格・期間・推進・体系を明らかにしている。Ⅱ 各論は、4領域すなわち家庭、学校・職場、地域、社会生活についての充実をめざし、ⅢではⅡの各領域を踏まえた施策の体系を示し、参考資料をⅣとして付け加えている。B5版 122頁。

内容 総論では、まず、青少年を取り巻く状況は、安定したものではなく、複雑でありこのような時代を自らの力で乗り越え、自らの進む道を切り拓いていく活力あふれるたくましい青少年の育成が、重要であるとしている。基本的な考え方では、生涯教育、郷土教育、環境教育を柱として、4領域の充実を主張している。また、10年計画ではあるが、法律や制度の改正、社会状況の変化に対応し、必要に応じて計画を見直すとしている。

各論は、4領域とも、該当領域の現状と課題、方向と指針という形で構築されている。記述の要領を例示すれば、次の通りである。すなわち、青少年団体の育成においては、青少年期は、心身の発達旺盛な時期であり、行動パターンを新しい対象や生活領域に拡大させる重要な時期であるので、青少年が団体に加入し、活動することは、青少年の自立性と社会性を養ううえで、極めて重要である。このため、青少年団体が未組織の地域にあってはその組織化を図り、また、既存団体は、その組織の活性化や、魅力ある組織づくりを進める必要がある、としている。また青少年団体を育成し、活動などを活発化させるためには、あらゆる分野がそれぞれの立場に立って、青少年に対し団体活動への参加を奨励し、団体の育成、支援に努め、青少年団体活動の趣旨、意義、活動内容等についての広報啓発活動を一層充実し、青少年団体の核となるリーダーの養成と資質の向上を図る研修等を実施することが必要だとしている。

次の施策の体系では小項目ごとに、合計 357の事業について実施所管部局を明示している。

特色 策定委員会は44名構成で、学識経験者、青少年育成関係者、県担当者に加え10名の市町村青少年育成担当者が加えられ、1年間の審議を経ている。本部長(知事)の巻頭言の中の全国平均より10年早いペースで進む本県の高齢化についての指摘は適切だが、それへの対応が、義務教育における道徳教育・福祉教育にだけ取りあげられているのは、惜しまれる。また、事業ごとの実施期間を前期・後期区分としているが、その暦年区分の明示が読みとれない。

(吉永 宏)

第5次 秋田県青少年総合基本計画——ロマンと知性とチャレンジで21世紀の秋田を

発表機関：秋田県

発表年月：昭和61年3月

性格 秋田県青少年問題協議会（知事、議会の議員、関係行政機関の職員、学職経験者30名で構成）は、専門委員10名を任命し、秋田の青少年をいかに育成するかについての基本計画立案を依頼した。秋田県では、これまで、4次20年（昭和41年度～昭和60年度）にわたる青少年育成総合基本計画にもとづき、施策を実施してきた。その推移と「秋田県総合発展計画後期実施計画」との関連を見定めながら、「地域における青少年の健全育成は地域の手で」という意識のもとで、協議され、策定されたものの内容が本書である。B5版28ページ。

内容 第1部 基本目標では、21世紀を担う青少年への期待と育成の目標が、3点、すなわち、(1) 豊かな心と健康な体をもち、自ら生活を切り拓いていく青少年の育成、(2) ふるさとを愛し、みんなと共に、住み良い社会をつくる青少年の育成、(3) 創造力に富み、国際的視野に立って、21世紀を担う青少年の育成、としてあげられている。

第2部 青少年の現状と課題では、まず、青少年の発達課題、乳児期の信頼感、幼児期の自立感、少年期の活動性、青年期の自己確立について明らかにしている。ついで、青少年の生活環境をめぐってとして、現在の青少年が抱えている課題について指摘している。続いて、家庭における家族のふれあいと親、養育のあり方、豊かな発達を培うための学校における問題、生きがいと働きがいを職場に見出し得るかという点などについて述べている。さらに、青少年の成長・発達にとって、地域社会における町ぐるみの連帯が必須であるとし、社会変化の潮流——高齢化、高度情報化、国際化に備えた、青少年育成のあり方を目標とすべきであるとしている。

第3部 施策の方向では、第1部の基本目標の個々についての施策の柱を示している。たとえば、「創造力に富み、国際的視野に立って、21世紀をにう青少年の育成」目標については、高齢者に学ぶ世代間交流活動の促進、高度情報化社会に対応する教育環境の整備と情報選択能力の育成、技術革新に対応する職業教育の拡充、青少年の国際交流事業の振興と国際理解・協力の推進、文化交流事業の促進と外国語学習の拡充があげられている。

特色 基本計画策定にあたって、青少年の現状と課題について論議しているが、その素材となった資料の一つに「20歳の社会参加動向調査」（国際青年年推進秋田県協議会）がある。この調査は「20歳の私は今こう考える」という副題がついているが、青年年を機に、青年自身が専門家の指導を受けて調査を実施したものである。青少年育成は、青少年がおかれている地域の特性と切り離して考えられないので、地域の実態把握、客観的記述が、第2部 生活環境などにおいて、さらに詳述されることが求められる。

（吉永 宏）

明日をひらくぐんま青少年行動計画——青少年の社会参加をめざして

発表機関：群馬県

発表年月：昭和61年3月

性格 群馬県では、「県児童生徒の健全育成5か年計画」（昭和54年策定）、「増大する青少年
・ 背景 非行に対する青少年対策のあり方」（昭和55年県青少年問題協議会提言）などにもとづき、青少年健全育成施策を推進してきた。それらの実績と県の総合計画である「躍進ぐんま計画」とを踏まえ、昭和61年度を初年度とする5か年計画を策定した行動計画の報告である。

構成 現況と課題、青少年行政の基本方向と主要事業、課題別事業計画、の3部に巻頭言、付属資料等を加え、B5版108頁。

内容 第1部 現況と課題——ぐんまの青少年の姿では、青少年人口の推移に続き、「ぐんま青少年基本調査」（昭和60年7月実施、小学校5年生635人、中学校2年生602人、高等学校2年生599人、青年629人、成人329人対象）の結果にもとづいて、家庭・学校・職場・地域における青少年の姿を明らかにしている。さらに、これらを踏まえて、求められる青少年施策の重点事項として15項目をあげている。

第2部 青少年行政の基本方向と主要事業では、基本方向について、6点ずつの青少年自身のめざす行動目標と青少年行政の推進目標を明らかにしている。主要事業に関しては、「国際青少年ふれあいの村」「ぐんま青少年の船事業」「生涯教育センター（少年科学館）の建設」「自然科学館の建設構想」「ぐんまこどもの城建設構想」「青少年野外活動センターの建設」「親と子のきずなを強めるぐんま風の子運動」「ぐんま子どもの国建設」の8事業について、詳細に述べられている。事業ごとに事業・実施主体、事業内容、事業期間等が明らかにされ、イメージスケッチが付されている。

第3部 課題別事業計画では、6領域について、88の関連事業が新規または継続としてあげられている。青少年の活動促進を見るとスポーツと体力づくり、創作活動、音楽・芸術鑑賞、学校生活を通じた自主的な社会参加活動、勤労青年の意欲向上、青少年の団体活動の活性化、国際交流、自然体験と自然保護の実践、などが課題として設定されている。最後に推進にあたっての留意事項5点が示されている。

特色 計画策定委員会が設置され、審議に当たったが、28名の委員は、指導助言に当たった1名の有識者以外は、行政各部の担当者で占められている。したがって、主要事業および関連事業の設定は、極めて具体的、实际的なものとなっている。また、知事部局9部および教育委員会の全てにわたっての青少年育成への取り組みが記述され、計画の総合性をみることができる。一方、担当部間の協力・共同による計画実施の必要性とその方法が、本書には明らかとされていない。最終成案は、県青少年問題協議会に報告・提案されているが、協議会における審議はどのようになされたのか、また、青少年団体・育成団体等、民間の意見がどのように聴取されたのかは読みとれない。（吉永 宏）

大阪府青少年育成計画＜プラネット計画＞

発表機関：大阪府企画部青少年対策課

発表年月：昭和61年3月

性格 大阪府青少年健全育成条例は昭和59年に制定されたが、それにもとづいて青少年施策
・ 総合的な推進を図るため、大阪府青少年問題協議会に、青少年育成指針の審議が委嘱
背景 された。その答申を、広く、市町村をはじめ、青少年、青少年育成指導者等府民に配布し、意見を聴き、最終的に策定された計画である。

構成 第1部 大阪府青少年育成計画の基本的な考え方、第2部 施策の体系と基本項目別の事業計画事業計画の2部構成。B5版65頁。

内容 第1部は、大阪の青少年の現状を、全国の現状・傾向と対比させ、大阪の特徴を浮き立たせている。例えば、府下中学校の長期欠席者数は、全国の約13%にもあたる。そこから、青少年育成へのお大阪府としての取り組むべき方向が導き出されている。

さらに、青少年に深い影響を与えている現代の社会・文化の特徴的な事柄として、都市化・過密化の進行、家族構成の変化、高学歴化・「受験競争」激化の影響、高度情報化社会の進展、大衆消費社会の影響をあげている。同時に、これらは、おとなについても言えるとし、一般的な人生の“台本”が消失してしまっ、各人が自分自身の生き方を追及するようになった、私生活主義、人生を根拠づけ、支える絶対的な価値が無くなってしまった価値の相対化、目や耳にしたものごとや自分の行動を判断するにあたっては、自らの感覚を頼りにするようになった感覚信仰をもたらししていると論じている。

次に、計画の目的・視点・性格・期間・施策の基本項目、推進の在り方について示している。青少年育成の諸施策を考えるにあたっての基本的な視点を、おとな社会の問い直し、青少年の自主性の尊重、青少年文化の積極的評価、地域教育環境の総合的評価、おとなと子どもとの「共育」としている。計画期間は昭和61年度から5か年間。

第2部では、先ず、総合体系図では、6基本項目、16領域、35施策項目を図示し、各項目ごとに、合計166の具体施策をあげている。

特色 この計画に「プラネット計画」という愛称をつけ、巻頭に次のとおり、その意味と青少年育成への願いを訴えている。すなわち、プラネットとは、遊星・惑星の意味の青少年が、遊星のように社会という宇宙の中を自由に飛び回り、成長のために必要なことを吸収し、のびのびと自己を表現することによって、心のひろさやたくましさ、社会性を身につけながら健やかに育ってほしいとの願いをこめている。プラネット（PLANET）は青少年の健全な成長に必要な生活体験で、英単語の1字1字に別の意味を与えている。たとえば青少年にとってPはParticipation（社会参加）とPlay（遊び）。大人の責務、行政の役割として、PはPlace（活動の場所）。

知事の巻頭言にあるように、「国際青年年」が青年の積極的参加を促し、府民の関心も高まったことを受けて、この計画が策定されており、継続した「青年年」の取り組みと言えよう。

(吉永 宏)

青少年育成調査報告——青年はこう考える～20歳の意識と生活

発表機関：埼玉県民生部青少年室

発表年月：昭和42年9月

調査目的と実施方法

満20歳の青年の意識と生活実態を明らかにし、青少年施策樹立の資とすることを目的とした調査。すなわち、家族制度の急激な変化、就労形式の変化、価値観の変化、マスコミの発達、都市文化の流入、地域連帯観の欠如等が青少年育成の面でプラスにも、マイナスにもなっているのではないかということを明らかにしたいというのが狙いである。

10項目21質問が設けられた。青年の生活環境、余暇への興味、人生観、価値観（享楽性、貯蓄性、努力性、老後生活、親子関係、愛国心、しつけ、体罰、現金主義、上司視、マイホーム）、悩み（悩みの類型、相談の相手）、家庭（家庭への満足度、不満の理由）、職場、尊敬する人物、非行問題、雑誌への接触状況、市町村への要望。

埼玉県内の市街地を中心とし周辺に農村部を併有する2市1町1村を調査地域とした。昭和42年1月15日の成人式に参加した対象者に質問紙を配布、記入をもとめ回収した。報告書はB5版27ページ。

結果の概要

回答者のプロフィールについては、特定者を調査対象としたので特に記述はない。回収数1,078人（男540人 女538人）。要約 余暇のすごし方では「行動すること」への興味が強く出てきている。これに対応する施設などのプランが求められている。人生観、価値観では、「その日暮らし主義」なども見られるが、概して堅実で、貯蓄心もあり、努力主義を肯定している。マイホーム主義はやや多い。老後の生き方、親子関係では、かなりウェット、親子家族主義を必ずしも否定しない。愛国心も安定した形でもっているが、子どものしつけでは体罰否定が断然多い。75%が悩みをもち、男子では職業上、勉学上のこと、女子では異性関係に悩む者が多い。家庭がだんらん的でないと、不満をもつ者が半数にもなっている。職場へは適応しているものの定着観は割合にうすく、転職の機会を求めている者がかなりいる。非行に対しては、否定的で、同情的・同調的傾向は少い。雑誌との接触では、問題雑誌への接触がかなり見られる。市町村への要望では、道路の整備、集いの場づくり等施設づくりへの要望が多い。

特色 約20年前の青年の意識と生活の一断面をとらえることができる。調査時点においては、予測し得なかったその後の社会の環境変化の急激な進行を予見させる回答がいくつか見られる。ただし、今日から振り返って見て指摘できる点であって、実施時には、必ずしも気づかれてはいない。回答を求めたのは、成人式においてであるが、該当地域における成人式参加率はどの程度であったのか、また、有職者と学生の比率はどうであったのか、本書には明示されていない。雑誌への接触状況についての設問で、具体的に雑誌名を10誌あげている。今日のマスコミ状況と比較するとナイーブな20年前の姿が浮んでくる。別稿でとりあげる同県の今日における同種の調査結果との比較は、時系列比較を可能としている。

(吉永 宏)

大都市高校生の心理的特徴と生活環境——昭和53年度東京都青少年問題調査報告書

発表機関：東京都都民生活局婦人青少年部企画課

発表年月：昭和54年8月

調査目的と実施方法

家庭、学校、近隣社会、盛り場、交友環境、社会環境、マスメディアなどの諸環境をとりあげ、それぞれの実態と構造を明らかにし、次に、これらの環境の側面が、精神的疲労、耐性、自己顕示欲求、孤独感、甘え、劣等感、フィーリング傾向、自己同一性などの心理的特徴とどのように関連しているかをみることを第一の目的としている。第二に、これらの環境の側面が、問題傾向動向とどのように関連するかを検討することを目的としている。第三に、問題行動傾向が、ここで扱われた心理的傾向とどのように関連するかについて検討することを目的としている。東京都は、昭和52年度に、青少年の行動や心理的特徴と彼らを取りまくすべての生活領域との関連を体系的に明らかにしていくような調査方法について研究を行ったが、その研究成果に基づいて実施した調査である。

5項目36主設問が用意された。本人について（対象者の特性など17問）、学校について（クラスの雰囲気など4問）、近隣社会について（居住地への好悪など3問）、社会について（マスコミなど8問）、不安感や悩み（進路など4問）、以上の設問には、下位設問が22、さらに加えられている。

昭和53年10月現在、東京都区部と市部の高校生を無作為二段抽出で対象を選び、質問紙留置法で調査した。回答者は普通科80％、商業科11％、工業科7％、その他2％。私立高校生が54.3％。有効回答数 1,368。報告書はB 5版 242ページ。

結果の概要

現代高校生の心理的特徴として、男子は女子より自己顕示欲求が強く、精神的に疲労しており、自己意識は未成熟、学年とともに自己顕示傾向は増し、劣等感は減少、映像型から文字型へ移行し、自己に目を向けるようになる、など8点があげられる。現代高校生の意識と行動として、高校生の20％がアルバイトをしており、約14％が塾や予備校に通い、生活パターンには、遊び型、受験勉強型、家族・近隣への適応型、運動系・文化系の4軸が見られたなど、10点が指摘された。将来は父のような生き方をしたいと思っている高校生は、男女合わせて30％で、高校生の80％は学校に行くのが楽しいと感じているが、授業が難しすぎてついていけない者も30％など、32点があげられる。現代高校生の心理的特徴・問題行動傾向と環境との関連で、冷たく拒否的な家庭や干渉的な両親のもとで育った高校生は「孤独」を感じている、など10点があげられる。

特色 本調査は、青少年を取りまく環境をそれぞれ構造化してとらえ、社会状況から、現代高校生の特徴的な問題行動や心理的特徴をとらえようとしている。さらに、環境と問題傾向及び、心理的特徴との関連、問題の行動傾向と心理的特徴との関連を実証しようとしている。調査の責任者が巻頭言に記しているように、この種の調査には「限界」が必ず存在するが、本調査は目的、構成、実施、結果分析において、調査手法を正しく用いているといえる。

(吉永 宏)

信州青少年の生活意識に関する実態調査報告書

発表機関：長野県青少年対策本部

発表年月：昭和55年3月

調査目的と実施方法

国際児童年に当たり信州の青少年がどのような意識をもっているかを調べ、総理府（当時）青少年対策本部の調査結果と比較し、長野県青少年の生活意識の特徴とともに、青少年の生活に対する態度や期待を明らかにすることを目的とした。また、家庭の機能や役割を明らかにし、今後の青少年対策の基礎資料とすることも意図した。

勤労青少年、大学生、各種学校生および高校生を対象にしたものは55問、中学生を対象にしたものは43問を用意した。勤労青少年については調査員が事業所・家庭に訪問、在学生はそれぞれ学校内で実施した。調査は昭和55年12月上旬に実施された。有効標本数は、中学生は都市、町、農山村で1,551人、高校生（進学校、普通校、地域校、職業校）では1,484人、大学生と各種学校生は普通・職業・専専で1,394人、勤労青少年は16から25歳で1,530人、合計すると5,959人となる。なお、地域高校とは、町や村が連合してつくった学校組合立の高校である。昭和61年度から一部を県立に移管。報告書はB5版228ページ。

要約 回答結果は、第1相関軸として社会志向－非社会志向、第2相関軸として、観念性志向－現実性志向を設定して解釈できるものとしている。その結果、特色的タイプに見られる青少年生活意識の実態を次のように取りだしている。

特色的タイプとして、過激派に共感タイプ、国民に誇りタイプ、暴走族に共感タイプ、競争は必要タイプ、社会のため志向に共感タイプの4タイプに分けられるとしている。学校生活への満足度については、競争は必要タイプ、国民に誇りタイプ、社会のため志向に共感タイプが他タイプより満足度が高い。フリーセックスに関しては、過激派に共感タイプ、暴走族に共感タイプが「おたがいの了解があれば、そういうことがあっても良いと思う」を他のタイプよりも多く選択している。青少年保護育成条例については、競争は必要、国民に誇り、社会のため志向に共感などの諸タイプが「制定賛成」にやや多く支持しているが、過激派に共感、暴走族に共感のタイプは制定に反対の態度を取っている。人生に対する気持ちについては、「悲しみや苦悩よりも、希望や喜びを感じている」を選択する者は、国民に誇り、社会のため志向に共感タイプに多い。また、「悲しみや苦悩を強く感じることもある」を選ぶ者は、過激派に共感、暴走族に共感タイプにやや多く見られる。

特色 通常の生活意識調査と同様、本調査も質問紙法であるが、本調査は、「数量化Ⅲ数分析法」を用いている。これは、多数の回答者の反応（選択肢の選択）の全体的分析そのものを対象とし、反応の全体的分布のなかにふくまれる価値意識の質的構造を多次的に解析しようとするものである。この点が、本調査の特色である。また、家族、学校、その他、生活意識・実態について、調査結果から、青少年の姿を浮きぼりにしており、育成者および社会の対応が導き出されやすい。（吉永 宏）

県内中・高校生の生活と意識に関する調査報告書

発表機関：福島県青少年問題協議会・福島県生活福祉部青少年婦人課

発表年月：昭和58年3月

調査目的と実施方法

青少年の生活に対する意識、生活領域における意識と行動を把握し、あわせて不良行為など非行問題に対する意識や態度、経験の有無などの実態を把握し、青少年育成指導、非行防止についての行政関係施策の基礎資料とすることを目的とした調査である。

9領域について設問している。すなわち、生活一般に対する意識（日常生活の満足度、生きがい、悩み）、家庭生活（家庭についての意識や悩み、両親との関係）、学校生活（学校生活の満足度、教師との関係や授業内容など）、地域生活（地域への愛着度や地域におけるボランティア活動への参加など）、交友関係、団体・グループ生活（友人の有無および団体、グループの活動状況）、青少年の非行問題について（非行問題への関心度、不良行為などの体験や態度）、青少年の自己像（自己省察や将来への努力、主体性・社会性の問題など）、人生観・社会観（生き方や余暇観、勤労観など）、青少年対策（公共施設の利用、健全育成、非行防止の方法など）。

県内の中、高校2年生を対象とし、無記名集団記入方法をとった。中学校13校 951人、高校13校 979人である。不良行為および非行少年については、関係諸機関において、担当員が調査（無記名）した。157人である。報告書はB5版 301ページ。

結果の概要

昭和57年9月から57年11月にかけて実施された。男子・女子はほぼ同数である。中・高校生と非行青少年とを比較すると、非行少年の場合は、父親だけ、母親だけというものが多く、両親の職業についても若干の違いが見られる。9領域のうち、特に「青少年と自己像」をとりあげてみると、自分ということについては、大半が考えているが、非行群では低い。しかし、自我形成が進んでいくにつれ、否定的な自己評価が強くなっている。精神的成熟度の点では、非行群は欲求統制が弱く、感受性が高い。中学生が高校生よりも成熟度が低いのは肯けるとしても、主体性に関して、職業高校は、中学より成熟度が低いという結果が出ている。

特色 本調査は、一般中・高校生と非行青少年とに対し、同時に、同じ内容で実施されている。その結果についての分析においても、両者の比較が一つの手懸りとなっている。たとえば悩みごとについて、普通高校生の4人に3人までが「進学・就職」であるのに対し、非行群ではこれと並んで「家族」が3割と高くなっている。また、家庭生活についても、非行群は家庭に対するマイナスイメージが強い。これらの比較は、青少年非行発生の遠因もしくは環境のあり方についての問題を提起することとなるが、同時に、非行少年に対するイメージの固定をもたらすおそれもある。一般青少年に関しては県下を7区分し、都市部、農山漁村部などの地域バランスが考慮されて調査されており、分析の中においても、市中心部、市郊外部、地域部と比較されている。また、項目によっては総理府などの調査との比較も行われ、福島の青少年の特徴を見ることの出来るところもある。

(吉永 宏)

埼玉青少年の意識と行動調査報告書

発表機関：埼玉県民部青少年課

発表年月：昭和60年3月

調査目的と実施方法

埼玉県に居住する青少年の生活実態や行動様式をとらえ、今後の青少年行政の基礎資料を得ることを目的とした調査。また、昭和60年が「国際青年年」と定められたことを考慮して、「世界青年意識調査（第3回）」（総理府青少年対策本部）の結果との比較も併せて行うことを目的とした。

8項目について57の設問がある。地域社会（居住年数、愛着度3問）、学校生活（通学時の気持ち、学校に行きたくない理由など6問）、職場生活（労働の目的、職場への満足度など5問）、団体活動と社会参加（参加の有無、動機、不参加の理由など7問）、家庭生活（休日の過ごし方、家庭生活で大切なことなど10問）、友人関係（心を打ちあけられる友人の有無など5問）、人生観・生活意識（生きがいの有無、生きがいを感じる時など18問）、国際青年年（周知度、関心、参加意向の3問）。

昭和60年1月1日現在で満15歳から24歳までの男女1,500人を面接聴取法で調査した。調査対象者は、9地区、150地点を設定し、1地点10人を無作為抽出した。報告書はB5版148ページ。

結果の概要

回答者のプロフィールとしては、年齢構成は15歳が13%と最も多く、18歳が7%と最も少ないが、どの年齢もほぼ10%前後となっている。長男・長女が76%、二男・二女19%、三男・三女4%、その他1%。回収数1,271人、回収率85%である。

回答結果の個々についてではなく、分析結果のうちから、二三その内容を紹介する。都市部、山間部など居住環境の違いが、地域への愛着度、定住意向などに出ている。通学者と有職者とによって、団体活動への参加率が異なる。生きがいを感じる時は、男子では、スポーツや趣味に熱中している時（60%）がもっとも高く、女子では、友人と一緒にいる時（53%）となり、1・2位が入れかわっている。大人に対する不満を見ると、20歳を境として、若い年齢層ほど、不満度が高い。世界青年意識調査との比較では、全体的傾向としては、本調査の結果と日本の結果とは近似しているが、本調査結果の方がやや否定的である。例えば、望ましい暮らし方について、自分の好きなように暮らすとしたものは本調査では46%（日本、43%）である。国際青年年については名称は聞いたことがある50%、あまり関心はない55%、との結果となっている。

特色 都市化されたところと農山村地域との比較が設問によっては可能である。しかし、マスコミへの接触度のような設問があれば、また、違った結果となろう。世界青年意識調査との比較は、本調査をアッピールする上で一つの効果を有したかも知れない。本調査の回答者の方が、世界青年意識調査の回答者よりも率直に回答していると思われる。国際青年年の初頭実施されているが、本調査の結果が、青年年を契機とする中期青少年育成計画策定を導き出したとするならば、大きな意義を有していると言える。別項の同県の20年前の調査結果との比較がいくつかの項目については可能である。（吉永 宏）

青少年の意識と行動に関する調査

発表機関：静岡県生活環境部婦人青少年課

発表年月：昭和60年3月

調査目的と実施方法

静岡県では、昭和52年度に高校生、昭和53年度に中学生と勤労青少年を対象に調査を実施していたが、その後の社会変化の中で、さまざまな青少年問題が増加しているの

で、青少年の実態と環境を把握し、青少年行政の基礎資料とする目的で調査を実施した。生きがいがいい、悩みや心配ごと、家庭生活、親子関係、学習・学校生活、友人関係、テレビに対する意識、大人、人の生き方、職業観、将来のくらし方、規範意識、の12領域について質問を用意した。静岡県の公立小・中学校と公立および私立高等学校の中から選

び、小学校5年生から高等学校3年生までを対象とし、昭和59年11月に調査を実施した。県東部、中部、西部の3地区、市部、町村部の2区分、学校の大規模、小規模の2区分から無作為で対象学校を抽出した。8学年にわたり、1学年はぼ440人前後、合計3,520人（男子1,790人 女児1,730人）である。回答者のきょうだい数（本人を含め）は、1人が4.9%、2人51.5%、3人43.6%となっており、他県と比較すると多いと思われる。報告書はB5版218ページ。

結果の概要

調査結果のひとつの例示であるが、問題行動および非行との関連で青少年が抱えている規範意識について、次のような結果が出ている。設問は「あなたと同じ年ごろの人がぜったいにしてはいけないと思うことがあったら、いくつでも○をつけて下さい」であり、12の選択肢が示されている。その回答の上位3位は、「まんびきをする・人のものをぬすむ」77%、「タバコを吸う」74%、「学校をさぼる」62%である。校種別に見ると、小学生では「タバコを吸う」93%、「学校をさぼる」89%、「ポルノ映画を見る」71%、中学生では、「タバコを吸う」84%、「まんびきをする・人のものを盗む」87%、「ポルノ映画を見る」71%、高校生では「まんびきをする・人のものを盗む」87%、「約束を守らない」54%、「タバコを吸う」49%。絶対にしてはいけないと答えた率の平均を一つの規範意識の指標として見ると、小学生が64%、中学生が49%、高校生が33%と学年が高いほど規範意識は低くなっている。

特色 上記に例示した規範意識については、昭和55年総理府が実施した「世界青年意識調査」との比較があり、日本（62%で6か国中、もっとも低い）よりも低い55%であると指摘されている。しかし、それだけで静岡県の青少年の規範意識が低いと結論づけることは出来ない。この設問には、選択回答した数が多いほど、規範意識が高いといった仕組みである。しかし、青少年の日常生活や環境の中で、回答として用意された行為の全てが必ずしも逸脱行為とは言えないものもある。たとえば「決まったボーイフレンド（ガールフレンド）とつきあう」である。本県の場合はわずか6%の選択であり、日本の場合との差は13%もある。なお、小学生対象の調査票は別のものを使用しているが、中・高校生は、同じものであった。生長と変化の激しいこの時期を考えると、高校生は、別の調査票（内容は同一であるとしても）を用いる配慮が必要だろう。（吉永 宏）

大都市青少年の人間関係に関する調査——対人関係の希薄化の問題との関連からみた分析

発表機関：東京都生活文化局婦人青少年部企画課

発表年月：昭和60年10月

調査目的と実施方法

本調査では、現代の青少年の対人関係の状況を把握し、問題とすべき対人関係の希薄化が起きていると考えてよいのかという問いに対しての手がかりを得ることを目的としている。また、あわせて、対人関係の希薄化がどのような形で、青少年の人間観や自己認知、問題行動と結びついているかを検討することも目的としている。

青少年のモデル、青少年の話相手、昨日の接触態度、満足度、親・家族との関係、友人（同性、異性）とのつきあい、問題行動、個人特性、その他（基本的属性、日常生活行動、社会観）

東京都に居住する世帯を対象に無作為2段抽出により、中学生、高校生を選んで、留置法により第一次調査をした。次いで設問37、39の回答者の中から特定回答をした者の中から一定数を選び出し、心理カウンセラーが1～2時間程度面接をするケース・スタディを行った。

第一次調査は昭和59年10月に、ケース・スタディは昭和60年1月中旬から2月上旬にかけて行われた。第一次調査は抽出された中・高校生1,075人に対して実施され998人の有効回答があった（有効回答率95%）。ケース・スタディについては、何人に面接したかは、本報告書には記述されていない。報告書はB5版168ページ。

結果の概要

対人関係の希薄化の第1のレベルはどの他者とも心理的に深く関われないなどの、対人関係が全般にわたって浅薄化していることに関する希薄化のレベルである。これは、対人恐怖などとも関連の深い問題であり、時としては精神病理学的な問題から端を発していることもありうる。第2のレベルは、特定の他者とは深く関われるが、その範囲が非常に狭い範囲に限定されているという、対人関係の狭小化のレベルである。第3のレベルは、対人関係のあり方の質的变化とでも呼べるレベルの希薄化である。第1のレベルの希薄化は実態としては少数だが、その背景となる意識はかなり幅広い層の青少年の中に認められる。第2のレベルの希薄化は、対人関係の範囲の狭さを示し、たとえば、日常生活における近隣との交わりの欠如、学校教師との深い意味での関係の欠如を示す。全体的に、本調査から導き出されることは、現在の青少年は、狭い範囲の対人関係にだけ満足していて、自分と社会的立場の異なる、上下の関係などにおいての人間関係を持ち得ていないということである。また、最も親しいはずの友人とのつきあいにおいて、互いに気をつかいながらも深いつきあいをしない傾向が見られ、この傾向が、青少年の問題行動や不適応感と結びついている可能性を示唆している。

特色 本調査は、対人関係の希薄さについて、深さ、広がり、質の面から追求したものであり、青少年の発達と育成に係わる者にとって、さまざまな問題を提起している。収められた4つのケース・スタディも、現代社会風潮、個人の存在様式、対人関係のあり方を突いている。

(吉永 宏)

第1回ぐんま青少年基本調査報告書

発表機関：群馬県教育委員会指導部青少年課

発表年月：昭和61年3月

調査目的と実施方法

家庭・学校・地域・職場の各生活の場における青少年の意識と行動を明らかにするとともに、青少年の自立を妨げている要因を調査し、明日をひらく「ぐんま青少年行動計画」の基礎資料を得ることを目的とした。

群馬県全域から、小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生、青年（18歳～24歳）、成人（県内の県組織を有する青少年育成団体指導者）を抽出し、配布・留置調査、又は郵送調査（成人のみ）を行った。

調査は昭和60年7月に実施された。調査対象は小学校5年生 635人（男子 313人、女子 322人）、中学校2年生 602人（男子 302人、女子 300人）、高等学校2年生 599人（男子 288人、女子 311人）、青年 629人（男子 286人、女子 343人）、成人 329人（男子 307人、女子 22人）である。報告書はB5版 218ページ。

結果の概要

しつけは、母親中心で父親の影は薄い。しつけは、基本的な生活習慣に関してはよく行われているが、公德心や思いやりに関してはあまり行われていない。家庭での手伝いは、8割前後の青少年が実行している。自分のことをもっとも心配してくれるのは、親（特に母親）であると考えている者が8割を上回っている。学校生活に満足している者は小中学生では5～6割、高校生では5割未満である。児童・生徒の求める教師像は、小学生では多様化しているが、中・高校生では生徒への対応のよい先生に集中している。明確な学習目的を持つ者は、上の学校になるにつれて、減少する。部活動に参加している中学生は9割以上、高校生は6割以上である。希望する進学目標は「高校まで」と「短大・大学まで」に分かれる。親しい友人をもつ小学生は9割、中・高校生、青年は8割である。友達への「いじめ」に対して無関心な態度を示す者は学校が上になるにつれて増加する。悩みをもつ者は、中学生の6割、高校生と青年では7割となっている。職場生活に満足している勤労青年は、5割程度である。居住地に引き続いて住みたいと考えている中・高校生は2割台、青年は4割台である。青少年団体への参加経験者は多いが、現在も参加している者は極めて少い。青年はスポーツ施設設置とスポーツ振興を望んでいる。将来は「平凡でもくらしに困らない生活」、行動時は「他人の意見を聞いて多面的に考えて行動」をしたいと考える青少年が多い。友だちに対して自信がもてるものが「ある」と答えている者は年齢が高くなるにつれて減少する。青少年育成団体指導者の7割は「少年の日」や「家庭の日」が一般県民に理解されていないと考えている。「自分の地域は自分たちでよくしよう、住民意識を育てる」ことが大切と考える青少年育成団体指導者は7割である。

調査結果からの提言として19点があげられ、これが県の「行動計画」策定に影響をおよぼしたと見られる。紙面の都合で割愛したが「小学校5年生の生活価値意識に関する調査」は興味ぶかい。

（吉永 宏）

共働き家庭における意識等の調査——児童・生徒の生活環境調査

発表機関：宮城県・宮城県青少年問題協議会

発表年月：昭和50年3月

調査目的と実施方法

県下中学生の3割の家庭が両親共働き家庭であるが、今後一層増加すると予想されるので、一般家庭児童生徒との対比において、共働き家庭における児童生徒および児童生徒をとりまく家庭の実態や意識の動向をつかみ、今後の青少年健全育成対策の資料として活用することを目的として調査が行われた。小・中学生、高校生、母親を対象としたが、市町村の職業別人口比を勘案して対象校を選定し、各学校1学級を抽出。高等学校は学科別、男女別も考慮に入れて選定した。小学6年生、中学2年生、高校2年生、対象小中学生の母親である。質問紙法により児童・生徒に対しては直接学校において記入、母親については、児童・生徒に持ち帰らせて記入を求め、各学校を通じて回収した。

昭和49年10月に調査を実施した。小学生1,270人、中学生750人、高校生952人、母親1,921人からの回答があった。対象者は「一般家庭」（母親が、家庭外で就労せず、専ら家庭にあって家事に従事している家庭、一般と略称）、「準かぎっ子」（母親が1週に数日家庭外で就労あるいは内職、家の仕事場で、田や畑などで働いている、準と略称）、「かぎっ子」（母親が毎日家庭外で就労、かぎっ子と略称）に区分された。小学生は一般22%、準48%、かぎっ子30%、中学生は一般20%、準50%、かぎっ子30%、高校生は一般26%、準47%、かぎっ子27%であった。報告書はB5版140ページ。

結果の概要

小学生において「一般」よりも「かぎっ子」において高いのは、家事に対する負担率、友だちの家に遊びに行く頻度、母親が働くことについての肯定の度合い、家庭に対する不満の強さなどである。「一般」に比べて「かぎっ子」において低いのは、母親との接触度、学習時間、こづかいの額などである。高等学校生徒において「一般」よりも「かぎっ子」において高いのは、家事労働の負担率、異性の友人がいる割合、母親が外で働くことに対する理解度、家庭に対する不平不満であり、「一般」よりも「かぎっ子」において低いのは、母親との接触度、学校の部活動加入、高等学校卒業後の進路についてはっきり決めている度合、母親に対する満足度などである。「一般」よりも「かぎっ子」の母親において高いのは、家事負担だけである。「一般」より「かぎっ子」の母親において低いのは、子どもとの接触度、子どもの生活に対する認知度、学校参観、地域での交友・会合・行事等への参加などである。

特色 昭和40年代に入って、共働き家庭の問題が顕在化し、いわゆる「かぎっ子」の存在が目立ちはじめたのもその頃である。当時総理府が「かぎっ子の実態と対策に関する研究」（昭和43年3月）を報告しているが、時間的・空間的距離はあるものの、本県なりの特徴を明らかにしている調査と思われる。青少年の社会性の発達、あるいは発達課題との関連で分析することも出来よう。

(吉永 宏)

第45回府政に関する世論調査——青少年の健全育成

発表機関：大阪府知事室広報課

発表年月：昭和57年3月

調査目的と実施方法

大阪府内に居住する満20歳以上の男女府民を対象に、青少年の健全育成に関する意識や要望を把握することにより、今後の施策推進の基礎資料とすることを目的とした調査である。社会状況と青少年に対する評価、青少年の非行、青少年を取り巻く環境、自動販売機、大人の対応、地域活動、優先されるべき施策と対象者の属性の8領域にわたって設問した。調査は昭和57年4月から5月にかけて実施され、有効回答数は1,499（回収率75%）、男子52%、女子48%。20歳代前半7%、20歳代後半8%、30歳代32%、40歳代27%、50歳代19%、60歳以上9%。また既婚85%、未婚14%。報告書はB5版109ページ。

結果の概要

最近の社会は、管理社会化し、組織の中で自己を発揮しにくい社会かどうかについて、悲観的評価が50%強。創造性が失われがちな社会かどうかについては悲観層が65%など、今日の社会を良くないとしている。青少年のすぐれている点として、合理性、明るさ、個性の豊かさ、積極性をあげ、忍耐強さ、物を大切にすること、礼儀正しさを、他人への思いやり、責任感などが欠けているとしている。将来どのような人間になってほしいかについては、自分の考え方、生き方をしっかりもっている人、やさしさ、思いやりのある人、人に迷惑をかけない人などを上位にあげている。

青少年の問題行動については、家庭内暴力、校内暴力、暴走行為、集団暴力が目にあまるものとして上位に選ばれている。非行の原因を親の過保護や放任、青少年自身の甘えをあげているものが多い。非行の防止のためには、子どもに対する親の自覚、青少年自身の自覚と家庭内での防止策が先決とされている。

性や暴力を興味本位に取り扱った図書・映画、テレビ・ラジオ番組や新聞などは青少年に強い影響を与えていると考えている。その対応には、法律や条例による規制強化、業者による自主規制を求める者が多く、住民による環境浄化は僅かに6%である。

性や暴力に関する図書、タバコや酒などの自動販売機は青少年の非行に影響があると懸念している。青少年の逸脱行為、不良行為、迷惑行為に対しては、小学生なら注意するが、中高生に対しては殴られたりすると困るから放っておくとする者が多い。

何らかの地域での活動に参加したことがある者は6割におよぶが、参加したい活動の内容を見ると運動会や各種スポーツ活動が最も多い。優先されるべき施策として、家庭教育に対する指導・助言、学校教育についての指導、青少年が利用できる施設の拡充が上位にあげられている。

特色 大阪府では昭和39年から世論調査を実施しており、これまで、青少年健全育成に関連するものとして、青少年問題（昭和39年、51年）、児童問題（昭和46年）、子どもと生活環境（昭和54年）などがあるが、本調査との関連説明や比較があれば、時間的変化と地域社会の社会変化との相関が明らかにされたはずである。

(吉永 宏)

青少年の生活に関する地域住民の意識

発表機関：茨城県青少年問題協議会

発表年月：昭和60年3月

調査目的と実施方法

青少年問題がどのような形で存在するのか、また、さまざまな要素が複雑にからみあっている状態をどのようにして解きはぐすのか、などを明らかにするために、青少年や大人の意識や考えかたを知ることが目的に実施された調査である。学校教育を含む現代社会に対する意識（青少年の進路希望と進学理由、母親からみた青少年をとりまく社会）、青少年の家庭に対する意識、青少年の将来に対する意識、青少年の問題行動に対する意識、の4領域を取りあげている。前年度に予備調査をして、県内各地で、直接青少年またはその父母と集団面接し、基本的な問題の所在をさぐった。その集団面接の結果を参考として質問紙を構成し、県内7地域でそれぞれ一校ずつ選定された小学校、中学校、高等学校に依頼して実施、小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生とそれらの母親が対象となった。

調査は昭和59年9月に実施され、母親については、年齢構成は20歳代1%、30歳代57%、40歳代40%、50歳以上2%である。報告書はB5版 187ページ。

結果の概要

4年制大学への進学希望率は、小学校段階では地域差がないが、年齢が高くなるに従って水戸・県南では顕著に増加し、県西・県北では低下する。進学希望理由は全国のそれとほとんど変わらず「知識・技術習得のため」50%以上、「自己実現のため」40%となっている。母親からみると、経済優先、競争社会そして学歴重視の傾向が著しく後退しているとの結果がでている。「著しく後退している」というのは、現在の社会状況から見て、疑問を持たざるを得ない。母親の建前としての回答が見られると思われる。青少年は安定した社会で依存的になり、主体性に欠けた、自己実現に向けて努力する傾向の低い状態を保っている。母親の回答によれば、老後における子どもとの同居希望の傾向が茨城県の場合特に強い。一方青少年は、親のようにになりたいとする割合が低い。しかも、年齢の上昇に伴って、この傾向は上昇する。

大人たちの多くは、現代社会を支配する価値観が青少年問題の要因として働くという意識を持てず、しかも、青少年の持つ同世代の問題行動に対する意識との間にズレがある。また、青少年の多くは、同年齢世代の問題行動に対して否定的であり、健全な意識の水準を保持していると本書は分析している。

特色 都市化と過疎化の進行によって青少年の意識が影響を受け、たとえば進学希望について、高校生の場合、都市部では70%強が進学を希望しているのに対し、山間地では4～6%の低さである。地域の青少年に対する教育期待水準の差なのか、他の理由があるのか、問題が提起されている。青少年の多くが、現在の「学校」の諸問題をかかえていることは見逃してはならない。「学校内規則の強化」による青少年の行動の規制や「偏差値」による「人間」の位置づけからの解放こそ、青少年育成施策の視点とすべきという指摘も考えさせられる。

(吉永 宏)

中学生と施設

発表機関：神奈川県青少年指導者研修センター

発表年月：昭和60年3月

調査目的と実施方法

神奈川県の青少年指導者研修センターでは、昭和58年度に、青少年活動基礎研究として中学生の社会参加について、家庭・学校・地域がいかなる姿勢をもつことが望まれるかを取りあげた。本研究では、そのテーマをより深めていく方向で、施設に焦点をしばり、青少年活動および施設関係者の実践に役立つことを目的としている。なお、神奈川県には昭和59年度現在、中学生が使用している施設は77か所ある（本書の参考資料による）。

本書は、中学生の現状と研究のねらい、中学生にとって望ましい施設、中学生とかわる施設職員のあり方、地域を耕やすひとつの力として、施設独自の機能の中で（現場からの報告）の5章構成。それに、参考として、活動状況調査の集計が付されている。

A 5版32頁。

結果の概要

中学生の現状と研究のねらいでは、中学生の社会参加を阻害する要因として、中学生自身の問題、学校中心の生活、親が高学歴志向で学校以外の生活に理解が薄い、学校と地域と縁が薄い、受け皿としての地域の教育力の低下、を指摘している。中学生はその発達段階から見て、ものごとに対する関心あるいは好奇心が飛躍的に広がり、さまざまな人とかかわりの中から自己に有用なもの、例えば、愛、信頼、共苦という概念を学びとり、自己を高めながら自己統制力を身につける時期である。これらを踏まえて、地域施設に何が期待され、職員はどうかかわるべきかが問われている。

今、中学生にとって望ましい施設では、かけこみ寺（少数であっても、意識的に現実の生活から逃避しようとする中学生のために）、心の喫茶店（仲間と会え、新しい友を得、楽しく、くつろげる場）の二つの要素は欠かせない、そして、情報バンク機能、現代版若衆宿でもあるとする。

中学生とかわる施設職員のあり方では、7点を提案している。来館する中学生すべてを大切に、ひとつの人格をもった人間として個性を尊重する、興味から出発する、地域に理解される活動としよう、中学生自身の手で、中学を卒業した青年への配慮、相互理解をもった職員集団の形成、である。

地域を耕すひとつの力としてでは、既存の組織・グループ、他の施設・機関と連携し、当該施設の役割、連携の方法を掴むこと、また、専門的立場からの援助によって新たな教育の広がりを目指したいと訴えている。

施設独自の機能の中では、5施設での取り組み事例が報告されている。

特色 施設職員による研究のため、具体的、現実的な指摘と提案がなされている。施設のハード面よりも中学生に接するソフトな機能と役割を重視し、そこにかかわる職員の在り方についての指摘は説得力を有する。

（吉永 宏）

家庭教育の基盤に関する報告書

発表機関：滋賀県青少年対策本部

発表年月：昭和61年3月

性格 滋賀県における家庭教育の基盤を把握し、青少年行政を進める上での基礎資料を得ることを目的として行われた調査である。ここでいう家庭教育の基盤とは、家庭におけるコミュニケーション、親の人生観や教育観などをさしている。

背景 設問は家庭教育の主体、家庭におけるコミュニケーション、親の人生観・教育観・家庭教育の内容と不安・期待、地域とのかかわり、いじめ、非行、中学生の部活動、など24項目にわたっている。学校群別により抽出した学級に対し、半数は父親、他の半数は母親を対象として調査票を配布、記入を依頼した。小学校5・6年生および中学1～3年生を持つ、父親と母親が対象で、県内7ブロックの合計73校が選ばれた。

構成 調査は昭和60年11月に実施され、父親1,640人、母親650人が参加した。回答者は35～39歳（33%）と40～44歳（41%）の年齢層に集中している。母親の方が集中度が高く、35～39歳だけで47%、40～44歳で37%である。母親は常勤（24%）、パート（27%）とほぼ2人に1人の割合で働いている。家族構成は、地域別にみると、2地区ではほぼ7割、1地区で6割強が2世代世帯であるのに対し、2地区では2世代世帯と3世代世帯とが同数、他の2地区では3世代世帯の方が半数を超えている。報告書はB5版149ページ。

内容 子育ての中心が「主に母親」というのは6割に達している。親と子の話し合いの内容が「時事問題や社会問題」「子どもの悩みごと」などに及んでいるのは少い。子育ての姿勢は「過保護」か「放任」がほぼ半数ずつであった。「厳格」か「柔和」かについては「柔和」が多く、「対話型」か「一方型」については「対話型」が73%と多い。しつけとしては基本的生活習慣に重きをおく者が67%と多く、ついで「責任感」「公共心」「礼儀正しさ」をあげている。家庭教育に関して国や地方公共団体に「家庭学習資料を作成・配布してほしい」「テレビなどのマスメディアを活用してほしい」などを望む者が多い。地域の行事や催し物に「よく参加している」親が39%、「義務的なものは参加している」親が51%で子どもよりは低い。12%の親がいじめについて子どもから聞いているが、「自分の子どもはいじめられていないと思う」親が8割である。青少年非行の原因として、7割の親が「家庭における過保護・放任など親の養育態度」をあげている。

特色 回答者の地域別構成は、都市化の進んだ地域、やや進みつつある地域、都市化されていない地域に区分でき、調査項目によっては結果に有意差を認めることができる。たとえば子育ての意味について、老後の面倒をみてもらうためということをあげている者は、三世代家族の多いところや都市化が進んでいないところに多い。反面、核家族化、都市化の進んでいる地域では低い。都市化の進行に伴って家庭教育の基盤をどのように深め、強めていくか、青少年育成の条件づくりとしても重要であることを本調査は指摘している。（吉永 宏）

青少年・大人の意識——青少年育成に関する意識調査結果報告書

発表機関：鳥取県

発表年月：昭和61年3月

調査目的と実施方法

鳥取県では昭和54年8月に青少年とその指導的立場の成人について第1回の意識調査を実施したが、その後の5年間における意識の時間的変化を解明し、青少年に関する施策の基礎的資料を得ることを目的としてこの調査を行った。中学生、高校生には担任の教師による留置法、青年と成人には調査員による面接法で回答を求めた。中・高校生に対しては、興味・関心、悩み、悩みの相談相手、友人の有無、いじめ、両親への要望や話しあい、両親からの注意内容、家庭生活満足度、地域活動への参加、隣近所の大人とのつきあい、生きかた、遊び、問題行動、学校生活全般などについて質問し、青年と成人に対しては、関心事、悩心事、家族関係、地域社会、自身の行動、青年に対する期待、教育に対する考え方などをたずねた。中学生 598人、高校生 658人、青年 789人、成人 835人合計 2,880人が調査対象であった。報告書はA4版57ページ。

結果の概要

結果の概要を54年調査と比較してみる。青少年問題に関連した意識の動向では、中・高校生や青年の関心がスポーツ等については減少し、自動車等の乗物や音楽への関心増がめだっている。成人では自殺や暴走族への関心が少なくなり、かわって、受験や性非行等への関心増が目される。中・高校生では新たに「性格」への悩みがあげられ、潜在する自己嫌悪との関連を思わせる。友人関係や相談相手では、中・高校生の孤立化傾向をうかがわせ、相談相手としての教師が低率である。家族関係では、親子の対話不足、過干渉の2点が家庭教育上の反省点としてあげられている。地域社会では、高校生の地域活動離れが目立つ一方、成人の側では、全般的に青年への参加期待が上昇傾向をみせている。行動についての考え方では、青年、成人とも「世間へ順応してのんびり」とか「そのときどきの楽しさ」への志向がわずかにふえている。学校教育については、中・高校生は「普通の教科以外に学校で指導して欲しい」点について「特に必要はない」としているのがふえていることが注目される。ところが成人側では「しつけの強化、才能や特性の発見助長、人間の生き方、ものの見方」など「必要がある」とする率が高い。望ましい教師像では、「差別しない公平な人」が首位であり、生徒の人間評価を成績によって選別しがちな教師への反発として受けとめられている。成人の場合、「社会では学歴より実力や能力」との学歴観をもつ者がかなり増加傾向をまし、半数近くになっている。しかし、自分の子どもへの学歴希望程度をみると、短大以上が7%増となって過半数に達し、ほんねでの学歴志向は高まる傾向をみせている。

特色 社会的傾向と関心の高まりを受け本調査では「いじめ」を重点におき、性非行関連の意識も含め、設問範囲や内容が拡大深化されたものとなっている。各論の次に終章として調査の概要が記述されているが、一別しやす記号を用いた図表（●増加した項目、○減少した項目、特に注目すべき増を見せた項目、特に注目すべき減を見せた項目などの表示を使用）と共に、調査結果の全体的把握を容易としている。（吉永 宏）

集団のもつ不適応能力の改善の可能性についての研究

発表機関：群馬県

発表年月：昭和45年3月

調査目的と実施方法

青少年の健全育成、非行防止の問題は大きな社会問題であり、産業の高度化、都市化の進展等、社会環境の急激な変動にともない深刻の度を深めているという認識に立ち、青少年施策の科学的研究の一環として、2年にわたって研究調査を委託実施した。

本書は、本研究の目的と方法、家庭環境診断検査、精神健康度診断検査による適応性の検討、適応診断検査による適応異常性の抽出、生徒指導診断検査による適応異常性の抽出、そして、まとめの6章構成。B5版76頁。

結果の概要

本研究の目的と方法では、問題へのアプローチを次のように設定している。青少年のもつエネルギー（興味、関心、要求）が妥当な方向へ向けられているかどうかについて関心を持つ必要がある。換言すれば正常な方向への同化作用が行われているかどうか。本研究では、異質な3集団に対して、何種類かの検査を併用し、被験集団のエネルギーを把握し、集団間の差、集団内の差をさぐる。差があるとすれば、その誘因としてどのような特性があるかを考え、さらに特定集団に対する集中的教化活動の影響性が予測されるものかどうかについて考える。被検査者は3集団（教護院、農山村に位置する中学校、大企業を行政区域にもつ町の進学率の高い中学校）、合計441人である。

家庭環境診断検査では、家庭環境について調べ、非行集団の家庭環境が一般に著しく悪いこと、いわゆる破壊された家庭環境の状態に子どもたちが置かれていたことを指摘する。家庭状態を改善し得る方策がとられ、かなりの期間継続維持されれば、非行集団に希望的条件をもたらすことになる。

精神健康度診断検査による適応性の検討では、精神的健康状態を、どのような環境条件下においても適応していけるだけの能力をもつこと、どのような環境条件下においても過度の緊張、不安、不満状態に陥らないこと、自己の最高の能力を発揮し、これに応じて、最大の成功を収め、大きな満足感、成功感、自信感を確実なものとし、現実の社会生活に適応できるもの、と考えて進めている。長所5項目、短所5項目を引き出し、それぞれ集団間比較が試みられた。

適応性診断検査による適応異常性の抽出では、個人適応、社会適応に2分し、それぞれを5つの特性項目に分けて、集団ごとの特性分布を示した。

特色 研究受託者が指摘しているように、被験者の数が少く、自己評価方式を用いたので、研究者による条件の統制がなされないなどの理由で、統計的処理はなされていない。

(吉永 宏)

ふくしまの青少年団体・グループ——青少年団体等地域活動実態調査の概要

発表機関：福島県青少年育成推進本部

発表年月：昭和60年3月

背景 県内の青少年団体・グループの組織状況と地域活動の実態を把握し、青少年団体活動の活性化および青少年指導者の養成等、青少年施策策定の際の基礎資料とすることを目的とした調査である。名称、活動（目的）の類型、結成年月日、所在地、メンバー構成、上部団体、活動の内容、障害、行政への要望などについて調査した。

構成 調査対象として次の要件を満たしている青少年団体・グループを取りあげた。(1) 昭和59年7月1日現在、地域社会において活動しており、その目的が仲間づくり、文化・芸能・スポーツ・レクリエーション、奉仕、教養・技能習得等であること。(2) おおむね、25歳未満の者が加入でき、しかも、主体的に活動しているもの。(3) 在学青少年については、社会活動集団とし、学校内にとどまる単なる部、クラブ活動は除く。(4) 職場内のサークルやグループについても、単に職場内の活動だけにとどまらず、広く地域社会において活動している団体であること。(5) 会員がおおむね10人以上であること。(6) 労働団体、政治団体、宗教団体は除く。(7) 市町村では、当該市町村内に事務所（連絡所）を持っているもの（子ども会、スポーツ少年団については団体の目的がほぼ同一なので県レベルだけで調査）。(8) 県内全域を対象として個別されているもの。報告書はB5版 105ページ。

内容 青少年団体数 8,064団体、青少年団体会員数 431,701人、年齢層別会員数 就学前の子ども0.08%、小学生～25歳未満92.7%、25歳以上 7.2%。活動類型は、子ども会等の「仲間づくり」(46%) がもっとも多く、次いで県組織の多い「スポーツ・レクリエーション」(31%)、地域青年団、ボーイスカウト等多目的活動団体等の「その他の団体」(10.7%)、青少年赤十字等の「奉仕」(8.1%)の順。仲間づくりでは、子ども会(3,678団体)、「その他」ではスポーツ少年団(837団体)が多い。62%が上部団体を有し、78%が規約を有し、86%が会費を徴収している。会費は、文化・芸能、仲間づくり、スポーツ・レクリエーションの順で高い。定例集会の頻度は、年間11回～20回の団体が最も多く、ついで21回～50回、6～10回の順である。活動場所としては、公民館が最も多く、その他の集會施設（文化センター、生活改善センター、集会所、学校など）、体育館、屋外運動場とつづく。行政への要望では、「青少年活動施設・設備の充実」が40%を占め、「指導者研修」が17%となっている。巻末に団体・グループ一覧が付してある。

特色 福島県では数年ごとに、同種の調査を実施しているが、団体数・会員数について過去10年の推移は次のとおりである。団体数50年 4,933、56年 6,733、59年 8,064（対50年比較1.63倍）、会員数50年 291,492人、56年 383,449人、59年 431,801人（対50年比較1.48倍）。
(吉永 宏)

潜在非行とマスコミの影響

発表期間：埼玉県民生部

発表年月：昭和41年3月

調査目的と実施方法

戦後から昭和40年にいたる20年間の日本社会の変動により、青少年の生活行動に著しい不良化傾向が目立ってきた。青少年をとりまく外的条件のうち一部の俗悪な風俗営業、有害興業、マス・コミが、青少年の非行に影響を与えていると思われる。そこで、本研究ではマス・コミの青少年に与えている影響について、困難かもしれないが、あえて探求することとした。その一つは文献の探求であり、もう一つは質問紙調査である。

質問票はテレビ視聴、雑誌購読、行動の3項目をもって構成した。埼玉県南部の都市に所在する公立中学校2・3年生および高等学校2年生を質問紙調査の対象とし、教室内で一斉記入してもらった。調査は昭和41年に実施した。回答者は中学校2年生 1,366人、3年生 332人、高等学校2年生 936人である。報告書はB5版68ページ。

結果の概要

文献研究では、昭和26年から29年まで米国で設置されたテレビと少年非行についての対策のための「カーフォーバー委員会」の前後に、研究・調査されたいくつかの科学的アプローチを要約・紹介し、テレビは非行予備校ではないかと指摘する。近畿矯正管区の少年院における非行少年とテレビの関係についての研究(昭和35年)を紹介し、先のカーフォーバー委員会報告と同じく、「マス・コミの有害性は、普通に形成されるはずの抑制作用の弱いものにあてはまる」としている。その他、宇野登、依田新、東洋大学社会学研究所の論文・研究を紹介している。

質問紙調査結果の中から、重要と思われる点を列挙すると、視聴内容からみると、番組選択の巾が狭く、同一の番組を視聴している。暴力番組は女子より男子、高校生より中学生が多くみている。埼玉県青少年愛護審議会で不良雑誌として指定している五誌の閲読が8%から41%におよぶ。中学生男女それぞれ100名を被調査者の中から無作為に抽出し、テレビ視聴番組と不良行為との間にどの程度の関連があるかをみると、1%の危険率のあるものが男子で14番組、女子で1番組、5%の危険率まで広げて考えると相關のあるものは男子で18番組、女子で4番組となる。

特色 本調査研究が実施されたのは20年前のことであり、マス・コミが高度成長と共に影響力を強めはじめた時期である。学問上も、青少年非行とマス・コミの関係については、未だに不明確なままで推移している。しかし、当時、極めて限られた研究の中から地域レベルで、この問題に取り組んだ点は、先導的として評価できよう。すでに、今は、過去の文献の中に埋没していると思われる、当時の米国、日本のこのテーマに関する情報が記述されていることは資料価値を有することとなった。(吉永 宏)

暴走行為および暴走族に対する青少年の意識

発表機関：茨城県生活福祉部

発表年月：昭和57年3月

調査目的と実施方法

昭和56年度の警察白書が指摘するとおり、暴走族グループは、再び増勢の傾向にあった。そこで、茨城県青少年問題協議会では暴走族または青少年の暴走志向の問題を重視し、昭和57年度はとくにこの問題に焦点を絞り、青少年の意識調査を企画した。とりわけ、暴走族予備軍となる可能性をもつ一般中学生、高校生を対象に、暴走族または暴走行為に対するイメージや態度を中心に、彼らの意識を探り、この問題の早期対策への手掛りを得ることを目的として実施した調査である。暴走族および暴走行為に対するイメージの測定、暴走族に対する態度の測定、青少年の挫折感の測定、暴走行為への対策についての青少年の意見などについて質問した。対象は、県内6地域から、中・高各1校を抽出し、各学校の各学年各1学級の生徒である。

調査は昭和56年11月から12月にかけて行った。回答者は中1 288人（男子 142人、女子 146人）中2 307人（男子 155人、女子 152人）中3 345人（男子 173人、女子 122人）高1 252人（男子 130人、女子 122人）高2 284人（男子 151人、女子 133人）高3 289人（男子 135人、女子 154人）合計 1,777人ある。報告書はB5版85ページ。

結果の概要

暴走族および暴走行為に対するイメージでは、女子よりも男子の方が暴走族や暴走行為に対して「カッコよさ」や「まとまり」のイメージを持っており、女子は「反抗・攻撃」のイメージをかなり有している。中学3年・高校3年という受験を目前にする学年では「反抗・攻撃」のイメージが増加してくる。

茨城県の大多数の中・高校生は暴走族や暴走行為に対して、極めて健全な態度を持っている。しかし、生命を軽視する中・高校生もかなりいることも事実で、学校教育や家庭教育の内実が問われている。また、かなり多くの青少年が何らかの側面で多かれ少かれ挫折感を抱いている。とりわけ、競争社会の中で、自己についての否定的認知を持つ者が多い。

暴走行為への対応策については、スピード化の進行する現代社会において、車の性能が良くなって行くことは歓迎している。逆効果になりそうな対応策の項では、大人による権力的支配の色彩をあげている。どのような対応策がよいかについては、自バイやバイクによる取りしまりを強める、親が子どものしつけにもっと責任をもつ、があげられている。

特色 本調査が実施された時点は、暴走族問題が社会問題化している最中であったということから、本調査は、時宜に適したものであったと言えよう。調査の結果が指摘している、スピード化社会への傾倒と逸脱者に対する取りしまりの要望は、矛盾した青少年の姿を浮きぼりにしている。

(吉永 宏)

青少年非行に関する親の実態調査

発表機関：神奈川県青少年指導者研修センター

発表年月：昭和60年1月

調査目的と実施方法

親の生き方や子どもに対するしつけ、および非行に対する態度や対応を検討し、親自身の問題を明らかにすることによって、青少年非行防止のための親への働きかけの基礎資料を得ることを目的とした調査である。フェースシート、ライフスタイル、価値観、子どもに対するしつけ、非行に対する態度および対応に関する内容などにわたって調査した。神奈川県内に在住する一般中学生および非行中学生の父親と母親が対象であり、一般中学生の親については、3市教育委員会および県下7教育事務所の管轄区域から公立中学校各1校を選び、学校を通じて回答を依頼した。非行を行なった中学生の親については、警察の協力を得て配布、郵送で回収した。

昭和59年6月から8月にかけての調査である。父親の年齢について一般群と非行群とを比較すると若干の差がみられ、40代の親は一般群に多く、逆に、50代の親は非行群に多い。PTA関係や地域の子ども会、町内会、自治会などで、青少年育成関係の役員になった経験では、父親では半数以下、非行群の父親は25%程度と低い。一般中学生の父親608人、母親858人、非行を行なった中学生の父親90人、母親111人、合計1,667人である。報告書はB5版57ページ。

結果の概要

子どもの生き方については、非行群の親は、一般群の親よりも一層社会に認められるような生き方を期待している。親が望んでいるほど子どもの進学希望は高くない。社会に対する感じ方については、非行群の親が一般の親よりも、この世の中は努力と我慢が必要だと考えている。これに対して、一般群の親は、生活を楽しく生きようとする傾向がうかがえる。親の家庭内適応については、非行群の親は一般群の親よりも子どもとのコミュニケーションが不足しており、家庭の雰囲気も悪く、居心地も悪いと感じている。父親の企業内適応については、非行群の父親の方が一般の父親より、企業内適応がよく、特に、仕事に対して充実感が高い傾向が見られる。このことは、父親の家庭内適応の不調の補償行為とみることもできる。子どもを地域の活動に参加させることの意義と重要性について、非行群の親の評価は低い。子どもは非行の深化とともに、家から離脱し、地域社会から離脱して非行性を強めていくものである。親の認識を改めさせると同時に、子どもたちを地域につなぎとめるための魅力ある活動も用意することが必要である。子どもを育てる上で、親が大事にしてきた家庭教育の内容では、非行群の母親に、しつけの欠如がみられる。

特色 父親の職場適応と家庭内非適応とが、非行を行なった中学生の父親においては、何らかの関係があるとの分析、指摘は考えさせられることが多い。今日の社会では、父親にかぎらず、職場適応を果たさざるを得なく、そのための努力と心身の疲れが指摘されている昨今だからである。まとめの記述は簡略で理解しやすい。(吉永 宏)

青少年育成運動・施策の歩み——各県・県民会議等によって発行されたものの総覧

背景 第2次世界大戦後41年、青少年育成国民運動が、国・県・市町村レベルで始まってからすでに20年余りが経過している。その間、都道府県およびそれぞれの育成会議では、10年、15年、20年などの節目に、それまでの運動を振り返り、事業と活動を何らかの形で記録し、資料として発行してきた。今回の文献解題作成のため、都道府県および県民会議に、資料についての照会を行なったが、回答されたものの中には標記「青少年育成運動・施策の歩み」に属するものが、次ページに示すとおり、14点あった。当然のことではあるが回答されていない県・県民会議でも、何らかの形で、青少年育成運動・施策の歩みを記録として、後世に遺しているものがあると思われる。

内容 青少年育成運動および青少年対策について述べている場合は、各県に青少年問題協議会が設置された昭和39年、もしくはそれにつづく県民会議およびそれに準ずる組織結成の時から起算した時代区分となっている。県によっては、それ以前の約20年間における青少年施策を加えて、通観している場合もある。

県民会議等がまとめた青少年育成運動史では、その組織発足、団体設立の前史から編集時までを通史として記述している場合が殆どである。たとえば、北海道青少年育成協会の「青少年育成運動10年の歩み」（昭和52年4月30日発行、A5版127頁）の構成は、創立と運動目標として、第1章に次の内容を収めている。1) 創立の動き、2) 創立、3) 法人化への歩み、4) 創立理事会、5) 北海道青少年育成振興資金設置について、6) 活動の歩み、7) 創立10周年記念北海道青少年育成大会。そして、基幹事業である青少年の国際交流、広報・啓発、資料発行事業をとりあげ記録している。

都道府県における青少年育成施策のあゆみについての資料は、行政担当者によってまとめられているが、発行時の必要性の度合によって、内容について濃淡、量の多少、写真、図表、参考資料の掲載などにおいて異なりがみられる。昭和50年3月に茨城県が発行した「戦後の青少年問題と青少年育成施策の概要——戦後30年のあゆみ」（A5版186頁）は、戦後から昭和50年までの30年を5期に区分し、当時の青少年問題とそれに対応した施策について詳述している。青少年行政を単に青少年健全育成の範囲に限定せず、青少年にかかわる行政のあゆみとして扱ったのは、神奈川県である。青少年行政20年史（神奈川県発行、昭和46年3月、A5版460頁）は、青少年の福祉と健康、青少年の教育、青少年の労働、青少年の団体活動と指導者養成、青少年健全育成施設、青少年をめぐる社会環境の6章構成で詳述してある。

特色 それぞれ編集者の意図が形となってあらわれているが、資料の性格および主たる読者（利用を期待する相手）の明確な設定がなされている場合は、利用しやすい形がけられている。多目的の場合は本文、図表、資料、文献その他を区分して構成すると利用には便利である。あわせて、その県独自の歴史の保存伝承ともなる訳なので、郷土史また現代史に詳しい人なども編集に協力することが望まれる。

以下は回答された青少年育成運動の歩み関連文献の表題等を、都道府県別に北から資料名、発刊年月、発行機関の順に掲載した。

北海道

青少年育成運動10年の歩み／52年4月，青少年育成運動15年の歩み／56年11月／
北海道青少年育成協会

山形県

青少年育成県民運動10年のあゆみ／52年11月，青少年育成県民運動15年を顧みて
／57年／県民会議

茨城県

戦後の青少年問題と青少年育成施策の概要——戦後30年のあゆみ／50年3月／茨
城県

十年の歩み／52年3月／県民会議

千葉県

10年の歩み／51年／千葉県青少年協会

神奈川県

青少年行政20年史／46年3月／神奈川県

福井県

青少年育成福井県民会議20年のあゆみ／61年3月／県民会議

愛知県

愛知の青少年育成県民運動十年の歩み／52年3月／県民会議

三重県

10年の歩み／51年／県民会議

鳥取県

青少年育成県民運動のあゆみ～県民会議発足15周年記念／57年3月／県民会議

広島県

青少年育成広島県民会議結成10周年記念式典／51年11月／県民会議

長崎県

長崎県青少年育成会議20年のあゆみ／60年11月／県民会議

(吉永 宏)

普及啓発資料——各県・県民会議等によって発行されたものの総覧

背景 青少年育成運動を進めるためには、育成者をはじめとして、多くの人々に働きかけ輪を広げてゆかねばならない。都道府県および県民会議等では、さまざまな対象にむけて青少年育成の普及啓発資料を発行している。呼びかける対象には、青少年そのもの、親および家族、青少年育成担当者（青少年指導員、青少年団体指導者など）、地域の諸団体・機関（学校、PTAなどを含む）など多岐にわたっている。媒体の種類もまた広がりがあり、図書、小冊子、資料、ポスター、ステッカー、パネル、壁新聞、懸垂幕・横断幕、手帖などからテレビ・ラジオといった電波媒体も用いられる。ここでは、図書（小冊子を含む）に限って、取りあげることとする。

内容 訴えることによって、どのような結果を期待するかは、対象と課題もしくは時期などによって異なる。活動や事業への参加を促す、青少年育成および非行防止のため、青少年の実態を知らせる、青少年を守り育てるために理解しておくべきこと・考え方・育成法などについての情報を提供する、専門的でわかりにくくまたそのために誤解が生じている事柄について正しい事実を示す、地域で取りくまれている活動事例の相互交流など、多岐にわたる期待と目的で作成され発行・配布されている。

啓発を期待するための工夫がそれぞれ試みられている。例えば、奈良県総務部青少年課編集の「お父さん、お母さん今が大切です!!——子どもを正しく、強く、健やかに育てるために」（昭和61年5月発行、A5版40頁）は、全頁4色刷りでイラスト・図表を各頁にとりあげ、気軽に読めるように編集されている。お父さんへと呼びかけた注文も、常に信念と自信をもって子供に接して下さいと切り出し、その背景・理由が続く。そして、その頁の末尾には、「人なみに叱られてみたい時もある、俺のおやじは俺がこわいのか」などといった、寸句がある。

性教育の大切さはわかるものの、どうしてもいかわからない親は多い。岡山県青少年育成県民会議発行の「家庭でできる性教育ABC」（昭和59年）、「同PARTⅡ——思春期編」（昭和60年）の2冊は、共に20頁の小冊子だが、専門的分野に属することを平易に、そして日常生活の中での子どもとの接し方、しつけの場面に即して記述されている。

しつけについては、多くの啓発資料が発行されているが、読物風で、しかもていねいに説いたものとしては、広島県青少年育成県民会議発行の「子どもを育てる——しつけの手引き」（昭和57年2月発行、A5版61頁）、「子どもを育てる——中学・高校生をもつ親のために」（昭和58年3月発行、A5版98頁）の2冊は好例である。

青少年育成を活性化するためにとの思いで独創的な啓発資料を発行しているのは、青少年育成香川県民会議の「青少年育成草の根運動啓発資料集——みんなで青少年を健やかに」（昭和56年3月発行、B5版356頁）である。特に、ポスター、立看板、モットー、パンフレット、ワッペン、など広く公募した作品を掲載している。

特色 啓発資料についての努力のポイントは、誰に、何を、どのように伝えるかということと、設定した対象読者に確実に渡っているかという点の確認をすることである。また、何らかの形で、その資料についての読後反応を把握を試みるべきである。今回、各県や県民会議等より送付された啓発資料の一つ一つが、その役割を果たすことに

よって、地域での青少年育成が支えられ、発展していくものであろう。

以下は各県等から報告のあった普及啓発資料である。都道府県別に北から資料名、発刊年月、発刊機関の順に掲載した。

資料の中には、二つ以上の機関・団体が発刊したものもあるが、その場合は、発刊機関を並記した。また、同一機関・団体が複数の資料を発刊している場合は、複数の資料名、発刊年月を並記した末尾に発刊機関・団体名を記した。

秋田県

国際青少年この1年／61年3月／「国際青年年」推進秋田県協議会

山形県

青少年の自立を求めて／60年3月／山形県

福島県

青少年を考える第1～5集／44年12月、46年2月、47年3月、48年2月、50年3月／県民室、生活環境部青少年課

青少年のために社会環境を浄化しよう／42年12月／県民会議

埼玉県

青少年とマスコミ／42年8月、'85 IYY国際青年年の記録／61年3月／県青少年問題協議会・県民会議

千葉県

活力ある青少年の地域活動をめざして／57年3月、58年3月／県民会議

神奈川県

中学生の社会参加に向けて／59年3月／青少年総合研修センター

青年が青年のためにつくる21世紀へのプレゼンテーション／61年3月、もうひとつの仕事／60年1月／かながわ国際青年の年推進協議会

「21世紀をめざす若者たち」かながわ国際青年の年活動報告書／61年3月、少年非行防止と地域活動／56年10月、明日の青少年のために／56年12月／県民部

長野県

長野県生涯教育リーダーバンク登録者名簿／60年1月／県生涯教育推進本部

国際青年年青年フォーラム記録／61年3月／長野県・国際青年年長野県推進協議会

石川県

健民運動報告書／61年3月、ふるさと探勝50選／61年3月／県健民運動推進本部

岐阜県

若い希望／42年12月～61年3月／岐阜県

地域活動の手引き——青少年育成推進指導員・推進員のために／61年3月、地域活動実践事例集——健全な青少年の育成を目指して／60年3月、青少年の作文・論文集／55年3月～60年3月、岐阜県少年の主張大会発表記録集／55年10月以降毎年／岐阜県・県民会議

岐阜県国際青年年記録集／61年3月／県青少年対策本部・国際青年年実行委員会
滋賀県

青少年問題セミナー講演集「現代青少年の視座～その現状と課題をさぐる」／59年3月／県青少年対策本部

親の願いと子どもの幸せ／60年6月／県教育委員会・県民会議

京都府

出番ですお父さん！PART I, II／57年, 58年3月, 青少年の社会参加活動事例集／60年3月／京都府

大阪府

みんなで考えよう「なくそう非行みんなの手で」, 「親子のふれあい編」, 「こどもの意義編」／58年3月, 59年3月, 60年3月, 少年の主張大会発表集／55年9月以降毎年, 青少年健全育成強調月間大阪大会分科会報告書／58年3月以降毎年／府民会議・大阪府

兵庫県

もうひとつの教育のすすめ／55年3月／兵庫県

奈良県

お父さん, お母さん今が大切です!!／61年5月／奈良県・奈良県青少年を守る母のつどい

青少年の非行実態を知り非行を防ごう／61年3月／奈良県・県教育委員会・県警察本部・県民会議

青少年をシンナー・覚せい剤等からまもろう／61年3月／奈良県・県教育委員会・県警察本部

活動のしおり／61年3月／奈良県

島根県

青少年育成シリーズI「青少年のためにあなたの力をー基礎理念編ー」／60年10月／島根県

岡山県

家庭でできる性教育ABC I, IIー思春期篇ー／59, 60年／青少年非行と家庭を考えるつどい／59年2月／青少年と社会参加ーアンケート調査結果ー／60年12月／県民会議

香川県

少年の問題を考える集い講演集第1～5集／57年3月～60年9月, 母親の主張大会発表集第2～5回, '85／56年～60年, 少年の主張香川県大会発表集 '81～85／57～60年, 地域活動事例集／59年9月, 地域活動の活性化をめざしてー小さなアイデア集／57年3月／青少年育成香川県民会議

青少年の社会参加事例集1, 3集／55年, 60年, 草の根運動の手引き／55年3月, 国際青年年の報告／61年3月／県民生部青少年対策室

高知県

青少年対策シリーズNo1～4／39年3月～40年／家庭教育資料集 第1～10集／39年10月～48年3月／高知県青少年対策推進本部, 教育委員会

希望の芽No1～12／55年9月～61年／「あかいほっぺ」／59年10月／県民会議・県青少年対策推進本部

福岡県

県民会議活動の手引き～推進指導員の当面する諸問題～／50年10月／県民会議

佐賀県

青少年育成のキーポイント／61年5月, 社会環境浄化地域活動事例集／56年3月, 地域活動のアイデア集1, II／59年1月, 61年3月, 青少年非行・問題行動事例集／57年2月, 国際青年年地域キャンペーン報告書／61年1月, 国際青年年 '85ユースフェスティ

バルインさが／61年3月／県民会議

長崎県

子どもの健やかな成長のために「家庭における性教育」，「どもり矯正」／42年2月，43年8月，青少年キャンプ講習会資料／42年6月，母のこえー健全な家庭生活を築くためー／44年3月，小枝ー婦人成人関係資料集ー44年4月，子どもの教育相談／45年10月／社団法人明日をつくる会

青少年育成地区組織活動への手引き／48年，青少年育成推進指導員の手引き／52年4月，青少年育成推進指導員資料／53年3月／明日をにう若い人たちへ／53年3月／県民会議

自立への支え／60年3月，「愛の心で他人の子もしかる運動」の手引き／55年12月，初発型非行に歯止めを／60年3月，伸ばそう，鍛えよう／54年3月／県教育委員会

熊本県

肥後っ子のつまづきー少年非行予防のためにー／60年，61年3月／熊本県・県民会議
未来2001年へ若い血潮をー国際青年年記念熊本県事業へ，キャンペーン活動報告書ー参加・開発・平和ー，熊本県青年フォーラム報告書／61年3月／熊本県・国際青年年実行委員会

宮崎県

青少年健全育成の今後の方向（別冊）ー青少年問題に関する10の提言／59年3月／宮崎県

しつけの手引き／55年3月／県民会議

沖縄県

九州地区青少年育成研究大会（報告書）／48年／県青少年交通安全対策室

（吉永 宏）

青少年育成国民会議の文献

この20年間に青少年育成国民会議が発刊した資料・文献は、155点にのぼるが、その大半は事業実施報告書である。

全体の中から43点を、解題文献として選んだが、選定に当たっては、その時々の青少年の動向に対応して行われた調査研究や国民運動の方向性を示した研究等の成果のすべてを、また事業報告書については、運動の節目をあらわす事業を中心に選ぶこととした。また、継続して実施されている事業については、原則として第一年度目の報告書を解題に付した。

また、日本の青少年事情等を紹介した海外向け英文資料（例：Rising Younger Generation in Japan）及び、諸外国の青少年事情等をまとめた調査研究資料や海外研修報告書は、解題文献から除外した。

なお、答申・建議としている領域の3文献は、研究委員会報告であり、本来は研究調査に所属するものであるが、この三つの委員会報告は、青少年育成国民運動の流れを大きく変えるきっかけとなったものであるため、答申・建議として位置づけた。

以下の解題においては解題文献を答申建議、調査研究、その他に分類し、それぞれの領域においては発表年月の古いものから順に配列した。

青少年育成の基本課題

発表年月：昭和51年3月

背景 青少年育成国民会議は、昭和48年に、青少年育成の基本的在り方について研究し、青少年育成国民会議並びに青少年行政担当諸機関などに対して必要な報告と提言を行うために「青少年問題特別研究委員会」を設置したが、本書はその最終的な報告書である。

構成 本書は、次の5書から成る。第1章 青少年と社会、第2章 現代日本社会の特質と青少年、第3章 青少年への期待と青少年育成の基本目標、第4章 青少年育成の姿勢と重点対策、第5章 青少年育成国民運動の役割と課題。A 5版29頁。

内容 第1章 青少年と社会では、青少年が社会変化の影響を強く受けながら成長発達していることが述べられる。これを受け、第2章で、現代日本の青少年の特質を、「状況埋没的な自己意識」と「反抗的姿勢への固着」といった二つの特色をもっている、とする。第3章で、青少年育成の目標が示される。それは、青少年個々人の主体づくりを基本とした上で、「積極的な社会参加」「伝統の継承発展」「人類社会への視野の拡大」である。

青少年育成の重点施策が示されるのが第4章である。まず、青少年の自主活動への支援として、青少年団体の活動の奨励、青少年施設の充実、多様な青少年交流の場の設定、が提案されている。次に、青少年育成の社会的基盤の強化として、青少年育成国民運動の展開、家庭教育の振興、学校教育の改善、社会教育の整備充実、の4項目について具体的提言が行われる。さらに、青少年育成体制の強化として、青少年行政の総合化と体系化、青少年問題に関する総合的な調査研究、青少年指導者の養成と研修、が強調される。

最後に、青少年育成国民運動の役割と課題が第5章で示される。機能的な運動組織を全国の市町村のすみずみにまで整備すること、都道府県民会議の事務局体制を強化すること、青少年問題に関する調査研究体制を充実させること、を提言している。

特色 日本社会が高度成長を終え、第一次オイル・ショックを経て、進路の摸索を続けている時期、さらに、学生運動の余韻がさめやらない昭和51年という時期に出されたレポートである。しかし、本レポートが「歴史的文書」となったか、というところではなく、学習社会の観点からの青少年施策の見直し、青少年指導者の養成と適正な配置、など現在にも通ずる提言が多くある。

(田中治彦)

我が国の青少年指導者——特に有志指導者と関連して

発表年月：昭和51年3月

背景 青少年育成国民会議は、青少年指導者の現状を分析しつつ、その在り方などについて研究し、特に青少年育成国民会議が今後取るべき方策を明らかにするため、昭和48年2月に「青少年指導者に関する研究委員会」を設置した。その第一次報告は、当面の課題として、青少年育成国民会議の青少年育成推進員、同推進指導者制度について、その問題点と改善の方向が述べられ、昭和49年度青少年育成国民会議総会に提出された。本書は、その後の研究協議の結果を第二次報告としてとりまとめたものである。

構成 本書は6章から成る。青少年指導の今日的意義、青少年指導者の類型と役割、青少年指導者に必要な要件、青少年指導者に関する諸問題、行政への提言、青少年育成国民会議の課題。A5版24頁。

内容 第1章では、変化の激しい技術革新時代における青少年指導の在り方を考察し、青少年指導の今日的課題について指摘している。次に、現在青少年指導者と呼ばれる人々が多様な形で存在しているので、その分類化を試み、青少年指導者の任務、役割を分析整理して、考察している。

さらに、第3章では、地域社会における有志指導者に焦点を絞り、指導者の資質、専門性などを検討したのち、青少年指導者に求められる基礎的な知識と技術要件が整理されている。これらの研究をもとに、第4章において、指導者の配置、専門性、養成研修の仕組み、処遇など5項目が主要な問題点として指摘されている。

そして、これらの諸問題を解決する方向として、行政に対して、青少年行政の総合調整の必要性、指導者の養成研修の体制の確立、指導者の身分及び処遇の改善の3項目につき具体的な提言を行っている。また、青少年育成国民会議に対しても、青少年育成運動推進員などの養成研修、適正な配置、指導者養成のための通信放送教育の開設、指導者養成機関の設置などの実施が求められている。

なお、巻末に本委員会の第一次報告の要旨が掲載されている。

特色 本書では、広範にわたって存在する青少年指導者を分類整理し、特に地域社会における青少年指導者に焦点を当てている。その中でも有志指導者がもつべき資質と専門性について詳しく考察が加えられており、地域における青少年指導者の養成や研修を考える者にとっては、大変役に立つレポートである。

(田中治彦)

青少年育成と地域活動の課題——その具体的な取り組み

発表年月：昭和58年3月

背景 青少年育成国民会議は、青少年の健全育成国民運動を地域レベルにまで浸透させる方策を検討するために、昭和57年7月に「青少年育成国民運動推進特別研究委員会」を設置した。本書は、その研究協議の結果をとりまとめたものである。健全育成の課題を六つ設定し、具体的な地域での活動事例を紹介しながら解説している。

構成 本書は次の3章から成る。第1章 今日の青少年と育成の課題、第2章 育成課題達成のために——地域における育成課題への取り組み、第3章 活動の促進を図るために。B5版69頁。

内容 第1章 今日の青少年と育成の課題では、青少年非行の増大とその背景について簡単な説明があり、続いて、青少年育成の今日的課題について述べられている。

第2章 育成課題達成のために、が本書の主要部である。ここでは、青少年育成の課題を、(1) 快調で元気な身体を育てる、(2) 健やかな心を育てる、(3) 自主性を育てる、(4) 社会性を育てる、(5) 文化の担い手を育てる、(6) 国際性を育てる、の6点にまとめている。その上で、各課題につき、原理的な解説を加えるだけではなく、実際に地域ぐるみの活動をすすめていく場合の具体的な方策および参考事例が提供される。例えば、自主性を育てる、では、「上手にはめよう叱ろう運動」「本に親しむ運動」などの活動事例が5例紹介されている。

第3章 活動の促進を図るために、では、地域活動としての青少年育成国民運動への期待が主に述べられている。特に、従来の健全育成運動が、行政主導型であり、人びとの間では、「お役所が何かなさるなら、お手伝いしましょう」「予算がつけば、その範囲で協力しましょう」という意識が強い。しかしながら、地域の育成運動はそうであってはならず、地域の青少年を取り巻く様々な課題を発見した育成活動主導者が、積極的に動いて、地域の人々に呼び掛けてゆくべきことが強調されている。その上で、市町村民会議・県民会議、および行政に対していくつかの期待が述べられている。

特色 行政主導型ではなく、民間主導型の青少年育成活動を進めるために、地域活動を行うリーダーたちの役割に焦点を当てて、具体的な育成課題を提示し解説しているのが特徴である。特に、健全育成の課題を6点にまとめ、それぞれについて理念的な説明だけではなく、具体的な実践例を紹介しているので、地域活動をこれから行おうとしている人のみならず、すでにある程度行ってきた人々にとっても活用できる手引き書である。

(田中治彦)

青少年グループ活動促進のために——青少年グループ・サークル調査報告書

発表年月：昭和45年3月

背景 青少年育成国民会議は当初から、青少年のグループ、団体活動を奨励しているが、地域で活動している小グループの実態を調査し、これらのグループがもっている問題点を明らかにし、地域におけるグループづくりの指針を得ることを目的として「青少年グループ調査企画委員会」を組織した。本書を同委員会の調査結果報告書である。

構成 本書は第1章 調査のねらいと方法、第2章 グループ活動成立の要因、第3章 グループの形体的要素、第4章 グループの内的要素、第5章 グループ活動の交流、第6章 グループ活動展開上の障害と関係機関との関連、第7章 調査の結果と結論の7章からなり、それに資料として、今回の調査票と都道府県別調査グループ数一覧が加えられている。B5版79頁。

内容 この調査は、全国の市区町村教育委員会、勤労青少年ホーム、青年館等に依頼して集めた青少年グループの名簿の中から2次にわたって抽出した2,261グループを対象として実施した。(1) 青少年育成国民会議加盟の全国的組織を有する青少年団体傘下のもの(地域青年団を除く)(2) 学童、生徒、学生を中心とするもの、(3) 単位職域内のもの、(4) 趣味、娯楽だけを目的とするもの、(5) 政治、宗教、労組活動を主たる目的とするもの、(6) 会員の大部分が25才以上のもの、(7) 会員数が15名以下のもの、(8) 活動開始後2年以下のもの、は調査対象から除外した。郵送法により有効回答のあったものは901グループ。

調査項目はグループ結成の時期と動機、構成員数、職業等、目的と活動状況、加入、勧誘の手段、運営状況(会合場所等)、役員、リーダーの実態、連絡場所、財政状態、行政機関、他団体との連絡状況、活動をすすめる上で困っていること、行政機関への要望事項、青少年育成運動についての知名度と要望事項、と多方面に渡っている。これらの調査結果を互いにクロス集計し、構成に見られるように、いくつかの要素から分析を試みている。また、昭和44年度の『青少年白書』を参考として、「都市化圏」と「その他の地域」に分け対比的な考察も試みている。発足のきっかけとして「ふたり以上の呼び掛けによる」もので、「昭和41年以降」に結成されたものが多いこと、会員の流動がかなり強いこと、多目的な活動グループの多いことなどが調査から示され、いくつかの問題点も明らかとなっている。

特色 全国的規模で青少年の地域グループの実態と、問題点をとらえている。

(高塚雄介)

地域青少年団体連絡協議会の設置状況 (1)

青少年団体連絡協議会の現状と役割——全国青少年団体連絡協議会研究会議から(2)

昭和47年度地域青少年団体連絡協議会活動状況 (3)

発表年月：昭和47年5月(1)，昭和47年8月(2)，昭和48年2月(3)

背景

昭和40年代は社会構造や生活意識の変化が、青少年団体などの在り方や活動に大きな影響を与え、まわりからの拘束を受けない趣味や同好の小さなグループの生成と消滅が著しくなった反面、青少年団体連絡協議会の結成の気運も盛りあがってきた。

構成

そこで、青少年育成国民会議は昭和47年6月に全国青少年団体連絡協議会を開催し、その発展のための研究協議の機会を設定した。この会の参加予定者に対するアンケート調査により設置状況をまとめたものが(1)、この協議会の概況を記録したものが(2)である。そして、翌年には、この成果を受けて、各地域ごとの連絡協議会の活動状況を紹介する(3)が発行された。

内容

(1)は回答を寄せた県、結成状況、連絡協議会の目的、事務局所在地、常勤職員、連絡協議会の構成団体、予算規模、結成の見通し、結成の必要性、研究協議会への期待の10項目から成る。B5版14頁。

(2)は協議会の概況、地方青少年団体連絡協議会の役割と活動の進め方(パネル討議)、地方青少年団体連絡協議会の役割と活動(分科会報告と討論)、青少年団体の社会的役割(日高幸男氏講演)の順で記録されているほか、巻末資料として前記(1)が再録されている。A5版63頁。

(3)は北海道、秋田県、福島県、埼玉県、静岡県、滋賀県、愛媛県、広島県、川崎市の順に、それぞれの連絡協議会の活動状況が報告されている。B5版25頁。

(1)によると、当時、28都道府県で青少年団体の連絡協議会が結成されている。そのうち、20県が調査アンケートに回答している。協議会の目的としては、青少年団体間の連絡提携または情報交換のほか、青少年団体共通問題の解決(16県)、県民会議事業への協力(14県)、指導者養成・訓練(14県)、補助金・資金の獲得(11県)、広報活動(11県)などが多くあげられている。

事務局はほとんどが、県庁知事部局または公共施設内に置かれているが、常勤職員まで置いているのは、4県だけである。予算規模については15県の回答があったが、数万円から850万円までと大きな開きがある。

(2)では、この研究協議のパネラーや参加者から、次のようなことが地域青少年団体連絡協議会の意義としてあげられている。青年の連帯感の育成の基礎としての団体間の連帯、得意な分野での指導者の相互派遣、団体指導者の視野の拡大、リーダー研修およびその発展としての国際交流、行政と加盟団体とのパイプ役などである。その上で日高氏は、講演の中で、正しい価値の創造、地

域開発への参加，デモクラシーの実現の三つを青少年団体活動の社会的役割として指摘している。

協議会の問題点としては，団体エゴまたは団体モンロー主義による団体間のぶつかりあい，意思の疎通の不足などがあげられており，青年団体と少年団体など団体間の性格の違いの調整，連合青年団や小グループに対する係わり，未組織青少年の組織化，行政との連携と団体の主体性の確保などの課題に関する協議会の在り方が話し合われている。

(3)を見ると，地域青少年団体連絡協議会の実際の活動がかなり活発に行われていることがわかる。創意工夫に満ちたユニークなイベントも多い。それだけに加盟団体のリーダークラスが，準備などのために相当の時間と労力を割いたであろうことが推測される。しかし，それをもおしてその活動にかけた当時の情熱が伝わってくるような内容である。

特色 この三つの資料は，地域青少年団体連絡協議会結成の全国的な動向にいち早く注目し，そのための情報提供をしたという点で，当時，大きな役割を果たしたと考えられる。そして，青少年団体が手を取り合って，地域や社会に役割を果たすという協議会結成の意義にはとても大きいものがある。

このような青少年団体の連絡体は，現在の青少年団体の在り方にとってもキーの一つになるはずである。各団体の「自立的価値」を前提にしているともいえる新しいネットワーキングの動きを促進し，成功させるためにも，当時の連絡協議会に係わる議論から学べる点は多い。

(西村美東士)

青少年育成国民運動推進員・推進指導員に関する実態調査報告

発表年月：昭和48年8月

背景

青少年育成国民会議は昭和48年2月に青少年指導者に関する研究委員会を設置し、青少年指導者の現状とあり方などについて研究をすすめたが（別項「我が国の青少年指導者—特に有志指導者と関連して」の解題参照）その当初に当面の課題として青少年育成国民会議の青少年育成推進員、同推進指導員制度の在り方などを論議した。論議にあたっては昭和43年頃から設置され始めた推進員などの制度の実態調査を行ったが、その結果をまとめたのがこの報告書である。

構成

報告書は実態調査結果と集計表から成り、集計表は全体のものと調査した7県、宮城、栃木、静岡、奈良、高知、山口、佐賀の各県別のものと二通りである。調査票は資料として最後に掲載されている。B5版、159頁。

内容

7県で任命されている推進員および推進指導員全員に原則として直接調査票を郵送するという調査方法がとられた。約1,600の対象者に対して有効回答827で52%の回答率である。調査内容は回答者の属性と推進員の職務内容などについてである。

推進員などに任命されているのは30代後半の者がもっとも多いが、35歳以下が過半数をしめる県もあれば50歳以上が大半の県もある。職業でみると給与生活者、農林業従事者の順であるが、県によっては給与生活者は少数派のところもある。約半数が中等教育を終了しており、1割たらずだが教育を専門として高等教育を終了している者もいる。推進員と推進指導員の名称の使い方やその活動内容は県によって異っている。地域青年団や子ども会の関係者が多く、また少年補導員と公民館運営審議委員も目立つ。

職務内容として少年あるいは青年グループの育成をあげるところが多く、県によってはグループ育成に重点をおいているところもあれば、県民運動の普及や家庭づくり、社会環境の整備などにも力を入れるようにしているところもある。1か月の活動時間は半数が10時間以下であるが、2割前後の推進員が月に30あるいは40時間も推進員としての活動に従事している県もある。約半数が活動費あるいは謝金を受けているが、活動費が十分であるとしているのは14%である。青少年や育成活動に関する学習の必要を訴える者が多く、活動の障害として、社会環境、青少年施設や指導者の不足などを指摘する者が多い。

特色

推進指導員などの制度を設けられ始めて5年ぐらゐの時期の実態調査である。推進指導員制度の初期の姿が浮かんでくる。（金谷敏郎）

青少年育成都道府県民会議の現状

発表年月：昭和49年3月

背景 青少年育成国民運動が真の成果をあげるためには、市町村民会議の結成を促進し、地域に根ざした運動を推進することが望まれるが、そのためには県民会議の体制の整備が必要であるとの観点からまとめられた、都道府県民会議の現状である。総理府青少年対策本部が、青少年育成国民運動を推進する施策に要する資料を得る目的で、昭和47年10月に各県から提出を求めた報告をもとに作成したものである。

構成 都道府県民会議の概要 (1)(2)(3)、都道府県民会議事務局の概要、国民運動地方事業の実施状況、青少年育成推進指導員・推進員の設置状況・選考基準・任務、運動の末端への浸透方法、市町村民会議の現状、都道府県単独の健全育成事業の実施状況等の14項目で構成。B5版36頁。

内容 概要(1)は、都道府県民会議の名称、法人格の有無、設立年月日、所在地一覧である。法人格を持つのは、6県で財団1、社団5である。概要(2)は、県民会議の性格——事業実施機関か連絡協議機関か、総会・理事会・理事・部会の数や部会名称等の県民会議の運営に関する一覧である。連絡協議機関としての性格を持つのは、東京と静岡である。概要(3)は、会員数、会費徴収状況、募金実施状況の一覧である。

事務局の概要では、事務局体制と職員の状況を一覧で明らかにしている。独立事務局を持つのは12道府県、主管課で事務処理をしているのは、35府県となっている。専任事務局長の配置は、6県である。

地方事業実施状況は、国庫補助対象となる11事業について、各県の実施状況を、財源ごと（国費、県費、独自）に明らかにしている。

青少年育成推進指導員、推進員の設置状況は、それぞれについて各県のおける名称、人数、設置主体、任期、委嘱者、報酬の一覧である。選考基準、任務については、各県の状況を記載しているが、推進指導員、推進員の資格条件や役割は各県まちまちである。

運動の末端浸透方策としては、広報活動、加盟団体、推進指導員・推進員を通じて行っているところが多い。また、市町村民会議またはそれに類似する組織の結成を進めているのは、19府県となっており、市町村青少年問題協議会が代行または独自の育成活動を行っていると言えた県は、7県に及ぶ。

特色 青少年育成国民運動が発足して7年目の都道府県民会議の現状である。運動20年の経過を知る上で参考となる。
(吉野貴美子)

都道府県（特別市）における青少年団体連絡協議会の設置運営状況

発表年月：昭和50年6月

- 背景** 青少年育成国民会議では、青少年の自主性を基礎とした青少年グループ活動の輪を広げる市町村や県の段階での青少年団体・グループの連絡会議の結成を助長するために、都道府県民会議及び指定都市に依頼し、昭和50年度の青少年団体連絡協議会の全国研究協議会への参加者を対象にアンケート調査を行い、報告書をまとめた。
- 構成** 本書は、回答を寄せた県市における結成状況、連絡協議会の目的、事務局所在地、常勤職員、連絡協議会の構成団体、予算規模、結成の見通し、結成の必要性、国や県の行政に期待すること、国民会議に望むこと、県民会議に望むこと、研究協議会への期待の12章構成である。A5版20頁。
- 内容** 30府県市が回答を寄せ、その内9府県市では県青協が未結成である。結成状況では、電話問い合わせをして得た結果を含めて、都道府県段階で34協議会が結成されている。連絡協議会の目的では、団体間の情報交換・連絡提携を軸に、共通問題の解決、指導者養成等があげられている。事務局の所在地としてはほぼ3分の2弱が県庁知事部局、3分の1が公共施設に事務局を置いている。また結成年は40年代前半が多い。常勤職員として回答した22県市中、7県市のみが常勤職員を置いている。連絡協議会の構成団体は、65%が全国的組織の団体で、34%が地域的組織の団体・グループであり、農林漁業、海外派遣に関する団体・グループが多い。予算規模では、回答が得られた18団体の年平均予算（収入）は、平均280万となっている。支出の7割は事業費が占めている。未結成と回答した9府県市のうち、6県が「結成されないだろう」と回答している。そして未結成の9府県市のうち、5県が必要性を訴えている。国や県の行政に期待することでは、財政的援助を望む声が多い。国民会議・県民会議に望むことでは、市町村組織を整備・充実し、住民、青少年に密着した活動、リーダーシップ及びパートナーシップの発揮、研究協議会の定期的開催などである。研究協議会への期待では、青少年団体連絡協議会の必要性和役割を確認し、組織化・運営強化をはかるとともに行政との連携の在り方を考えたい、実際活動諸部門の情報交換をもとに共通課題に取り組みたい、などが期待されている。
- 特色** この調査は昭和50年に実施されたものであり、当時の連絡協議会の状況を詳細に知ることができる。（井上 透）

青少年育成市町村民会議の設置・活動状況

発表年月：昭和51年2月

背景 青少年育成国民運動は、より一層の成果をあげるためには、青少年の日常生活圏内で地域住民の協力のもとに育成の営みが展開されることが重要であるとの認識が高まり、日常活動の推進母体となる市町村民会議づくりが、発足5年目を経過した頃から活発にすすめられるようになってきた。

本書は、運動発足10年を契機に、市町村民会議の設置状況や役割、事業内容、併せて、青少年育成運動推進員・推進指導員の配置状況、国や国民会議への要望等について調査した内容をまとめたものである。

構成 調査結果の概要と各質問事項に対する回答結果の2部構成。B5版24頁。

内容 31都道府県 720市町村で、市町村民会議または類似組織が設置され、その中で全市町村設置済みが6県ある。独立した事務局を置いているのは、北海道の33市町村、愛知県の1市だけで、他は主管課で兼務または他の団体と併設というのが実態である。

未設置の16都府県のうち11府県は、設置の方針や気運がないと答えている。その主な理由は、市町村青少年問題協議会に屋上屋を重ねる、青少協が実質的役割を果たせばよい、というものである。

都道府県民会議は、市町村民会議に対して、(1)補助金による財政援助、(2)資料・情報の提供、(3)指導者養成、(4)講師等派遣、(6)事業共催等の協力援助を行っているところが多いが、大多数の市町村民会議は、県民会議又は市町村の指導で組織化されたため、地域からの盛り上りに欠けるといった点も指摘されている。

市町村民会議が共通して取りあげている主な事業は、健全な家庭生活の普及、環境の浄化事業、青少年団体・グループへの加入促進の柱に集約される。

47都道府県の中で、推進員は、22県に16,199名、推進指導員は1道1府29県に4,311名、その他の名称の指導者が13県で39,363名が置かれている。市町村民会議における推進員・推進指導員の役割は、地域・関係機関団体のパイプ役、住民運動の中核として地域活動の展開が、もっともウェイトを占めているようである。国や国民会議に対しては、運営・活動等に対する助成制度の確立を、市町村民会議と青少協の役割・性格を明確にするための条件整備を、指導者公認制度の検討等の、大きな問題が提起されている。

特色 全国的な市町村民会議の設置状況や実態を明らかにしたのは、本調査がはじめてであるが、設置促進上直面する問題や県・国民会議や国の役割が浮き彫りにされる等、運動の推進を図る上で参考になった。(吉野貴美子)

青少年国際交流事業参加者の実態・意識調査報告書

発表年月：昭和51年3月

- 背景** 青少年国際交流事業の増加にもかかわらず、参加青少年についての調査が全国的な規模で実施されることがなかったことにより、昭和50年度の総理府青少年対策本部の委託事業として、青少年育成国民会議が、国際交流事業参加青少年の実態を調査した。今後の事業改善のための資料としてまとめられたのが本報告書である。
- 構成** 報告書は、調査の概要、調査対象事業、参加者、参加者の期待と評価、参加者の意識構造、参加者の国際態度と付属資料を加えた7章構成である。B5版115頁。
- 内容** 調査の概要と調査対象事業では、調査方法や調査手続き、調査対象の選定方法が説明され、対象の14事業が目的、参加資格、選考方法、事前研修、訪問プログラム等で分析されている。
- 国際交流事業参加者は、一般青年より高学歴で、家業従事・自営者の比率が高く、また第二、三次産業の勤労青年の比率が高い。青少年団体加入者が多く、その活動内容は社会志向型の団体が多い。海外渡航経験者や海外旅行希望者の比率が一般青年より高い。派遣事業に関する情報はロコミ経由で入手したものが過半数で、外国へ行ってみたいという気持ちで応募した者が多い。10～30万円を準備し、こづかいは5～10万円を用意したとしている者が多い。周囲から賛成され、事前研修にはほとんど参加していた。
- 参加者の期待と評価では、派遣先でのプログラムに対して、「外国の家庭生活にふれる」という期待が強い。また期待されている成果をあげられるか、健康、ことばに不安を持って出発している。帰国後は参加して良かったという印象を持ち、同行したメンバーと友人になったこと、外国の自然や風景にふれたことを良かった理由としてあげている。不満な点では自由時間に関するものがほとんどであった。主催者に対しては、目的にふさわしいプログラムの準備を求め、他の参加者にも参加目的の明確化を求めている者が多い。
- 参加者の意識構造では、参加青年が一般青年より家庭生活や社会生活に対して高い満足度を示し、海外派遣によって日本の社会に対する考え方に変化が生じていることが示される。
- 参加者の国際態度では、異文化や外国人に対する積極的態が増加したことが説明される。
- 特色** 青少年の海外派遣事業参加者の実態がはじめて調査されたものである。調査は50年のものであるが、青少年の海外派遣事業がますます増加しつつある現在にあって、事業の質を高め、事業を活性化するにあたっての基礎的なデータとなろう。
- (井上 透)

昭和51年度青少年国際交流事業参加青年追跡調査報告書

発表年月：昭和52年3月

背景 青少年育成国民会議では、昭和50年度の青少年国際交流事業参加者の実態・意識調査に続いて、昭和51年度の総理府青少年対策本部の依託事業として、過去5年間に実施された事業への参加者を対象とした追跡調査を実施した。青少年国際交流事業の改善、振興の資料とするためにまとめられたのが本報告書である。

構成 報告書は、調査の概要、参加にともなう意識の変化、団体加盟・事後活動組織加盟の態様、事業終了後の参加者の活動、事後活動にみられる諸問題、国際交流事業の充実・改善のための示唆の6章に付表を加えた構成である。B5版155頁。

内容 調査の概要では、調査にいたるまでの経過、調査実施、集計結果の分析、報告書の構成、調査対象者の属性が説明される。

参加にともなう意識の変化では、参加動機として海外見聞を求める意識が強く、参加決定時には自分が選ばれたと感じ、日本や日本人を再認識し、知識・見聞を広めることができたり、新しい人生経験や友人を得られたなどの理由によって、参加を有意義と強く感じている。また、参加者の生活態度や意識にはほとんど変化は見られなかったが、日本に対する考え方や、外国に対する考え方に強い変化が生じた等、参加者の意識を詳述している。

団体加盟・事後活動組織加盟の態様では、海外派遣事業参加当時は7割近くの団体加盟率であり、その内7割の青年がその後も団体へ定着していた。事後活動団体に参加者の7割が所属しているが、時がたつにつれて参加率は急速に低下していく。事後活動への出席率も加入者の8割に達していた。

事業終了後の参加者の活動では、訪問国へ9割以上が関心を持っているが、新聞・テレビ報道に関心を示す受動的なものである。また文通は3割強が経験している。海外旅行も15%が行っており、一般青年に比較して格段に多い。派遣事業の報告はほとんどの青年が実施していた。事後活動への意見としては、青少年活動、国際交流の促進、学習活動があげられている。

事後活動にみられる諸問題では、46～47年度の参加者より49～50年度の参加者の方が活動に対して積極的であるが、活動面では古い参加者がよく活動している。航空機利用事業は船舶による派遣に比較して、意識や認識の変化で良い影響を与えていることなどを明らかにしている。

国際交流事業の充実・改善のための示唆では、事業の狙いと結果を整理すること、東南アジア青年の船を今後のモデルとして参考にすること、事後活動についての考え方を再検討することなどが必要であるとしている。（井上 透）

「家庭の日」運動及び健全な家庭づくりに関する全国調査報告

発表年月：昭和53年3月

背景

青少年育成国民会議が、発足以来、健全な家庭づくり事業の一環として展開してきた「家庭の日」運動が、都道府県や市町村の段階でどのように推進されているか、また推進上の問題点はなにか、さらには、どのような実践がなされているか等について、全国の都道府県及び市町村を対象にアンケート調査を行ったそのまとめである。

構成

都道府県段階における集計結果と市町村段階における集計結果の2部で構成。B5版31頁。

内容

都道府県の調査内容は、「家庭の日」を地域や各家庭へ浸透させていくための方策、「家庭の日」運動の活性化方策や問題点、国民会議等への要望である。その結果、「家庭の日」は、作文・標語等の募集やポスター・チラシあるいはテレビ・ラジオ等による広報活動の結果、ある程度周知されて来たが実践例が少ないこと、そのため、今までの広報啓発型取りくみから地域の実情・特性に即した実践を高めるための取りくみに移行する気運がみられる（モデル地区指定等）。また、運動をより活発にしていくため、国民会議が全国的な家庭の日のPR、手引書・事例集の作成配布をして欲しい等の要望が強い。

市町村に対する主な調査項目は、市町村民会議の結成状況、家庭の日運動実施状況、健全な家庭づくり事業実施状況等である。

回答のあった2,038市町村のうちの63%の市町村で「家庭の日」運動を実施・提唱している。鹿児島県鶴田町の昭和30年がもっとも早く、また昭和45年頃に339市町村がもっとも多く実施・提唱し始めている。8割が第3日曜日を「家庭の日」としている。

未実施市町村の理由は、気運が盛りあがらなかった、なにをするのか判らない、知らなかった等が多い。

「家庭の日」事業としては、広報やスポーツ・レク活動、座談・懇談会が多い。また、健全な家庭づくり事業として成果があるものとして、親を対象とした各種学級、懇談会、研修会等や親子を対象とした懇談や創作活動、レク・スポーツ大会等があげられている。

また、健全な家庭づくり運動は、地域連帯感の欠如や核家族化、共働きの増加・父親の不在による家庭環境の変化が、取りくみを困難にしていることが浮き彫りにされた。

特色

国民会議が全国的に家庭の日運動を提唱しはじめて10年目の実態調査である。社会状況の変化に伴い家庭の日運動のマンネリ化が指摘されはじめた時期でもあり、地域の取りくみを進める上で、参考になった。（吉野貴美子）

青少年のグループ・サークル活動推進のために——事例調査研究報告書

発表年月：昭和55年3月

背景 青少年グループ・サークルの活動の多様化、消長の激化等により、グループ活動の指導が困難となってきたという問題提起が多くの指導者から寄せられる状況に鑑みて、青少年育成国民会議が、青少年グループの育成方策を検討するために、実態調査を行った報告である。

構成 調査のねらいと方法、種類別調査結果のまとめ、地域別調査結果のまとめ、調査のまとめの4章構成で、巻末に集計表等の参考資料が添付されている。B5版 167頁。

内容 第1章 調査のねらいと方法では、グループの育成方策を研究するためには、青少年の生活や考え方、青少年指導者等の意見もあわせて明らかにする必要があるとの方針で、青少年団体・グループ・サークル、青少年個人、青少年指導者・ワーカー、調査地域の背景の4方向から調査を行ったこと、調査地域は、都市類型を考慮し高島町（山形）、豊島区（東京）、大和市（神奈川）、岐阜市、佐賀市の5地域としたと述べている。

第2章 種類別調査結果のまとめでは、グループ、青少年、ワーカーのそれぞれについての調査結果の分析である。また、第3章 地域別調査結果のまとめでは、対象5地域のそれぞれについて、4領域の調査結果を分析している。

第4章 調査のまとめは、第2、3章で対象と地域別に概観したものを総合したまとめである。それによるとグループ・サークル活動調査では、全体として閉鎖性、密室化、自己中心化、趣味・余暇志向化が浮かびあがって来たこと、また、青少年自身については、親和欲求が強くグループ参加への潜在的可能性を秘めているが、それは年長青年による自己中心的仲好しグループ志向という傾向を示しており、社会性を備えたグループ・サークルの育成が課題であること、さらに、ワーカー調査では、各地のワーカーは必ずしも青年のグループ・サークルの状態を正確に把握していない等、ワーカー自身が抱えている問題が浮かびあがったこと、等各調査結果の特徴を述べている。

特色 本調査研究は、青少年グループ・サークルの実態だけでなく、青少年やワーカーの実態や課題の調査を行い、総合的な視野からグループ・サークル活動の育成方策を検討しているのが特徴である。

本報告を基に青少年指導者の手引「青少年グループ・サークルを大きく育てるために」が、昭和56年に青少年育成国民会議から刊行されている。

（吉野貴美子）

諸外国における青少年国際交流状況等に関する調査報告書

発表年月：昭和57年3月

背景

青少年国際交流事業は、近年増加の途をたどり、多様化の傾向が見られるが、訪問国や訪問時期の偏重及び交流計画の在り方について、また、訪問国の青少年団体活動や施設に関する情報不足による事業内容の停滞が問題視されている。青少年育成国民会議では、これらの問題の改善を図り、一層効果的な交流事業の振興に資するため、総理府青少年対策本部の依頼を受け「諸外国における青少年国際交流状況等の調査」を昭和50年から実施してきた。本報告書は、毎年の報告書の内容を整理し、新しい情報を加えて作成されたものである。

構成

本報告書は、西ヨーロッパ地域、東ヨーロッパ地域、北米地域、中南米地域、東アジア地域、東南アジア地域、西南アジア地域、オセアニア地域、アフリカ地域の9章構成である。B5版120頁。

内容

各章とも地域における青少年国際交流の概況が説明された後に、各国の現状についての報告がなされている。国別の内容として、青少年国際交流に関係する行政組織及び施策、民間団体、日本との関連及び交流の状況等がある。地域別に記載されている国は下記の通りである。（国名は報告書記載順）

- I 西ヨーロッパ地域…ドイツ連邦共和国、連合王国、フランス共和国、オランダ王国、スイス連邦、オーストリア共和国、イタリア共和国、ベルギー王国、スウェーデン王国、デンマーク王国
- II 東ヨーロッパ地域…チェコスロバキア社会主義共和国、ハンガリー人民共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国、ブルガリア人民共和国
- III 北米地域…カナダ、アメリカ合衆国
- IV 中南米地域…メキシコ合衆国、ブラジル連邦共和国
- V 東アジア地域…大韓民国、中華人民共和国
- VI 東南アジア地域…マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、イ王国、インドネシア共和国
- VII 西南アジア地域…インド、パキスタン回教共和国、スリランカ民主社会主義共和国
- VIII オセアニア地域…オーストラリア、ニュー・ジーランド
- K アフリカ地域…エジプト・アラブ共和国

特色

諸外国における青少年の国際交流の状況が地域別・国別に報告されており、交流事業を企画立案する者にとって価値のあるものである。また、交流事業に参加する青少年にとっても、基本的な情報源になるであろう。（井上 透）

青少年育成国民運動の手びき (1)～(5)

発表年月：昭和42年2月(1)、昭和42年7月(2)

昭和42年9月(3)、昭和43年7月(4)

昭和44年3月(5)

背景 昭和41年5月に発足した青少年育成国民運動は、創設初期に、総会や都道府県代表者会議、運動推進者の研修会等の場での議論を重ねながら、組織や活動等の態勢づくりに精力的に取り組んだが、青少年育成国民運動の手びき(1)～(5)は、それぞれの場で協議された内容を運動の手引としてまとめたものである。

手びき(1)は、昭和41年11月に開催した「国民運動活動推進研修協議会」の協議まとめである。(2)は、昭和42年4月の「都道府県民会議代表者会議」の、(3)は、昭和42年6月の「第2回総会」の、(4)は昭和42年3月に、西日本地区と東日本地区で開催した「非行対策地区研究協議会」の、(5)は昭和44年1月に開催した「国民運動活動推進研修協議会」の、協議をまとめたものである。

構成 「組織づくりと活動のすすめ方」をテーマとする手びき(1)は、二つの講演、分科会討議報告——組織の在り方、活動の進め方、運動の将来課題、運動と行政の協力——及び研究協議のまとめで構成。B5版48頁。(2)は、これからの運動の課題——末端浸透、中央・地方の連携方策等——を中心テーマに、運動の現状報告、分科会、全体討議及び特別講演報告で構成。A5版、50頁。(3)は、「青少年育成国民運動をいかに進めるか」を主テーマに、運動の目標、浸透方策、民間と行政、中央と地方の協力方策、青少年の役割と期待、青少年育成と大人の役割についての問題提起と協議で構成。A5版、38頁。少年の非行を防止するためにをテーマとする(4)は、講演、分科会討議、全体討議及び非行の現状、少年心理、地域活動の進め方等をテーマとする6人の講義で構成。A5版、197頁。そして、末端浸透と活動の進め方をテーマとする(5)は、講演「われわれの基本課題」と「社会構造の変化と青少年の動向」、パネル討議「青少年対策の現状と今後の方向」まとめ、全体まとめ「国民運動をどう進めていくか」で構成。A5版、128頁。

内容 (1)の組織づくりについては、課題を大きく都道府県組織、地方下部組織、事務局と活動資金、ブロック組織の4点に集約し、現状と今後の在り方がまとめられている。活動面では、青少年育成、家庭と成人対策、教育と福祉、施設、非行対策を柱に論議されている。時代を反映して、勤労青少年の福祉という観点からの活動も大きな柱の一つとなっている。

(2)では、中央、地方の運動の現状と問題点、及びこれからの運動の課題を明らかにしている。

運動の課題としては、中央・地方の連携強化、民間と行政の役割分担の明確化と連携協力強化、運動の末端浸透等があげられている。また、事務局の充実

強化、資金対策等も課題となっている。最後のソニー厚木工場長小林氏の特別講演は、荒れていた工場を労資間の信頼回復により立派に立ち直らせた体験を基に、青少年を信頼し励ますことの重要性を訴えている。

(3)は「青少年育成国民運動をいかに進めるか」を主題に、次の五つの副題について、意見発表とそれをふまえた意見交換により、それぞれの課題への取り組み方向を明らかにしている。第一は、国民運動の目標と重点活動。第二は、運動の浸透方策。第三は、民間と行政、中央と地方の協力強化方策。第四は、青少年の役割と国民運動に対する期待、第五は、青少年健全育成とおとなの役割。

(4)は2か所に分けて実施された非行対策研修協議会の報告であるが、第1会場は、青少年非行について統一的な認識を深めるため、少年非行の実態、法制と機構、有害環境の諸問題等をテーマに講義を中心とした研修会であった。第2会場では、地域で非行防止を進めるための具体策を講義と討議を通して研修した。その内容が明らかにされている。

(5)は運動の末端浸透を取りあげ、発足3年を経過した運動の現状をふまえ、今後の運動の進め方を検討協議することをねらいに研修協議会の報告である。協議は、運動組織の問題、活動資金の問題、活動の進め方の問題、国民運動と行政の関係の5テーマで、それぞれについて各県の状況や今後の取り組みの提案がまとめられている。国民運動推進指導員、推進員の設置が進んだこともあり、その運用上の問題等が浮上してきている。

特色

発足間もない青少年育成国民運動が、組織の整備や活動の充実、さらには運動発展のため、運動に係わる各レベルの人々の間で、熱心な協議を重ねた足跡の記録であるが、運動初期の生成過程を知る上で、また今日の運動を見直す上でも参考となる。

(吉野貴美子)

あすをきずく青少年のつどい＜中央大会・記録＞

発表年月：昭和42年3月

- 背景** 昭和41年5月に青少年育成国民会議が発足し、その第1年めの事業として、昭和42年3月18日に日本武道館で開いた「あすをきずく青少年のつどい中央大会」の記録である。
- 大会には、全国の青少年代表をはじめ都内の勤労青少年、青少年団体やグループの代表、青少年育成団体代表などの関係者が集まり、共に励まし協力し合いながら明日の日本を築くことをねらいに開催された。
- 構成** 事業実施概要の報告、皇太子殿下お言葉、主催者あいさつ、大会のメインプログラムである青少年・大人代表の意見発表内容、及び運営組織・役割・進行要領の記録で構成されている。A5版45頁。
- 内容** 全国から1万2千余名の青少年、青少年育成者が参加して開催されたつどいの主なプログラムは、6名の青少年代表と3名の成人代表による意見発表、青少年団体代表のパレード及びアトラクション（坂本 九、ボニー・ジャックス）である。開会式では、ご臨席の皇太子殿下から青少年への激励と大人への期待のお言葉が述べられた。
- 青少年と成人代表による意見発表は、一人一人の青少年の意見発表に対し、成人代表が感想や励ましの言葉を述べるという形で進められている。青少年からは、日常生活の中でちょっとした親切や感謝する心を皆が持とう、多くの青年に海外視察の機会を与え、広い視野で日本を見直そう、忍耐と情熱を持って仕事に立ち向かおう、農業に誇りと生甲斐を持って取りくもう、障害者にもっと働く機会を、社会福祉施策の充実を等の意見が、自らの体験も交えながら発表された。
- これら青少年の意見発表に対して成人代表は、青少年が自らの役割を自覚して頑張ってもらうことが必要であると同時に、大人達も、青少年が自由な雰囲気の中で切磋琢磨し合える施設づくり等、青少年がすくすくと育つための環境づくり、条件整備をしなければならないとの決意を述べている。
- 特色** この大会で発表された青少年の意見は、その時代を反映すると共に、今日、盛んになって来ている、青少年のボランティア活動や国際交流活動、障害者問題への取りくみ等の萌芽が見られる。
- （吉野貴美子）

青少年とともに——会長茅誠司講演集

発表年月：昭和43年3月

背景

昭和41年に青少年育成国民会議結成以降、各都道府県民会議の結成も進み、結成大会や青少年のつどいの席上、当時の青少年育成国民会議茅誠司会長は講演に招かれることが多かったが、市町村段階に運動が浸透するように取りくむ関係者の指針となるよう、徳島と奈良県民会議での講演をまとめて冊子としたのが本書である。

構成

1 科学技術と人間、2 青少年育成の目標、で構成されている。ポケット版、79頁。

内容

1 科学技術と人間は、昭和43年1月28日に行われた徳島県民会議における講演である。まず、青少年が担う次代の日本は、科学技術の発達により、労働時間の短縮、人口の都市集中という現象が起きているであろうとしている。次に、この百年間の日本の発展は、よく教育された一億の人間の力を国力としていたためであるが、今まで外国の文化を吸収するだけであったのを変えて、これからは、吸収して自らの文化となし、新しく創造して外国に送り出し、世界と共に発展することが大切になるとし、青少年は、どんな点でもいい、人に負けないものをもつことが必要であると述べている。最後に、科学技術は両刃のやいばとして、人間と他のものとの対立は、科学技術で克服できても、人間と人間との対立を克服できるのは、人間だけであり、そのためには心の中に平和を築かなければならない、遠廻りではあるが、まずは一つでもよいから、社会的なルールを守ることから始めようと提言している。

2 青少年育成の目標は、昭和41年12月18日の奈良県民会議での講演である。まず、次の時代に国民生活を向上させる責任を課せられているのが青少年であり、その力で生活水準の高い生活をすごすことのできる時代であるとしている。他の国々よりも、良い条件の下で近代化に成功してきた日本であるが、今や外国から導入する時代は終り、日本でも創造し、外国に与える時代になるので、フロンティア精神をもって、世界と共に進む日本という考え方をもつことが大切になる。そこで青少年には、必要とされる人間、つまり一芸に秀でた人になること、愛される人間、つまり社会的なルールを守れる人になること、この二つが与えられた目標であると述べている。

特色

会長の講演は、青少年こそが日本の次代を担う存在であるということを強く主張し、そして、どう育てるのかという目標も明示している。（柴 香里）

あすをきずく働く青少年の皆さんへ

発表年月：昭和43年3月

背景 高度経済成長期にあつて、中・高校を卒業した若者が、“金の卵”ともてはやされ、大量に大都市へ集団就職が行われていた時代に、社会人一年生として新しく職場にはいる青少年に向けて、各界で活躍中の人々が、“社会人一年生時代”を回顧して、新社会人の心得ともいべきものを綴り、働く青少年の心の糧となるよう作成されたのが本書である。

構成 本書は、私の社会人一年生時代、職場のエチケット、青少年団体・グループ名簿の3部構成である。A5版 189頁。

内容 私の社会人一年生時代では、136名もの各界で活躍中の人々が、自らの若かりし頃を回顧し、成功・失敗の経験、そして得た教訓を、約1ページずつに綴っている。学校を出て就職した人、敗戦後、復員してきてやっと職を得た人、逆境にあつて必死で働いてきた人、芸道一筋に生きてきた人と、「社会人となった」と実感するの人もそれぞれであり、すさみ切っていた時に親や他人からの戒めや励ましの言葉に奮起し、頂点に立った人、生活時間の合理化に努力し、人より勉強をして今日に至った人、常に親や恩師から言われた信条に従って生きてきた人など、生き方もそれぞれ136通りの人生が語られている。ただ単に青少年への期待しか述べていない人もいる。多種多様な人生ではあるが、若い頃の良い生活習慣は、その後の人生も良くすること、また、どんなにつまらないと思う仕事でも、力いっぱいがんばれば、新しい道が開けることなど、共通している点も多い。ここには、未来を担う青少年が、これらの教訓をふまえた上で、より以上に成長して欲しいという希望が込められている。

職場のエチケットでは、青年期から壮年期への、その人の一生で一番よい時代、しかも1日のうちで一番よい時間を過ごす職場で、楽しく明るい未来が確立されるよう、日常の動作、話の内容など具体的な事例をふまえて、上手な人間関係の結び方を、わかりやすく説明している。

青少年団体・グループ名簿は、充実した青春が送れるよう、48青少年団体の名称、連絡先が記載されている。

特色 新社会人へ送る言葉が136人もの人々から寄せられ、経験から語られる言葉が1冊の本となったのが本書である。いつの時代でも、実社会へ旅立つ青少年にとって不安と期待は必ずあるものであり、また、社会に入ってみたものの、不満でいっぱいになってしまう青少年も数多く存在しているのも事実である。本書の136人の体験談、苦勞話は、現代に生きる青少年にとっても、十分参考になるであろう。

(柴 香里)

青年の社会参加を考える——青少年指導者の手引き

発表年月：昭和48年3月

背景

「青少年の社会参加」が、国際的な機関や会議の場で議論されるようになったのは、1960年代からであるが、我が国では、1970年代に入って、青少年の健全な成長を促すという観点から「青少年の社会参加」というテーマへの取りくみが行行政や民間の各種団体の中で見られるようになってきた。本書は、そのような動きの中で、各種事業を通して「青年の社会参加」を進めるための方法を摸索してきた青少年育成国民会議が、「青年の社会参加」とは一体どういうことなのか、どのような意義があるのか、そしてそれは具体的にどのように進めたらよいのか等の疑問に答えると共に、議論を巻き起こしながら、共通認識を生み出したいという意図で刊行したものである。

構成

第1部は、「青年の社会参加」についてのレポート3点、第2部は、青年自身が社会参加をどう受けとめているかを知るため、青少年育成国民会議が昭和47年度に募集した論文「社会参加についての私の提言」を収録、第3部に、少年たちから募集した作文「こんな社会をつくりたい」の中から、子ども達の現代社会に対する希望を整理し、紹介している。新書版 169頁。

内容

第1部の日高幸男氏のレポートでは、青年の社会参加が強調されるようになって来た背景を、1968年のユネスコ総会での報告を引用しながら紹介をし、我が国の青少年状況に照らした社会参加活動の展開の在り方を提言している。

二つ目の喜多進氏のレポートでは、社会参加の“意味”，“阻害要因”，“具体化の方向性”等を提言している。第三の上村文三レポートは、参加が国際的にまた国内でどうとらえられているかを紹介しながら、参加促進のための道程を提言している。

第2部では、実践体験も含めた社会参加についての提言論文11点、第3部では、子ども達の願いが、触れ合いや話し合いのある社会、豊かな自然やきれいな空気の住みよい社会等に集約できることを紹介しながら作文3点を掲載している。

特色

本書が刊行されてから15年が経過するが、この間青少年の社会参加は行政・民間共に重要な課題として取りあげられ、今日においても最重要課題となっている。参加の問題を考える時、ややもすると青年に対する期待のみが強調されがちであるが、意志決定の場への青年の参加等、社会や大人が果たすべき役割も少くない。本書は青年の社会参加の背景や意義を見直すという意味で、今日においても参考となる文献である。

(吉野貴美子)

青少年育成国民運動10年のあゆみ——青少年育成国民会議発足10周年記念

発行年月：昭和52年6月

背景 青少年の非行防止と健全育成とを図るため、青少年育成国民運動及びその推進母体となる青少年育成国民会議は、昭和41年5月に発足した。本書は、その国民会議発足10周年を記念して、運動発足の経緯や10年間の運動の歩み・成果をまとめたものである。

構成 茅 誠司青少年育成国民会議会長（当時）の巻頭あいさつに始まり第1部青少年育成国民運動発足の背景と今後の課題、第2部青少年育成国民運動を顧みる、第3部年表及び資料編で構成されている。A5版 146ページ。

内容 第1部では、運動が、戦後第2のピークと言われた青少年非行の増加・悪化に対応するため、全国の青少年問題協議会や青少年団体関係者が参加し、論議を積み重ねた結果、官民をあげて発足した経緯を生々しく報告すると共に、運動の県段階への発展状況や国民会議の活動展開の足跡をたどり、最後に今後の国民会議や県民会議の役割等、運動の課題と展望を述べている。

第2部は、運動にゆかりのある人々が、運動発足から10年に至るまでの主な動きや事業について紹介、運動結成大会において、佐藤内閣総理大臣（当時）はじめ各界代表から寄せられた国民運動への期待や10周年記念式典における祝辞、さらには、10年間に国民会議が関係行政機関や団体に提出した提言・要望書を掲載している。「成人の日の在り方の改善と普及に関する要望書」（昭和41年2月）、「家庭の日の公営競馬・競輪・競艇等について」（昭和44年8月）、「映画倫理の推進に関する要望について」（昭和44年9月）等12点である。

第3部の年表は、昭和40年7月から昭和52年3月末までの、「国民運動中央」、「国民運動地方」、「青少年関係団体」、「青少年関係省庁」及び「社会」の動きを年度ごとに並記したものである。

資料編は、青少年育成国民会議定款、歴代役員・幹事・事務局職員名簿、昭和41年度活動方針と収支決算及び昭和51年度活動方針と収支予算、昭和41年から51年まで毎年実施した、「作文・論文の募集事業」及び「あすをきずく青少年のつどい全国大会」のテーマ変遷一覧及び出版物目録を掲載している。

特色 発足20周年を迎えた現在の国民運動を安定期とすると、本書に紹介されている10年間は、運動の成長期ともいえる。発足前後の動き、その後の活動展開の様子から、運動推進に携わる関係者の熱気が伝わってくる。運動の原点を知る上で、参考となる。

(吉野貴美子)

少年の主張

発表年月：昭和54年11月

- 背景** 全国少年の主張大会は、昭和54年の国際児童年記念事業として青少年育成国民会議が、総理府の委託をうけ、実施したもので、以後毎年実施している。この事業の生れた背景には、少年非行が増大する中で、自らの将来や社会の問題についてまじめに考えている少年たちも多いことを社会にアピールするというねらいがある。各都道府県で行われた中学生を対象とする少年の主張大会の最優秀賞受賞者の中から、原稿・テープ審査の結果選ばれた第1回全国大会16名の出場者の主張を収めたのが本書である。報告書は毎年発刊されている。
- 構成** 少年の主張全国大会開催の経過、全国大会応募者の作品、審査講評、全国大会出場者一覧の構成である。B6版 167頁。
- 内容** 中学生を対象に、学校など自分たちを取り巻く環境の中で中学生が考えていることの提言や要望をテーマにして、全国大会出場者の選考が行われた経過が述べられている。
- 全国大会応募者の作品は出場者16名の作品が収められている。学校・家族・仲間・ボランティア活動など、日常生活の中で感じたことから、命の大切さを訴えるもの、国際児童年を契機に、少年も何かを始めようと訴えるものが多い。具体的な内容としては、家族の闘病、死から命の尊さを学んだ、働く親の姿に気づき感動した、学校のボランティア活動で何気ない他人の行為から思いやりの大切さを知った、戦争の慰霊碑から平和の大切さを知った、などが主である。総理府総務長官賞6名、青少年育成国民会議賞10名になっている。
- 審査講評では、論調が雄弁大会風のもものが稀で、淳々と説き明かすものが多かった点が良かったとされ、発表内容にも、恵まれた現代っ子の反省、労働の喜びを知ったこと、といった普遍性があり、また、「自分のちりは自分で始末する」という主張は、全国民が心すべきことであるとしている。そして、このような主張が明日の日本建設の基礎となることを祈っている。
- 特色** 子どもの生の声を聞こうという主旨で始められた主張大会の第1回全国大会であるが、どの主張も、選び抜かれたものだけに素晴らしいものである。大多数の少年たちの実態とは、かけ離れているかもしれないが、彼らの発する声は、多数の少年たちの声にならない声として受けとめることが大切である。講評にもある通り、せっかくの提言や、要望を無にせず、大人たちが行動をしてこそ、この大会の意義が深まるものといえる。

(柴 香里)

国際児童年全国統一キャンペーン——キャラバン隊活動報告書

発表年月：昭和54年10月

背景 昭和54年の国際児童年に、総理府の委託をうけて、青少年育成国民会議は、広く国民各層に対して国際児童年の趣旨を徹底し、児童の福祉向上をはかる活動などへの参加を呼びかけるため、全国一斉に、4月27日から5月7日までキャンペーン活動を行った。全国16ブロックで、青少年団体会員などの10名編成のキャラバン隊が主要都市で活動した報告をまとめたのが本書である。

構成 本書は、キャンペーン事業の概要、キャンペーン実施までの経過、全国キャラバン隊いっせいにスタート、全国キャラバン隊ブロック活動報告、キャラバン隊活動報告会、全国キャラバン街頭インタビュー集計結果、子どもの暮らしを考える、資料編の構成である。B5版 165頁。

内容 キャンペーン事業の概要からキャラバン隊スタートまでは、「全国統一キャンペーン企画委員会」「ブロック実行委員会」が設置され、青少年団体の協力を得て4月26日に一斉にスタートするまでが述べられている。

全国キャラバン隊ブロック活動報告では、街頭でパレードや、パンフレット配布、拡声機による広報、児童問題についてのインタビューを行い、世界の子どもの生活の写真パネルの展示、キャラバン隊員と地元青年との懇談会、知事や市町村長への総理大臣からのメッセージ手交と、多種多様に行われたキャンペーン活動を隊員が報告している。ボーイ・スカウト、ガール・スカウト、子ども会のジュニアリーダーら青少年団体会員と共に活動し、大きな成果があったというものが多いが、「もっと事前準備をして、青年たちの間でPR性の強い企画を自主的にすればよかった」という反省もある。

キャラバン隊活動報告会では街頭での活動から人々の声を聞いた結果、子どもの幸せは、物質的な問題ではなく、大人や社会の問題として考えるべきことであり、そのために大人や、青年たちは、自分の足元、地域から、社会環境を良くする運動などに参加し、理論だけでなく、実践もすること、社会の一員として参加することが今後大切であるとまとめている。

子どもの暮らしを考えるでは各地での懇談会をまとめて、問題点の指摘だけでなく、改善にむけて行動を起こすこととしている。

特色 国際児童年記念事業の記録としてだけではなく、実際に参加し、活動した青年たちの声、街角で拾った声が収められていて、「何らかの形で社会参加をし、行動を起こすことこそ大切である」としている点で、青年の社会参加の記録としても評価できる。

(柴 香里)

国際児童年子ども海外特派員報告

発表年月：昭和54年10月

背景

国際連合は、児童権利宣言採択20周年を記念して、1979年を国際児童年と定めた。日本でも、国際児童年事業推進会議を設置し、この提言に基づき、国際児童年啓発事業の一環として、子ども海外特派員派遣事業が実施された。特派員は42名、7班に分かれてアジア11か国を約10日間訪問した。その体験をまとめたのが、本書である。

構成

子ども海外特派員派遣事業概要、子ども海外特派員報告、子ども海外特派員の成果と今後への期待、子ども海外特派員・引率リーダーリスト、国内協力団体・機関、訪問国受入団体・機関、メディア・スクラップ、東南アジア全図の構成である。B5版 198ページ。

内容

子ども海外特派員派遣事業概要では、子どもによる国際理解、親善、帰国報告による一般への普及という事業目的が明らかにされ、実行委員会設置、計画立案、「ぼくのわたしの国際児童年」と題した4,149点の応募作文で254名を選び、最終選考で42名が選ばれ、同時に引率リーダーも、30名が青少年団体から推せんされ、14名が選ばれたという経過が述べられている。事前研修は7月31日から5日間、愛知県内で行われ、訪問は8月3、4日から10日間、帰国後研修会が8月13、14日から2日間行われた。8月27日には愛知県青少年公園で、帰国報告会が行われた。

子ども海外特派員報告では、引率リーダー2名、特派員6名編成の各班が、第1班はバングラデシュ・タイ、第2班はシンガポール・マレーシア、第3班は韓国、第4班がインド・ネパール、第5班はスリランカ・香港、第6班がフィリピン、第7班がインドネシアと、それぞれに訪問した国での経験を語っている。日程、訪問国地図、引率リーダーの報告、子ども特派員のレポートの順である。引率リーダーの報告には、訪問国の国状、班の子どもたちの様子が書かれている。特派員といってもまだ子どもであり、指導したリーダーの苦勞がうかがえる。特派員レポートでは、子どもたちが目で見たと、体験したことを書き綴っている。アジアの国々への偏見を持っていたことの反省、乏しい生活の中でたくましく生きる同世代の子どもたちへの驚きと共感、そして自分の生活や生き方への見直し、児童年のこの行事の継続を望む声が多い。

特色

国際児童年を記念した様々な事業の一つとして、子どもを直接海外へ派遣し、途上国体験をさせた記録として特色がある。本書の末尾には、今後同様の行事を、都道府県のレベルで行う場合の注意点なども加えられており、国際交流をすすめる上での参考にもなるだろう。

(柴 香里)

テレビ番組、雑誌、映画広告物と青少年に関する懇談会報告——昭和54年度

発表年月：昭和55年3月

背景 青少年育成国民会議は、青少年の健全育成を図る方策の一つとして、青少年にとって好ましくない環境を浄化するため、昭和45年から毎年映画、出版物・テレビ等のマスコミ関係業界との懇談会を開催し、青少年にとって好ましくない内容の改善等自粛と協力要請を行って来た。本書は、昭和55年2月、全国の青少年育成関係者 200名及び関係業界代表が参加して2日間に渡り開催された「テレビ番組・雑誌・映画広告物と青少年に関する懇談会」の報告である。懇談会報告書は、毎年刊行されているが、昭和53年までは業界ごとに個別に実施していた懇談会を、昭和54年から合同で実施するようになったため、本書を解題することとした。

構成 懇談会開催までの経緯と概要、テレビ番組と青少年に関する懇談会、雑誌と青少年に関する懇談会、映画広告物と青少年に関する懇談会の4章構成。B5版30頁。

内容 第1章 経緯と概要では、懇談会開催に当たって、出来るだけ具体的な成果が得られるよう、事前に全国の育成関係者が問題点と考えていることを調査し、テーマ設定をしたこと、その結果、全国の青少年育成関係者 1,500名に対するアンケート結果を参考にして、テレビ番組については小・中学生に好ましくないと言及の多かった5番組を、雑誌については少年向け雑誌を5誌、そして映画については、問題点の指摘が一番多い成人映画ポスターを対象に懇談することとした、ことなどが記されている。

第2章 ウィークエンダー（日本テレビ）、8時だよ！全員集合（TBSテレビ）、欽ちゃんのドンとやってみよう（フジテレビ）、西部警察（テレビ朝日）、ザ・スーパーガール（東京12チャンネル）について、それぞれの製作担当者に対し、育成者が製作意図を質問し、改善点を指摘している。その他、視聴率、スポンサー、番組審議会等についての協議が行われている。

第3章 週刊少年サンデー、週刊少年チャンピオン、週刊セブンティーン、週刊プレイボーイ、平凡パンチの5誌の編集担当者の出席を得、それぞれの問題点を指摘し改善を求める協議を行っている。

第4章 映画ポスターの題名等の表現、サブタイトル（惹句）、絵がらの問題点、改善点について、映倫の審査員と映画製作者等と協議している。また、ポスターの文字化、予告編や映画の新聞広告等の問題についても、協議している。

特色 映画・テレビ番組・出版物のそれぞれについて、協議課題を特定して懇談が進められるため、より具体的な協議が行われている。（吉野貴美子）

青少年指導者・教師のための手引き 校内暴力事件はなぜ起こる—— その要因と対応策

発表年月：昭和56年12月

背景

現在の青少年の問題行動の中でも、緊急の対策を講ずる必要のある、中学生による校内暴力事件への対応策を得るために、青少年育成国民会議は専門委員会を設置し、その結果を取りまとめて青少年指導者や教師のための手引きとしたのが本書である。

構成

本書は、序説 青少年の問題行動をどうみるか、第1部 校内暴力事件の実態、第2部 暴力事件はなぜ起こるか、第3部 校内暴力事件が発生したら、第4部 校内暴力事件をなくするために、そして同タイトルで、第5部 校内暴力事件をなくするためにの5部と各種相談機関（相談員）一覧を加えた構成である。B6版 126ページ。

内容

序説では、少年非行などの問題行動の経緯と特徴として、少年非行は戦後第3回のピークをむかえ、その中心が中学生であり、さらに暴力的非行の増加が目立っていることなどが指摘されている。

第1部は、校内暴力事件の実態について、対教師暴力、生徒間暴力及び学校施設・備品等に対する損壊事件を校内暴力事件とし、このうち中学生が昭和55年で77%を占め、しかも増加傾向にあるとされている。

第2部 校内暴力事件はなぜ起こるかでは、事件の発生要因が述べられている。学歴中心社会や豊かな物質生活からくる享楽的風潮、地域の暴力非行集団やマスコミ文化の影響、知育中心教育や学校環境の不備、家庭での子どもへの過保護傾向などが発生要因としてあげられている。

第3部は校内暴力事件が発生したらということ、発生した場合における学校や教師の対処の仕方が具体的に示されている。

第4部 校内暴力事件をなくするためにでは、校内暴力事件に発展するかもしれない兆候として、家庭で教師に対する強い不満を示していないか、学校で校則違反がないか、地域社会で非行集団との付き合いはどうか、などが示されている。

第5部も第4部と同タイトルであるが、ここでは校内暴力事件などをなくする対策として、家庭では年齢的特性の理解、学校では生徒の個性や能力に応じた教育の重視、地域社会では学校運営への協力などがあげられる。

最後の各種相談機関（相談員）一覧では、教育センターなどが紹介されている。

評価

これは、中学生の校内暴力事件の要因と対応策について、青少年指導者や教師のための手引き書として作成されたものである。実際に中学生を持つ親にとっても、実際に役立つ手引き書であらう。

（池谷 徹）

21世紀に向って、今、青年は何をすべきか——全国青年シンポジウム
報告書

発表年月：昭和56年3月

背景

青少年育成国民会議では、青年の社会参加の啓発と実践活動の促進のため、昭和41年から「あすをきずく青少年のつどい全国大会」を開催している。昭和55年度からは、「21世紀に向って、今、青年は何をなすべきか」をテーマに、「全国青年シンポジウム」と改称して国立オリンピック記念青少年総合センターと共催で開催している。その第一回全国シンポジウムの概要をとりまとめたのが本報告書である。同報告書は、毎年刊行されている。

構成

本報告書は、シンポジウムの概要、基調シンポジウム報告、分散会討議報告と助言者の提言・感想、全国青年シンポジウムアピールを中心にアラカルトと資料編を加えた構成である。B5版 141ページ。

内容

シンポジウムの概要では、昭和55年11月の3日間に青少年及び青少年育成者150名が参加して開催されたこと、シンポジウムのねらいをまとめる過程、シンポジウムのプログラムなどについて述べている。

基調シンポジウム報告では、21世紀に向けて、地域、国、そして国際社会において青年の果たすべき役割についての指針を得ることをねらいとした3人の講師によるシンポジウムの内容が報告されている。

分散会討議報告と助言者の提言・感想は、シンポジウムのテーマ及び基調シンポジウムをもとに、地域課題解決の場と国際的課題解決の場での二つの領域について、8分散会の討議内容と助言者の提言・感想が述べられている。

このシンポジウムの総まとめである全国シンポジウムアピールでは、青年は21世紀を担う者として活力ある行動をすること、あらゆる分野に積極的に青年の知恵と力を発揮して参画すること、特に発展途上国との交流・理解・協力活動等に積極的に取組むこと、そのために社会が青少年の諸活動に理解と支援を与えることがアピールされている。

アラカルトでは、このシンポジウムと同時に開催された青少年団体活動展や国際青少年交流のつどいなどが紹介されている。資料編は、分散会の討議資料や実行委員・参加者一覧である。

特色

分散会討議報告は、参加者相互の実践体験を踏えて、21世紀を想定しながら地域社会や国際社会で果たすべき青年の役割について具体的に示されている。そして、シンポジウムアピールが、その総まとめである。したがって、各地域で社会参加活動に取り組んでいる青年や青少年育成者にとっては、指針として参考となるであろう。

(池谷 徹)

青少年国際交流ハンドブック——青少年国際交流指導者のためのマニュアル

発表年月：昭和56年3月

背景

青少年の国際交流は、1960年以降年々盛んになり、1970年代後半には、国・地方公共団体・青少年団体等の海外派遣事業に参加する青少年は、年間約2万人に達する程となった。これらの事業は、青少年の国際意識の啓発や国際理解・協力の促進等に大きな役割を果たしているが、反面、いくつかの問題点も国内外の関係者から指摘されてきた。青少年育成国民会議は、昭和52年度から総理府青少年対策本部の委託を受け、青少年国際交流振興事業を実施し、青少年団体や国・地方公共団体等による交流事業の充実強化を図っている。

そのひとつ、地方公共団体や青少年団体等の国際交流事業担当者や指導者のための「セミナー」参加者のために作成されたテキスト（初版昭和53年）が本書である。新たな内容を加え、初版を充実した昭和56年版を解題することとした。

構成

青少年国際交流の意義、歴史、交流事業の現況、諸外国の青少年国際交流の現況、交流振興事業の現況と今後の課題、海外派遣事業の実施、来日外国青少年の受入事業の実施及び事後活動の8章と青少年国際交流年表で構成。A5版、241頁。

内容

第1章は、地球上の資源は有限である、我々は宇宙船地球号という運命共同体の一員であるとの観点から、今日の国際交流の意義が述べられている。第2章では、昭和20年代から50年代半ばまでの交流事業を10年ごとの区切りでまとめている。第3章では、主として国や地方自治体の実施する交流事業の実施状況調査結果をもとに、事業の目的、プログラム内容等の概要紹介。第4章は、アジア、西ヨーロッパ、北米及びその他の地域の主要国の青少年国際交流状況概要と交流世話機関の紹介。第5章では、主として青少年国際交流振興事業の実施経緯、位置づけ、国民会議の役割を述べている。第6、7章は、派遣事業、受入事業のすすめ方について具体的手順を紹介、第8章で交流事業参加後の事後活動のすすめ方、事後活動団体の現状と運営方法等を述べている。資料の年表は、昭和40年から昭和55年までの社会の動きと青少年関係団体及び国・地方公共団体の実施した国際交流事業を明らかにしている。

特色

我が国が、国際社会の中で積極的な役割を果たすことが諸外国から強く望まれている中で、青少年の国際交流事業も単なる交歓・親善・理解の枠を超え、より具体的な相互の協力、貢献が求められる時代となっている。本書は、そうした今日の課題に答える内容ではないが、新しく国際交流事業の企画や運営を担当する者にとっては、具体的な参考になると思われる。（吉野貴美子）

市町村民会議づくりと地域活動のすすめ——青少年育成運動推進者の手びき

発行年月：昭和57年3月

背景 青少年育成国民運動を地域社会に広げるために国民会議は専門委員会を設置し、その報告書を刊行したが、それを地域社会における育成運動推進者を対象とする市区町村民会議の結成や活動推進の手引きとしてまとめたのが本書である。

構成 本書は、青少年育成市区町村民会議を結成しよう、市区町村民会議の組織と運営、市区町村民会議の役割と活動、地域活動の重要性とその進め方の4章を中心に参考資料の1章を加えた5章構成である。A5版99ページ。

内容 第1章では、市区町村民会議の性格と現状が紹介される。活力ある地域育成活動推進のための市区町村民会議が運動体として必要であると指摘され、昭和55年現在で2千近くの市町村民会議の70%が独自の組織であり、行政の働きかけによって結成されたところが47%、行政が中核となって結成されたところが55%などという既成の市町村民会議の調査結果が紹介される。そしてある県の市町村民会議結成のあゆみが示され、基礎的な準備、関係者の合意、団体や機関との関係調整、学校との協力関係、一般への呼びかけ、結成の準備、という市区町村民会議づくりの手順が説明される。

第2章は結成された市区町村民会議の組織と運営についてである。ここでも、会員の種類、役員構成、事務局体制、財政、運営組織の現況が調査結果や例示をもって示されて、地区組織を基盤にすべきこと、第一線の活動家が運営にあたるべきで名誉職的な運営委員の扱いはさけるべきこと、などが示される。

第3章では、市区町村民会議に期待されるのは啓蒙、育成活動の支援、調整と広域活動の推進、県民会議や国民会議、及び行政との連携であり、そのそれぞれについて、事例が数多く示される。特に実態調査と分析、課題整理、活動体制づくり、評価と反省、記録など、計画的な取りくみの要点があげられている。

第4章は地域活動の重要性とその進め方と題し、市区町村民会議の活動単位である近隣社会の育成活動を取りあげる。最初に、世話人の発見、体制づくり、呼びかけ、活動開始の手順とポイントが具体例をまぜて示され、次に地域診断という手法の採用が勧告され、地域診断の方法、内容、分析、活用が説明される。

最後の第5章では山形県新庄市ほか4市町民会議の結成趣意書、規約、事業計画活動方針などが、参考資料として例示されている。

特色 副題にもあるとおり、これは、市区町村民会議結成のための手びき書であり、きわめて具体的に結成の手続き、段取りが示されているので、これから市区町村民会議を結成しようとする地域の人びとにとっては、便利だろう。また、後半の市区町村民会議のさまざまな活動事例、地域活動のすすめ方は、既成の組織の活性化を求めている人びとにとっても参考となろう。（金谷敏郎）

カウンセリングのポイント12章

発表年月：昭和58年3月

- 背景** 父母や教師、青少年指導者は、子ども達を非行や問題行動に向かわせないように指導し、またそれらに陥った子ども達を立ち直らせる必要がある。この指導、援助に必要なカウンセリングの心と技法についてまとめたものが本書である。
- 構成** 本書は、青少年の問題行動の発見と指導、カウンセリングのすすめ方の2章構成である。新書版63頁。
- 内容** 第1章は、青少年の問題行動の発見と指導である。問題行動として反社会的なものや非社会的なものが示され、前ぶれ行動が服装・みなり、交友関係、ことばづかいや動作、生活態度、学習活動等の面から示される。そして、問題行動青少年の指導のしかたとして、早期に発見し、父母・教師・青少年指導者の三者が協力して指導にあたる必要性が述べられ、実際の問題行動指導の手順などが示されている。
- 第2章 カウンセリングのすすめ方では、人との話し方、相談のされ方、話す姿勢など重要なポイントなどが、日常起こりそうな具体的場面の中で述べられている。重要なポイントとしては、話の内容を広げる、相手の気持ちに寄り添う、相手を受容する、熱心な「聞き手」になる、相手の話を無心で聞く、相手の話をさえぎらない、問題を解決するのは誰？、自分自身に話しかけるなどがあげられる。最後に、カウンセリングのポイント12章として、カウンセリングのコツが簡潔にまとめられている。
- 特色** 本書は、日常起こりそうな具体的な場面を設定して青少年の問題行動の発見や指導のしかた、カウンセリングのすすめ方が述べられているため、誰でもが理解できるように作られている。そのため、副題にある父母・教師・青少年指導者のための手引書としてばかりでなく、青少年自身にとっても参考となるであろう。
- (池谷 徹)

少年の性意識・性行動の要因と対応策——昭和58年度環境問題専門委員会報告書

発表年月：昭和59年3月

背景 青少年育成国民会議では、青少年に好ましくない環境の浄化活動の効果的展開を図るため、環境問題専門委員会を設置し、活動の手引書を作製している。この専門委員会の昭和57年度と昭和58年度の研究テーマである「少年の性行動の現状と対応策」について検討した成果として取りまとめられたのが本報告書である。

構成 本報告書は、青少年の性行動・性非行の現状、青少年の性行動・性非行の要因、性教育の現状、これからの性教育の4章構成である。B5版83頁。

内容 第1章 青少年の性行動・性非行の現状、では、青少年の性意識と性行動として、キス経験・ベッチング・性交経験・避妊に対する開放的な見解や配慮に欠けることが、調査結果により指摘されている。さらに、性行動の実態として、強姦・不純異性交遊・売春行為・公然わいせつなどのうち、性非行の大部分を占める不純異性交遊の具体例が示されている。

第2章は、青少年の性行動・性非行の要因である。家庭では、甘やかしによる耐性・自立心の欠如、親の性に対する無知・偏見など、学校では、友達や教師とのかかわりと進学・選別の体質など、地域では、自然や近隣社会の人々の変化などが、要因としてあげられている。そして、青少年の心身の実態から来る要因として、情緒の不安定と身体的な早熟化現象があげられている。

第3章は性教育の現状ということで、学校の性教育は、摸索中であるとしながらも、初潮指導型、純潔教育型など12の性教育の類形を例示している。家庭では、小家族化、働く婦人の時代などの中で、モデルとしての親の日常の在り方が、地域における性教育では、環境の浄化、青少年活動の促進、相談機能の確立など、非行の予防という面がそれぞれ述べられている。

第4章 これからの性教育では、総論でセクシュアリティという概念による新しい性教育の必要性が述べられている。次に、家庭での対応として、発達段階別に子どもの性の問題への対応の仕方が示され、学校での対応として、組織的、計画的な指導と個別的な指導の必要性が述べられ、地域社会の対応として、環境の改善と関係組織・機関の活動、協力などの必要性が述べられている。

特色 不純異性交遊などの性非行や10代少女の妊娠中絶など、少年少女の深刻な性行動の現状を理解し、その対応策をすすめる上で、参考となる報告書である。

(池谷 徹)

三つ子の魂百まで——これからの家庭教育

発表年月：昭和59年3月

背景　子どもの健全育成に大きな影響力をもつ家庭教育において、乳幼児期は特に重要とされてきたが、近年、科学的な裏づけも得て、このことは、ますます強調されるようになった。そこで青少年育成国民会議では、乳幼児期教育の重要性を広く一般に知らせ、意識改革の契機とするため、本書を作成した。

構成 本書は、どんな子どもが育っているか、これからの家庭教育、家庭を支える地域活動の3章で構成されている。A4版、116ページ。

内容 第1章 どんな子どもが育っているか、では、21世紀を担うべき青少年の問題行動の一因が親の育て方にあるのではないかという問題提起がなされている。

第2章 これからの家庭教育では、まず幼児教育の研究をしてきた井深大氏が「三つ子の魂百まで」と題して、乳幼児期の赤ちゃんについて「この時期こそ、人間性の基礎、つまり心の一番育つ非常に大切な時期である」とし、母親が自覚し、自信を持って育てて欲しいと訴えている。次に体育指導者として、また母親の立場から、小野清子氏は「心を育てるからだの働き」と題して、幼少期の運動の経験が心の働きを深められると指摘している。最後に、教育学者の立場から坂本昇一氏は、「人格の形成と発達課題の達成」と題して、乳幼児期の育てられ方の問題が青少年の社会性の欠如などのマイナス要素となると考え、「しつけ」には「しめし」が伴わなければならないので、親は常に「うしろ姿」でも子どもを育てているという自覚を持つべきと問題提起をしている。

第3章 家庭を支える地域活動では、家庭だけでなく、地域の人びとの協力や、行政機関等の各種サービス活用して、子どもを育てることの大切さを訴え、妊産婦、乳幼児をもつ両親等を対象に推進されている運動を、長野、長崎、福井、各県の事例をあげて紹介している。

特色 副題の通りこれからの青少年の健全育成は、胎児、そして乳幼児期から始められる必要があるとした点に特色があり、また、各県での事例を取り上げて、理論だけでなく実践についても述べられている。(柴 香里)

ちょっと変だぞ！ 子どものからだ

発表年月：昭和60年3月

- 背景** 転んだ時に手が出ない、朝から元気がなくアクビを連発するなど、子どものからだのおかしさについての報告や質問が、親、教師、地域の青少年育成者から出されている。青少年育成国民会議では、最近の子どものからだの変化とそれらに対する家庭、学校及び地域での対処の仕方について検討するため専門委員会を設置し、その結果をとりまとめたのが本書である。
- 構成** 本書は、子どものからだに変化が！、子どものからだにこんな変化が！、子ども時代に、子どもらしい生活と遊びを！の3章構成である。B6版 152ページ。
- 内容** 第1章 子どものからだに変化が！、では、最近の子どもたちが子どもらしいからだに育たなくなったこと、人間らしいからだの特徴が育たなくなったことが昭和30年代中頃以前と比較しながら述べられている。
- 第2章は、子どものからだにこんな変化が！、ということで、子どものからだの変化のうち特に取り上げる必要のある13項目について解説し、その原因と対策を示している。全国的な統計や調査でわかった項目として、子どもの病気のトップはう歯、低視力、体格がよくなった（肥満とやせ）、幼稚なケガが多くなった、ちょっとしたことで骨折、体力は史上最高か、すぐ“疲れた”という、の7項目があげられる。さらに、子どものからだについて気になるところを集めたものが示され、その中から特に、アレルギー、背中ぐにゃと背すじのおかしさ、朝からあくび、おそくなった土ふまずのできあがり、大脳の強さが育ってこない、という項目があげられる。
- 第3章 子ども時代に、子どもらしい生活と遊びを！、では、第2章でとりあげた、さまざまな子どものからだの問題を解決するため、子どもにとって必要な生活を作り出すこと、子どもの遊びを復活させることを、家庭、学校、地域で進めていくように提言されている。
- 特色** 本書は、健やかな子どもの育成を目指す地域活動の一つとして、子どものからのさまざまな問題を直す運動を進めるための手びき書である。（池谷 徹）

青少年と有害環境——欧米諸国における各種規制とわが国の現状・課題

発表年月：昭和60年3月

- 背景** 青少年育成国民会議は、地域浄化、有害環境除去を目標に、関連業界への自主規制強化の要請、住民運動の推進、青少年保護育成条例等の効果的運用の要請などの活動に取り組んできた。このような活動の指針を得るため、環境問題専門委員会を設置し、1年余の研究をへて、関連業界、地域指導者、青少年条例等の運用者への参考資料としてまとめたのが本書である。
- 構成** 本書は、青少年をめぐる環境の有害性、住民運動と業界の自主規制、法制と行政の現状、諸外国における青少年環境法制とその運用、課題と展望の構成である。B6版 126頁。
- 内容** 青少年をめぐる環境の有害性では、「有害環境」を定義し、非行との関連、学校、家庭での見方、青少年自身はどう受けとめているかを明らかにしている。そして、青少年が自立的な判断をすることのできる能力を育てること、健全育成のための施設・プログラムづくりをすることが求められるとしている。
- 住民運動と業界の自主規制では、住民運動は「ぐるみ」運動が最も効果的であるが、行政との連携も大切であること、業界の自主規制は、昭和20年代後半から始まったが、住民、行政、業界が相互補完し合う体制作りを目指すべきであると、イギリス、西ドイツ、フランス、アメリカでの例が紹介されている。
- 法制と行政の現状では、規制の対象となる成人、青少年の行為に対して、網羅的な法律がないため、各地方公共団体が「青少年条例」を定めたが、法との関係、表現の自由、人権の規制など問題が多く、また、青少年対策は、全ての青少年を対象としているのに、参加するのはごく一部であり、地域社会を形成するという面からも、魅力ある施策が求められるとしている。
- 諸外国における青少年環境法制とその運用では、イギリス、西ドイツ、フランス、アメリカの側から、親の教育権の確立によって、それを組織化、住民運動とし、地方公共団体が条例を作ったり、業界が自主規制をする背景となるよう、親が住民として明確な主張をもつことが重要であるとしている。
- 課題と展望では、21世紀の「高齢化」「情報化」「国際化」に向けて、都市化の地方への拡大などの状況が考えられ、学校、家庭、地域が、青少年健全育成の連携を深め、事態に適切な対応をすることが大切としている。
- 特色** 海外での有害環境除去への取り組みの成果、問題点を明らかにし、厳しい規制より、青少年指導者の養成、そして住民、行政、業界が一体となった規制をすることなど、具体的な提言を行っている。 (柴 香里)

「いじめ」その要因と対応策——青少年育成者のための手引き

発表年月：昭和61年3月

- 背景** 青少年育成国民会議では、全国的に小・中・高校生の間にいじめが拡がり大きな社会問題となったことから、いじめの実態についての検討や対策を協議してきた。本書は、いじめ対策を具体的に推進するために、全国で青少年の育成と取り組んでいる青少年相談員や育成推進員、推進指導員等の活動の手引書としてまとめられたものである。
- 構成** 本書は、いじめを正確に深刻に受け止めよう、いじめの現状、中学生はいじめをどう考え対処しているか、いじめの形態と内容、いじめ現象の背景、いじめの直接要因、いじめ現象とどう取り組むか、行政機関の対応方針の8章構成である。B5版85頁。
- 内容** 最初に、親や教師はいじめられていると感じている子どもがいるという観点で、いじめに対応すべきであること、より弱者がいじめられる傾向にあること、いじめから登校拒否や自殺、家庭内暴力、非行、精神的な病気が派生し、人格形成上の障害が起こってくることが説明されている。次いで文部省全国調査、東京都のいじめ実態調査、警察によるいじめ実態調査などで深刻な広がりが見られる。
- 中学生の対処のところで、「少年の主張全国大会」から、いじめを主題にした8人の主張を紹介している。いじめの形態と内容では、多様化したいじめの形態と内容があげられ、それらが加害者が誰であるかわからないように、言い訳ができる形で、発見されないようにして、集団的ないじめという形で行われていることが説明されている。いじめを見落さないように親や教師の注意深い観察が求められている。
- いじめ現象の背景として、対人困難症とでもいうような子どもが多くなったこと、学校や環境への不適応、受験体制と子どものストレスなど、いじめの背景が分析される。いじめの直接要因では、本人の要因として対人困難症や「耐性」の弱さ、欲求不満があげられており、家庭の要因では、子どもを一人前に育てる力が弱まっていることが示される。社会の要因では学校や地域社会が子どもを学校の教科の成績で評価し、真の意味での成熟した人間として育てる力に欠けており、また、マスコミが問題を拡げる心配があるとしている。
- いじめ現象との取り組みでは、いじめを助長する温床をなくすこと、いじめの早期発見、初期の対応を適切にすること、こじれたいじめの対応について、いじめからの避難場所を多くすることなどとともに、青少年育成の国民運動を盛りあげることが示され、行政機関での対応方針では、総務庁、文部省、警察庁の具体的な対応策が紹介されている。
- (井上 透)

青少年非行防止全国研究集会 '85報告書

発表年月：昭和61年3月

背景

我が国の青少年非行は、昭和55年から4年連続で戦後最悪の記録を更新した。この深刻な事態に対処するため政府は、青少年問題審議会に対応策の審議を諮問（昭和56年1月）、関係省庁による「非行防止対策推進連絡会議」を設置し、非行防止対策の推進について申し合せ等を行った。一方、青少年育成国民会議は、第19回総会（昭和58年3月）で、「非行防止のための緊急アピール」を採択し、全国の市町村及び市町村村民会議に対し、非行防止のための具体的取り組みを進めるよう要請したが、さらに昭和59年度から全国で青少年の非行防止活動に取り組んでいる地域や学校の関係者の参集をえて、少年の非行・問題行動の未然防止、早期立ち直り、再犯防止の効果的な活動や方策を探るため、「青少年非行防止全国研究集会」を開催している。本書は、昭和60年9月に開催された第2回集会の報告書である。

構成

全国研究集会の概要、分科会協議の概要、パネル討論「急増する中学生非行の防止に向けて」の3章で構成。A6版、75頁。

内容

概要では、第1回集会で明らかになった「小学生段階で主流を占める万引等の初発型非行がきっかけとなって、年令が高くなるに伴い、本格的な非行や犯罪に発展する」ことをふまえ、第2回集会は、今日の少年非行の主流をなしている中学生に焦点を当てながら、問題別に対応策を協議したと述べている。

第2章は、初発型非行、シンナー・覚せい剤等薬物乱用、校内暴力、女子の性非行及びいじめの五つのテーマに分かれて行われた分科会協議の報告である。各々のテーマにそった問題の現状、活動推進上の問題、今後の対応策について協議された。少年非行は、現われる形は異なるが、原因を探っていくと同じ根から発生していることが報告からうかがえる。家庭の教育機能が弱まっている今、地域の教育力を高めると同時に、大人たちがその生き方や価値観を見直し、いろいろな人間が認められる社会の風潮づくりを進めることの必要性が各分科会で確認されている。

第3章は、分科会討論で助言に当たった講師5名によるパネル討論報告である。いじめや性非行、薬物乱用等の問題の深刻な実態及び問題発生の原因が、それぞれの専門的立場から述べられている。

特色

今日の少年非行の状況、地域における問題への対応策の実態、問題発生の背景や要因等の概要を実態的に掌握する上で参考となる資料である。

(吉野貴美子)

中央青年フォーラム報告書

発表年月：昭和61年3月

背景 1985年は、国際連合の提唱した「国際青年年」（以下IYYと略記）であった。国の国際青年年関連事業は、官民の各界代表で構成する国際青年年事業推進会議が企画し、多くの青少年団体や地方公共団体等の協力を得て進められた。

「中央青年フォーラム」は、その一事業である。IYYのしめくりとして、国をはじめ地方公共団体、民間の各種団体等において、多様な取り組みが展開されたものを集約しながら、国際青年年の評価と将来への展望を図ることをねらいとして、昭和60年11月24日に、東京の日本青年館大ホールで開催された。本書は、中央青年フォーラム及びフォーラム実施に至る半年間に実行委員会を中心とする青年達が行った各種の取り組み成果のまとめである。

構成 報告書は、実行委員会が全国の青年及び大人に向けて作成したアピール、我が国の青年や青少年活動及び国際青年年の取り組みの集約文及び中央青年フォーラムの概要と実施状況の三つの内容で構成されている。B5版、132頁。

内容 アピールは、「青年から青年へ」と「青年から大人へ」の二部構成。青年に向けてのアピールでは、これからのライフスタイルへの提案8項目と青年の目標・役割を8項目にまとめ提案している。大人に向けてのアピールは、青年の社会参加を促進するため、意志決定の場へ青年を参加させること、青年の社会活動への理解促進など、条件整備を進めるよう提案している。

集約文は、(1) 青少年の置かれている現状、(2) 青少年や青少年活動の現状、(3) 青年の政治・行政への参加状況、(4) IYY活動の状況、(5) 各都道府県フォーラムの状況、(6) 諸外国の青年の置かれている状況の調査分析結果をまとめている。

概要と実施状況は、中央青年フォーラムを、35才以下の幅広い分野で活動している青年で構成する実行委員会が担ったこと、アピール文や集約文の作成に当たっては、各都道府県で実施されたフォーラム代表をはじめ、全国の草の根のグループ・サークルや青年活動家の声を反映出来るよう、幅広い調査やアンケートを実施したこと等の経緯及び中央青年フォーラム当日のシンポジウム等の内容が紹介されている。

特色 実行委員会が、出来るだけ多くの青年の心に響くようにと腐心し作成したアピール「響け熱い心！青年から青年へ、青年から大人へ」は、青年の生き方、考え方の潮流を知る上での一資料となろう。
(吉野貴美子)

「国際青年の村 '85」報告

発表年月：昭和61年3月

背景

1985年は、国連の提唱する「国際青年年」であった。我が国においても民間と行政が独自にあるいは官民一体となって多くの事業や活動が行われた。国際青年の村は、国の国際青年年事業推進会議が企画した事業で、国の国際青年年推進の重点目標の一つである「相互依存関係が進展する国際社会の中で、日本青年が世界や外国に対する理解を深め、また、日本人として信頼と理解を得ることが出来るような力を培い、国際交流、国際協力を通じて相互理解の促進を図ること」をねらいとして具体化された。

日本を含め世界40か国から800名の青年が参加して、9日間に渡り行われた事業の報告書である。

構成

主催団体や機関代表の挨拶、第1章 事業概要と経過、第2章 事業報告、第3章 事業の評価及び参加青年の状況で構成されている。B5版96頁。

内容

第1章概要では、総務庁から事業委託を受けた青少年育成国民会議が、事業が国際青年年の趣旨により近い形で実施されるよう、実行委員会を組織し、企画・準備・運営の一切を青年の手に委ねた経過と概要である。

第2章は、開村式に始まり、歓迎の夕べ、記念講演、各国文化紹介、IYY記念式典や科学博見学、現場視察と討議で構成するユースフォーラム、村の総会等々、盛り沢山に展開されたプログラムの詳細が報告されている。特に21のテーマ別グループに分かれ、テーマごとに日本の実態を視察し、その体験を基に各国事情を紹介し合いながら討議をするユースフォーラムのレポートは、立場や利害の違いを知り、それを乗り越えて青年という同じ立場で何をすべきか討議された様子がうかがえる。

村の総会で全員一致で採択されたメッセージ1985は、IYYのテーマ「参加・開発・平和」にそって解決されるべき課題と青年の決意を述べている。

第3章では、外国青年が寄せた生の声やアンケートによる事業の評価と提言である。外国青年にとっては、日本人や日本理解を深める場として、また日本青年にとっては、多くの外国青年と出会える場として事業そのものは高く評価されているが、プログラムの内容等改善すべき点も数多く提起されている。

特色

本書は、国の事業実施報告書であるが、実行委員会の手で編集が行われているため、裏方の苦勞や参加者の生の声も素直に掲載されている。国内外における外国青年との交流活動を盛んであるが、主催者や企画者の心得を知る上での手がかりとなろう。

(吉野貴美子)

青少年団体の文献

青少年団体の文献については、青少年育成国民会議加盟の以下の40団体に呼びかけ、該当する文献の報告を依頼した。

中央青少年団体連絡協議会、(財)ボーイスカウト日本連盟、(財)ガールスカウト日本連盟、日本青年団協議会、(財)日本ユースホテル協会、(財)日本郵便友の会協会、全国農協青年組織協議会、(財)修養団青年部、友愛青年連盟、日本健青会、全国農業青年クラブ連絡協議会、(財)日本海洋少年団連盟、全日本鼓笛バンド連盟、(財)日本青年協会、日本BBS連盟、日本スポーツ少年団、(財)モラロジー研究所青年部、日本青年ユネスコ連絡協議会、(財)全国子ども会連合会、日本青年連盟、(財)日本経済青年協議会、(財)あすなろ会、日本青年国際交流機構、神道青年全国協議会、(財)ハーモニセンター、(財)茶道裏千家淡交会青年部、日本勤学青少年協議会、(財)倫理研究所青年部、世界青年友の会、全国VYS連絡協議会、(財)実践倫理宏正会青年部、(財)全国杉の子会連合会、日本YMCA同盟、(財)日本青年社員連合会、(財)日本少林寺拳法連盟、(財)生長の家青年会、国際農村青年連盟、(財)全国産業ジュニア・リーダー会議、(財)日本赤十字社青少年赤十字

その結果、以下に掲載する10の青少年団体から回答が寄せられた。

回答を寄せた団体が少なかったのは、対象とする文献を一般的な青少年育成に関する調査研究、施策提言に限るとし、各団体固有の課題に関するものは対象外としたことも一因であると思われる。唯し、以下掲載団体の中にも、団体固有の文献の紹介が含まれているところもある。

以下は、各団体から提供された資料にもとづく、個々の団体の目的及び刊行文献についての紹介である。(会員名簿掲載順)

中央青少年団体連絡協議会

設立 昭和26年(1951年)

団体の目的 世界人権宣言の精神に基づき、国内および国外の青少年団体相互の連絡・提携をはかるとともに、青少年活動の発展に寄与することである。現在25団体が加盟。加盟団体の青少年総数は、1,560万人をかねえ。また、主な活動としては、青少年団体相互の連絡提携・支援・協力、国内外の青少年団体活動に関する情報の収集・広報、国際機関の各国青少年団体との連絡強化・交流拡大、青少年団体活動に関する調査・研究、青少年団体活動の啓蒙・普及、国および地方公共団体・その他への各種要望や社会的発言。

刊行物の概要 昭和40年以来、小冊子を除いた、まとまった刊行物は20点になる。そのテーマは、大別すると、調査・資料、指導者用テキスト、国際理解、歴史(歩み)、提言、会議・諸学会報告などの領域にわたっている。以下、領域別に概述する。

調査・資料 「青少年資料の調査」(昭和43年3月、青少年教育の原理、理論、青少年および青少年教育の実践論、実態調査研究、青少年教育活動の実際、手引)、「青少年団体の概況」(昭和53年、当中央青少年団体連絡協議会加盟団体および、文部省社会教育青少年課を窓口として、補助金を受けている全国青少年団体の概況)、「外国の青少年団体」(昭和55年4月、海外の青少年の青少年団体リスト英・和文)、「がんばれ水と緑」(昭和61年3月、水と緑と人間と、日本の森林、守り育てていくもの、緑と人と文化、森林に関するアンケート調査結果、水と緑の活動事例などを収録した活動手引・事例集)、「日本の青少年団体、第1集・第2集」(昭和59年3月、60年5月に刊行。第1集は36中央青少年団体、第2集は58地域青少年団体協議会等について概要を紹介したもの)。

提言 「青少年団体の活性化をめざして」(昭和58年3月、社会的変化と青少年、青少年団体の現状と課題、青少年団体活動への期待などを提言したもの)、「青少年団体と学校との連携を求めて」(昭和59年3月、在学青少年と青少年団体活動の現状と問題点、青少年の生活実態と地域活動の可能性について提言したもの)。

指導者用テキスト 「青少年指導者ハンドブック」(昭和46年3月、青少年活動に関連する法令をとりあげたもの)、「青少年の育成のために、第1・第2・第3集」(それぞれ、昭和46年10月、昭和47年1月、昭和47年3月に刊行。第1集——青年の権利と責任、生涯教育、成人教育、第2集——開発と環境問題、青少年活動、第3集——青年によるサービスの新しい傾向・分野、国際連合体制と青年によるサービス、現状までの評価と今後の行動)、「青少年団体指導者養成のための事例集」(昭和47年3月、青少年団体および公共団体による指導者養成の事例)、「リーダーへの道」(昭和47年6月、少年団体有志指導者のために子どもの理解、少年団体活動の意義と指導者の役割、組織と運営、プログラムの立案と展開など)、「続・リーダーへの道」(昭和54年3月、リーダーをめざす少年少女のために、リーダーとは、リーダーは何を知っておくべきか、楽しいグループ活動の実際を述べたもの)、「安全な活動のために——青少年団体指導者手引き」(昭和54年3月、青少年活動の安全、青少年と活動とにつ

いての理解、安全対策と指導、事故発生後の処理と対応、責任の範囲と保障などについてまとめたもの。

国際理解 「無名のリーダーたち」(昭和42年、海外青少年指導者の現状と養成)、「人類共存のために」(昭和56年3月、青少年団体における開発教育、その実際、資料などを紹介したもの)。

歴史 「青少年団体史」(昭和44年、中央青少年団体の歩み、昭和20年代～昭和43年までをまとめたもの)、「続・青少年団体史」(昭和57年3月、前記のあとを受け昭和44年から、昭和56年までの中央青少年団体の歩みと現状を組織、目標と活動、リーダー養成などについて詳述したもの)。

諸会議・集会報告 「国際青少年指導者セミナー」(昭和43年、44年、46年、47年、48年の各3月、標記のセミナーの報告、テーマは日本の青少年の動向と青少年団体の現状、世界青少年の動向と日本の現状、団体における今後の国際活動のあり方、中青連として果たすべき国際的役割、国際社会における青少年団体はいかにあるべきか、青少年の国際交流の振興方策について、アジアの若い仲間とともに、日本の青少年活動の国際社会における役割など、多岐にわたっている)、「アジア地域国際青少年指導者セミナー報告書」(昭和49年度～58年度にわたる10回分。テーマは、青少年の社会参加とは何かの各国の報告、開発と社会の発展・相手国の理解が先決・価値ある人生を生きるためにすべての人に幸福感を、開発のための教育の役割、アジアの発展と青少年の役割、開発と伝統文化、日本社会の近代における対立と合意、地域社会と青少年・青少年と心理について・農村の地域性について・日本における青少年の問題状況、子どもたちのおかれた環境、現在の子どもの未来をつくる・発展と子どもの精神衛生・ユニセフの働き・子どもの人格形成について、今、私たちに何ができるか・アジアの開発と平和・日本人のこころ、アジアにおける草の根運動への若者の参加―開発)。

その他 定期刊行物としては、昭和58年度まで「中青連ニュース」、昭和59年度からは「なかまたち」(季刊)が刊行されている。

(参考)中央青少年団体連絡協議会加盟団体(昭和61年4月現在、中青連発行団体紹介一覧の順序による)は、日本YMCA同盟、日本キリスト教女子青年会、日本赤十字社青少年赤十字、ボーイスカウト日本連盟、ガール・スカウト日本連盟、日本青年団協議会、日本ユース・ホステル協会、日本郵便友の会協会、修養団青年部、友愛青年連盟、日本健育会、全日本労働総同盟青年委員会、全国農業青年クラブ連絡協議会、日本海洋少年団連盟、全日本鼓笛バンド連盟、日本青年協会、日本BBS連盟、日本体育協会日本スポーツ少年団、モラロジー研究所青年部、日本青年ユネスコ連絡協議会、全国子ども会連合会、全国産業ジュニア・リーダー会議、ハーモニィセンター、青少年交友協会、勤労青少年グループワーク協会である。

(社) ガール・スカウト日本連盟

設立 昭和24年(1949年)

団体の目的 少女たちが、精神的、道徳的価値を尊び、すすんで奉仕し、責任ある市民として人類の平和と幸福につくすことができる人に育つよう自ら学ぶたのしい機会を与える。

刊行物の概要 刊行物として、とりあげられているテーマは、ガールスカウト活動の展開、リーダーの成長のための手引き、および調査報告などである。具体的には、ガールスカウト活動の展開については「旅立つ前に」（昭和60年3月、海外派遣のためのハンドブック）、リーダーの成長のための手引きとして「障害をもつ少女とともに」（昭和60年2月、障害をもつ少女を地域の団に迎えて、健全な少女と共に活動するためのリーダー手引書）がある。同様のものとしては「ガールスカウト活動の安全」（昭和60年6月）がある。調査報告としては「役立つ人をめざして」（昭和61年3月、年長スカウトの活動の実態とスカウト活動から少女たちが得たものについての調査報告）、「ガールスカウトに関する調査」（昭和54年5月、ガールスカウト会員の実態と傾向、少女の保護者はスカウト運動に対してどのような関心を抱いているのか調査報告）、「リーダーに関するアンケート調査報告」（昭和57年3月、指導者の実態と意識調査報告）などがある。なお、定期刊行物としては、「リーダーの友」（年8回）、「日連ニュース」（年6回）がある。

日本青年団協議会

設立 昭和26年（1951年）

団体の目的 全国の青年団の連絡協調をはかり、その助成発達につとめると共に、世界の青年運動と提携し、平和な民主日本の発展を期する。

刊行物の概要 青年団運動・活動の理論と方法、現代社会・世界の問題、指導者として学ぶべき事項についてなど、テーマは広がっている。具体的には、「青年団強化の手引き」（昭和53年12月、青年団の基本的理論書で青年団の目的、性格から運営までを収録したリーダー向け）、「君の世界が見えてくる——やさしい学習活動のすすめ」（昭和61年3月、入団後2～3年の市町村団のリーダーを対象に全国の仲間の実践に学ぶかたちで、実践事例や成長記録が紹介されている）、その他、多数刊行されているが、ほかに、青年研究所（日本青年団協議会の研究部門）は、昭和56年より、毎年、所報を刊行（第1集 未来をひらけ青年団——現状からの出発、第2集 はばたけ青年団、第3集 地域に根ざす青年たち、第4集 輪を広げる青年たち、第5集 地域を織りなす仲間たち、第6集 組織強化にとり組む仲間たち）している。また、今日の社会・世界についての学習をすすめるための情報提供、学習の手引きの役割をもったもの、たとえば、「日青協の30年——運動の見解と態度、昭和57年6月」のような学習書も多い。その他、定期刊行物としては「日本青年団新聞」、「青年」（いずれも月刊）がある。

（財）日本青年協会

設立 昭和3年（1928年）

団体の目的 青少年の指導者養成ならびに青少年の研修と結集をはかり、産業振興に寄与し、国家社会に貢献する。

刊行物の概要 刊行物にとりあげられているテーマは、本協会の先人から学ぶ、青年の学習活動のための理念・方法、国際理解・交流・協力、の三領域にわたっている。具体的には、本協会の先人から学ぶでは、「人間と教育」（昭和53年7月、本協会指導の中核を担う二宮徳馬氏執筆のテキスト）、「協会の家塾精神」（昭和55年8月、本協会創立者関屋龍吉氏の執筆を収録したテキスト）があげられる。青年の学習のための理念・方法については数多く刊行されているが、例示すれば「リーダーに贈る3つの言葉」（昭和57年3月、団体活動のリーダーに対する注意を仕事の準備、人間関係などの面から述べたもの）、「効果的な“学習の進め方”」（昭和58年11月、学習の定義、集団学習、個人学習についてその必要性を説いたもの）、「青年団体活動調査の手引き」（青年団体調査活動の意義、調査法、手順など事例をあげて詳解したもの）などがある。国際理解・交流・協力、については、「今後の国際協力と青年運動」（昭和59年1月、国際協力に欠かせない、異文化に対する理解と尊重の精神のかん養を青年運動に期待すると主張）、「反抗する青年、西ドイツ訪問記」（昭和60年3月）などがある。

なお、定期刊行物としては「アカツキ」（隔月刊行）がある。

（社）全国子ども会連合会

設立 昭和39年（1964年）

団体の目的 全国各地域の子ども会相互の連絡をはかり、子ども会活動の育成振興に努める。

刊行物の概要 子ども会活動発展のために必要とされる、子ども会の運営・活動の手引、指導者のための学習情報、安全教育などのテーマが幅広く取りあげられている。これまで、すでに35点もの資料・図書が刊行され、地域子ども会の発展に大きな貢献をしている。具体例として、数点を次に紹介する。「のびゆく子ども会」（昭和45年2月、子ども会とは、子ども会の組織と運営・活動内容、指導者、育成会についてわかりやすく解説した入門書）、「成長への道しるべと子どもの活動」（昭和56年9月、人間形成と発達課題をより具体的にわかりやすく解説）「会議のすすめ方」（昭和45年6月、子ども会における会議のすすめ方、話し合いのテクニック、いろいろな討議の方法について）、「遊びの世界を考える」（昭和61年2月、遊びの原点への方向と、発展の方向とを、ぐちゃぐちゃ遊び、しっかり操り、どうしようことうしよう遊びと称して示したのが特徴。集団遊びの意義についても収録）、「法と子ども会——子ども会裁判に学ぶ」（昭和59年9月、津市四つ葉子ども会事故をめぐる裁判を一つの教訓とし、子ども会活動と法との関係の理解を深めるための参考書。同裁判の民事・刑事判決文も収録）。

定期刊行物としては「月刊子ども会」がある。

日本経済青年協議会

設立 昭和32年（1957年）

団体の目的 企業で働く若手社員の相互啓発，新入社員に職務意識を持たせる，若年層対策の充実，各業種の同じような職務にある人々が相互の経験交流を通じて，お互いの仕事の解決策を見いだす中堅管理層の連携促進である。

刊行物の概要 団体の性格にそって，刊行物のテーマは，企業内における勤労青年に関する人材養成，人事管理，リーダー制度各種の調査，などを取りあげている。具体的には，「人事管理の情報処理に関する研究」（昭和43年3月，人事情報の整備と活用，人事管理システム化にみる事例），「管理能力育成システムの研究」（昭和55年3月，創造期問題解決の概念，科学的思考のシステム化，創造性開発システム），「管理能力システム」（昭和55年3月，管理能力育成システム）などがある。その他調査についても数多く刊行されており，「新人社員の「働くことの意識」調査報告」（昭和44年から現在に至る毎年実施），「企業現場の青年リーダーに関する結合実態調査」（昭和53年3月），「機械関連企業の現場青年リーダーに関する総合実態調査」（昭和53年4月）などがあげられる。

なお，定期刊行物としては，機関紙「若年層管理」（月刊）と「エグゼクティブ・フォーラム」（季刊）があるが後者は，昭和60年2月までで刊行を終わらせた。

実践倫理宏正会

設立 昭和21年（1946年）

団体の目的 倫理という人としてのあり方を平易な「朝の誓」に集約して唱導・実践し，平和な家庭づくりを通して，次代を担う青少年の善導育成をめざし，より良い社会の建設に寄与貢献する。

刊行物の概要 テーマは主として，家庭・学校・社会における教育のあり方と子どもに接する大人のあり方，倫理などで，親・学校・教師，青少年育成関係者に向けて述べられている。具体的には「立国への道標」（昭和56年5月，家庭の崩壊，青少年の非行化を阻止するためには，自己中心，欲望優先の考えかたから倫理を基本においた生活への転換が求められる。立国とは「家庭ない」の立場から愛和の精神，感謝や奉仕，時間の正しい生かし方など身近かな事例を通し，親や教師の生活および子弟教育のしつけの指針を明示する），「家庭教育の原点」（昭和59年5月，新生児から高校生までのそのときどきのしつけ，教育のあり方を解明），「家庭倫理読本」（昭和61年5月，礼儀の基本，立居振舞，身だしなみ，言葉づかい，隣り近所，知人，友人との関係のあり方など）などがある。

なお，定期刊行物として，「倫理宏正」，「青年と倫理」（いずれも月刊），「倫理宏正新聞」（半月刊）がある。

全国杉の子連合会

設立 昭和38年（1963年）

団体の目的 中小企業に働く青少年の健全な育成を願って組織され、信用金庫が援助をしている。若者と地域との結びつきを強め、計画貯蓄による生活設計を行う。

刊行物の概要 「80年代の日本——ぼくらの生きがい」（昭和55年10月、本会の会員を対象に、若者が80年代の日本が抱える諸問題に対してどのような考えを持っているのかを調査した報告、回答者13,714人）

なお、定期刊行物として、機関紙月刊「杉の子」がある。

（財）日本YMCA同盟

設立 明治13年（1880年）

団体の目的 青少年の精神、知性、身体および社会性の改善向上をはかり、市民としてまた国民として立派な人格をきずき、社会と隣人に奉仕できるような人間を育成し、平和で民主的な世界を築く。

刊行物の概要 とりあげられているテーマは広い領域にわたっている。すなわち、野外活動、健康教育（体育・スポーツ）、国際理解教育、福祉教育などである。読者対象は、刊行物によって異なるが、青少年を対象としたもの、指導者、育成者を対象としたものとに分かれる。具体的には、「児童青少年の社会参加への動機づけをめぐるアクション・リサーチ」（昭和54年11月、青少年の社会参加に関する日米両国における意識調査結果の比較分析）や「子どもの冒険と安全」（昭和61年2月、津市子ども会裁判の判決結果を含め、野外活動における安全をいかに確保するか、今日の社会状況において、子どもにとって必要な冒険体験をどのように与えるかなどについて紹介されたもの）などがある。

なお、定期刊行物としては、「THE YMCA」（月刊）「PACENTERA」（英文季刊誌）、「Y・Focus」（英文季刊情報紙）。その他、日本YMCA研究所紀要、同シリーズがある。

（特）日本赤十字社青少年赤十字

設立 大正11年（1922年）

団体の目的 国際赤十字の精神を基調としたグループ活動により、奉仕・博愛の精神をかん養する。

刊行物の概要 青少年赤十字は、対象（小・中学生）別のハンドブック、トレーニングセンタの手引き、指導者（小・中学校）用手引きなどを刊行しているが、テーマは主として、

青少年赤十字運動・活動展開および指導理念・方法などである。具体的には、「青少年赤十字ハンドブック」(小・中学生のそれぞれに対して、青少年赤十字メンバーとして、必要な知識を学ばせるための内容)、「トレーニングセンターの手引き」(リーダーシップ・トレーニング・センターに参加する小・中高生のそれぞれに向けた情報提供)、「指導者用手引き」(青少年赤十字メンバーの活動をより推進させるために小・中高校のそれぞれの指導者に向けた指導書)などがある。その他、「青少年赤十字実践研究事例集」(昭和57年3月、青少年赤十字を学校教育の中にどのように位置づけ、実践したか、具体的な研究方法を集録したもの。)

定期刊行物としては、青少年赤十字機関誌小学生号、中学生号、高校生号、青少年赤十字指導情報が、それぞれ年3回刊行されている。

青少年関係団体の文献

青少年育成国民会議加盟の育成団体(50)、教化団体(7)、マスコミ関係団体(17)、公共団体関係(4)、その他の団体(13)の91団体、および青少年問題研究会と全国少年自然の家連絡協議会に呼びかけて、該当文献の提供を依頼した。

回答を寄せていただいた団体は11団体であるが、青少年に関する調査や施策提言を実施したり、文献として刊行する機会はまれのようである。

以下は、回答を寄せられた団体の目的と刊行文献の紹介である。(国民会議加盟団体については、会員名簿掲載順)

(財) 全日本社会教育連合会

設立 昭和20年(1945年)

団体の目的 社会教育を振興させ、日本国憲法の精神に基き、健全な民主主義思想の普及徹底に寄与することをもって目的とする。

刊行物の概要 この会の目的にも記されているとおり、社会教育の振興をめざして、刊行物がとりあげられる。青少年の育成、あるいは青年への呼びかけなどをテーマとしたものには、「思春期の性と教育」(昭和48年3月、世界的な性解放のムードの中で性教育の重要性を小学校高学年、中学生および両親、教師のためにまとめたもの)、「青年期の性と教育」(昭和48年6月)、「青少年教育の実践」(昭和55年3月、青少年期の人間形成に対する家庭、学校、社会が果たすそれぞれの役割を再検討し、青少年教育の新しい構想を实践する方策についてまとめたもの)、「若い力」(昭和52年3月、NHK主催の「青年の主張」出場者に、人生について、生き方について聴いたもの)などがある。その他、「青少年非行防止への道」(昭和57年5月、非行防止活動実践記録集)がある。

なお、定期刊行物として、月刊誌「社会教育」が刊行されている。

(財) 日本女子社会教育会

設立 昭和16年(1941年)

団体の目的 日本の婦人教育および家庭教育の振興に寄与することを目的としている。

刊行物の概要 本会がこれまで実施して来た研究会、懇談会の概要報告および学習情報の提供が主なもので、そのテーマは家庭教育全般にわたっている。具体的には、過去6回の「全国家庭教育研究会概要」(中学生のもつ今日的課題——昭和53年、高校生期と家庭——昭和54年、青少年の問題行動と家庭教育——昭和56年、家族の変化と家庭教育——昭和58年、子どもの問題行動と大人の課題——昭和59年、現代青少年の性——昭和60年)がある。また、懇談会概要については、過去5回のものが刊行され、テーマは「子どもの自立と環境」(昭和55年度)、「青少年の生活」(昭和56年度)、「家庭の教育力と子どもの発達」(昭和57年度)、「現代子と親の課題」(昭和58年度)、「子育ての赤信号」(昭和59年度)があげられる。

定期刊行物として、月刊誌「女性教養」が刊行されている。

全国社会福祉協議会／全国民生委員児童委員協議会

設立 昭和26年(1951年)財団法人設立、昭和27年(1952年)社会福祉法人に変更

団体の目的 社会福祉を目的とする事業の能率的運営と組織的活動を展開し、もってわが国社会福祉の増進を期することを目的とする。

刊行物の概要 テーマは民生委員・児童委員の理念・役割・方針に関するものと、いわゆる“父子問題”とに分けられる。具体的には、前者、民生委員・児童委員の理念・役割・方針については、「児童委員活動の理念とその役割」（昭和59年10月、今日の児童問題に対応するために、児童委員活動の強化に向けて設置された児童委員活動のあり方検討委員会の報告）、「児童委員活動指針」（昭和60年10月、児童委員の活動推進方策についてのとりまとめ）がある。後者、父子問題については「父子家庭問題資料集」（昭和54年、父子家庭に係わる会議記録要旨、父子福祉対策要綱、実施状況などについてまとめたもので民生委員、福祉関係者向けのもの）などがある。

定期刊行物としては、「民生委員のひろば」（1972年までは「民生委員時報」）が、月刊で出されている。

（社）日本青年奉仕協会

設立 昭和42年（1967年）

団体の目的 青少年のボランティア活動を育て、支援することを目的とする。

刊行物の概要 ボランティア活動を推進するため、理論、方法、実践事例などをテーマとする刊行物が多い。とくに、新しい考え方と方法にもとづいてボランティア活動、ボランティア問題に対して、提案し、行動の具体化をめざそうとする情報が提示されている。具体的には、「ボランティア文明に向かって」（昭和50年3月）、「時代の扉を開く若者よ」（昭和52年1月、在学青少年のボランティア活動手引書）、「SCHOOL IN ACTION」（昭和56年3月、中・高生のボランティア学習を育てていこうとする先生のための専門指導書）、「たすけあいの中で学ぶ」（昭和56年11月）、「翔け、創造の世界へ」（昭和58年3月、10代のボランティア活動事例集）をはじめとして、ボランティア史、新しい自発的学習についての実践事例、世界各国のボランティア学習の事例紹介など幅広く、多くの文献が刊行されている。

定期刊行物としては「グラスルーツ、ボランティアのためのニュースマガジン」（隔月刊）がある。

（社）全国青年の家協議会

設立 昭和48年（1973年）

団体の目的 全国の青年の家（昭和60年現在 284施設）の連絡を密にするとともに、青少年教育に関する調査研究および情報交換などにより、それぞれの施設の管理運営の向上を図り、青年の家の発展に資する。

刊行物の概要 「青年の家の現状と課題」を大テーマとして掲げ、昭和47年度より、毎年1冊、個別テーマを選び刊行している。個別テーマは、青年の家についての基本調査、青年の家運営の理念と方法、青少年教育指導者の使命・役割、指導法、主催事業の企画と運営・事

例など多岐にわたっている。地区別研究集会の報告が内容となっているものもある。その他、「青年の家ガイドブック」（昭和47年，昭和53年の2回，全国の青年の家の施設紹介）がある。

（財）育青協会

設立 昭和47年（1972年）

団体の目的 青少年団体を育成，支援し，また青少年指導者の養成，内外の青少年問題の研究および青少年の非行対策などを推進し，次代を担う青少年の育成に寄与する。

刊行物の概要 刊行されている文献のテーマを大別すると，調査報告，情報提供，普及啓発の3領域にわたっている。具体的には，調査報告では「'75青年意識調査」（昭和51年2月，昭和40年に実施した16歳～35歳までの全国の青年の政治・教育・社会・生活観など20項目についての意見を聴取した調査の10年後の第2回調査），「在日外国人の“日本青少年観”調査」（昭和53年3月，全国各地に住む，18歳以上の在日外国人男女253名に，日本の青少年の意識や行動についての評価を問うたもの）などがある。「21世紀に向かっての青少年のあり方意識調査」（昭和59年12月，各界の有識者1,488人に対し，青少年教育にどのような意見をもっているのかを調査，収録したもの），普及啓発では「子育て父親の役割」（昭和54年4月，家庭教育に対する父親のあり方を専門家でない者の研究・討議からまとめ提言したもの），情報提供については「ボランティアにかける青春」（昭和58年5月，ボランティア団体とその活動および支援団体の紹介）などがある。

全国児童館連合会

設立 昭和43年（1968年）全国児童館連合協議会（任意団体），昭和50年（1975年）社団法人全国児童館連合会

団体の目的 地域の児童の健全なる育成を図るための総合的機能をもつ児童館の設置の促進及び運営の充実強化を図り，もって地域の児童の福祉の向上に資することを目的とする。

刊行物の概要 刊行物のテーマを大別すると，児童館そのものの理論，運営・管理方法，児童館と関係領域について，および，児童についての理解と児童をとりまく環境の実態解明とがあげられる。具体的には，児童館の理論，運営・管理方法については，「児童館！——健全育成活動のすすめ方——理論編」（昭和57年6月，児童館の歴史的発展から体力増進理論，遊びの指導技術理論まで，基礎的な理論の解説，具体的方法，技術をまとめている），「一問一答集」（昭和56年4月）などがある。児童館と関連領域については，「児童館と母親クラブ活動」（昭和58年3月，児童の健全育成活動を効果的に行う上での重要な役割をもつ母親クラブの意義と運営について事例を通して明らかにする），「児童館と非行防止活動」（昭和59年3月）がある。児童についての理解と児童をとりまく環境についての実態解明では「子どもの体力増進活動の理論と実際」（昭和57年3月），「児童館と地域の児童健全育成活動」（昭和

60年3月),「思春期の生活文化——その実態と課題」(昭和61年4月)などがある。

これらのうち、児童館という表題をつけた刊行物は、連合会の年1回刊行の機関誌でもある。

(財)修養団

設立 明治39年(1906年)

団体の目的 青少年の健全なる育成をはかるための教育を行うとともに、愛と汗の信条を実践して、明るい社会を建設し、世界の福祉と平和に寄与する。

刊行物の概要 主として、社会教育、青少年教育に携わる指導者のための理論、方法、学習を内容とするテーマが多い。特に、日本における青少年教育・社会教育の源流としての団体の特性から、歴史の紹介を通しての学習素材は貴重である。具体的には、「青少年教育と生活指導」(昭和54年3月)、「青年のころ」(昭和54年3月)、「青少年活動と安全」(昭和55年3月)、指導者シリーズとして「教育のよりどころ」(昭和54年7月)、「これからの指導とカウンセリングマインド」(昭和58年3月)、「心身一如——青少年指導者としての心身医療の研究」(昭和59年1月)、そして「修養団運動80年史——わが国社会教育の源流」(昭和60年11月、明治・大正・昭和の三代にわたって展開してきた修養団運動の歩み)という大著がある。その他「青年団の発生と発展」(昭和46年、日本において少年団が組織されたのは、大正3年(1914年)、組織者は修養団幼年会主任、小柴博といわれており、その少年団発生と発展のプロセスに焦点をあてている)。

定期刊行物は「向上」、「愛」、「向上新聞」(いずれも月刊)がある。

貯蓄増強中央委員会

設立 昭和27年(1952年)

団体の目的 民間における貯蓄増強運動の中核として、その運動方策を企画立案及び実施し、貯蓄増強の世論を喚起するとともに、政府、金融機関等に対する所要の施策実施の提案を行なうものとする。

刊行物の概要 当会の目的にそって、金銭に関する教育の推進に係る事項をそのテーマとしている。具体的には、「子どもの金銭教育——お金や物を大切にする指導」(昭和53年7月、小中学校における金銭教育の手引書)、「わが家の金銭教育」(昭和55年7月)、「こどもとお金——わが家の金銭教育」(昭和56年5月)、「今、なぜ金銭教育か——金銭教育Q & A」(昭和60年3月、小・中学校教師対象)。

定期刊行物としては、機関紙「くらしのちえ」、「生活の設計」を隔月に、「明るい生活の家計簿」、「目でみるわが家の貯蓄」を季刊で刊行している。

(財) 青少年問題研究会

設立 昭和29年5月

団体の目的 青少年に関する調査研究等を行い、青少年問題の解決に寄与することを目的としている。

刊行物の概要 関係各機関・団体、青少年指導者等を対象とした出版物が刊行されている。定期刊行物（月刊）の「青少年問題」は、関係政策の広報及び調査研究の報告と発表、健全育成施設と養護・更生施設の現状紹介等を主な内容とする総合専門誌である。その他、青少年補導関係機関並びに関係者を対象に補導センターの定義、組織、義務、委員心得、関係条令・関係機関の名称と機能等を収録した「少年補導委員手帳」、「青少年指導者必携」、「青少年問題用語小辞典」、「青少年問題小辞典」、「非行少年（保護と矯正）」を発刊し頒布している。

全国少年自然の家連絡協議会

設立 昭和47年11月

団体の目的 全国の少年自然の家の連絡提携をはかるとともに、少年教育並びに施設に関する調査、研究、広報及び情報交換等により、少年自然の家の充実向上に寄与することを目的としている。

刊行物の概要 大別すると、調査研究報告、全国の少年自然の家の紹介、機関誌の三種が刊行されている。調査研究に該当するものとしては、自然の家の施設や利用状況等の調査報告「少年自然の家運営実態調査」が、昭和53年5月と昭和57年11月に、また少年自然の家の日常の実践や研究の結果を紹介した「研究紀要」を毎年1回、昭和60年までに12号刊行している。

少年自然の家の紹介資料として「全国少年自然の家一覧表」、「全国少年自然の家案内」を毎年1回、そして「少年自然の家名鑑」を昭和56年と昭和60年に刊行している。

機関誌として「少年自然の家」を年1回、さらに、少年自然の家の職員を対象に実施している「全国少年自然の家運営研究会」の報告書を刊行している。

その他の文献

この項の解題は、少年団体活動振興協議会、(財)日本青少年研究所の刊行した文献である。

少年団体活動振興協議会については、刊行された全ての調査報告書、3点を解題に付した。

また、日本青少年研究所については、同研究所から該当するものとして27点が報告されたが、今回のねらいに添って、12冊を解題文献として選び出した。しかし、現物の照会を行った結果、すでに絶版となっているもの、委託調査のため研究所刊行扱いにはできないとされたもの等を除外して、日本と米国の小・中・高校生などに関する国際比較調査報告書、計6点を解題に付した。

日常生活圏における遊び場調査報告書

発表機関：少年団体活動振興協議会

発表年月：昭和55年3月

背景

昭和54年の国際児童年にちなみ、少年たちを取巻く社会環境の一つとして、教育、発達上欠くことの出来ない遊び場が少年たちの日常生活圏において、どのように配置され、活用されているかなどを実態調査し、少年人口に対する活動の場の適正規模や配置について研究を行なったものの報告書である。

構成

我が国の少年団体活動の普及と団体への加入促進を図ることを目的として、昭和50年度から発足した少年団体活動振興協議会の中に置かれた調査企画委員会が調査の実施と結果の分析にあたった。調査の概要の他、1 子供の遊び場の広さ、2 グループ活動と子供の遊び場・遊びの内容、3 子供の遊びの場所と内容、4 集計票、から成っており、巻末に参考資料として『石巻市ちびっこ広場設置奨励要綱』が掲載されている。B5版326ページ。

内容

この調査は青森県八戸市から鹿児島県鹿児島市にいたる全国18県30市区の140校区を対象に抽出し、A、B、C3種類の調査票により実施している。A票は各地域の遊び場の拾い出し、B票は各地域の調査員（子ども会関係者が多い）から非公共的遊び場の利用状況の聞き出し、またC票では子どもたちから直接遊びの実態を聞き出している。これらの調査により(1)子どもの日常生活圏における公共的遊び場の内、本当に遊べる空間（有効面積）と空地、寺の境内などの非公共的遊び場がどの位あるか、(2)それらの遊び場が50人位の集団や10人以内のグループによってどのような遊びに使用されているか、(3)さらにまた子どもたちが学校にいる場合と、学校から帰った場合とに分け、屋内、屋外ごとにどのような遊びが行なわれているか、それぞれの実態を把握するように務めている。

この結果小中学生一人あたりの公共的遊び場の有効面積は40.06㎡、小は4.99㎡、平均18.84㎡であることや、非公共的遊び場が一人あたり8.65㎡であること、集団活動の場としては小学校の校庭利用がもっとも多いが、小グループになるにつれて非公共的遊び場の利用が多くなること、校区内にある施設の利用が70%以上であり、その理由としては「近くにある」「広い」「安全である」があげられること、遊びの内容は多岐に渡っているが、雑談をあげる者がもっとも多く、他にはスポーツ的なものが多いこと、また、少人数での遊びを好み、学校から帰ってからは家の中で遊ぶことが多いことなど、遊び場の実態ばかりでなく、現代の子供たちの実態も示されており興味深い。

特色

子どもたちの遊び場や遊びの実態を、全国的な規模でつぶさに拾いあげており、行政施策を考える上からも、子供たちの指導にあたる立場からも参考となる。
(高塚雄介)

少年団体活動に関する実態調査報告書

発表機関：少年団体活動振興協議会

発表年月：昭和56年3月

背景 少年団体活動の普及と団体への加入促進を目的として、昭和50年度から、全国組織を有する6少年団体からなる「少年団体活動振興協議会」が発足した。本書は5年間にわたる同協議会の第一期事業のしめくくりとして、少年団体活動の振興を阻む要因を抽出し、適切な対応策を整えることが急務であるとの視点にたって、一年間をかけて行なった調査の結果と分析の報告である。対象としたのは、少年団体の加入対象年齢に該当する児童・生徒、その父母等の保護者、学校教師の三者の計6,921名である。

構成 本書の構成は、調査の概要の他、1 児童生徒についての調査結果、2 保護者についての調査結果、3 教師（一般）についての調査結果、4 団体指導者教師についての調査結果、5 少年団体活動に関する実態調査の総括、それに資料として調査票と集計表から成っている。B5版288ページ。

内容 この調査は児童生徒、保護者、それに教師を対象に調査を行なっている。児童生徒に対しては学校での教科外活動への参加状況、少年団体活動への参加状況、参加の動機、参加の頻度、参加しての感想などが19の設問により調査されている。保護者に対しては少年団体活動の経験の有無、青少年育成活動に対するボランティア経験、少年団体活動の認知状況、子どもの少年団体活動への参加状況、参加の理由、参加結果、感想など14の設問。教師に対しては教科外活動へのかかわり、少年団体活動への参加経験の有無、少年団体の認知状況、児童生徒の少年団体活動への参加に対する意見・感想など16の設問が用意された。

児童生徒の調査では小学校4年～高校1年までを対象としたが、小学生の少年団体活動への参加が各学年とも60%を超えているのに対し、中学生では中1の29%を最高に学年を追うごとに減少し、高1ではわずか8%に落ち込むなど、中高生の参加状況の不振がはっきりしている。これは進学問題とのからみが少なくないようである。また、全く参加経験の無いものが3人に1人のわりであることなど注目すべき結果が示されている。保護者の場合少年団体活動への参加について一定の評価を与えている反面、その効果や組織運営に対して疑問や不満を持つものもけっこう見られることがわかる。教師では概して年齢の若い教師ほど少年団体活動に関する認識が低く、消極的な傾向が見られる。

特色 特に親や教師の少年団体活動に対する関心や意識面に焦点をあてているという点で他に類をみない調査である。非行増加の原因を学校以外の環境や家庭にあるとする考えが教師の一般的な意識であるなど、少年団体活動とは直接関係のない項目もふくまれており、意識調査としても参考となることが少なくない。
(高塚雄介)

少年団体活動普及のための実践事例研究報告書——豊かな少年団体活動を求めて

発表機関：少年団体活動振興協議会

発表年月：昭和58年3月

背景

少年団体活動の普及と団体への加入促進を目的として、昭和50年度から、全国組織を有する6少年団体からなる「少年団体活動振興協議会」が発足した。本書はその第二期事業として、少年少女の日常生活圏と考えられる中学校区を対象に選び、その中でくり広げられる少年団体活動の実践例を多角的に分析し、現状と問題点を明らかにすることによって、全国各地域に共通する潜在的課題の顕在化と課題解決への手掛りをさぐったものである。

構成

本書は、1 実践事例研究のねらいと実施概要、2 実践事例研究報告、3 実践事例研究報告から、4 資料、の4章構成となっている。この中心となっているのは、2 実践事例研究報告で、全79ページ中55ページをあて、対象となった五つの地区のレポートを行なっている。B5版55ページ。

内容

本書の中で取上げられた地域は、(1)栃木県藤原町藤原地区、(2)神奈川県小田原市幸地区、(3)鳥取県倉吉市河北地区、(4)香川県高松市光洋中学校区、(5)名古屋市市中川区山王中学校区、の5つである。第1章においてはそれぞれの地域の選定理由をあげ、中央企画委員のメンバーが各地域にそれぞれ2～3回訪問し、実地見聞にもとづいて報告書がまとめられたことが説明されている。第2章では五つの地域別の報告が行われている。各地域とも地域特性や少年団体活動推進地区としてのモデル事業の具体例、事業実施の経過と結果、今後の課題といった内容が述べられているが、報告の仕方は地域により若干異なっている。第3章ではこれらの五つの地域の報告をもとに共通する課題をひろいだし今後の示唆を与えている。まず、今回のモデル地区を中学校区と選定したことについて、その設定理由である3項目（中学校区という地域の空間が、子供の教育問題についてのコンセンサスをつくる可能性がある場である。児童・生徒の健全育成の課題が強く叫ばれているとき、中学生の社会参加、地域活動参加の機会を一層拡充する必要がある。中学校区には既存の青少年健全育成組織が存在しており、これらの活用により少年団体相互の連携を図ることができる）が、いくつかの困難さを露呈してはいるものの、積極的に推進すべきものとの認識にいたるものであったことが示されている。さらに、団体活動の目標と内容の工夫をすること、子供の自主性・自発性を生かすこと、指導者が鍵であること、行政の役割を明らかにすること、などの課題が共通に存在したことなどが明らかにされている。

特色

地域における青少年の健全育成事業と少年団体活動とのかかわりの具体事例が示されており、共通する課題が何であるかを浮き彫りにしている。（高塚雄介）

日米小学生調査（１）
第２回日米小学生調査報告書（２）

発表機関：財団法人 日本青少年研究所

発表年月：昭和５４年２月，５９年６月

背景 日米小学生第１回調査は昭和５１年（アメリカ）と翌５２年（日本）に小学校１～６年の児童とその母親（一部、父親を含む）を対象に，第２回調査は日米とも昭和５８年に，小学校４～６年の児童を対象に試みられた。日米両国における親子関係，子どもの満足感，自己意識，規範についての考え方などの比較を行うのが主なねらいであった。

構成 第１回調査報告書は，結果の要約，調査の実施方法，結果の概要，単純集計表，の４章構成で，Ａ５版 ６４頁。
第２回調査報告書は序章，第１章・学校生活，第２章・家庭生活，第３章・いじめ，第４章・規範，第５章・価値観，第６章・満足感，の構成で，最後に調査票を収録している。Ｂ５版 １２０頁。

内容 第１回調査結果は六つの項目によって要約されている。まず「子どものしたいようにさせている日本」という表題で，勉強を除いて，子どもにしたいようにさせているのが日本の特徴であるとしている。テレビをみる，友だちと遊ぶ，おやつを食べる，など調査した七つの行動すべてにその傾向が表われている。次に「信賞必罰のアメリカ，うやむやの日本」という要約では，言葉を使ったしつけは日本の方がやや多く，アメリカでは言葉以外の手段も有効に使われ，賞罰が明確であるとしている。第三は「いつまでも子どもの日本」として，日本の子どもは母親に一人前だと見られていないと感じている。アメリカでは３分の２近くが「お母さんにおとなみたいに思われている」と答えているのに対し，日本では１割に満たない。

親子のきずなは第４の「心情がきずなの日本の親子，具体的行動がきずなのアメリカの親子」に要約されている。第５が「自分の長を知らない日本の子ども，自分にはこりを持つアメリカの子ども」。日本の子どもの４割強が「自分の一番よいところ」が答えられず，また３割近くが「自分の一番変えたいところ」がわからなかった，として，これらは日本の子どもの自己像の希薄さ，自己主張の弱さを表わしていると分析している。そして最後に「子どもは暴力におびえている」という表題をつけ，日本の子どもの３割は「家の外で，だれかにいじめられたり，おそわれたりされる」とこわがっているし，日本の子どもがもっともこわいのは両親，特に母親であるが，アメリカの子どもがもっともこわいのは友だち仲間であるとしている。

第２回調査報告書には日米両国の比較に加えて，第１回調査結果との対比もある。

第１章・学校生活については，学校へ行くことが楽しいか，先生が好きか，

クラスメートが好きか、勉強が好きか、について、日米別、学年別、男女別に示されている。全体的には、学校に対するネガティブな姿勢がアメリカで強くなっている傾向が目立つ。

第2章・家庭生活では、家族構成、父親・母親の最終学歴、外で働く母親、食事を共にする相手、部屋と机の所有率、家に帰ってから遊ぶ友達、帰宅後の子どもの行動、母親はどれ位子どもの宿題を手伝うか、家庭における子どもの仕事量、親のはめ方、しかり方、といった内容の設問である。きわだった差異をみせているのは、帰宅後の遊び友だちで、アメリカでは年上の友だちが35%を占めているのに対し、日本では7%と低い。

第3章・いじめについては、学校へ行きたくない理由、一番こわい人、外でいじめられた経験、いじめ方、クラスの友達によるいじめ、などの項目が取り上げられている。外で遊んでいる時に他の子やおとなにいじめられた経験は、日本（42%）よりはアメリカ（83%）に多い。

第4章・規範の項では、先生はきまりを守らせるか、母親はどうか、また家の中のきまり、してはならないこと、を質問している。アメリカでは生徒にきまりを守らせようとする教師が前回（4割）よりも今回（7割）のほうがふえている。

第5章は価値観について、また第6章は母子関係および自分自身についての満足感を調べたものである。

特色

この種の調査で経年的に変化を追ったものは数多くはない。第1回と第2回とでは調査方法、調査対象に違いがみられるが、日米の小学生のおかれている社会環境や親の考え方、またその特徴が全般的に把握でき興味深い。

（田中義信）

高校生将来調査——日米比較による高校生活と将来の職業生活に関する調査

発表機関：財団法人 日本青少年研究所

発表年月：昭和56年12月

背景

本調査は、学校から実社会へと進路が分化していく過程にある高校生たちの生活と意識を、日米比較によって明らかにし、現在の高校教育のかかえる問題点や改革の方向をさぐることをめざして企画、昭和55年に実施された。本報告書はその分析結果をまとめたものである。

構成

4部構成で、第Ⅰ部・調査結果の概要、第Ⅱ部・日米比較による高校生の現在と将来、第Ⅲ部・日本の高校生の進路、第Ⅳ部・アメリカからのコメント、日本からのコメント、である。巻末には調査実施マニュアルなどが収録されている。B5版298頁。

内容

第Ⅰ部では、調査の目的と方法、対象生徒のプロフィール、調査結果の要約などを紹介している。続く第Ⅱ部では、アメリカの高校生が日本の高校生の受験勉強指向型の傾向とは逆に、就職用技能指向型の意見を強くもっていること、また授業以外の校内・校外活動の経験やリーダーとして活躍する者の率がアメリカの方が高いこと、逆に勉強時間では日本の方がはるかに多いこと、進路に対する考え方では、母親の影響を強く受けるアメリカに対し、日本では父親の意見が強いこと、自己概念や価値観については日米であまり大差がないこと、など多くのデータが示されている。

第Ⅲ部は日本の高校生の進路計画形成の背景をみようとしている。最も多くの頁数をさいている部分でもある。まず第1章で、高校卒業生の進路計画を、希望する教育水準、学校および職業選択の条件とのかかわり、などの観点から考察し、第2章で、進路選択に大きな影響を及ぼす家庭的背景との関連性をさぐっている。特に父親の職業や学歴と進路や希望職種との関係にはある一定の関連傾向が見出せるとしている。第3章では、高校生の価値観、人生観の特徴的な傾向を、パーソナリティ特性・人生目標・将来の生活設計に関する質問に対する回答をもとに分析している。さらに第4章では、少なくとも見積っても1,300時間を越える高校での生活が高校生の進路形成にどのようにかかわっているか、進路志望と学校ランクとの関係、学習指導の状況、学校に対する生徒の評価と重ね合わせて検討されている。

そして最後の第Ⅳ部には、今回、アメリカ全土から抽出された1,015校に在籍する最終学年生徒28,240人、また日本の46高校に在学する3年生7,239人を対象に実施された本調査の結果を踏まえ、アメリカからのコメント、日本からのコメントを紹介している。

(田中義信)

学校教育とその効果——第2回高校生将来調査（追跡調査）

発表機関：財団法人 日本青少年研究所

発表年月：昭和59年4月

背景

昭和55年に実施された第1回調査（別項参照）と同一の対象者を2年後に追跡し、前回調査時点での状況とどのように結びついているかをさぐろうとしている。米国側の調査はアメリカ合衆国教育庁が主宰し、昭和57年春、11,995人を対象に実施され、日本側は日本青少年研究所が同じ年12月から翌年3月にかけて6,993人を対象に同じ方法で調査を行った。

構成

第Ⅰ部・調査結果の概要、第Ⅱ部・日米比較による高校卒業者の進路と現在、第Ⅲ部・日本の高校卒業者の進路と適応状況、の3部構成。最後に、調査票、集計表などが収録されている。B5版412頁。

内容

第一に、日米の高校卒業者のその後2年間の進路についての比較がある。きわだった違いがみられるのは、日本では進学者の定着率が96%であるのに、アメリカでは55%で、転学・中退率が高いこと、日本では男女による進学先の種別（4年制大学、短大）に大きな差がみられるのに対し、アメリカではほとんどみられないこと、また、高卒者の初職場定着率は日本では82%であるのに対して、アメリカでは約3割にすぎないこと、などの点である。日米の高校生の進路パターンとそれを生み出す社会的背景が概観されている。

第二は、高校卒業者が、多様化した社会生活にどのような意識をもって適応し、さらにはいかなる自己概念（自己像）を形成しているかをみようとしている。日米間で自己概念の差異が大きいのは、自己評価にかかわる項目で、「全体として自分に満足」している者は、アメリカでは8割近いが、日本では3割にすぎない。また、「計画遂行の自信」がある者についても、アメリカでは8割近いのに対して、日本では4割にすぎないなど、自分を肯定的に評価する者、自分に自信がある者がアメリカに多く、日本に少ないという傾向が浮き彫りにされている。

第三は、高校卒業後の進路や社会生活への適応を規定している社会的要因、とりわけ、高校教育がどのような影響力を及ぼしているかをさぐろうとしている。ここでは職業生活への適応には、高校の構造的要因（学校ランク、学科）と高校生活体験にかかわる個人的要因（学業成績、高校生活への適応状況）の2つが影響を与えているとし、その作用メカニズムを、企業規模および職種別に分類して考察を試みている。

特色

日本とアメリカとの国際比較を前提とし、しかも2年ごとに追跡調査を続行するように計画された大規模かつ長期にわたる調査研究の成果である。

(田中義信)

日米中学生・母親調査報告書

発表機関：財団法人 日本青少年研究所

発表年月：昭和60年2月

背景 日本青少年研究所と生命保険文化センターは、1983年に日本で、1984年にはアメリカでそれぞれ中学生調査および母親調査を実施した。本報告書は、日本4,529、アメリカ2,388の回答から得られた中学生の生活実態と価値意識、またその中学生をもつ母親の家庭生活や意識に関する分析結果のまとめである。

構成 報告書は3部構成で、第1部は調査概要、第2部には中学生の、また第3部には中学生をもつ母親の日米比較調査結果が報告されている。巻末には調査票などが収録され、B5版188頁。

内容 中学生調査では、日米ともに8割以上が「学校に行くことが楽しい」と答えている反面、教師親については日米間で明らかな相違がみられること、さらに学校への要望も、日本では「規則をもっとゆるやかにしてほしい」「授業内容をもっとやさしくしてほしい」など、学校に消極的な期待しか抱いていないのに対して、アメリカでは「クラブ活動や部活動の充実」「実技、実習、実験をもっとふやしてほしい」など、学校教育の充実を求める姿勢が強いこと、などの点が浮き彫りにされている。日米間で大きな差がみられるのは「習熟度別クラス編成」で、日本の2割に対し、アメリカでは7割以上がこれを望んでいる。また、家庭生活と生活時間の項では、父母との会話、塾や習いごとの実態、帰宅後の1日の生活時間が取りあげられ、さらに、いじめの実態、逸脱行為経験の有無、非行原因のとりえ方、を日米比較で分析、紹介している。

一方、母親調査の中で日米間の格差や相違が顕著なものとして、教師や学校への期待・要望、子どもをめぐる夫との会話、子どもに対する教育期待などがあげられている。アメリカの母親は学校の環境整備（学校施設、行事）に対する要望が強いのにに対し、日本では教育に直接かわる事柄（教え方や学校づくり）に要望が高いことや、子どもをめぐる意見の対立が、子どもに関する会話の少ない日本の夫婦に多いこと、子どもの学歴として大学以上を望む母親がアメリカでは7割いるのに対して、日本では4割にすぎず、高学歴志望はアメリカの母親の方が強いことなど、日米間の実態や考え方の異なりが、共通部分と共に詳しく報告されている。

特色 調査の背景には日本における中学生のいじめや非行問題の顕在化が一つの要素をなしているが、本報告書はその問題に視点を置きつつも、全体的には幅広く中学生および母親の生活実態や価値意識に迫っており、専門的な研究者のみならず、多くの関係者にも読まれるべき示唆を含んでいる。（田中義信）

日米中学校教師調査報告書

発表機関：財団法人 日本青少年研究所

発表年月：昭和60年12月

- 背景** 昭和60年の日米中学生・母親調査報告書に続く第2作である。今回は中学校教師を対象に、教育活動の実態や教育観などを把握する目的で調査を実施した。有効回収数は日本880（38校）、アメリカ812（71校）であった。
- 構成** 報告書は調査の概要、親の教育期待と教師の教育活動、生徒指導について、生徒の問題行動、学習指導と教師の行動、学校教育についての意見・態度の6章構成で、巻末に質問項目と単純集計を記録。B5版118頁。
- 内容** まず第2章の親の教育期待と教師の教育活動では、教師の教育実践にもっとも関心をもち、そのあり方に影響を及ぼすのは生徒の父母であるが、現実には教師と父母との連携は必ずしもうまく機能していない、との認識から、教師が父母の教育期待をどうとらえているか、実際の父母の教育要求と教師の受けとめ方、そして教師の家庭教育への要望などについて分析している。
- 第3章では中学校の生徒指導の実態とその意識について、生活指導の前提となる生徒の学校生活の実態を教師がどう認識しているかを検証した上で、学校の生徒指導の取りくみの実態、生徒指導に関する幾つかの意見についての賛否を検討している。
- 第4章は生徒の問題行動にかかわる領域で、その実態と原因、そして学校の役割などについて分析している。特に先に発表した日米中学生・母親調査報告書では、いじめの実態の深刻さが浮き彫りにされたが、中学校の教師はこのような中学生の問題行動の実態をどの程度認識しているのか、中学生、母親と同様の質問を教師に対して行い、三者の間の比較を試みている。そして学校の役割を教師がどのように考えているかを最後に検討している。
- 第5章は教師の学習指導をめぐる実態とその意識、そして教師の学校内でのインフォーマルな活動の実態についてである。教師の教育活動の中心はいうまでもなく学習指導におかれるが、実際の学習指導はどのように行われているか、その実態を明らかにしようとしている。
- そして第6章は、学習指導や進路指導、学校事故、学校の地域社会への開放などについての、中学教師の意見や態度のありようをさぐろうとしている。これらを見ることによって、今日における日本の中学校教師の教育観、学校観を明らかにすることを試みている。

(田中義信)

文 献 索 引

文献索引

解題文献の索引作製については、次のような方針をとった。

- (1)全解題文献を次の22領域に分類した。

青少年の意識・行動、青少年の健康と体力、青少年の労働・職業・福祉、青少年の余暇、青少年団体・グループ、青少年の社会参加、国際交流、青少年指導者、青少年施設、家庭・幼児教育、社会教育・生涯教育、学校教育、生徒指導、児童福祉・障害者年、非行・問題行動、マスコミ、社会環境、性意識・行動、カウンセリング、安全教育、青少年行政、健全育成と国民運動

- (2)それぞれの領域ごとに文献の表題を五十音順に配列した。

- (3)文献の内容がいくつかの領域にまたがる場合には、それぞれの領域に配列した。

文 献 索 引

領域	書 名	発刊年		ページ
1. 青少年の意識・行動				
カ	現代青少年の意識と行動の特質に関する研究	44	総 理 府	58
	現代青年の生活の価値観	61	総 務 庁	83
	県内中・高校生の生活と意識に関する調査報告書	58	福 島 県	144
サ	埼玉青少年の意識と行動調査報告書	60	埼 玉 県	145
	少年の主張	54	青少年育成国民会議	190
	情報化社会と青少年	57	総 理 府	77
	信州青少年の生活意識に関する実態調査報告書	55	長 野 県	143
	青少年育成調査報告——青年はこう考える～20歳の意識と生活	42	埼 玉 県	141
	青少年の意識と行動に関する調査	60	静 岡 県	146
	青少年の活力に関する研究調査報告	60	総 務 庁	82
	青少年の社会的適応状況に関する基礎調査	53	総 理 府	68
	青少年の人間形成に影響を及ぼす諸要因に関する研究調査——わが国の“若者人格”論	53	総 理 府	69
	青少年の生活に関する地域住民の意識	60	茨 城 県	151
	青少年、大人の意識——青少年育成に関する意識調査結果報告書	61	鳥 取 県	154
	青少年の連帯感などに関する調査	46, 51, 56, 60	総 理 府・総務庁	62
	青少年のルール観——社会規範調査報告書	50	総 理 府	66
	世界の青年との比較からみた日本の青年——世界青年意識調査第3回報告書	59	総 理 府	80
タ	第1回ぐんま青少年基本調査報告書	61	群 馬 県	148
	大都市高校生の心理的特徴と生活環境——昭和53年度東京都青少年問題調査報告書	54	東 京 都	142
	大都市青少年の人間関係に関する調査——対人関係の希薄化の問題との関連からみた分析	60	東 京 都	147
	第45回府政に関する世論調査——青少年の健全育成	57	大 阪 府	150
ナ	年少労働者の生活と意識に関する調査	39	総 理 府	52
ハ	暴走行為および暴走族に対する青少年の意識	57	茨 城 県	158
2. 青少年の健康・体力				
サ	青少年の健康と体力	52	文 部 省	111
タ	体力・運動能力調査報告書	44, 50, 56, 59	文 部 省	105
	ちょっと変だぞ!子どものからだ	60	青少年育成国民会議	201

3. 青少年の労働・職業・福祉

ア	あすをきずく働く青少年の皆さんへ	43	青少年育成国民会議	187
カ	高校生将来調査——日米比較による高校生活と将来の職業生活に関する調査	56	日本青少年研究所	227
	学校教育とその効果——第2回高校生将来調査（追跡調査）	59	日本青少年研究所	228
	今後における勤労青少年対策に関する建議	43	労働省	46
	勤労青少年の職業、余暇、生活設計に関する調査報告	60	労働省	127
	勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査	54	労働省	127
	勤労青少年福祉対策基本方針案大綱についての答申	46	労働省	48
	勤労青少年福祉対策基本方針（第2次）	51	労働省	49
	勤労青少年福祉対策基本方針（第3次）	56	労働省	50
	勤労青少年福祉法案大綱についての答申	45	労働省	47
サ	青少年の職業選択に関する世論調査	41	総理府	56
	青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査	45	労働省	127
	青少年労働の現状	45	労働省	125
	昭和60年版勤労青少年の状況	60	労働省	125
タ	第4次勤労青少年福祉対策基本方針	61	労働省	51
ナ	年少労働者の生活と意識に関する調査	39	総理府	52
	年少労働に関する施策について（報告）	41	労働省	45
	年少労働者の保護福祉に関する建議書	30	労働省	44

4. 青少年の余暇

カ	勤労青少年の職業、余暇、生活設計に関する調査報告	60	労働省	127
	勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査	54	労働省	127
サ	青少年労働者の職業意識と余暇活動に関する調査	45	労働省	127
	青少年の余暇活動に関する指導者の養成確保について（意見具申）	44	総理府	20

5. 青少年団体・グループ

サ	集団のもつ不適応能力の改善の可能性についての研究	45	群馬県	155
	少年団体活動に関する実態調査報告書	56	少年団体活動振興協議会	223
	少年団体活動普及のための実践事例研究報告書——豊かな少年団体活動を求めて	58	少年団体活動振興協議会	224
	少年団体の育成指導方策について（建議）	42	文部省	27
	昭和47年度地域青少年団体連絡協議会活動状況	48	青少年育成国民会議	172

青少年のグループ活動促進のために——青少年グループ・サークル調査報告書	45	青少年育成国民会議	171
青少年のグループ活動に関する世論調査	41	総 理 府	55
青少年のグループ・サークル活動促進のために——事例調査研究報告書	55	青少年育成国民会議	181
青少年団体加入状況調査	47	総 理 府	65
青少年団体連絡協議会の現状と役割——全国青少年団体連絡協議会研究会から	47	青少年育成国民会議	172
タ 地域青少年団体連絡協議会の設置状況	47	青少年育成国民会議	172
都道府県（特別市）における青少年団体連絡協議会の設置運営状況	50	青少年育成国民会議	176
ハ ふくしまの青少年団体・グループ——青少年団体等地域活動実態調査の概要	60	福 島 県	156
6. 青少年の社会参加			
ア あすをきずく青少年のつどい＜中央大会・記録＞	42	青少年育成国民会議	185
カ 国際児童年全国統一キャンペーン——キャラバン隊活動報告書	54	青少年育成国民会議	191
サ 青年の社会参加を考える——青少年指導者の手引き	48	青少年育成国民会議	188
青少年と社会参加（意見具申）	54	総 理 府	24
青少年の社会参加における促進要因と阻害要因に関する調査研究	55	総 理 府	73
青少年の社会参加に関する研究調査報告書	54	総 理 府	72
タ 中央青年フォーラム報告書	61	青少年育成国民会議	205
ナ 21世紀に向かって、今、青年は何をなすべきか——全国青年シンポジウム報告書	56	青少年育成国民会議	195
7. 国際交流			
カ 諸外国における青少年国際交流状況等に関する調査報告書	57	青少年育成国民会議	182
教育・学術・文化における国際交流について（答申）	49	文 部 省	31
「国際青年の村'85」報告	61	青少年育成国民会議	206
国際児童年子ども海外特派員報告	54	青少年育成国民会議	192
サ 昭和51年度青少年国際交流事業参加青年追跡調査報告書	52	青少年育成国民会議	179
青少年国際交流事業参加者の実態・意識調査報告書	51	青少年育成国民会議	178
青少年の国際交流について（意見具申）	42	総 理 府	19
青少年の国際交流の振興方策について（意見具申）	46	総 理 府	22
青少年の海外旅行に関する世論調査	44	総 理 府	59
青少年国際交流ハンドブック——青少年国際交流指導者のためのマニュアル	56	青少年育成国民会議	196

8. 青少年指導者

サ	青少年育成国民運動推進員、推進指導員に関する実態調査報告	48	青少年育成国民会議	174
	青年の社会参加を考える——青少年指導者の手引き	48	青少年育成国民会議	188
ワ	我が国の青少年指導者——特に有志指導者と関連して	51	青少年育成国民会議	169

9. 青少年施設

カ	「日常生活圏における遊び場」調査報告書	55	少年団団体活動振興協議会	222
サ	集団宿泊指導の在り方——少年自然の家における集団宿泊指導についての研究報告	50	文 部 省	109
	集団宿泊指導の在り方——青年の家における集団宿泊指導についての研究報告	50	文 部 省	109
	青少年教育施設の現況	59	文 部 省	119
	青少年施設における主催事業の実態調査報告書	56	文 部 省	115
	青少年施設に関する調査	47	総 理 府	64
	青少年健全育成施設の整備について（意見具申）	42	総 理 府	18
タ	中学生と施設	60	神 奈 川 県	152

10. 家庭・幼児教育

カ	家庭教育の基盤に関する報告書	61	滋 賀 県	153
	家庭における児童の養育の在り方とこれを支える地域の役割について（意見具申）	59	厚 生 省	43
	現代の家庭教育——乳幼児期編	59	文 部 省	120
	子供のしつけなどに関する母親の意識	46	総 理 府	61
	今後における保育所のあり方（中間報告）	51	厚 生 省	39
	国際比較「青少年と家庭」——青少年と家庭に関する国際比較調査報告書	57	総 理 府	76
サ	青少年をめぐる家庭基盤の充実に関する調査研究	59	総 理 府	81
	青少年非行に関する親の実態調査	60	神 奈 川 県	159
	全国家庭児童調査	39, 45	厚 生 省	123
タ	共稼ぎ家庭における意識等の調査——児童・生徒の生活環境調査	50	宮 崎 県	149
ナ	日米中学生・母親調査報告書	60	日本青少年研究所	229
ハ	非行少年の親子関係としつけに関する研究（1～4）	53～55年	警 察 庁	90
	保育所における幼児教育のあり方について（意見具申）	46	厚 生 省	37
マ	三つ子の魂百まで——これからの家庭教育	59	青少年育成国民会議	200
ヤ	幼児をもつ母親の意識に関する調査	58	総 理 府	79

11. 社会教育・生涯教育

カ	急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について (答申)	46	文	部	省	28
	国民の文化・体育・社会教育活動に関する調査報告	45	文	部	省	108
サ	在学青少年に対する社会教育の在り方について(建議)	49	文	部	省	30
	市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について (答申)	49	文	部	省	32
	生涯教育について(答申)	56	文	部	省	34
	青少年教育関係事業の概況	60	文	部	省	122
	青少年教育の現状	44, 49, 51~55	文	部	省	106
	青少年の徳性と社会教育(答申)	56	文	部	省	33
マ	民間における社会教育・文化事業の概況	53	文	部	省	114
ワ	我が国の教育水準	34, 39, 45, 50, 55	文	部	省	100
	我が国の社会教育 — 現状と課題	40	文	部	省	104

12. 学校教育

カ	高校生将来調査 — 日米比較による高校生活と将来の職業生活に関する調査	56	日本青少年研究所	227
	学校教育とその効果 — 第2回高校生将来調査（追跡調査）	59	日本青少年研究所	228
	今後における学校教育の総合的な拡充・整備のための基本的施策について（答申）	46	文 部 省	29
サ	生徒の非行化の度合に対する教師の評定 — 中高別、地位別、年齢別による分析	54	警 察 庁	91
タ	第2回日米小学生調査報告書	59	日本青少年研究所	225
	中学校における対教師暴力の背景となっている生徒の意識態度の研究	56	警 察 庁	93
ナ	日米小学生調査	54	日本青少年研究所	225
	日米中学校教師調査報告書	60	日本青少年研究所	230
	日米中学生・母親調査報告書	60	日本青少年研究所	229
ワ	我が国の教育水準	34. 39. 45. 50. 55	文 部 省	100

13. 生徒指導

カ	学校行事をめぐる諸問題 — 中学校特別活動指導資料第3集	56	文	部	省	116
	高等学校における生活指導上の諸問題 — 生徒指導研究資料第 1集	44	文	部	省	102
サ	思春期における生徒指導上の諸問題 — 高等学校編 生徒指導 研究資料第5集	49	文	部	省	102
	思春期における生徒指導上の諸問題 — 中学校編 生徒指導資 料第10集	49	文	部	省	102
	児童の反社会的行動をめぐる指導上の諸問題 — 窃盗(万引き) に関する指導を中心として — 小学校生徒指導資料第4集	60	文	部	省	112
	集団宿泊指導の在り方 — 少年自然の家における集団宿泊指導 についての研究報告	50	文	部	省	109

	集団宿泊指導の在り方 — 青年の家における集団宿泊指導についての研究報告	50	文	部	省	109
	生徒指導の手引き (改訂版) — 生徒指導資料第1集	40	文	部	省	102
	生徒の非行化の度合に対する教師の評定 — 中高別, 地位別, 年齢別による分析	54	警	察	庁	91
	生徒の健全育成をめぐる諸問題 — 登校拒否問題を中心に — 中学・高等学校編	58	文	部	省	118
タ	中学・高校教師の非行観および生活指導に対する意見 — 学校種類別の差異	54	警	察	庁	91
ハ	非行生徒に対する教師の取り扱い方の意識と実態 — 非行生徒の措置の決定要因と実際のケースの処理過程	54	警	察	庁	91
マ	問題行動をもつ生徒の指導 — 高等学校編 生徒指導研究資料第8集	52	文	部	省	112
	問題行動をもつ生徒の指導 — 中学校編 生徒指導資料第13集	52	文	部	省	112
14. 児童福祉・障害者年						
カ	国際障害者年事業の在り方について (意見具申)	55	厚	生	省	40
	今後推進すべき児童福祉対策について (答申)	49	厚	生	省	38
	今後のわが国児童家庭福祉の方向について (意見具申)	56	厚	生	省	42
サ	児童手当制度の基本的あり方について (意見具申)	55	厚	生	省	41
	児童福祉に関する当面の推進策について — 保母の養成確保対策について (意見具申)	45	厚	生	省	36
タ	当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申	43	厚	生	省	35
15. 非行・問題行動						
ア	遊び型非行の特性に関する研究調査	58	総	理	府	78
	「いじめ」その要因と対応策 — 青少年育成者のための手引き	61	青少年育成国民会議			203
カ	家庭内暴力に関する調査研究	55	総	理	府	74
	高校生における非行化の条件 (1, 2)	57	警	察	庁	95
サ	青少年指導者・教師のための手引き 校内暴力事件はなぜ起こる——その要因と対応策	56	青少年育成国民会議			194
	小学生の非行要因の検討	54	警	察	庁	90
	女子非行少年の社会的背景と性役割認知等に関する調査	56	警	察	庁	94
	青少年の健全育成及び非行防止対策について (閣議報告)	40	総	理	府	16
	青少年の自殺に関する研究調査	54	総	理	府	71
	青少年の薬物乱用の実態と今後の動向について	49	警	察	庁	87
	青少年の非行等問題行動への対応 (答申)	57	総	理	府	25
	青少年非行対策に関する意見 (意見具申)	40	総	理	府	15
	青少年非行に関する親の実態調査	60	神奈川県			159
	青少年非行防止全国研究集会'85報告書	61	青少年育成国民会議			204

	生徒の非行化の度合に対する教師の評定 — 中高別、地位別、年齢別による分析	54	警 察 庁	91
	生徒の健全育成をめぐる諸問題 — 登校拒否問題を中心に — 中学・高等学校編	58	文 部 省	118
	潜在非行とマスコミの影響	41	埼 玉 県	157
タ	中学・高校教師の非行観および生活指導に対する意見 — 学校種類別の差異	54	警 察 庁	91
	中学校における対教師暴力の背景となっている生徒の意識態度の研究	56	警 察 庁	93
	中学生による暴力的非行の研究 — パターン分類による特徴の検討	59	警 察 庁	96
	中学生の生徒間暴力についての分析 (1~4)	57~59	警 察 庁	96
ナ	年少少年の非行原因に関する研究	59~61	法 務 省	98
ハ	非行原因に関する総合的調査研究	54	総 理 府	70
	非行少年の親子関係としつけに関する研究 (1~4)	53~55	警 察 庁	88
	非行少年の生活実態調査	44	総 理 府	57
	非行に親和的な環境要因に関する研究 — 少年の飲酒喫煙行動	39	警 察 庁	84
	非行生徒に対する教師の取り扱い方の意識と実態 — 非行生徒の措置の決定要因と実際のケースの処理過程	54	警 察 庁	91
	暴走行為および暴走族に対する青少年の意識	57	茨 城 県	158
マ	未成年者の飲酒喫煙行動規制に関する研究	39	警 察 庁	84
	問題行動をもつ生徒の指導 — 高等学校編 生徒指導研究資料第8集	52	文 部 省	112
	問題行動をもつ生徒の指導 — 中学校編 生徒指導資料第13集	52	文 部 省	112
16. マスコミ				
サ	情報化社会と青少年	57	総 理 府	77
	青少年のマスコミ (特にテレビ) との接触状況調査の概要	41	総 理 府	53
	青少年のマスコミとの接触状況調査 — 週刊誌を中心として	43	総 理 府	53
	青少年のマスコミ (特にテレビ) との接触状況調査	44	総 理 府	53
	潜在非行とマスコミの影響	41	埼 玉 県	157
	青少年の性に対する態度とマスコミの性的表現 (I~III)	46	警 察 庁	85
タ	テレビ番組、雑誌、映画広告物と青少年に関する懇談会報告 — 昭和54年度	55	青少年育成国民会議	193
17. 社会環境				
サ	社会環境の浄化に関する世論調査	44	総 理 府	60
	青少年と有害環境 — 欧米諸国における各種規制とわが国の現状・課題	60	青少年育成国民会議	202
タ	テレビ番組、雑誌、映画広告物と青少年に関する懇談会報告 — 昭和54年度	55	青少年育成国民会議	193

18. 性意識・行動			
サ	少年の性意識、性行動の要因と対応策——昭和58年度環境問題専門委員会報告書	59	青少年育成国民会議 199
	青少年の性行動——わが国の高校生・大学生に関する調査報告（第1回、第2回）	50, 56	総 理 府 67
	青少年の性に対する態度とマスコミの性的表現（Ⅰ～Ⅲ）	46	警 察 庁 85
19. カウンセリング			
カ	カウンセリングのポイント 12章	58	青少年育成国民会議 198
サ	青少年相談実施機関調査	58	文 部 省 117
20. 安全教育			
サ	青少年教育活動における安全確保・事故防止対策の現況 — 保険制度及び見舞金制度編	60	文 部 省 121
21. 青少年行政			
ア	明日をひらくぐんま青少年行動計画 — 青少年の社会参加をめざして	61	群 馬 県 139
	大阪府青少年育成計画<ブラネット計画>	61	大 阪 府 140
サ	少年法改正答申	52	法 務 省 26
	青少年行政の変遷（昭和20～55年）	57	総 理 府 75
	青少年健全育成のための東京都行動計画 — すこやかに育て、東京21世紀の担い手	59	東 京 都 136
	青少年対策M A T R I X — 730日の歩み	58	岡 山 県 135
	青少年に関する行政施策の基本的な考え方について（答申）	47	総 理 府 23
タ	第5次秋田県青少年育成総合基本計画 — ロマンと知性とチャレンジで21世紀の秋田を	61	秋 田 県 138
	当面の青少年対策に関する意見（意見具申）	39	総 理 府 14
	当面の青少年対策の重点について（答申）	41	総 理 府 17
	都市化の進展と青少年対策について（意見具申）	45	総 理 府 21
ヤ	山梨県青少年育成行動計画 — 青少年の自主・自立と社会参加による21世紀をめざして	60	山 梨 県 137
22. 健全育成・国民運動			
カ	「家庭の日」運動及び健全な家庭づくりに関する全国調査報告	53	青少年育成国民会議 180
サ	市町村民会議づくりと地域活動のすすめ——青少年育成運動推進者の手びき	57	青少年育成国民会議 197
	少年の主張	54	青少年育成国民会議 190
	青少年育成国民運動10年のあゆみ — 青少年育成国民会議発足10周年記念	52	青少年育成国民会議 189
	青少年育成国民運動の手びき (1)～(5)	42, 43, 44	青少年育成国民会議 183

青少年育成市町村民会議の設置・活動状況	51	青少年育成国民会議	177
青少年育成と地域活動の課題 ― その具体的な取り組み	58	青少年育成国民会議	170
青少年育成都道府県民会議の現状	49	青少年育成国民会議	175
青少年育成の基本課題	51	青少年育成国民会議	168
青少年とともに ― 会長茅誠司講演集	43	青少年育成国民会議	186